

昭和 58 年 版

消 防 白 書

消 防 庁

## はじめに

昭和57年中の総出火件数は、6万568件で、戦後最悪であった昭和48年の出火件数より1万件以上減少しており、放火自殺者を除いた死者数及び建物焼損面積も、近年減少傾向を示している。

しかしながら、昭和57年中は、ホテル・ニュージャパン火災、羽田沖日航機墜落事故、鹿島コンビナート火災、浦河沖地震、7月から9月にかけての集中豪雨や台風による災害、堺市の化学工場爆発火災、四日市市の合成樹脂類等の保管倉庫火災などが発生し、さらに、本年に入ってから、4月の東北地方を中心とした大規模な林野火災、5月の日本海中部地震とそれに伴う津波災害、7月の島根・山口地方を中心とした集中豪雨等相次いで大災害が発生しており、災害形態は、ますます複雑多様化し、大規模化する傾向がみられる。

今年の白書は、自治体消防発足35周年を迎えるに当たり、自治体消防の発展を回顧しつつ、このような現状を踏まえて、今後の消防防災体制の方向と当面の諸問題を論じるとともに、主に昭和57年中の資料を中心に、火災をはじめとする各種の災害の実態と消防行政の現況について解説したものである。

この白書が、国民生活の安全を守る消防防災活動について、国民各位の認識と理解を深め、また、国、地方公共団体のみならず住民、企業をも含めた地域ぐるみの消防防災体制の確立に広く活用されることを願うものである。

昭和58年11月

消防庁

## 目 次

第1 総 説 .....	1
1 住民生活の安全確保をめざして .....	1
(1) 自治体消防35年の歩み .....	1
(2) 今後の消防防災体制の方向 .....	3
2 最近の災害の動向 .....	7
(1) 火 災 .....	7
(2) 地震災害及び風水害等 .....	9
(3) その他の災害 .....	10
3 当面の諸問題 .....	12
(1) 消防体制の整備 .....	12
(2) 救急救助体制の充実 .....	16
(3) 防災対策の推進 .....	18
(4) 震災対策の推進 .....	21
(5) 防災意識の高揚と自主防災体制の確立 .....	23
(6) 予防行政の充実 .....	26
(7) 危険物規制と石油コンビナート災害対策の推進 .....	30
(8) 林野火災対策の推進 .....	32
(9) 特殊災害対策の推進 .....	33
(10) 研究開発の推進 .....	34
第2 火災等の災害の実態 .....	37
1 火 災 .....	37
(1) 出 火 件 数 .....	37
(2) 損 害 額 .....	43
(3) 死 者 .....	43

- (4) 出火原因.....54
- (5) 火災種別ごとの状況.....58
- (6) 昭和58年上半年期における火災の発生状況.....69
- (7) 外国の火災状況.....70
- 2 地震災害及び風水害等.....73
  - (1) 地震災害.....73
  - (2) 風水害, 雪害等.....74
- 3 ガス等によるその他の災害.....77
  - (1) ガスによる災害.....77
  - (2) 石油コンビナート災害.....80
  - (3) 危険物施設等における災害.....82
  - (4) 海上災害.....85
  - (5) 航空機災害.....86
- 第3 消防行政の現況 .....87
  - 1 消防体制.....87
    - (1) 消防組織.....87
    - (2) 消防施設.....91
    - (3) 関係行政機関との協力.....94
  - 2 救急業務.....96
    - (1) 実施状況.....96
    - (2) 実施体制.....101
    - (3) 救急医療体制.....104
  - 3 救助活動.....106
    - (1) 実施状況.....106
    - (2) 実施体制.....107
  - 4 防災対策.....108
    - (1) 防災体制.....108
    - (2) 防災無線通信網.....110

- (3) 風水害対策等.....112
- (4) 活動火山対策.....114
- 5 震災対策.....115
  - (1) 消防庁の震災対策.....115
  - (2) 地方公共団体における震災対策.....119
- 6 防災意識の高揚と自主防災体制.....125
  - (1) 防災意識の高揚.....125
  - (2) 自主防災体制.....127
- 7 予防行政.....132
  - (1) 防火管理制度.....132
  - (2) 消防用設備規制.....134
  - (3) 防火基準適合表示制度.....140
  - (4) 消防同意及び予防査察等.....142
  - (5) 消防用機械器具等の検定等.....148
- 8 危険物行政.....151
  - (1) 危険物規制.....151
  - (2) 石油パイプライン事業の保安規制.....158
- 9 石油コンビナート災害対策.....159
  - (1) 石油コンビナート災害対策区域の状況.....159
  - (2) 防災体制.....161
  - (3) 事業所のレイアウト規制.....163
- 10 林野火災対策.....165
  - (1) 林野火災特別地域対策事業.....165
  - (2) 広域消防体制の整備.....166
  - (3) 出火防止対策等.....167
- 11 特殊災害対策.....169
  - (1) ガス災害対策.....169
  - (2) 原子力災害対策.....169
  - (3) 高層建築物及び地下街等の火災対策.....171

- (4) 海上災害対策..... 173
- (5) 大規模交通災害対策..... 174
- (6) そ の 他..... 175
- 12 消防の教育訓練等..... 177
  - (1) 消防大学校における教育訓練及び技術的援助..... 177
  - (2) 消防学校における教育訓練..... 179
  - (3) 全国消防救助技術大会等の実施..... 182
  - (4) 国 際 交 流..... 183
- 13 消防職員及び消防団員の活動状況と処遇..... 185
  - (1) 活 動 状 況..... 185
  - (2) 公務災害の状況..... 185
  - (3) 処 遇..... 188
  - (4) 消 防 表 彰 等..... 194
- 14 消防の科学技術の研究..... 199
  - (1) 大震火災対策に関する研究..... 199
  - (2) 石油コンビナート等の災害防止に関する研究..... 200
  - (3) その他の火災対策に関する研究..... 201
  - (4) そ の 他..... 202
- 15 消 防 財 政..... 204
  - (1) 市町村の消防費..... 204
  - (2) 市町村消防費の財源..... 205
  - (3) 都道府県の消防防災費..... 210
  - (4) 国 の 消 防 費..... 212
- 附 属 資 料..... 213
- 図 表 索 引..... 281

# 第 1 総 説

## 1 住民生活の安全確保をめざして

### (1) 自治体消防 35 年の歩み

我が国の消防は、昭和23年に警察から分離独立し、市町村が、責任を有する自治体消防として新たな出発をして以来、既に35年を経過して、今日では、警防、予防、救急救助、防災等広範な業務を所掌し、国民の間に完全に定着するに至っている。

この35年の間、我が国の社会経済は、戦災復興と食糧難の時代、欧米諸国に追いつけ、追い越せを目標とする高度成長の時代を経て、人口の高齢化、経済成長の鈍化、国民の価値観の多様化等様々な面での成熟化の時代を迎えている。消防行政においても、これらの時代の変遷の中で、都市構造及び建築構造の変化、危険物の増加、国民の生活様式の変化等に適切に対処しつつ、住民生活の安全確保をめざして消防力の充実強化を図り、今日では欧米諸国との比較においても決して見劣りしない水準に到達するに至った。

自治体消防の整備の過程で最も注目すべきものは、消防本部・署の設置による消防常備化の推進である。

自治体消防発足直後の昭和24年当時には、わずか218市町村が常備化しているにすぎず、消防本部数217、消防署所数268、消防職員数2万1,871を数えるのみであったが、昭和40年には620消防本部、昭和50年には859消防本部に増加し、昭和57年4月1日現在においては、923消防本部、4,471消防署所において12万5,335人の消防職員を擁するに至っている。昭和58年4月現在、常備化市町村の数は2,931に達し、常備化率は市町村数において90.0%となり、全国の人口の98.2%をカバーするに至った。今や、全国的にみた場合、山間地、離島等を除いては、ほぼ消防の常備化が達成されたといつてよい。また、消防施設装備の面でも、はしご付消防ポンプ自動車、化学消防自

動車、救助工作車、消防艇、ヘリコプター等の科学消防力の整備が進められ、小型動力ポンプ、動力ポンプ積載車の増強等消防団の機動力の強化が図られる等、この35年間に格段の充実を示している。

戦後の消防行政を特徴づけるものとして、予防行政の著しい進展があげられる。

昭和23年の消防法の施行により火災予防業務が初めて体系化されたが、その後都市構造及び建築構造の変化、危険物の増加等に伴う災害の複雑多様化に対処して、予防査察の強化、防火管理体制の整備、消防用設備等の設置義務付けとその遡及適用、技術基準の改正による危険物規制の徹底、石油コンビナート等災害防止対策の実施等各般にわたりその業務範囲が拡大され、かつ、その規制内容も極めて充実したものとなってきている。特に最近においては、一定規模以上の旅館、ホテル、百貨店等を対象として防火対象物の防災対策の状況について広く国民に情報を提供する防火基準適合表示制度を発足させたところであり、いわゆる「適マーク」の交付を通じ、予防行政は広く国民の間に浸透した。現在では、1万人あまりの職員が予防業務に従事し、個々の建築物における防火面での適合性を確認するための消防同意の件数は、昭和57年度で約109万件、防火対象物や危険物施設に対する査察件数は約158万件にも達している。

消防業務の中で最も急速な発展を遂げたのは、救急救助業務である。

昭和38年の消防法改正により、救急業務が消防の任務として法制化されて以来、住民の救急需要の高まりとともに、救急業務を実施する市町村の数は、昭和38年当時の214団体から、昭和58年には、全市町村の91.1%に当たる2,965団体へと急増し、人口比でも98.3%に当たる地域をカバーするに至っている。特に最近に至っては、救急隊員の応急処置の内容の明確化、救急隊員に対する応急処置等に関する教育講習の義務付け等救急業務の内容そのものを質的に向上させるための諸施策が講ぜられている。昭和58年4月現在、これらの要件を充足した救急隊員は4万人弱、救急自動車は約4,000台となっており、昭和57年中には、約213万件の救急事故に出場した。また、救助業務においても、火災現場のみならず、交通事故、風水害、労働災害等広い

範囲で救助活動を行っており、全国的に救助隊の設置が進んでいる。このように、救急救助業務は、消防業務の中で比較的歴史の浅い分野であるにもかかわらず、著しい成長を遂げ、消防行政を一層国民に密着したものにすることに大いに貢献している。

風水害や地震等の防災対策においても、消防機関は極めて重要な任務を持つようになってきた。

昭和36年の災害対策基本法の制定により、国、都道府県、市町村はそれぞれ防災会議を設け、防災活動の総合化を期するとともに、防災基本計画等との整合性を図りつつ、都道府県及び市町村が地域防災計画を策定し、総合的な地域防災体制の整備を図ることとされた。特に、災害対策基本法により、基礎的な地方公共団体としての市町村に、防災の第一次的責任が課されることとされたが、消防機関は、市町村の防災活動の実働部隊の中核として、また、地域防災に関する豊富な知識と経験を有する市町村長のブレンとして、防災対策に大きく寄与することとなった。消防機関は、火災のみならず、風水害、地震その他の災害に際しても地域防災のかなめとして、災害の防除、避難誘導、救急救助等の防災諸活動を積極的に実施している。

## (2) 今後の消防防災体制の方向

以上概観したように、我が国の自治体消防は戦後めざましい発展を遂げてきたが、災害の複雑多様化、大規模化、災害発生の可能性と危険性の増大等、消防を取り巻く環境はますます厳しいものとなってきている。したがって、住民生活の安全を確保し、安全な地域社会をつくり上げるためには、消防機関の充実強化はもとより、住民、事業所及び消防機関が一体となった地域ぐるみの消防防災体制を確立することが一層重要となっている。このような見地から、今後の消防防災体制の整備の基本的な方向として、次の諸点があげられる。

第1は、消防機関が大規模災害に対して適切に対応し得る体制をつくり上げることである。

風水害、地震その他の大規模な災害が発生した場合において、消防機関は

他の行政機関と連携しつつ、災害の防除、情報の伝達、避難誘導、救急救助等の現場活動を行い、各地域における防災活動の中核的立場で事態に対処することとなる。このため、災害特性、地域特性に応じ、大規模災害が発生した場合において、これらの防災諸活動を的確に実施できるような実践的な応急活動システムを確立し、地域防災計画をより実効性の高いものとしていく必要がある。同時に、このような観点から消防機関の機能の強化を図ることが肝要であり、特にその際、常備消防の活動と相まって100万人を超える消防団員の防災活動に期待するところが極めて大きいことに留意し、それぞれの地域の実態に即し、消防団員の確保とその防災活動の充実強化を図っていく必要がある。また、消防機関の相互応援、水火災等の非常事態における都道府県知事の指示、消防庁長官の措置等の消防組織法に定める広域にわたる応援体制に係る制度を活用し、大規模災害が発生した場合に、各消防機関において広域的対応が的確かつ円滑にできるようにしておかなければならない。

また、大規模災害が発生した場合に決定的に重要な役割を果たすのは、災害に関する情報の収集、分析である。現在、消防庁と都道府県、都道府県と市町村、市町村と各集落との間において、消防防災無線通信網の整備を進めているが、通信衛星を利用した新しい無線通信施設の整備を含め、これら全国的な災害情報ネットワークをできるかぎり早期に完成すべきである。同時に、緊急時に迅速かつ確かな情報伝達が可能となるよう無線通信網の運用方策の確立、情報連絡システムの整備等、運用面の充実を進めていく必要がある。

第2は、地域及び事業所における自主防災体制を確立することである。

地域における安全性を確保するためには、消防機関をはじめとする防災機関の活動に加えて、「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯意識に基づく自主防災体制を確立していくことが必要不可欠である。特に地震その他の大規模な災害の発生した場合には、消防機関等の活動は大きな制約を受けざるを得ず、住民の自主的な防災活動なしには、被害の防除ないし軽減を図ることはできない。また、出火原因の大部分がたばこ、火あそび等によるものであり、放火自殺者を除いた火災による死者の過半数が高齢者と乳幼児であることを考えても、住民の防火防災意識の高揚を図ることが強く要請され

る。

特に近年、各地で住みよい地域づくりをめざすコミュニティ活動が活発化してきているが、自主防災活動は、これらコミュニティ活動の基本であり、原点である。婦人防火クラブ、少年消防クラブ、自治会、町内会を中心とする自主防災組織の整備が進められ、年々その組織数も大幅に増加してきているが、今後は、消防防災に理解し協力する段階から更に一步を進め、地域防災のために具体的な活動をおこす積極的な姿勢が強く求められるところであり、国、都道府県、市町村においても、自主防災の基盤づくりのための助成を更に積極化すべきである。

事業所における自主防災体制の整備も、地域の安全防災のために欠くことのできないものである。社会経済の発展に伴い、各種の事業所が増加するとともに、施設規模も拡大し、万一災害が発生したときは、その利用者、従業員、更には周辺地域の住民に対する人命の損傷その他多大の被害が生ずる危険性が高まっている。これら事業所は、地域社会の一員としてその安全を確保する社会的責任を有するものであり、事業所内における防火防災体制を整備強化することはもとより、消防機関との応援体制の確立を図る等地域の安全のために積極的に協力すべきである。

第3は、消防行政において一層の科学化を推進することである。

社会経済の進展に伴い新たな科学技術、新たなエネルギー源、新たなシステムが、国民生活の中に導入されつつある現在、消防としてもこれらに対する安全の備えを科学的に究明し、整備していかなければならない。したがって、消防行政においては、事故の発生原因を究明し、これに対する的確な対応策を講ずることはもとより、新たな情勢の変化に即応する前向きな科学的な取り組みのために、不断の努力を傾注しなければならない。このため、消防装備の科学化、近代化、コンピュータを利用した消防救急システムの導入、危険物の新貯蔵方式に対する対応、無線通信施設の高度化等を推進するとともに、最近のエレクトロニクス技術を活用した消火救助のための資機材の開発、地域の総合的な災害危険度を評価する防災アセスメント手法の確立、大規模建築物における防災対策の総合化、システム化等に積極的に取り組んで

いくことが今後の重要な課題である。

第4は、地域の安全を確保する観点から総合的な防災行政を推進することである。

地域社会の安全防災の水準を全体として高めるためには、安全防災を支える人的、物的な諸条件の整備と、これらを有機的に連携させる総合的な施策がなければならない。今日の都市構造は、災害に対してぜい弱な体質となっており、したがって、基本的には、災害に強い都市づくり、国土づくりを進めていくことが強く求められているところである。防災に関する行政分野は極めて多岐にわたっているが、都市計画、土地利用、建築規制、各種公共事業の実施等各般にわたる行政部門において、安全防災面への十分な配慮が払われ総合的な施策が推進されなければならない。消防機関としても、これら防災に関連する行政分野について、地域防災の専門家の立場から積極的な検討を加え、地域防災の確立という観点から他の行政部門にその意見を十分反映させるよう不断の努力を傾注していく必要がある。

以上、今後の消防防災体制の整備に当たっての基本的方向を述べたが、今後とも常備消防及び消防団の機能を強化していくことが、消防防災体制の整備の基本であることはいままでもない。そのためには、今後とも施設設備の充実と高度化、消防職団員の資質の向上と処遇の改善等を積極的に推進する必要がある。特に組合消防、小規模消防については、人事、財政等の運用面における問題を解決し、その機能の強化を図るとともに、組織のあり方についても検討を進める必要がある。また、消防団については、積極的に団員確保対策を進め、適切な処遇の改善を行うなどの施策を通じ、消防団活動の活性化を図っていかなければならない。なお、昨今の行財政を取り巻く厳しい環境にかんがみ、地域の実情に即して重点的かつ効率的に消防防災体制を整備することにも十分な配慮を払うべきである。

## 2 最近の災害の動向

### (1) 火 災

#### ア 出火件数と出火率

昭和57年中の総出火件数は、6万568件で、戦後最悪であった昭和48年の出火件数より1万件以上減少しており、また、前年に比べ220件減少している。なお、昭和57年2月8日、死者33人、負傷者33人という大きな被害を出したホテル・ニュージャパン火災が発生した。

昭和58年に入って、4月27日、東北地方を中心として大規模な林野火災が発生し、焼損面積10ha以上のものが13件で、損害額50億円(概数)、焼損面積4,725ha(概数)に達する大きな被害を出している。

昭和57年中の出火件数を火災種別ごとにみると、近年横ばいの傾向にあった建物火災は3万6,996件にとどまり、前年比4.9%の減少となったが、昭和53年以降減少してきた林野火災は4,579件、前年比23.5%の増加となった。また車両火災は、昭和50年以降毎年増加しており、昭和57年中も4,417件、前年比9.1%の増加となっている。

なお、出火率(人口1万人当たりの出火件数)は、全国平均で5.1となっている。

昭和58年上半年における総出火件数は、3万3,918件で、前年同期に比べ3,706件(9.9%)の大幅な減少となっている。

#### イ 死者数と死因

昭和57年中の火災による死者は1,849人で、前年に比べ122人の減少となっている。そのうち、放火自殺者を除いた死者は1,096人で、前年に比べ130人減少し、過去5年間連続して減少した結果、過去10年間で最も少なくなっている。

これに対し、放火自殺者は前年に比べ8人増加し753人となって、死者数では昭和54年の769人に次いで戦後第2位、死者総数に占める割合は初めて

4割を超え、戦後最高となっている。

次に、死者数を火災種別ごとにみると、建物火災によるものが前年に比べ147人減少し1,233人(全体の66.7%)となっている。このうち9割近い1,082人が専用住宅又は併用住宅での火災によるものであり、例年と同様、居住用建築物の火災による死者が多くなっている。

また、火災により犠牲となった者は、例年、自力で避難できない乳幼児や寝たきり老人など身体の不自由な高齢者が多く、昭和57年中においては、放火自殺者を除く死者では、61歳以上の高齢者が477人(前年517人)、5歳以下の乳幼児が73人(前年105人)でともに減少傾向にあるものの、この両年齢層の死者で50.2%(前年50.7%)を占めている。

さらに、放火自殺者を除いた火災による死者の死因別の発生状況をみると、火傷死が574人(52.4%)、一酸化炭素中毒・窒息死が438人(40.0%)となっているが、死者の発生状況から推察すると、火傷死の中にも出火時煙にまかれて一酸化炭素中毒あるいは酸欠で倒れ、死に至ったものが相当数あると考えられる。

#### ウ 損害額と焼損面積

昭和57年中における火災による損害の額は1,491億円で前年に比べ12億円(0.8%)減少している。1日当たりの損害額は4億800万円、火災1件当たりの損害額は246万円、国民1人当たりの損害額は1,266円となっている。

建物焼損面積は193万m<sup>2</sup>で、前年に比べ16万m<sup>2</sup>(7.8%)減少し、建物火災1件当たりの焼損面積は52m<sup>2</sup>で、前年に比べ2m<sup>2</sup>(3.7%)減少している。

なお、昭和58年上半期の火災による損害額は804億円で、前年同期に比べ9億円(1.1%)増加し、建物焼損面積は106万m<sup>2</sup>と、前年同期に比べ6万m<sup>2</sup>(5.5%)減少している。

#### エ 出火原因

昭和57年中の火災の出火原因としては、失火によるものが圧倒的に多く、4万4,699件で、全火災の73.8%を占めている。なかでもたばこによるものが7,556件(全火災の12.5%)と最も多く、次いで火あそびの6,103件(10.1%)、

たき火の6,013件(9.9%)となっている。

また、放火が4,258件、放火の疑いが3,123件で、両方合わせると7,381件(12.2%)と、前年に比べ852件(13.0%)増加している。大都市地域(11大都市)においては、放火(放火の疑いを含む。)による火災が全火災の24.9%を占め、その比率は、他の地域よりも高い。特に、東京都特別区、川崎市、京都市、大阪市、北九州市、福岡市の各都市においては、放火(放火の疑いを含む。)が出火原因の第1位となっている。

## (2) 地震災害及び風水害等

### ア 地震災害

昭和57年中の有感地震は793回(前年556回)を数えた。このうち主なものは、昭和57年3月21日に発生した北海道日高地方の浦河町西方沖を震源地とするマグニチュード7.1の「昭和57年(1982年)浦河沖地震」である。この地震により、震源地に近い浦河町で震度6を記録した。また、この地震により被害を受けた市町村は、52市町村に及び負傷者167人、家屋の損壊716棟のほか、水道施設、道路、橋りょう等の施設に被害が生じた。なお、この地震においては、死者・行方不明者は無く、火災の発生も皆無であった。

昭和58年に入ってから、5月26日に秋田、青森県沖を震源地とするマグニチュード7.7の「昭和58年(1983年)日本海中部地震」が発生した。この地震により、北海道・東北から中国地方にかけての日本海側に津波が発生した。この地震及び津波による被害は13道府県217市町村に及び、死者104人(うち津波によるもの100人)、負傷者324人、家屋の全・半壊5,099棟、一部破損5,962棟のほか、水道、道路、橋りょう、鉄道、港湾等の施設及び船舶に被害が生じた。

なお、この地震においては、死者のほとんどが津波によるものであったこと及び液状化現象による建造物被害が大きかったことが特色であり、昼食時の発生にもかかわらず火災の発生は4件にとどまった。

さらに、昭和58年8月8日には、神奈川県西部を震源地とするマグニチュード6.0(暫定)の地震が発生し、神奈川県ほか1都3県において、死者1人、

負傷者33人、家屋の損壊1,001棟のほか、電気、水道等の施設に被害が生じた。

#### イ 風水害、雪害等

昭和57年中の風水害、雪害等地震を除く異常な自然現象に伴う災害による死者・行方不明者は524人（前年232人）、負傷者は1,537人（前年2,455人）で、死者・行方不明者は前年より大幅に増加しており、負傷者はかなり減少している。住家の被害は、全壊・流失が1,373棟（前年370棟）、半壊が2,325棟（前年894棟）、公共土木施設等の被害額は1兆8,986億円（前年1兆4,738億円）とそれぞれ大幅に増加している。

前年に比べ死者等が多かったのは、昭和57年7月5日から8月3日にかけての梅雨前線豪雨及び台風第10号による大雨により、長崎地方を中心に死者・行方不明者439人という大きな被害を生じたのが主な理由であり、このほかにも8月8日から14日にかけての台風第11号等による大雨により、宮崎県を中心に死者・行方不明者8人の被害が出たのをはじめ、8月25日から28日にかけての台風第13号、9月9日から13日にかけての台風第18号、9月22日から25日にかけての台風第19号等により、死者・行方不明者53人の被害を生じた。これらの災害に対し、延べ33府県、2,024市町村が災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施した。

また、昭和58年に入り7月末の集中豪雨により島根・山口地方を中心に死者・行方不明者117人（うち島根県107人）に達する被害が生じた。

さらに、8月に入り台風5号及び6号により全国的に被害が生じた。

### （3） その他の災害

昭和57年中の石油コンビナート災害の発生件数は74件で、前年に比べ14件(15.9%)減と、ここ数年減少傾向を示している。発生形態別には、危険物等の火災と漏えいが全体の58%を占めている。

また、昭和57年中の危険物施設における災害の発生件数は、火災が147件（前年156件）、流出等が287件（前年303件）と、それぞれ前年より減少している。主な事故としては、3月に茨城県で鹿島石油（株）鹿島製油所内

の重油脱硫装置の一部が爆発炎上し、死者5人、負傷者3人を出す事故、8月に大阪府堺市でダイセル化学工業（株）堺工場内のモノマー混合槽において暴走反応が起きて爆発し、死者6人、負傷者204人を出す爆発事故、同月三重県四日市市の合成樹脂類等の保管倉庫において、負傷者26人を出す爆発事故があった。

昭和58年に入ってから、5月の日本海中部地震により、秋田県秋田市の東北電力（株）秋田火力発電所で原油タンクの火災、新潟県の製油所等で原油タンクから原油が溢流する事故等があった。

### 3 当面の諸問題

#### (1) 消防体制の整備

##### ア 消防力の重点的整備

##### (ア) 常備消防体制の充実

火災の鎮圧、救急、人命救助等の消防活動においては、現場到着の時期がその成否を決するといっても過言ではなく、消防体制の整備に当たっては、初期出動体制の確保が最も肝要である。

加えて、近年は、危険物施設、高層建築物の増加等に伴う災害の複雑多様化に対応して、消防力の充実強化と予防査察体制の一層の充実を図ることが必要となってきた。また救急業務についても、その需要が一層高まってきた。このため、これら消防需要に対応できる常備消防体制が全国の市町村で急速に進展してきている。

この消防常備化の状況については、昭和58年4月現在、常備化指定市町村数は2,931を数え、全国市町村数に対する常備化率は90.0%に達し、人口の98.2%をカバーしているが、その大部分はここ10数年の間に常備消防を発足させたものであるだけに、その体制の整備と強化を図ることが今後の課題といえよう。なかでも、小規模消防や組合消防は財政基盤がぜい弱であること、職員の年齢構成の不均衡により将来人事管理上の支障が予測されること等運営上の問題を抱えているところも少なくない。

これらの問題は、消防機関、構成市町村等関係者の一層の努力と相互理解によって解決されるべきものと考えられるが、国や都道府県においても、諸施策の充実と適切な指導助言に努めるとともに組織の再編成による広域化を含め、長期的視野にたった組織のあり方について検討することも必要である。

特に、都道府県においては、これらの小規模消防や組合消防の個々の実情に即して、関係市町村間の調整、消防本部間の協力体制の確立、人事交流のあっせん等積極的な対策を講ずることが期待される。

#### (イ) 消防力の整備

行政改革の推進は現下の急務となっており、消防行政においてもこれに取り組むことが要請されている。したがって、消防力の整備に当たっては、従来にも増して消防施設及び人員の効率的・重点的な整備・充実に配慮する必要がある。

消防機関の消防施設については、国の示す「消防力の基準」及び「消防水利の基準」を指針として、地域の実情に即し、逐年その整備が進められてきているが、今後における整備の方向としては、はしご車、化学車、救助工作車等の整備を重点的に図り、高層建築物、地下街、危険物施設等における災害に対処するとともに、消防団に配備する小型動力ポンプ付積載車、小型動力ポンプ積載車等の整備を図り、消防団の機動力の強化を図る必要がある。さらに、ガス災害等対策用資機材をはじめ、防火衣、耐熱服、空気呼吸器、無線機等の個人装備の充実と改良に努め、ガス災害、毒劇物災害等の特殊災害による消防職団員の消防活動における危険性に対処する必要がある。一方、消防水利については、自然水利の重要性を見直すとともに、大規模地震対策等の観点から防火水槽や大型の耐震性貯水槽の設置を促進することが必要であり、これらと消火栓を適切に組み合わせて設置することにより水利の多元化を一層推進する必要がある。

また、消防施設とともに消防力の基幹をなす人員についてみると、消防職員は、常備化の進展等もあって、昭和57年には12万5,335人となっており、その充実強化が図られている。しかし、行政改革との関連において職員の増員抑制が求められていることにかんがみ、今後は地域の実情に即して、一層効率的・重点的な人員配置と機動力の強化に努めるとともに、災害の複雑多様化に対応した教育訓練を更に充実し、消防職員の資質の向上を図らなければならない。

消防団員は、昭和57年で約105万7,000人となっているが、人口移動が鎮静化し定住化が進行してきていること、消防団員確保のための各種の施策が推進されていること等により、ここ数年、減少傾向に歯止めがかかってき

ている。消防団活動については、典型的な地域活動としてその重要性を強く認識し、地域の防災体制の中核として位置付けるとともに、今後とも、装備の充実と団員の資質の向上に努め、消防団の機能の強化を図っていかなければならない。また、近年の風水害等の大規模災害時等における消防団の活動からみて、常備化が進展した今日においても、消防団の果たす役割は依然として大きいものがあるので、団員の確保対策は重要な課題であり、住民が消防団活動に積極的に参加できるように、その意義及び重要性に対する認識を更に深めるとともに、青年団等地域のコミュニティ活動との連携を強化するなど団活動の多様化を図り、魅力ある消防団となるよう団運営に工夫をこらす必要がある。

#### (ウ) 消防財源の強化

消防力の充実強化の基盤となる消防財源については、地方交付税における消防費の基準財政需要額の算定において逐年増額措置を講ずるとともに、国庫補助金、地方債資金の拡充等、従来から鋭意その増強に努めているところである。その結果、昭和56年度における市町村の消防費決算額は8,382億円(前年度比598億円,7.7%増)で、その普通会計歳出総額に占める割合は、前年度と同様3.3%となっている。

消防力の整備は逐年推進されているものの、今後ますます大規模化し、複雑多様化することが予想される災害に対処して、市町村がその消防の責務を十分に果たすためには、なお一層消防力の整備を促進することが必要であり、現下の厳しい財政状況にかんがみ、従来にも増して経費の重点的配分に配慮しつつ、消防費に対する財源の充当を積極的に行っていくことが望まれる。

### イ 消防職団員の教育訓練と処遇

#### (ア) 消防職団員の教育訓練

消防の業務は、最近における災害の複雑多様化、大規模化に対応して、質的にも量的にも大きな変容を見せている。これらの業務を的確に遂行していくためには、消防職団員の資質の向上を図ることが重要である。特に最近では、鹿島石油(株)鹿島精油所爆発火災事故、ダイセル化学工業(株)堺工場爆

発火災事故等にみられるように災害は複雑多様化してきており、これらの災害に的確に対応していくためにも、消防職団員に対する専門的かつ高度の教育訓練が必要不可欠である。

消防学校の教育訓練の中で最も基本となる初任教育について昭和57年度の受講状況をみると、新規採用者のうち初任教育を受けた者は87.7%で、受講者のうち国の基準で定める6か月の教育を受けた者が82.1%となっている。初任教育は、消防職員として最低限備えるべき基礎的知識と技能を修得させるものであり、新規採用者全員が6か月間の初任教育を受講できるよう一層努力するとともに、その内容の充実を図る必要がある。

また、消防学校においては、このほかに専科教育、幹部教育についても併せて実施しているが、これらの教育訓練の拡充を図るためには、施設の整備及び教材等の充実を図り、専門的な知識と技能を有する優れた教官の確保を図っていく必要があることはもちろんであるが、更に、幅広い知識、技能の修得と実戦能力のかん養を目的とした初任教育の充実、専門的かつ科学的な知識と技能を修得させるための専科教育の充実、消防幹部としての管理能力のかん養を目的とした幹部教育の充実等の観点から消防学校の教育訓練の基準の見直しを図る必要がある。消防庁では、消防学校教育訓練研究会を設置し、消防学校における教育訓練の基準について、所要の検討を行っているところである。

消防職団員に対し、幹部として必要な高度の教育訓練を行う消防大学校においては、逐年その教育内容の拡充強化を図ってきたが、消防大学校に対する教育需要は今後質・量共に一層増大する傾向にある。これに対応するためには、今後とも人的、物的両面において整備拡充に努める必要がある。さらに、常備化の進展に伴う幹部職員の大幅な増加、入校生の資質の向上、災害の複雑多様化に適切に対応できるようにするため消防大学校の教育訓練のあり方を基本的、体系的に見直すとともに、消防学校との連携等についても検討する必要性が高まっている。

一方、消防学校等における教育訓練のほか、消防本部等で日ごろ行われている災害を想定した実戦訓練及び基礎体力の錬成等の各種教育訓練は、消防

職団員が実際の災害現場等で有効かつ確実に消防活動を行うために必要不可欠であるので、今後ともその充実強化を図っていく必要がある。

#### (イ) 消防職団員の処遇改善

消防職団員の処遇は、勤務の特殊性や職務の危険性を十分配慮したものでなければならず、このためには勤務条件及び処遇の改善はもとより、健康管理、安全管理にも十分配慮し、その改善を図らなければならない。

消防職員については、特に交替制勤務という勤務の特殊性及び職務の危険性等を考慮して、所要の人員の確保及び勤務体制の整備を図るとともに、給与、福利厚生面の充実、職場環境の整備等の諸施策について、今後ともその充実を期す必要がある。4週1回・交替半休制(いわゆる「週休2日制」)については、公務能率の一層の向上に努めつつ、当該市町村の一般職への導入に歩調を合わせて、今後とも実施を進める必要がある。

消防団員については、従来から、報酬、出動手当、公務災害補償、賞金、退職報償金等の充実及び叙勲、各種表彰等の拡充などの諸施策を講じてきているが、消防団員は、災害から郷土を守るため献身的な活動を行っていることにかんがみ、今後ともこの労苦にできる限り報いるよう引き続き処遇の改善を図っていく必要がある。

#### (2) 救急救助体制の充実

##### ア 救急業務

###### (ア) 救急業務実施体制

昭和57年中の救急出場件数は212万5,447件、搬送された人は204万9,487人となっており、1日平均では、出場件数が5,823件、搬送人員が5,615人となる。

救急業務は、昭和58年4月1日現在、全市町村の91.1%に当たる2,965団体が実施しており、全国民の98.3%がカバーされている。

このように、救急業務はほぼ全国的に普及したところであるが、その質的な充実を図るため、消防庁においては、救急隊員の行う応急処置の明確化及び救急隊員の資格要件の法定化等の諸施策を講じたところである。特に救急

隊員に一定の講習の修了を義務付ける等資格要件の法定化が昭和57年4月1日から施行され、全国的に一定水準以上の有資格者の救急隊員により救急業務が実施されている。今後においても、救急隊員の資質の向上を図るため、この教育講習の充実強化に努めるとともに、隊員の再教育等についても検討していく必要がある。また、救急自動車積載資器材等の改善を進め、人的、物的両面からの救急業務の質的充実を図っていく必要がある。

また、国民の間に応急手当の知識と技術を広く普及することは、今後の救急行政を推進する上で重要な課題である。すなわち、応急手当は早く行えば行うほどその効果は大きいので、救急隊が現場に到着するまでの間において関係者が必要な応急手当を行うことが望ましく、さらに、救急要請をする前に傷病者の観察、緊急度の判断を適切に行うことによって救急自動車の正しい利用の仕方の徹底が図られるからである。

昨年制定された「救急の日」及び「救急医療週間」については、全国的にこの趣旨に沿った各種行事が実施されているところであるが、消防機関においても、この「救急の日」及び「救急医療週間」の制定を契機として、従前にもまして医療機関とも協力し合い、自主防災組織の活動等あらゆる機会を通じて国民に対する応急手当の普及等に努める必要がある。

###### (イ) 救急医療体制

救急患者に対する医療は、その時期が早いほど救命効果が高いので、救急現場から傷病者の症状に応じた適切な医療機関へ迅速に搬送することが必要であり、このためには医療機関が適正に配置されていることが欠かせない要素である。

救急患者を収容する救急告示医療機関は、昭和58年4月現在5,353か所では着実にその数は増加しているものの、その絶対数、配置、診療科目等において、今日の多様化した救急医療需要に必ずしも十分に対応できていない。

また、休日や夜間に発生した救急患者や重篤救急患者に対する医療を確保するため、初期、第2次、第3次の救急医療体制の整備、並びに各施設の応需体制に関する情報を常に把握し、傷病者の症状に応じた適切な搬送医療機関を指示できる救急医療情報システムの整備が進められているが、今後とも

この体制の整備及び運用の円滑化を一層推進していく必要がある。

### イ 救助業務

消防隊員の救助活動は、火災をはじめ、交通事故、水難事故、風水害等の際に要救助者の生命、身体の危険を排除するために行われている。昭和57年中の救助活動件数は1万5,953件、救助人員は1万5,016人である。救助活動件数が毎年増加するとともに、災害や事故の種類、内容の複雑多様化に伴い、高度かつ専門的な知識・技術が必要とされるようになってきている。このため消防大学校における教育を中心として、救助隊員の指導者の養成を行っているほか、これら救助隊員の日常訓練の重要性にもかんがみ、安全、確実な訓練が実施されるよう訓練時の安全管理体制の整備を推進するとともに、訓練ごとの安全管理事項を取り上げた安全管理マニュアルを示し、その周知徹底を図っているところである。今後とも、救助隊の装備、訓練等の一層の充実に努めるとともに、消防機関が取り組む救助体制のあり方について検討する必要がある。

## (3) 防災対策の推進

### ア 防災体制の整備

地震、風水害等の災害から国土並びに国民の生命、身体及び財産を守るため、災害対策基本法に基づき、国、都道府県及び市町村にそれぞれ防災会議が設置され、防災計画の作成等国、地方公共団体及びその他の公共機関を通ずる総合的な防災体制の整備が進められてきた。

都道府県及び市町村が設置する地方防災会議は、それぞれの地域における防災活動の組織化、計画化を図るための総合調整機関であり、近年、災害の多様化を考慮し、地方防災会議の中に、震災対策部会、救急医療部会、原子力防災部会等の専門部会を設置する等、防災体制の高度化が図られており、今後とも、地域の防災対策に係る地方防災会議の総合調整機能の強化が望まれる。

都道府県及び市町村の防災会議が作成する地域防災計画は、その地域における防災に関する総合計画であり、その内容は毎年検討が加えられ、逐年充

実が図られている。近年、大規模な災害が生ずるおそれのある地域では、一般災害と区別して計画を作成しているところが多く、例えば、震災対策について、昭和58年4月1日現在で19都府県が震災対策編等の計画を作成しており、大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災強化地域の指定に伴い、関係地方公共団体の防災会議が定める地震防災強化計画も地域防災計画の一部として位置づけられるものである。また、原子力防災対策についても、対象となる府県では、一般の防災計画と区別して原子力の防災に係る計画を定めている。

地域防災計画の今後の課題としては、昭和57年7月の長崎、昭和58年7月の島根における豪雨にみられるような局地的災害や都市構造の変化等に伴う災害要因の複雑多様化に対応するため、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に分析、評価し、その把握に努めるとともに、災害時における災害情報の収集伝達、避難の勧告・指示、救援救護等災害応急対策について、より実効あるシステムを確立し、これを地域防災計画に反映させることがあげられる。

さらに、災害時に応急対策が有効かつ的確に実施されるためには、日ごろから繰り返し防災訓練を実施して、実戦的な対応能力をかん養しておく必要があるため、昭和57年度には47都道府県、1,785市町村で防災訓練が行われている。

### イ 防災無線通信網の整備

地震、風水害等いかなる災害時においても、災害応急対策等を迅速かつ的確に実施するためには、平素から効率的な情報の収集・伝達体制を確立しておくことが最も重要であり、この伝達媒体としての無線通信施設の充実強化が緊要な課題となっている。

このため消防庁は、地方公共団体と一体となり、国（消防庁）と都道府県との間、都道府県と市町村との間及び市町村と集落との間のそれぞれの無線通信網の整備を進めてきた。

消防庁と47都道府県を結ぶ消防防災無線施設は、全国的な防災ホットラインの幹線として運用中であり、電話のほかファクシミリによる災害現場図等の図面・文書伝送及び一斉伝達機能を有し、よりの確かつ迅速な情報伝達が

可能である。しかしながら、現在の無線通信施設は地上系のマイクロ無線通信網であり、大規模地震等による中継局の損壊により機能が停止することが懸念される。このため、消防庁では地上の災害の影響を受けず全国を一つの中継点でカバーできる衛星通信に着目し、昭和59年中の供用開始を目途として、昭和58年2月及び8月に打ち上げられた我が国最初の実用通信衛星「さくら2号」の回線を用いる衛星通信施設の整備に着手している。

都道府県と市町村を結ぶ防災行政無線施設については、昭和48年度から国庫補助制度を設け整備の促進を図ってきたが、昭和58年9月現在39都道府県が運用中、1県が一部運用中となっており、未整備府県においても施設整備のための調査が行われている。今後は、未整備県の解消とともに、フックシミリの導入等機能の高度化及び運用体制の強化を図る必要がある。

市町村と集落を結ぶ防災行政無線については、最近の地震・風水害時において実証されたように、地域住民に対する気象予警報、避難の勧告・指示あるいは被害状況の把握等災害情報を迅速かつ的確に伝達する手段として極めて有効であり、近年その施設の整備の必要性がますます高まっている。消防庁では、昭和53年度から国庫補助制度を創設し、昭和57年度までに250市町村に対し補助を行ってきたが、今後とも制度の充実を図りつつ、一層の整備を図る必要がある。

なお、市町村の消防機関が自らの防災活動に用いる無線施設として、消防・救急無線があり、消防の常備化の進展とともに着実に整備されてきているが、今後は、消防機関相互の混信を軽減するための割当周波数の確保、その効率的利用技術の開発あるいは利用形態の改善に努力する必要がある。

あらゆる災害に備え、上述のそれぞれの無線施設の整備を積極的に推進するとともに、災害時において、これら無線施設をはじめとする通信媒体を的確に活用し、地域住民への迅速な情報伝達を行うことができるよう、有機的一体的な情報通信体制の確立を図る必要がある。また、施設の適正な維持管理、夜間における情報連絡体制の確保等いわゆるソフト面の整備についても一層努力する必要がある。

## ウ 風水害対策の推進

昭和57年7月の長崎地方及び昭和58年7月の島根地方と二年連続して集中豪雨による大きな被害が生じたが、これらの災害に共通しているのは、局地的集中的な豪雨によって、降り始めから短時間でがけ崩れや土石流が発生し、このために多くの人命が失われたことであり、これを教訓として、今後、風水害対策を強化していくためには、関係機関と連絡調整を図りつつ、災害危険箇所の把握の徹底及び住民に対する周知を図るとともに、避難場所及び避難経路の確保、的確な雨量情報等の把握及びこれに基づく適切な避難の勧告・指示等警戒避難体制の整備に努め、これを地域防災計画に明示する必要がある。

また、風水害による被害を最小限にとどめるためには、住民自らの災害に対する備えが不可欠であり、住民への防災知識の普及、防災関係機関による防災対策の周知徹底に努めるとともに、住民の自主防災組織の育成強化を進める必要がある。

## (4) 震災対策の推進

### ア 震災予防体制の整備

大規模な地震の発生が予知されることを前提として、昭和53年6月「大規模地震対策特別措置法」が制定されたが、同法の規定に基づき、地震防災対策強化地域に指定された6県170市町村においては、地震防災強化計画を作成し、地震防災応急対策、各種施設整備等それぞれの地域の実情に即した震災予防体制づくりを計画的、総合的に推進しており、その周辺地域においても予想される東海地震の発生に備え地震防災対策強化地域に準じて震災予防対策を進めている。

また、人口、産業、都市機能の集積が著しい南関東地域においては地域内の大規模地震の発生に備えた震災予防対策についてもその推進を図っているところである。今後は更に、これらの地域に係る地震予知のための研究、観測体制を強化するとともに、社会的混乱の防止及び地震災害を軽減するため、防災知識の啓発や防災訓練の実施などの震災予防施策の充実を図っていく必

要がある。

国並びに地震防災対策強化地域及びその周辺地域では、大規模な地震が発生した場合に備えて、昭和54年以降毎年総合的な防災訓練を実施してきている。昭和57年は、これまでの成果を踏まえ、かつ、新たに設定された防災週間の一環として、9月1日（「防災の日」）に行われた。この訓練は逐年、訓練規模の拡大、訓練内容の充実が図られているが、今後とも、防災関係機関のほか事業所、自主防災組織等の積極的な参加及び協力による地域社会の総合防災体制の確立を図るため、なお一層の指導の強化を図っていく必要がある。

さらに、石油コンビナートの震災対策として、地震防災対策強化地域内の石油コンビナート等特別防災区域に係る県石油コンビナート等防災本部は、警戒宣言が発せられた場合の保安対策、消防対策、情報収集伝達対策等を内容とする地震防災強化計画を定めるとともに、他方、特定事業所等は、警戒宣言発令時における危険物、高圧ガスを取り扱うプラント等の緊急シャ断、タンカー、タンクローリーの荷役作業の停止等の保安対策、地震防災応急体制の確立等を内容とする地震防災応急計画を定めている。

これら、地震防災対策強化地域及び南関東地域以外の地域においても、都市防災化の推進、防災体制の整備と防災意識の高揚等各般の施策が推進されており、全国で19都府県が、地域防災計画において「震災対策編」を定めるなど、地震災害の広域性、複合性にかんがみ、震災対策を他の災害と区分して独自の位置付けを与えることが定着しつつある。

今後とも、自主防災組織の育成強化、無線通信網の整備等による情報伝達体制の整備、広域的な応急活動体制の確立等を重点に総合的な震災対策を進めていく必要がある。

特に、日本海中部地震において津波により大きな被害を生じたことにかんがみ、津波警報発表までに要する時間の短縮化が図られているところであるが、消防庁としても、津波に対する正しい防災知識の啓発、住民への災害情報伝達体制の強化、災害危険箇所の把握の徹底などを指導したところであり、今後ともこれらの施策の充実が必要である。

## イ 震災対策のための消防施設等の整備の強化

大規模な地震の発生時に消防活動を有効に行うためには、消防用施設、通信施設等の整備強化を図っていくことが重要である。

震災対策のための消防用施設の整備強化については、昭和47年度以降耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ、電源車、震災救援車等大震災対策施設の整備について順次補助を行い、その充実を図ってきた。特に、地震防災対策強化地域については、昭和55年5月に成立した「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の促進を図り、併せて、財政負担の軽減を図るため、国の負担又は補助の割合の特例その他国の財政上の特別措置により、消防施設強化促進法第3条に規定する消防施設のほか小型動力ポンプ付積載車、可搬式小型動力ポンプ及び耐震性貯水槽について計画的に整備を促進している。

また、地震災害に伴う災害情報等の的確かつ迅速な情報交換を図るため、消防防災無線通信施設の整備が進められているほか、地域住民の自主防災活動を積極的に推進し、地域ぐるみの自主防災体制を確立するためコミュニティ防災センターの整備促進を図っている。

なお、昭和54年度から広域避難地を指定している地方公共団体に対し、避難標識の設置等について公益法人による助成が進められている。

## (5) 防災意識の高揚と自主防災体制の確立

### ア 防災意識の高揚

防災については、家庭、職場を問わず国民一人ひとりが常に関心を持つとともに、それぞれが自主防災の意識を持ち、災害が発生した場合、冷静に対処できるよう、日ごろから出火防止、初期消火、避難、応急救護などの防災に関する基礎知識を身につけておくことが大切である。

このような観点から、消防庁は、年間を通じてテレビ及びラジオ放送を利用し、火災予防や初期消火の心構え、風水害等への備え、地震発生時の対応等について、全国民を対象として防災知識の普及啓発を行っている。このほ

か、毎年春秋2回の全国火災予防運動、昭和57年度から設けられた「防災週間」(毎年8月30日から9月5日)などあらゆる機会をとらえて国民の防災意識の高揚を図っている。また、毎年、安全功労者及び防災功労者に対して内閣総理大臣表彰及び消防庁長官表彰を行っている。

地域社会における安全の確保は、火災原因のうち失火が昭和57年中の火災の73.8%を占めていること、また、地震時における出火等の二次災害の抑止や風水害等における緊急避難等の課題からみても国民の防災意識の高揚に待つところが極めて大きいので、今後ともあらゆる機会をとらえて国民の防災に対する関心を喚起し、防災知識の普及に努める必要がある。

#### イ 地域の自主防災体制の強化

地域社会において、災害から人命を守り、財産を保全するためには、消防機関をはじめとする防災関係機関のみならず、住民、事業所等も加わった地域ぐるみの防災体制を確立することが必要である。地域住民の一人ひとりが災害時に「自分たちの地域は自分たちが守る」という固い信念と連帯意識の下に組織的に行動することにより、相当被害の軽減を図ることができるのである。特に、大規模災害時には、電話が不通となり、道路、橋りょうは損壊し、電気・ガス施設、水道等のライフラインは寸断され、消防機関等の活動は、著しく制限されることが予想される。このような状況下では、出火の防止、初期消火、被災者の救出救護、応急手当、避難誘導、給食給水等地域住民の自主的な防災活動に期待するところは極めて大きい。

このような自主的な防災活動が効果的かつ組織的に行われるためには、地域ごとに自主防災組織を整備し、平常時から、防災知識の普及、防災用資機材の備蓄を進めるとともに大規模な災害を想定しての防災訓練を積み重ねておくことが必要である。

こうした自主防災組織による地域ぐるみの防災活動は、地域社会におけるコミュニティ活動の中核となって、地域社会の連帯意識の回復と高揚に大きな役割を果たすことができるものと期待されている。

消防庁では、自主防災組織の育成・強化を図るため、「自主防災組織の手引」の配布、テレビ等による啓発、リーダー研修会による指導、コミュニ

ティ防災センターに対する補助等を行ってきたところであり、昭和58年4月現在、全国の3,278市区町村で合計4万1,004の自主防災組織が結成され1,094万5,302世帯が参加し、組織率(全国の世帯数に対する組織されている地域の世帯数)は29.2%となっている。また、昭和56年度からは、自主防災活動をより広域にわたって支援するため、広域防災センター整備事業に対する補助を行っており、防災資機材等の整備に対しては、公益法人からの助成も行われている。これらの施策を通じて、今後とも自主防災組織の育成に努める必要がある。

また、民間の防火組織として婦人防火クラブ(昭和58年4月現在1万1,248団体、177万7,535人)や少年消防クラブ(昭和58年5月現在5,848団体、65万7,787人)が全国各地で結成され、幼年消防についても、その組織化が進められており、自主防災組織の育成とともに、これらの防火組織の育成強化を通じて地域の防火意識の高揚を図り、地域ぐるみの防災活動の活性化を図る必要がある。

なお、防火防災訓練の際の負傷者等に対する災害補償を行うため、昭和56年度から防火防災訓練災害補償等共済制度が設けられており、今後その充実を図っていく必要がある。

#### ウ 施設の自主防災体制の強化

百貨店、ホテル、病院、地下街等一定の防火対象物のうち、特に規模が大きく、災害が発生した場合に人命にかかわる危険が大きいと予想される施設の防火対策は、消防用設備等の整備や日常の維持管理の充実だけでは十分でなく、火災等の災害が発生した場合に、当該防火対象物の関係者が直ちに適切な組織的対応をとることができるようにすることが不可欠である。

これらの防火対象物においては、消防法上、防火管理の一環として自衛消防組織に関することを消防計画に定めることとされているが、組織、人員、装備等その体制が必ずしも十分でないので自衛消防組織の重要性にかんがみて一層の強化が望まれている。

また、発災時に自衛消防隊員が効果的に活動できるためには、あらかじめ発災時を想定した自衛消防隊の編成、活動体制等を整え、かつ十分な訓練を

行っておく必要があるため、これらに対する消防機関の指導方針等について、消防庁では、旅館、ホテル、病院等就寝施設における夜間の防火管理体制のあり方等を含め検討を行っているところである。

一方、石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所においては、大型化学消防自動車、油回収船その他の防災資機材を備えた自衛防災組織や共同防災組織を、このほか、一定数量以上の危険物を取り扱う事業所においては、化学消防車等を備えた自衛消防組織を設置しなければならない。前者は、昭和58年4月現在で共同防災組織を含め1,039組織設置され、後者は、昭和58年3月現在で62組織設置されている。

今後、これらの施設の自衛防災組織は、当該施設も地域社会の一員であることにかんがみ、他の防災組織と連携をとり、地域全体としての防火防災活動に積極的に協力していくことが望まれる。消防機関も、それぞれの施設と密接な連絡をとり、その実態に応じて自衛防災組織を指導していかなければならない。

## (6) 予防行政の充実

### ア 防火管理制度の充実

消防法では、防火対象物の防火安全を確保するため、百貨店、ホテル、病院、地下街等一定の防火対象物の管理について権原を有する者に対して、防火管理者を選任し、それぞれの防火対象物の実態に即した消防計画の作成、これらに基づく消火・通報・避難の訓練の実施、消防用設備等の点検整備、火気の使用又は取扱いに関する監督等防火管理上必要な業務を行わせることを義務付けている。

しかしながら、防火管理者の選任率、消防計画の作成率及び避難訓練の実施率は共に十分とはいえない難い状況にあり、また、防火管理者が選任され、消防計画が作成されている場合においても、防火管理に対する認識不足等から、それらが形がい化する傾向も見受けられる。例えば、昭和57年2月に発生したホテル・ニュージャパン火災や昭和58年2月に発生した山形県蔵王観光ホテル火災にみられるように、一応防火管理者は選任され、消防計画も作

成されていたにもかかわらず実態的にはその適切な運用がなされていなかったため、非火災報の多発を理由に自動火災報知設備のスイッチが切られ、初期消火、通報・連絡及び避難誘導などが適切に行われなかったこととあわせて多数の犠牲者を出す結果となった。

予防行政は、従来消防用設備等のいわゆるハード面の整備を促進することに追われがちであったが、消防用設備等が法令に適合するように設置されていたとしても、平素の維持管理や訓練等の防火管理業務が適正に行われていなければ、火災の際、その被害を最小限に食い止めることができないことは、過去の火災事例から明らかである。したがって、今後防火管理業務についての指導体制を整備するとともに、防火管理体制の不備な防火対象物については、適時適切に法令に基づく措置命令を発する等の厳正な措置をとり防火管理の徹底を図る必要がある。

消防庁では、このような防火管理上の問題に対処するため、防火管理体制研究委員会を設置し、防火管理制度全般にわたり見直し作業を進めている。今までに提起された問題点のうち非火災報対策については、既に実施に入っており、防火対象物の用途・規模に応じた防火管理者のあり方、防火管理業務を警備業者、ビル管理業者等の第三者に委託する場合の取扱いその他の防火管理上の懸案事項についても改善を図ることとしている。

また、消防法違反の処理に積極的に取り組むため、昭和58年度から、消防機関による違反処理事務を助言、指導するための専門職である違反処理指導官を置きハード、ソフト両面にわたり違反是正の徹底を図ることとしている。

### イ 消防同意の重点的執行

消防法第7条の規定に基づく消防同意の制度は、建築主事等が建築物の新築、増築等について許可、確認等を行うに際し、消防機関が防火に関する専門的な立場から、防火に関する法令の規定について審査し、同意しなければ、当該許可、確認等を行うことはできないとする制度である。

この制度は、火災予防上大きな成果を上げてきたが、その多数部分を占める戸建専用住宅等については、法令上の規制が少なく、建築士の設計により

その防火に関する規定は担保されると考えられるため、昭和58年5月、消防法及び建築基準法を改正し、昭和59年春から防火地域及び準防火地域以外の地域の建築士の設計による戸建専用住宅等については特定行政庁から消防機関への通知に切り替えることとし、消防同意については、予防行政上、より重要な旅館、ホテル、百貨店等不特定多数の者が利用する防火対象物に対し、一層重点的に実施することとした。

#### ウ 消防用設備等の設置の促進及び維持の適正化

消防法では、一定の防火対象物については、消防用設備等の設置及び維持を義務付けており、特に不特定多数の者が利用する特定防火対象物については、既存のものであっても、現行の技術上の基準に従って設置し維持しなければならないこととしている。しかしながら、防火対象物の中には、いまだ整備が十分でないものがあるため、これらの違反對象物については措置命令等必要な措置を講ずることにより、早急に整備の促進を図らなければならない。この整備の促進を図るために、政府関係金融機関等の既存の融資制度の活用についての周知を図り、またスプリンクラー設備等の設置に係る日本開発銀行等からの特別融資制度を昭和57年度から創設するとともに、地方公共団体に対しても消防用設備等の設置に係る融資制度等の整備を指導しているが、更にこれらの制度の拡充を図る必要がある。

また、設置された消防用設備等が常に正常に機能するためには、適正な維持管理を行うことが前提であるが、点検の実施状況は十分とはいえない。

このため、防火対象物の関係者に対して点検整備の重要性を認識させ、点検制度の定着を図るとともに、消防用設備等の点検整備を行う者の資質の向上を図る必要がある。

#### エ 表示・公表制度の普及による防火安全

昭和55年11月に発生した栃木県川治プリンスホテル火災を契機として、防火対象物の防火対策の状況について広く国民に情報を提供する必要があるとの声が高まり、昭和56年度から、多数の者が利用する特定の防火対象物を対象として、一定の防火基準に適合する施設には「適マーク」を交付し、一方、措置命令に従わない違反對象物はその旨を公表する「表示・公表制度」

が発足した。昭和56年度及び昭和57年度は、全国足並みをそろえて、当面の目標を旅館、ホテルに置いて表示制度の推進を図ってきたが、ホテル・ニュージャパン火災を契機に表示制度の意義が更に浸透したこともあって、昭和58年3月末には、「適マーク」の交付率は73.7%となり（昭和57年3月末には42.7%）旅館、ホテルにおける表示・公表制度はかなり定着してきている。さらに、昭和58年からは、環境衛生金融公庫、中小企業金融公庫及び国民金融公庫による適マーク制度に係る特別融資制度を設定し、より一層の推進を図っている。

このため、昭和58年度からは、全国一斉に実施する対象を劇場、映画館、公会堂、集会場、百貨店、マーケット等にも拡大し、表示・公表制度によりこの種の防火対象物の防火安全対策の一層の推進を図ることとしている。

#### オ 建築物の防災システムの総合化

最近の大規模な防火対象物においては、火災現象が複雑多様化する一途をたどっているが、消防用設備等は、従来どおり、個別的に作動することを原則としており、防火対象物によっては複雑な火災態様に十分に対応しきれないことも懸念されている。一方、エレクトロニクスの急速な進歩により、消防用設備等の防災設備を相互に関連させ、場合によっては、判断機能をも付与した総合的なシステムとすることが可能となってきたので、これらの最新の技術によって、火災現象の多様化及び複雑化に対応していくことを検討する必要がある。この際、ハード面だけでなく情報システム、運営システム等ソフト面をも含めた総合的な防災システムとなるよう配慮するとともに、検定制度とのかかわり、オペレーターの技能水準の確保、環境管理との関連等を考慮して新たな体系化の方向を検討していくことが必要である。

このため消防庁では、昭和58年度から大規模建築物の防災センターに設置される防災盤のあり方を手はじめとして、モデル的な防災システムの開発に着手しているところである。

#### カ 消防用設備等の規格の国際化への対応

昭和55年5月、第91回通常国会において、ガット東京ラウンドのスタン

ダードコード（貿易の技術的障害に関する協定）が批准され、我が国においても、国際規格、外国の認証制度を尊重し、生産の効率化及び貿易の円滑化に積極的に協力していくこととなった。

さらに、我が国の貿易黒字が膨大な額に上っていることの原因が我が国市場の閉鎖性にあるとする諸外国からの市場開放要望に応えるため、昭和58年1月に政府部内に「基準・認証制度等連絡調整本部」が設置され、消防法を含む基準・認証制度の市場開放措置が検討された。

この結果、消防法関係については規格・基準の透明性を確保すること、国際規格の制定過程に積極的に参加することなどが決定された。

消防庁では、従来から、ガット・スタンダードコードに対処して、ISO（国際標準化機構）に積極的に参画し、消防用設備等の国際規格の策定に協力してきたところであるが、今回の基準・認証制度の市場開放措置に伴い、これに加えて、規格・基準の制定に関する透明性を確保するため、規格・基準の制定に際して広く内外の関係者の意見を聞くこととするなど、国際化の対応を一層強化することとしている。

## （7）危険物規制と石油コンビナート災害対策の推進

### ア 危険物規制体制

危険物に関する防災上の規制は、昭和34年に全国的統一規制が実施されて以来、様々な危険物施設の事故を教訓とし、また危険物の取扱いの態様の変化に即応して、危険物施設の構造等に関する技術基準、危険物の貯蔵取扱基準等の整備と強化を図ってきたが、近年における科学技術及び産業経済の発展により新たな危険物品の出現、危険物流通形態の変容あるいは危険物施設の省力化、大規模化が見受けられるなど危険物行政を取り巻く環境は変貌しつつある。したがって、危険物行政はこれらの動向に対応して常に新しい方向へ展開し、その規制体制の整備を図っていく一方、危険物施設の多様化に対応するための専門職員の養成充実、危険物施設に対する日常の指導と査察の強化を図る等消防機関の体制の整備を進める必要がある。

また、危険物を取り扱う企業においては、その安全性を確保する社会的責

任を有しているが、従業員の点検不十分、誤操作等危険物施設の管理運用面の欠陥に起因する事故が少なくない。このような実態にかんがみ企業においても、保安教育の徹底等自主保安体制の確立を図り、その社会的責任に立脚した防災体制の強化が強く望まれるところである。

なお、昭和58年5月の日本海中部地震により原油タンクの火災等が生じたことにかんがみ、今後とも危険物施設の地震対策の徹底を図っていく必要がある。

### イ 石油コンビナート防災体制

昭和49年12月に発生した水島臨海コンビナート重油流出事故を契機として、危険物・高圧ガスが大量に集積している石油コンビナート等に係る総合的な防災体制の確立を図るため、昭和51年に石油コンビナート等災害防止法が施行された。

石油コンビナート等特別防災区域は、現在33都道府県にわたり81地区が指定されており、当該都道府県には石油コンビナート等防災本部が、特定事業所には自衛防災組織や共同防災組織が設置されている。これらの自衛防災組織等には所定の防災要員が配備されるとともに、防災資機材等（大型化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送車、オイルフェンス、油回収船等）が整備されている。一方、石油コンビナート等特別防災区域所在市町村においても所要の消防力の整備が図られているが、なお未整備のところがある。

今後は、特定事業所の従業員に対する防災教育や自衛防災組織等における防災訓練を更に改善強化し、自衛防災能力の向上を図るとともに、関係市町村の消防力についても整備を促進する必要がある。

### ウ 石油備蓄基地等への対応

石油精製、石油化学等の工場の集中立地といった従来型の石油コンビナートに加えて、近年、石油備蓄法に基づく民間備蓄の義務化や石油公団法に基づく国家備蓄の実施により、石油の大規模な地中備蓄、岩盤備蓄、洋上備蓄等の新しい備蓄基地が建設され、又は建設が見込まれている。

エネルギー小国の我が国にとって、石油等の備蓄はきわめて重要な意義を有するものであるが、地域の安全性確保に万全を期すため、石油備蓄の態様

に応じた技術基準上の措置を講じてきており、今後とも、新しく建設される備蓄基地についての石油コンビナート等災害防止法に基づく特別防災区域の指定、技術基準の一層の整備等適時適切な対応を進める必要がある。

#### エ 石油パイプラインの保安

石油パイプライン事業法に基づく新東京国際空港への航空燃料輸送用パイプラインは、二系統のパイプラインのうち一系統の施設が昭和58年3月末に完成し、同年8月事業の開始をみたところである。パイプラインの保安については、定期的に保安検査等を実施するとともに、事業者に対しては法令に定める技術上の基準に従って維持管理、点検等を行わせ、その安全の確保に万全を期することとしている。また、工事中の施設については、施工状況に応じて随時立入検査等を実施することとしている。

#### (8) 林野火災対策の推進

昭和58年4月27日に東北地方を中心に同時多発した林野火災は、連日の異常乾燥に折からのフェーン現象による強風が重なるといふ気象条件の下で、急速に延焼・拡大し、広範囲の林野を焼損したほか、集落にも延焼する等、多大の被害をもたらした。林野火災の恐ろしさを改めて見せつけた。

これらの林野火災を含め、林野火災の特徴は、経験的にみれば、第1に、出火原因の大半が不用意な火の取扱いによるものであること、第2に、いったん火災が発生した場合、焼損面積が広範囲に及ぶにとどまらず、集落への延焼のおそれがあること、第3に、防御活動は、地形・気象等の自然条件から人海戦術のみでは有効な消防活動の実施が困難であること、第4に、冬季から春季にかけて集中的に発生するという季節性があること、にある。

このような林野火災の特徴を踏まえ、効果的な林野火災対策を推進するためには、次の施策を積極的に講ずる必要がある。

第1は、入山者、林野周辺住民、林業関係者等の防火意識の醸成、林野火災多発期における監視パトロールの強化、異常乾燥・強風時における火の使用制限の徹底等により出火防止対策を強化することである。

第2は、防火水槽、可搬式散水装置、消防無線等の林野火災用消防施設等

の整備を充実するとともに、相互応援協定による広域的な消防体制の確立及び消防団員の確保を図ることである。

第3は、機動的・効果的な防御活動を実施するため、ヘリコプターによる空中消火体制を整備することである。

さらに、林野火災は、特定の地域に集中的に発生する傾向があることから、重点的、計画的な地域ぐるみの林野火災対策を一層推進するとともに、林野火災による集落への延焼を防止するための対策を講ずる必要がある。

#### (9) 特殊災害対策の推進

##### ア ガス災害対策の推進

昭和55年8月16日の静岡駅前ゴールデン街ガス爆発事故の教訓に基づき、一定規模以上の地下街等については、昭和56年からガス漏れ火災警報設備の設置が義務付けられており、昭和57年度からは新たに日本開発銀行による融資制度を設けるなどして設置の促進に努めているところである。

ガスは現代社会に必要不可欠なものであるが、他方、火災、爆発、中毒等の危険性を有するものである。したがって、ガス事業者をはじめガス利用者、関係行政機関等は一致協力して安全なガスの供給及び利用を図らなければならない。このため、消防機関は、一般家庭等に対してガスの性状、ガス器具の使用上の安全対策等について、今後とも日常の予防査察等を通じ周知徹底を図っていく必要がある。また、消防関係者については、消防大学校、各都道府県消防学校等において、ガス災害対策に関する教育を充実する等により、その資質の向上に努めることが必要である。

##### イ 原子力災害対策の推進

原子力発電所等に係る防災対策については、昭和54年3月の米国スリーマイルアイランド原子力発電所の事故を契機として、防災体制の再点検作業が進められた。

その結果、昭和54年7月、中央防災会議において、国として当面とるべき措置が決定され、更に昭和55年6月、原子力安全委員会において、防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲、災害応急対策の実施のための指針、緊急

時の環境モニタリング、緊急時医療等原子力発電所等に係る防災対策特有の専門的・技術的事項について「原子力発電所等周辺の防災対策について」が決定された。

これらを踏まえて、関係地方公共団体においては、一部の市町村を除き、既に地域防災計画の見直しが完了している。見直しの完了していない市町村は、地域防災計画の見直しを急ぐとともに、今後は見直し後の地域防災計画に基づく原子力防災対策のより一層の整備充実を図る必要がある。

#### ウ 航空機災害対策の推進

航空機事故は、いったん発生すれば大惨事を招来するおそれがあり、また、航空機災害の多くが、離着陸時に発生しているところから、空港及びその周辺における消火救難体制の確立は極めて重要である。

空港内での航空機災害に対処するため、空港管理者は航空法により必要な消防力を整備すべきこととされており、その基準は国際民間航空条約第14附属書に定められているが、地方公共団体が管理する第三種空港の消防力は、一部の空港を除き、いまだ満足すべき状態にはなく、その充実強化が要請されている。

一方、空港が所在する市町村においても、空港周辺地域での航空機災害に有効に対処し得る消防体制の整備に努めるとともに、空港管理者との連携、協力体制を確保する必要がある。

#### (10) 研究開発の推進

災害の多様化、大規模化に対処するためには、消防力の充実強化、予防対策の徹底等と並行して、各種災害の発生防止、被害の軽減に関する科学技術の研究開発は欠かすことができないものである。

消防研究所においては、これらの防災に関する科学技術の研究開発を推進するに当たっては時代の要請に応じた重要項目を選び、長期的な研究計画を立て研究を行っている。

その研究項目には、①大震時における火災の防御、避難誘導法、石油タンク等危険物施設の耐震性等大震火災対策に関する研究、②石油タンクや化学

工場の爆発、火災対策、石油類の新備蓄方式の防災対策等石油コンビナート等の災害防止に関する研究、③雪寒地で使用する消防用資機材の改良、住宅用火災感知システムの開発等消防用機器の改良開発、④その他の研究、があり、研究内容も基礎から応用開発まで広い範囲にわたっている。

さらに、昭和58年より消防隊員の安全を図るため、消防活動を自動化するための研究を開始した。

また、ホテル、病院等の火災における人命安全を図るための防災システムの確立等の課題があり、早急に研究を推進していく必要がある。

このような多様な災害に対処する研究を効率的に実施し、最大の成果をあげるよう、今後一層の研究体制の強化と研究施設の整備を図るとともに、国、地方公共団体、大学、民間のほか、諸外国の試験研究機関との協調連携を一層密にして行く必要がある。

このような面から共同研究の一環として消防技術者会議を開いてきたが、更に諸外国の研究所と共同研究を行うため、UJNR（天然資源の開発利用に関する日米会議）の防火専門部会を消防研究所でも開催したほか、日米加三国が共同して火災時に発生する有毒ガス及び建材の安全性の研究を開始した。

## 第2 火災等の災害の実態

### 1 火 災

昭和57年中における火災の概況は、第1表のとおりであり、出火件数、焼損棟数、死者、り災世帯、り災人員、損害額及び出火率は前年に比べそれぞれ減少しているが、焼損面積及び負傷者は前年より増加している。

火災の概況を1日当たりでみると、第2表のとおり、出火件数は166件、死者は5.1人となっている。また、昭和48年を100とした最近の火災の傾向をみると、第3図のとおり、死者数は横ばい、ただし、放火自殺者を除いた死者数、出火件数及び建物焼損面積は減少の傾向を示している。なお、昭和51年における損害額の著しい伸びは、酒田市大火の影響によるものである。

#### (1) 出火件数

##### ア 出火件数は減少

昭和57年中の出火件数は6万568件で、前年に比べ220件(0.4%)減少し、出火率(人口1万人当たりの出火件数)も5.1と前年に比べ減少している。

##### イ 建物火災は全火災の61.1%

火災は第4表のとおり6種類に分類されており、その構成比についてみると、建物火災が全火災の61.1%で最も高い比率を占めている。次いで、その他の火災(空地、土手及び河川敷の枯れ草、看板、広告等の火災)、林野火災、車両火災と続いている。

次に、最近の火災種別の出火件数の推移をみると、第5表のとおり、車両火災を除きいずれも横ばいないしは減少の傾向にある。

##### ウ 春季、冬季に火災が多い

出火件数を四季別にみると、第6表のとおり、春季が最も多く32.8%を占

第1表 火災の概況

区分	単位	昭和57年	昭和56年	増減		増減率 (C) × 100 (B) (%)
		(A)	(B)	(A) - (B) (C)	(B)	
出火件数	件	60,568	60,788	△	220	△ 0.4
建物		36,996	38,882	△	1,886	△ 4.9
林野		4,579	3,709	△	870	23.5
車両		4,417	4,050	△	367	9.1
船舶		173	157	△	16	10.2
航空機		2	7	△	5	71.4
その他		14,401	13,983	△	418	3.0
焼損棟数	棟	49,331	53,239	△	3,908	△ 7.3
全焼		12,832	14,441	△	1,609	△ 11.1
半焼		4,692	5,166	△	474	△ 9.2
部分焼		31,807	33,632	△	1,825	△ 5.4
建物焼損面積	m <sup>2</sup>	1,932,409	2,094,854	△	162,445	△ 7.8
林野焼損面積	a	313,606	196,866	△	116,740	59.3
死者	人	1,849	1,971	△	122	△ 6.2
負傷者	人	8,112	8,004	△	108	1.3
り災世帯数	世帯	37,717	38,385	△	668	△ 1.7
全損		9,507	10,885	△	1,378	△ 12.7
半損		3,376	3,523	△	147	△ 4.2
小損		24,834	23,977	△	857	3.6
り災人員	人	120,562	124,120	△	3,558	△ 2.9
損害額	百万円	149,073	150,303	△	1,230	△ 0.8
建物		141,786	145,474	△	3,688	△ 2.5
林野		991	742	△	249	33.6
車両		1,443	1,441	△	2	0.1
船舶		591	1,076	△	485	△ 45.1
航空機		2,772	224	△	2,548	1,137.5
その他		1,489	1,347	△	142	10.5
出火率		5.1	5.2	△	0.1	△ 1.9

(注) 1 「死者」には、火災により負傷した後、48時間以内に死亡した者を含む。以下同じ。

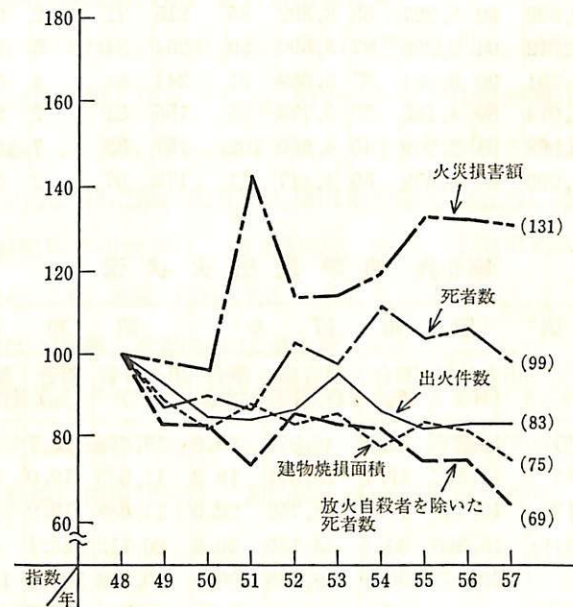
2 出火率とは、人口1万人当たりの出火件数をいう。

第2表 1日当たり及び1件当たりの火災の概況

区分	単位	昭和57年	昭和56年
全火災1日当たり	出火件数	166	167
	損害棟数	408	412
	建物焼損面積	135	146
	林野焼損面積	5,294	5,739
	り災世帯数	859	539
	り災人員	103	105
全火災1件当たり	死者	330	340
	負傷者	5.1	5.4
全火災1件当たり	損害額	22.2	21.9
	損害額	246	247
建物火災1件当たり	損害額	383	374
	建物焼損面積	52	54
	焼損棟数	1.3	1.4
	り災世帯数	1.0	1.0
林野火災1件当たり	り災人員	3.3	3.2
	損害額	22	20
林野火災1件当たり	林野焼損面積	68	53

第3図 火災の傾向

(昭和48年 = 100)



第4表 火災種別出火件数の構成割合

区 分	昭和57年	昭和56年
建物火災	61.1%	64.0%
林野火災	7.6	6.1
車両火災	7.3	6.7
船舶火災	0.3	0.3
航空機火災	0.0	0.0
その他の火災	23.8	23.0
計	100.0	100.0

(注) 構成比は、表示単位未満を四捨五入した。以下の各図表において同じ。

第5表 火災種別出火件数の推移

(昭和48年=100)

年 別	建 物		林 野		車 両		船 舶		航 空 機		そ の 他	
	件数	指数	件数	指数	件数	指数	件数	指数	件数	指数	件数	指数
48	42,551	100	8,311	100	3,986	100	301	100	7	100	17,916	100
49	39,143	92	8,351	100	3,420	86	303	101	4	57	16,491	92
50	38,455	90	5,517	66	3,078	77	248	82	4	57	14,910	83
51	38,796	91	5,549	67	3,099	78	233	77	5	71	14,622	82
52	39,302	92	5,227	63	3,392	85	215	71	2	29	15,836	88
53	39,912	94	7,208	87	3,590	90	254	84	5	71	19,454	109
54	38,291	90	5,534	67	3,639	91	244	81	4	57	16,082	90
55	38,014	89	4,120	50	3,773	95	155	51	2	29	13,821	77
56	38,882	91	3,709	45	4,050	102	157	52	7	100	13,983	78
57	36,996	87	4,579	55	4,417	111	173	57	2	29	14,401	80

第6表 四季別出火状況

年 別	昭和57年				昭和56年			
	出火件数(件)	割合(%)	損害額(百万円)	割合(%)	出火件数(件)	割合(%)	損害額(百万円)	割合(%)
春季(3月~5月)	19,887	32.8	42,574	28.6	17,454	28.7	43,580	29.0
夏季(6月~8月)	11,557	19.1	28,591	19.2	11,533	19.0	27,007	18.0
秋季(9月~11月)	10,729	17.7	32,752	22.0	11,689	19.2	32,238	21.4
冬季(1月,2月,12月)	18,395	30.4	45,155	30.3	20,112	33.1	47,478	31.6
計	60,568	100.0	149,073	100.0	60,788	100.0	150,303	100.0

め、次いで冬季、夏季、秋季の順となっている。火災は、低温、低湿でしかも火気を使用する機会の多い冬季から春先にかけて多く発生し、昭和57年中では、冬季と春季で総出火件数の63.2%を占めている。

エ 出火率は5.1

出火率は全国平均で5.1となっている。昭和57年は10年前の昭和48年に比べて、出火件数で17.1%下回り、出火率で25.0%下回っている。(第7表参照)

第7表 出火率、出火件数、人口及び世帯数の変化

区 分	昭和57年	昭和48年	増減率(%)
出 火 率	5.1	6.8	△ 25.0
出 火 件 数(件)	60,568	73,072	△ 17.1
うち建物火災	36,996	42,551	△ 13.1
人 口(人)	117,776,771	108,202,038	8.8
世 帯 数(世帯)	36,858,900	31,907,782	15.5

(注) 人口及び世帯数は、各年とも3月31日現在の住民基本台帳による。

オ 出火率の高いのは香川県、低いのは奈良県

都道府県別の出火件数は、東京都の7,112件を最高に、大阪府、愛知県、兵庫県、神奈川県の間となっており、例年どおり大都市が所在する都道府県の出火件数が多い。一方、少ない方では、前年に引き続き奈良県の245件を最低に、和歌山県、富山県、福井県、鳥取県の順となっている(附属資料3参照)。都道府県別の出火率は、第8図のとおり、全国平均5.1に対して、最高は香川県の7.0、最低は奈良県の2.0となっている。

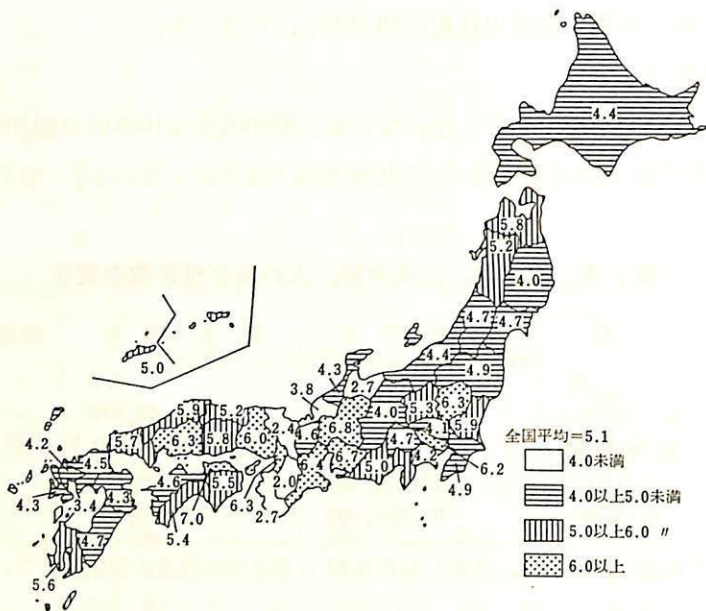
カ 火災通報は119番、初期消火は消火器

消防機関が火災をどのような方法で覚知しているかについてみると、第9表のとおり、火災報知専用電話「119番」による通報の例が圧倒的に多い。

初期消火器具等の使用状況は、第10表に示すとおりである。

第8図 都道府県別出火率

(昭和57年中)



第9表 覚知方法別出火件数

(昭和57年中)

覚知方法別	区分	出火件数(件)	構成比(%)
火災報知機		291	0.5
火災報知専用電話(119番)		47,025	77.6
加入電話		2,841	4.7
警察電話		1,667	2.8
望楼発見		23	0.0
駆け付け通報		753	1.2
事後聞知		6,897	11.4
その他		1,071	1.8
計		60,568	100.0

第10表 初期消火器具等の使用状況

(単位:件,%)

年別	簡易消火用具		消火器		固定消火設備		その他		初期消火なし	
	出火件数	割合	出火件数	割合	出火件数	割合	出火件数	割合	出火件数	割合
48	22,499	30.8	17,462	23.9	2,379	3.3	30,732	42.1	...	...
57	12,408	20.5	16,021	26.5	1,001	1.7	14,135	23.3	17,003	28.1

(注) 昭和48年中の初期消火をしなかった出火件数は、その他に含む。

(2) 損害額

昭和57年中における火災による損害の額は1,490億7,300万円で、前年(1,503億300万円)に比較し12億3,000万円減少し、火災1件当たりでは246万円(前年247万円)となっている。損害額の推移をみると、第11表のとおりである。なお、火災種別ごとの損害額は、建物火災によるものが圧倒的に多く全体の95.1%を占めている。(第1表参照)

第11表 損害額の推移

(昭和48年=100)

区分	年別	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57
損害額(億円)	指数	100	99	97	141	114	115	120	132	132	131
	1件当たり損害額(千円)	1,557	1,659	1,771	2,583	2,023	1,854	2,145	2,517	2,473	2,461
指数		100	107	114	166	130	119	138	162	159	158

(3) 死者

昭和57年中はホテル・ニュー・ジャパン火災(死者32人、なお、これ以外に負傷者の1人が21日後に死亡している。)があったが、放火自殺者を除いた火災

による死者は1,096人で、前年に比べ130人減少し、昭和44年以降最も少なくなっている。これに対し、放火自殺者は753人で、前年に比べ8人増加し、死者全体の40.7%を占め、初めて4割の大台を超えるに至った。(第12表参照)

ア 建物火災による死者は147人減少

火災種別ごとの死傷者数をみると第13表のとおり、建物火災による死者が前年に比べ147人減少し、1,233人となったが死者総数に対する割合は最も

第12表 火災による死傷者の推移

区分		年別	41~49年平均	50	51	52	53	54	55	56	57
死者数(人)	放火自殺者を除いた数		1,271	1,300	1,202	1,350	1,323	1,301	1,238	1,226	1,096
	放火自殺者数		170	374	446	559	531	769	709	745	753
	計		1,441	1,674	1,648	1,909	1,854	2,070	1,947	1,971	1,849
指数	放火自殺者を除いた数		100	102	95	106	104	102	97	96	86
	放火自殺者数		100	220	262	329	312	452	417	438	443
	計		100	116	114	132	129	144	135	137	128
負傷者数(人)			9,241	8,232	9,365	8,506	8,718	8,157	8,049	8,004	8,112
指数			100	89	101	92	94	88	87	87	88

第13表 火災種別死傷者数

(昭和57年中)

火災種別	死者	割合	負傷者	割合
建物火災	1,233人	66.7%	7,133人	87.9%
林野火災	16	0.9	228	2.8
車両火災	210	11.4	239	2.9
船舶火災	24	1.3	39	0.5
航空機火災	1	0.1	10	0.1
その他の火災	365	19.7	463	5.7
計	1,849	100.0	8,112	100.0

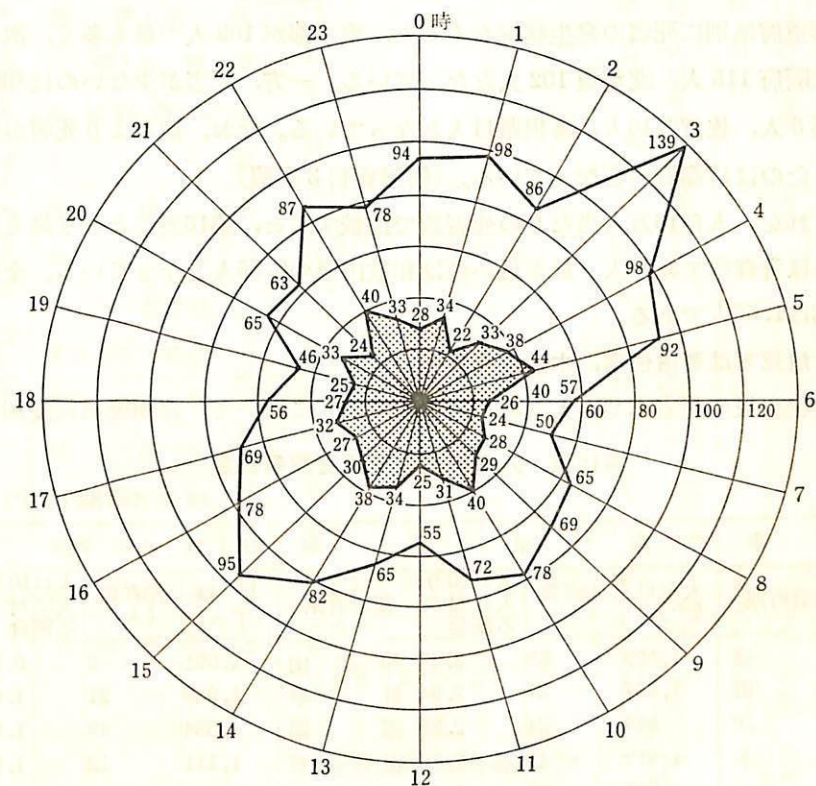
第14表 月別死傷者発生状況

(昭和57年中)

区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
死者(人)	220	282	245	177	123	116	84	81	99	112	135	175	1,849
割合(%)	11.9	15.3	13.3	9.6	6.7	6.3	4.5	4.4	5.4	6.1	7.3	9.5	100
うち放火自殺者(人)	78	88	81	89	51	55	43	41	50	57	60	60	753
割合(%)	10.4	11.7	10.8	11.8	6.8	7.3	5.7	5.4	6.6	7.6	8.0	8.0	100
負傷者(人)	811	915	901	752	702	550	518	767	463	498	528	707	8,112
割合(%)	10.0	11.3	11.1	9.3	8.7	6.8	6.4	9.5	5.7	6.1	6.5	8.7	100

第15図 時間帯別死者発生状況

(昭和57年中)



- (注) 1 死亡時刻不明者12人(うち放火自殺者8人)を除く。
- 2 黒い部分は放火自殺者を示し内数である。



死者発生状況をみると、全焼の場合が681人(55.3%)、部分焼の場合が385人(31.3%)、半焼の場合が165人(13.4%)となっている。

同じく、建物用途別及び階層別の死者発生状況は第17表のとおりであり、

第18表 建物構造別・死因別死者発生状況

(昭和57年中)

死因別 構造別	一酸化炭 素中毒・ 窒息	火 傷	打 撲 骨折等	その他	不 明	小 計	自 殺	計
木 造	277	317	2	17	24	637	186	823
防 火 造	66	73			5	144	56	200
簡易耐火造	14	30	4			48	12	60
耐 火 造	43	34	16	1	2	96	33	129
そ の 他	6	3	2		1	12	7	19
計	406	457	24	18	32	937	294	1,231

第19表 死因別死者発生状況の推移

年別	死因別 一酸化炭 素中毒・ 窒息	火 傷	打 撲 骨折等	その他	不 明	小 計	自 殺	計
53	562 (42.5)	714 (54.0)	3 (0.2)	18 (1.4)	26 (1.9)	1,323 (100)	531 [28.6]	1,854
54	493 (37.9)	733 (56.3)	6 (0.5)	23 (1.8)	46 (3.5)	1,301 (100)	769 [37.1]	2,070
55	502 (40.5)	649 (52.4)	17 (1.4)	30 (2.4)	40 (3.2)	1,238 (100)	709 [36.4]	1,947
56	478 (39.0)	670 (54.6)	6 (0.5)	25 (2.0)	47 (3.8)	1,226 (100)	745 [37.8]	1,971
57	438 (40.0)	574 (52.4)	25 (2.3)	23 (2.1)	36 (3.3)	1,096 (100)	753 [40.7]	1,849

(注) ( )内は構成比を示し、単位は%である。また[ ]内は火災による死者総数に対する自殺者の割合を示す。第20表において同じ。

専用住宅での死者が924人(75.1%)、併用住宅での死者が158人(12.8%)で両方で9割近くを占めている。また、1階での死者が最も多く847人(68.8%)、次いで2階が290人(23.6%)と続いている。

さらに、建物構造別では、第18表のとおり木造建物での死者が823人で最も多く66.9%を占め、次いで防火構造が200人で16.2%となっている。

オ 死因は火傷が52.4%、中毒・窒息が40.0%

放火自殺による死者を除く火災による死者の死因は第19表のとおりである。火傷による死者が574人で52.4%を占め、次いで一酸化炭素中毒・窒息による死者が438人で40.0%となっている。

カ 高齢者、乳幼児の死者は前年より減少

死に至った経過をみると、第20表のとおり逃げ遅れが774人で放火自殺者を除く死者総数1,096人の70.6%を占め、その中でも発見が遅れ、気付いた時は火煙が回り、既に逃げ道がなかったと思われるものが292人と最も多くなっている。

さらに細かくみると、放火自殺者を除く死者総数のうち53.7%に当たる589人が高齢者、乳幼児、病気又は身体不自由の者によって占められているが、死者数は前年より減少している。

また、61歳以上の高齢者の火災による死者数をその人口と比較してみると、第21表のとおり高齢者人口10万人当たりの死者数は3.60人であるが、高齢者人口の増加と死者数の減少により、この率は最近15年間で最も低いものとなっている。

キ 1件で3人以上の死者を出した火災は45件

昭和57年中は、ホテル・ニュー・ジャパン火災(死者32人)を含め、1件で3人以上の死者を出した火災は45件(前年48件)発生し、これによる死者は197人(前年172人)となっている。

火災種別ごとにみると、第22表のとおり建物火災によるものが大半で31件発生し、死者数は141人となっている。なお、車両火災の増加が目立っているが、このうち8割は放火自殺によるものとなっている。



第21表 高齢者（61歳以上）の人口と死者数

(昭和53年=100)

年 別	人 口		死 者 数		人口10万人当 たりの死者数	
	人口(千人) <sub>A</sub>	指 数	死者(人) <sub>B</sub>	指 数	B/A×100	指 数
53	13,411	100	627	100	4.68	100
54	13,777	103	665	106	4.83	103
55	14,001	104	663	106	4.74	101
56	14,571	109	589	94	4.04	86
57	15,009	112	541	86	3.60	77

(注) 人口は各年とも10月1日現在の推計人口（総理府統計局調べ）による。

第22表 1件で3人以上の死者を出した火災の火災種別発生状況

(昭和57年中)

区 分	計	3 人	4 人	5 人	6 人	10 人	32 人
計	45(197)	24(72)	14(56)	3(15)	2(12)	1(10)	1(32)
建物火災							
全 焼	24( 87)	11(33)	11(44)	2(10)	—	—	—
半 焼	5( 19)	3( 9)	1( 4)	—	1( 6)	—	—
部 分 焼	2( 35)	1( 3)	—	—	—	—	1(32)
林野火災	—	—	—	—	—	—	—
車両火災	10( 34)	7(21)	2( 8)	1( 5)	—	—	—
船舶火災	3( 19)	1( 3)	—	—	1( 6)	1(10)	—
航空機火災	—	—	—	—	—	—	—
その他火災	1( 3)	1( 3)	—	—	—	—	—

(注) ( )内は死者数を示す。

建物用途別では、第23表のとおり専用住宅での死者が83人で58.9%を占めている。

ク 火災による死者10人のうち4人までが放火自殺者

昭和57年中の放火自殺者は753人で、前年(745人)より8人増加している。この数は昭和54年(769人)に次ぐものであるが、死者総数に占める割合は40.7%で、戦後最高となっている。

第23表 1件で3人以上の死者を出した建物火災の建物用途別死者発生状況

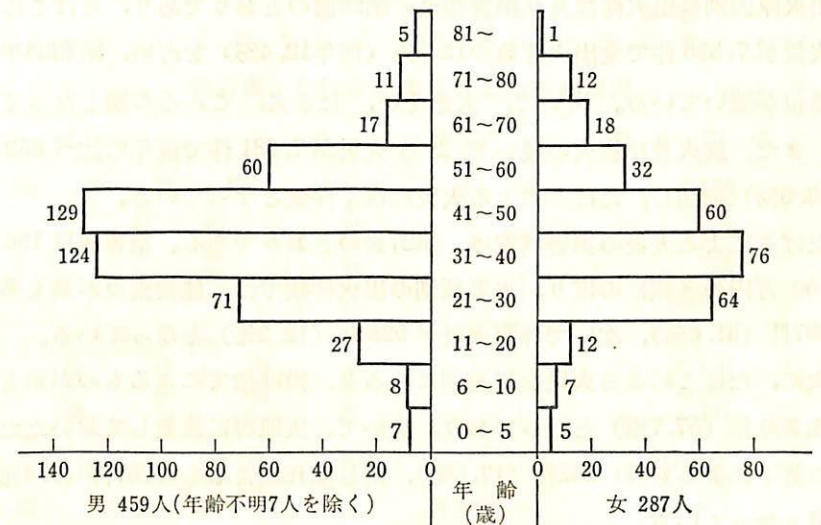
(昭和57年中)

区 分	出 火 件 数	死 者 数									
		計	一般住宅	共同住宅	店 舗	浴 場	車 庫	ホ テ ル	工 場	山 小屋	
			専用住宅	併 用 住 宅							
計	31	141	62	21	11	4	3	32	4	4	
			83			18					
1 階	24	57	46	6		1				4	
2 階	3	45	16	12	11	3	3				
5 階	1	3		3							
9 階	1	24						24			
10 階		7						7			
外 周	1									4	
屋 外		4									
不 明	1	1						1			

(注) 出火件数は出火階ごとに、死者は発生した階ごとに集計した。

第24図 放火自殺者の年齢別・性別発生状況

(昭和57年中)



放火自殺者の発生状況を年齢別にみると、第24図のとおり31~40歳が200人（前年206人）と最も多く、全体の26.6%を占めている。性別では男性466人、女性287人となっている。

(4) 出火原因

昭和57年中の出火原因別出火件数は、第25表のとおりである。総出火件数6万568件のうち、失火による火災が4万4,699件（73.8%）で、火災の大半は火気の取扱いの不注意や不始末から発生している。

第25表 出火原因別出火件数

(昭和57年中)

区 分	出火件数(件)	割 合(%)
失 火	44,699	73.8
放 火・放 火 の 疑 い	7,381	12.2
自 然 発 火・再 燃	1,060	1.8
天 災	172	0.3
不 明	7,256	12.0
計	60,568	100.0

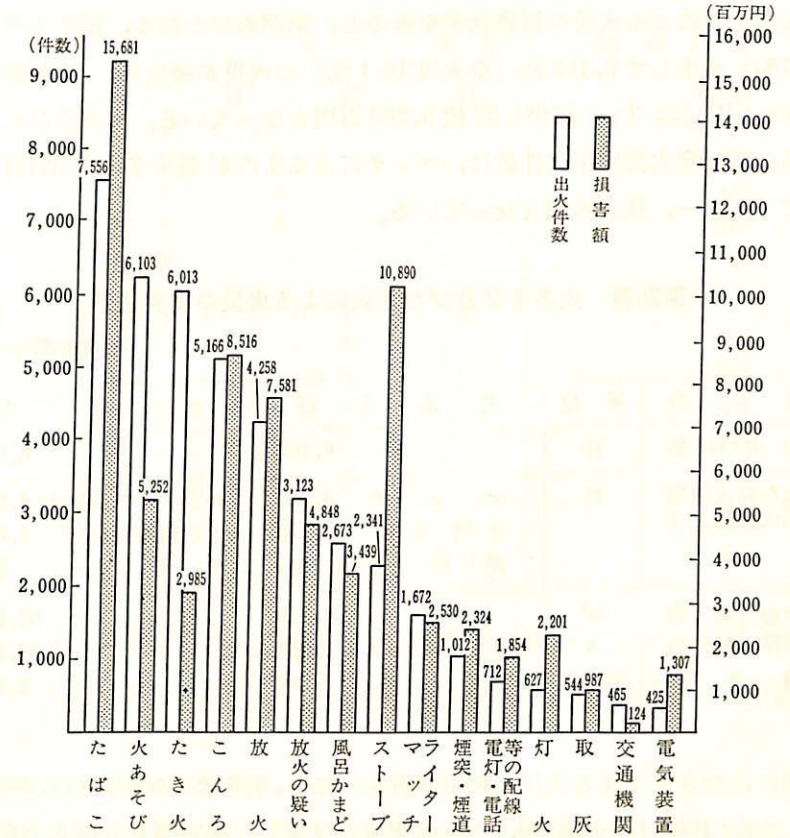
ア 「たばこ」による火災が本年も首位

出火原因別の出火件数及び損害額は、第26図のとおりであり、たばこによる火災が7,556件で全出火件数の12.5%（前年12.4%）を占め、昭和35年以来首位が続いている。次いで、火あそび、たき火、こんろの順となっている。また、放火及び放火の疑いによる火災が7,381件で前年に比べ852件（13.0%）増加し、たばこによる火災に次ぐ件数となっている。

たばこによる火災の損害状況は、第27表のとおりである。損害額は156億8,100万円の多額にのぼり、火災種別の出火件数では、建物火災が最も多く3,897件（51.6%）、次いで林野火災が928件（12.3%）となっている。

次に、たばこによる火災を経過別にみると、投げ捨てによるものが最も多く4,360件（57.7%）となっており、次いで、灰皿等に放置しておいたたばこの落下によるもの1,282件（17.0%）、消し忘れによるもの707件（9.4%）の順となっている。

第26図 出火原因別の出火件数と損害額 (昭和57年中)



第27表 たばこによる火災の損害状況

区 分	単 位	昭 和 57 年
出 火 件 数	件	7,556
うち 建物	件	3,897
車	件	928
船	件	348
その他	件	20
の 火	件	2,363
主な経過別出火件数	件	
{ 投げ捨て	件	4,360
{ 消し忘れ	件	1,282
{ 放置	件	707
焼 損 面 積 額 { 建物	m <sup>2</sup>	158,138
損 害 額 { 林 野	百万円	63,306
		15,681

イ 火あそびによる火災は減少、たき火による火災は増加

火あそびによる火災の損害状況をみると、第28表のとおり、前年より45件(0.7%)減少して6,103件(全火災10.1%)の火災が発生し、損害額も15億600万円(22.3%)減少し52億5,200万円となっている。火あそびによる火災の主な発火源別出火件数は、マッチによるものが最も多く3,321件、次いでライター、花火の順となっている。

第28表 火あそび及びたき火による火災の損害状況

(昭和57年中)

区 分	単 位	火 あ そ び	た き 火
出 火 件 数	件	6,103	6,013
主な発火源別 出火件数	件	マ ッ チ	たき火の延焼拡大
		ラ イ タ ー	火の粉の飛火
		花 火	虫 焼 火
焼損 {建物 面積 {林 野	m <sup>2</sup> a	96,116 9,294	57,618 58,328
損 害 額	百万円	5,252	2,985

次に、たき火による火災の損害状況をみると、前年より606件(11.2%)増加して6,013件(全火災の9.9%)の火災が発生し、損害額も5億3,200万円(21.7%)増加して29億8,500万円となっている。たき火による火災の主な発火源別出火件数は、たき火の延焼拡大によるものが最も多く4,207件、次いで火の粉の飛火、虫焼火の順となっている。

ウ ストープによる火災は減少

ストーブによる火災の損害状況をみると第29表のとおりであり、前年に比べ439件(15.8%)減少して2,341件の火災が発生し、損害額19億7,500万円(15.4%)減少して108億9,000万円となっている。

ストーブの種類別では、普及率の高い石油ストーブによる火災が最も多く1,677件で全体の71.6%を占めており、次いで電気ストーブによるもの、まきストーブによるものの順となっている。

第29表 ストープによる火災の損害状況

区 分	単 位	昭 和 57 年
出 火 件 数	件	2,341
うち 石油ストーブ 電気 まき ガス 石炭	件	1,677
	シ	334
	シ	156
	シ	155
	シ	19
主な経過別出火件数 うち 引火・ふく射 可燃物の接触・落下 使用方法の誤り 消し忘れ 調整不良	件	561
		515
		301
		145
		126
建物焼損面積 損害額	m <sup>2</sup>	142,595
	百万円	10,890

次に、ストーブによる火災の主な経過別出火件数をみると、引火・ふく射によるものが561件と最も多く、次いで可燃物の接触・落下、使用方法の誤りの順になっている。

エ 放火による火災は増加

放火及び放火の疑いによる火災の損害状況は、第30表のとおりである。放火による出火件数は4,258件で前年に比べ402件(10.4%)増加し、放火の疑

第30表 放火及び放火の疑いによる火災の損害状況

(昭和57年中)

区 分	単 位	放 火	放火の疑い	計
出 火 件 数	件	4,258	3,123	7,381
うち ライターによるもの マッチ たばこ	件	1,027	844	1,871
	シ	1,127	536	1,663
	シ	48	32	80
焼 損 面 積 {建物 面積 {林 野	m <sup>2</sup>	84,250	50,685	134,935
	a	841	10,905	11,746
損 害 額	百万円	7,581	4,848	12,429

いによるものは3,123件で前年に比べ450件(16.8%)増加している。放火による損害額は、75億8,100万円で、前年に比べ11億8,000万円(18.4%)増加しているが、放火の疑いによるものを合わせると124億2,900万円で前年に比べ1,400万円(0.1%)減少している。

次に、これらの火災を発火源別にみると、ライターによるものが1,871件と最も多く、次いでマッチによるもの、たばこによるものの順になっている。

オ 着火物は枯れ草が首位

全火災の着火物(発火源から最初に着火した物)別出火件数の上位のものは第31表のとおりである。

第31表 主な着火物別出火件数

着 火 物	昭 和 57 年		昭 和 56 年	
	出 火 件 数 (件)	総出火件数に占 める割合 (%)	出 火 件 数 (件)	総出火件数に占 める割合 (%)
枯 れ 草	8,813	14.6	7,820	12.9
紙くず・わらくず	4,051	6.7	4,083	6.7
動 植 物 油	3,907	6.5	3,710	6.1
寝 具	3,245	5.4	3,497	5.8
袋・紙製品	2,890	4.8	2,870	4.7
合成樹脂と成形品	2,427	4.0	2,593	4.3
ガ ソ リ ン	2,112	3.5	1,928	3.2
織 維 製 品	1,834	3.0	1,807	3.0
落 葉	1,371	2.3	1,198	2.0
板張・ベニヤ壁	1,214	2.0	1,349	2.2

(注) 昭和57年は着火物別出火件数の上位10位までを表示した。

(5) 火災種別ごとの状況

ア 建物火災

(ア) 建物火災は1日に101件、14分ごとに1件

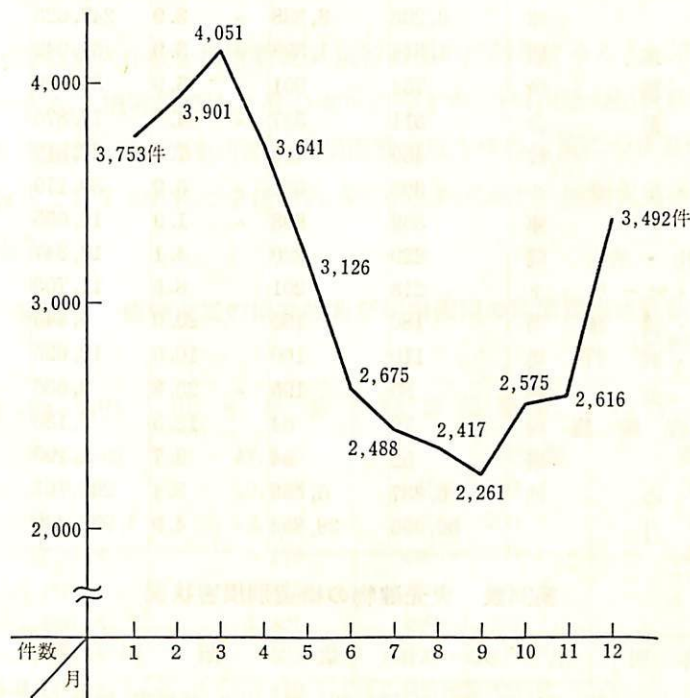
建物火災の出火件数は3万6,996件である。

最近10年間、建物火災の出火件数は、多少の上下はあるもののおおむね横ばいに推移してきたが、昭和57年は前年に比べ1,886件(4.9%)減少している。(第5表参照)

次に、月別の出火件数をみると、第32図のとおり、3月を最高に2月、1月、4月と続き、冬季から春先にかけて多く発生している。

第32図 建物火災月別出火件数

(昭和57年中)



(イ) 居住建物の火災が半数

建物火災の出火件数を火元建物の用途別にみると、第33表のとおり、居住建物の出火件数が1万8,443件で最も多く、全体の半数(49.9%)を占めている。次いで工場・作業場、倉庫、飲食店の順となっている。

(ウ) 木造建物の火災が56.9%

建物火災を火元建物の構造別にみると、第34表のとおりである。木造建物から出火した件数は2万1,060件で建物出火件数の56.9%を占め、次いで防火造建物、耐火造建物、簡易耐火造建物の順となっている。

第33表 用途別建物火災の損害状況

用途別	損害状況	出火件数			焼損面積 (m <sup>2</sup> )	損害額 (百万円)
		昭和57年 (件)	昭和56年 (件)	増減率 (%)		
居	住	18,443	19,636	△ 6.1	716,343	46,862
工場・作	業	4,382	4,643	△ 5.6	401,747	35,301
倉	庫	3,208	3,338	△ 3.9	247,623	15,155
飲	店	1,344	1,398	△ 3.9	61,042	6,423
事	務	754	801	△ 5.9	35,899	2,540
養	畜	511	537	△ 4.8	77,876	1,801
学	校	460	428	7.5	27,813	1,187
旅	館・ホ	308	331	△ 6.9	39,179	2,289
車	庫	302	308	△ 1.9	10,655	508
神	社・寺	229	220	4.1	13,347	1,164
百	貨店・マ	218	201	8.5	11,703	1,417
病	院・診	186	155	20.0	4,545	446
劇	場・興	110	100	10.0	12,625	974
官	公	80	105	△ 23.8	6,536	135
福	祉・保	72	64	12.5	2,180	160
浴	場	52	54	△ 3.7	1,193	51
そ	の	6,337	6,563	△ 3.4	262,103	25,374
計		36,996	38,882	△ 4.9	1,932,409	141,786

第34表 火元建物の構造別損害状況

年別	出火件数				昭和57年				
	昭和53年	昭和54年	昭和55年	昭和56年	出火件数	延焼率(%)	焼損棟数	1件当たり焼損面積(m <sup>2</sup> )	1件当たり損害額(千円)
木造	24,261	22,447	21,881	22,552	21,060	21.1	30,313	65.0	3,711
防火造	6,123	6,516	6,661	6,405	6,033	12.1	7,429	33.5	3,554
簡易耐火造	3,843	3,474	3,548	3,574	3,528	8.9	4,019	58.0	5,956
耐火造	4,117	4,110	4,182	4,441	4,492	1.9	4,611	10.2	2,872
その他・不明	1,568	1,744	1,742	1,910	1,883	46.6	2,959	58.3	4,393
全建物火災	39,912	38,291	38,014	38,882	36,996	17.4	49,331	52.2	3,832

建物火災について、火元建物以外の別棟に延焼した火災件数の割合（延焼率）を火元建物の構造別にみると、木造建物の場合が最も高く、出火件数の21.1%（5件のうち1件）が別棟に延焼している。以下、防火造建物、簡易

耐火造建物の順となっている。

次に、火元建物の構造別に火災1件当たりの焼損面積をみると、木造建物の場合が65.0m<sup>2</sup>と最も大きく、以下、簡易耐火造建物、防火造建物、耐火造建物の順となっている。

(エ) 建物火災の過半数は小火災

建物火災の出火件数を損害額及び焼損面積の段階別にみると、第35表のとおりである。損害額では1件の火災につき50万円未満の出火件数が2万2,589件で全体の61.1%を占め、焼損面積では1件の火災につき50m<sup>2</sup>未満の出火件数が2万7,546件で全体の74.5%を占めており、建物火災の多くは小火災である。

第35表 建物火災の損害額及び焼損面積の段階別出火件数

(昭和57年中)

損害額(万円)	出火件数	焼損面積(m <sup>2</sup> )	出火件数
10未満	17,546	50未満	27,546
10～50	5,043	50～100	3,686
50～100	2,139	100～200	3,410
100～500	6,179	200～300	1,170
500～1,000	2,840	300～500	711
1,000～2,000	1,831	500～1,000	340
2,000～3,000	633	1,000～2,000	102
3,000～5,000	410	2,000～3,000	19
5,000以上	375	3,000以上	12
計	36,996	計	36,996

(オ) 建物火災はこんろによるものが多い

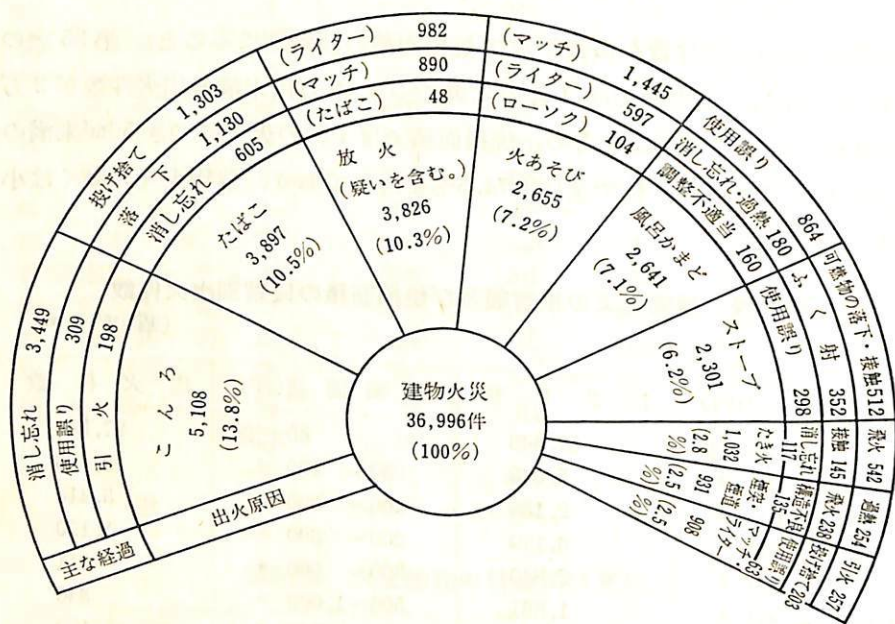
建物火災の主な出火原因は第36図のとおりであり、こんろによるものが5,108件(全体の13.8%)と最も多く、次いで、たばこ、放火(疑いを含む)、火あそびの順となっている。

こんろによる火災5,108件のうち3,449件(67.5%)は、消し忘れによるものであり、次いで、使用方法の誤りによるものが309件、ガスや石油等に引火したものが198件となっている。たばこによる火災は3,897件で、このうち

吸いがらの投げ捨てによるもの1,303件 (33.4%), 可燃物の上にたばこが落ちたもの1,130件, 消し忘れによるもの605件となっている。

第36図 建物火災の主な出火原因と経過

(昭和57年中)



(カ) 3DKの住宅3万戸相当分が焼損

建物焼損面積は、前年より16万2,445m<sup>2</sup> (7.8%) 減少して193万2,409m<sup>2</sup>となった。これは、3DK (65m<sup>2</sup>) の住宅が2万9,729戸焼損したことに相当する。都道府県別の建物焼損面積をみると、最高は前年同様北海道で14万1,183m<sup>2</sup>、次いで大阪府、東京都、埼玉県、愛知県の間となっており、一方、少ない県は沖縄県の8,277m<sup>2</sup>を最低に、高知県、鳥取県、島根県、滋賀県の順となっている。

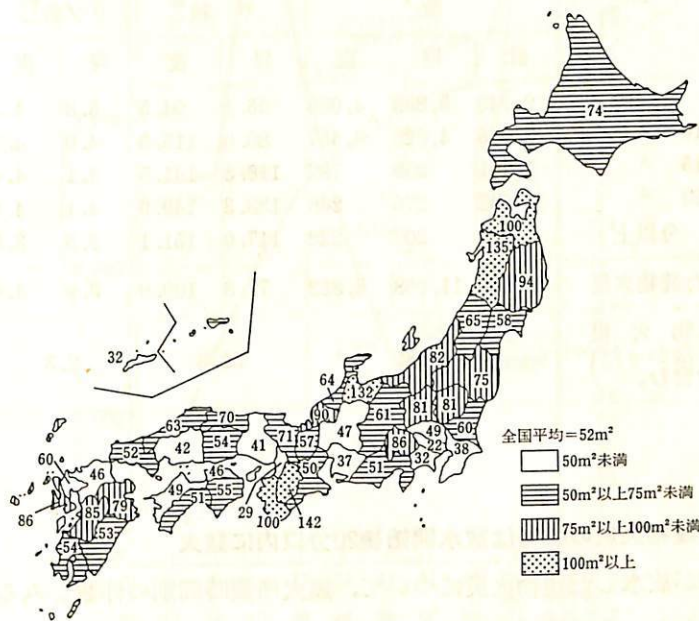
(キ) 1件当たりの焼損面積は52m<sup>2</sup>

建物火災1件当たりの焼損面積を都道府県別にみると、第37図のとおりである。全国平均は52m<sup>2</sup>で前年より2m<sup>2</sup>減少している。全国平均を上回るの

は、奈良県の142m<sup>2</sup>を最高に、秋田県135m<sup>2</sup>、富山県132m<sup>2</sup>、青森県、和歌山県100m<sup>2</sup>など30道府県となっている。一方、全国平均以下となっているのは、東京都の22m<sup>2</sup>を最低に、大阪府、神奈川県、沖縄県など17都府県となっており、相対的に大都市のある都府県では、出火件数が多いが、火災1件当たりの焼損面積の小さい火災が大部分であることを示している。

第37図 建物火災1件当たりの焼損面積

(昭和57年中)



(ク) 建物火災の半数は覚知後5分以内に放水

建物火災の放水開始時間別の焼損状況をみると第38表のとおりである。消防機関が火災を覚知し、消防隊が出動して放水を行った件数は2万780件 (建物火災の56.2%) で、このうち覚知から放水開始までの時間が5分以内のものは9,943件 (47.8%), 10分以内のものは1万8,028件 (86.8%) となっている。

覚知から放水までの時間ごとに1件当たりの建物焼損面積を昼夜別にみると、夜間における焼損面積は昼間の焼損面積を上回っている。これは、夜間

は、昼間に比べて覚知が遅れがちとなるため、消防機関が現地に到着したときは既に火災が拡大していること等の理由によるものと考えられる。

第38表 建物火災の放水開始時間別焼損状況

(昭和57年中)

区分 昼夜別 覚知から放水開始まで	出火件数		一件当たり焼損面積(㎡)		一件当たり放水ポンプ数(台)		延焼率(%)	
	計	昼	夜	昼	夜	昼		夜
5分以内	9,943	5,858	4,085	65.1	94.5	3.8	4.4	29.7
6~10分	8,085	4,628	3,457	80.0	115.3	4.0	4.5	28.4
11~15分	1,781	989	792	118.3	141.5	4.1	4.4	29.4
16~20分	542	276	266	133.3	149.9	4.1	4.4	31.2
21分以上	429	207	222	117.0	151.1	3.5	3.3	27.7
放水した建物火災	20,780	11,958	8,822	77.3	109.9	3.9	4.4	28.7
全建物火災 (放水しなかった火災を含む。)	36,996		52.3		2.3		17.4	

(ケ) 建物火災の48%は放水開始後20分以内に鎮火

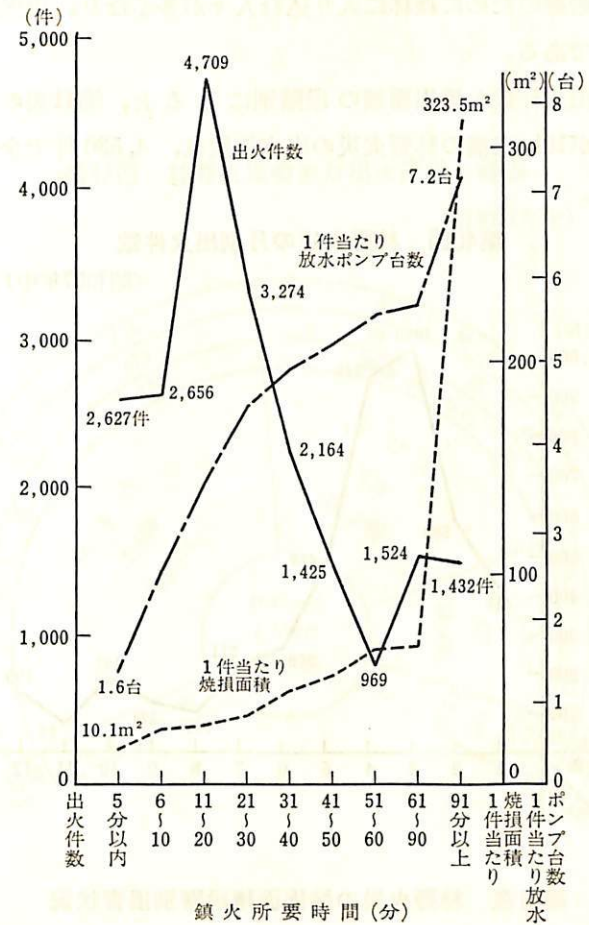
消防隊が放水した建物火災について、鎮火所要時間別の件数をみると、第39図のとおり、放水開始後11分から20分までのものが4,709件で最も多く、20分以内に鎮火した件数は9,992件で全体の48.1%となっている。

イ 林野火災

昭和57年中の林野火災の出火件数は4,579件で、前年に比べ870件(23.5%)増加し、焼損面積は3,136haで前年より1,167ha(59.3%)、損害額は9億9,101万円で前年より2億4,900万円(33.6%)、それぞれ増加している。これは、焼損面積が50ha以上の大規模な林野火災が5件から10件に増加したことによる。ちなみに、昭和56年度の人工造林面積は15万6,220haとなっており(林野庁調べ)、昭和57年中の林野焼損面積はこの2.0%に相当する。な

第39図 建物火災の鎮火所要時間別焼損状況

(昭和57年中)



お、昭和57年中の林野火災による死者は16人で、前年を3人下回っている。

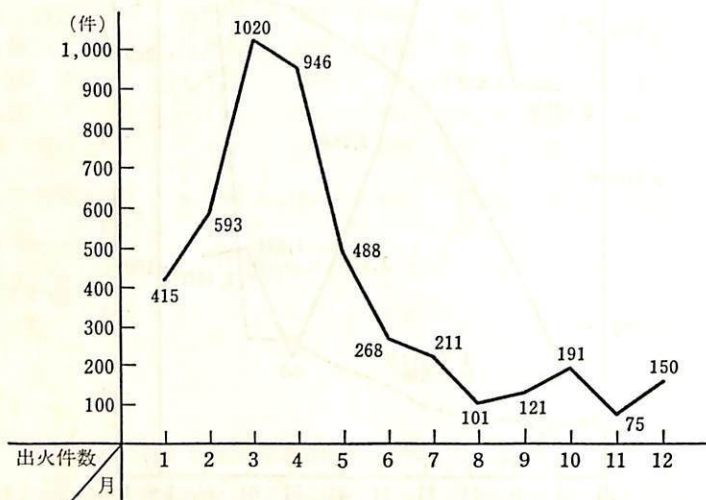
都道府県別の林野焼損面積をみると、福岡県が775haで最も大きく、次いで沖縄県、岡山県、徳島県、和歌山県の順となっており、最も小さいのは神奈川県で4.6ha、次いで、佐賀県、埼玉県、滋賀県、鳥取県の順となっている。(附属資料3参照)

林野火災の出火件数を月別にみると、第40図のとおりである。林野火災の発生時期は地域によって必ずしも一定していないが、1月から5月にかけて

多く発生している。この時期は、概して降雨量が少なく、空気が乾燥し、季節風が吹くなど林野火災の発生しやすい気象条件となり、かつ、山菜取りや山林作業の開始等のために森林に入り込む人々が多くなり、出火の危険性が高くなるためである。

林野火災の出火件数を焼損面積の段階別にみると、第41表のとおりである。焼損面積が10ha未満の林野火災の出火件数は、4,536件で全体の99.1%を占めている。

第40図 林野火災の月別出火件数  
(昭和57年中)

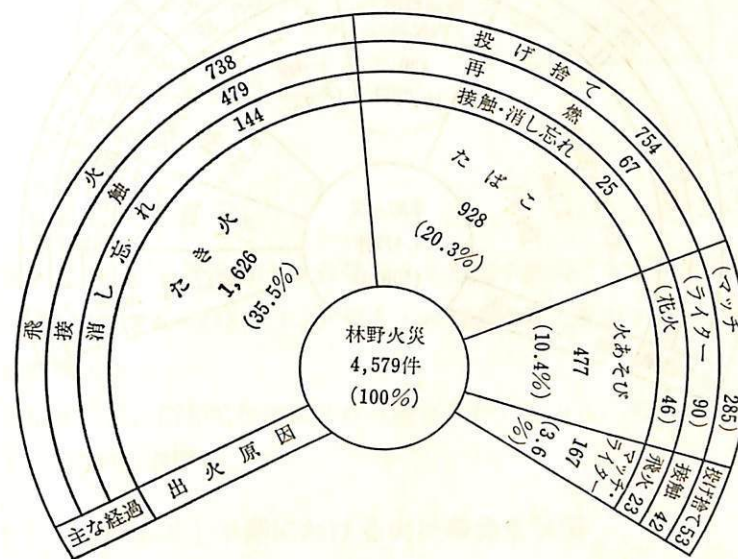


第41表 林野火災の焼損面積段階別損害状況  
(昭和57年中)

区分	焼損面積						計
	10ha未満	10ha以上 20ha未満	20ha以上 30ha未満	30ha以上 40ha未満	40ha以上 50ha未満	50ha以上	
出火件数 (件)	4,536	22	5	4	2	10	4,579
焼損面積 (ha)	1,358	302	146	121	95	1,115	3,136
損害額 (千円)	611,192	119,996	6,802	18,362	36,351	198,304	991,007

林野火災の出火原因は、第42図のとおりであり、たき火によるものが1,626件で全体の35.5%を占めて最も多く、次いでたばこ、火あそび、マッチ・ライターの順となっている。

第42図 林野火災の主な出火原因と経過  
(昭和57年中)



ウ 車両火災

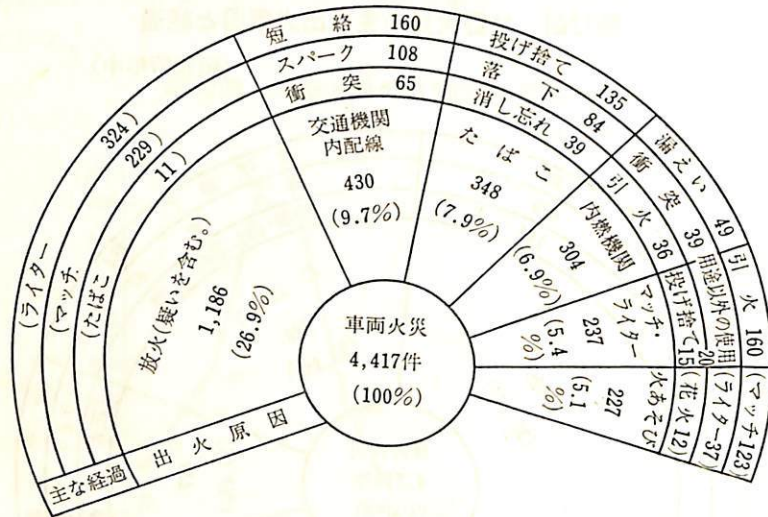
昭和57年中の出火件数は4,417件で前年に比べ367件(9.1%)増加している。また、損害額は14億4,300万円と前年とほぼ同じである。一方、車両火災による死者は210人で前年に比べ37人(21.4%)増加している。

車両火災の出火原因は、第43図のとおりであり、放火(疑いを含む。)によるものが1,186件(26.9%)と最も多く、次いで交通機関内配線、たばこの

順になっている。

第43図 車両火災の主な出火原因と経過

(昭和57年中)



エ 船舶火災

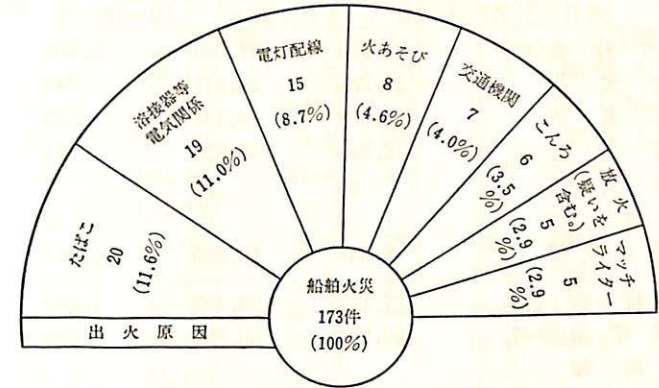
昭和57年中の出火件数は前年に比べ16件(10.2%)増加し、173件となっている。また、損害額は前年より4億8,500万円(45.1%)減少し、5億9,100万円となっている。船舶火災による死者は24人となっている。

船舶火災の出火原因は第44図のとおりであり、たばこによる火災が20件(全体の11.6%)と最も多く、次いで溶接器等電気関係によるもの、電灯配線によるもの、火あそびによるものの順になっている。

なお、昭和57年3月には長崎県佐世保市で、岸壁にけい留中の鉱石・油兼

第44図 船舶火災の主な出火原因

(昭和57年中)



用運搬船が出火し、死者10人、負傷者2人を出す火災、9月には広島県呉市で、入渠中のタンカーが出火し、死者6人、負傷者8人を出す火災があった。

オ 航空機火災

航空機火災は、昭和57年中に2件(前年7件)発生し、死者は1人となっている。(第66図参照)

(6) 昭和58年上半期における火災の発生状況

昭和58年上半期における火災の概況は第45表のとおりである。総出火件数は3万3,918件で、前年同期に比べ3,706件(9.9%)とかなり減少している。しかし、林野焼損面積、損害額は増加している。これは大規模な林野火災が発生したためであると思われる。また、死者は1,085人で前年同期に比べ78人減少している。死者のうち放火自殺者は417人で、前年に比べ21人減少しており、放火自殺者以外の死者は前年同期に比べ57人減少している。

特に大きな火災としては、4月27日、異常乾燥、強風という気象条件の下で東北地方を中心として同時に大規模な林野火災(焼損面積が10ha以上となったものが13件で、焼損面積の合計4,725ha(概数))が発生した。

第45表 昭和58年上半期(1～6月)における火災の概況(概数)

区 分	昭和58年	昭和57年同期	対前年同期 増 減 数	増 減 率						
	(A)	(B)	(A)-(B)=(C)	(C)×100 (B) (%)						
総 出 火 件 数(件)	33,918	37,624	△ 3,706	△ 9.9						
建 物 火 災	20,231	21,171	△ 940	△ 4.4						
林 野 火 災	2,903	3,732	△ 829	△ 22.2						
車 両 火 災	2,349	2,325	24	1.0						
船 舶 火 災	89	91	△ 2	△ 2.2						
航 空 機 火 災	2	—	2	皆増						
そ の 他 の 火 災	8,344	10,305	△ 1,961	△ 19.0						
焼 損 棟 数(棟)	27,138	28,403	△ 1,265	△ 4.5						
り 災 世 帯 数(世帯)	20,233	20,931	△ 698	△ 3.3						
焼 損 面 積										
建 物 (㎡)	1,061,688	1,123,443	△ 61,755	△ 5.5						
林 野 (a)	722,463	253,846	468,617	184.6						
損 害 額(千円)	80,446,011	79,568,921	877,090	1.1						
死 傷 者 数	死者・負傷者の別		死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者		
	計		1,085	3,973	1,163	4,613	△ 78	△ 640	△ 6.7	△ 13.9
	(うち放火自殺者数)		(417)		(438)		(△21)	(△4.8)		
	建 物 火 災		749	3,483	800	3,989	△ 51	△ 506	△ 6.4	△ 12.7
	林 野 火 災		17	123	22	203	△ 5	△ 80	△ 22.7	△ 39.4
	車 両 火 災		108	100	112	119	△ 4	△ 19	△ 3.6	△ 16.0
	船 舶 火 災		1	6	15	28	△ 14	△ 22	△ 93.3	△ 78.6
	航 空 機 火 災		8	6	—	—	8	6	皆増	皆増
そ の 他 の 火 災		202	255	214	274	△ 12	△ 19	△ 5.6	△ 6.9	

(7) 外国の火災状況

1981年(昭和56年)における諸外国の火災状況は、第46表のとおりである。出火件数、死者数及び損害額については、例年どおり、国土、人口等の規模の大きいアメリカが圧倒的に多く、日本は、死者数がアメリカに次いで多いほかは中程に位置している。

次に、これらの数値を人口当たり等で比較してみると、まず、人口1万人当たりの出火件数(出火率)については、アメリカの125.9件が断然高く、

第46表 1981年諸外国の火災状況

国 名	出火件数	出 火 率	死者数	人口100万	死者1人	損害額	1件当たり
		(人口1万人 人当たりの 出火件数)		人当たりの 死者数	当たりの 出火件数		(億円)
日 本	60,788	5.2	1,971	16.8	30.8	1,503	2,473
ア メ リ カ	2,893,500	125.9	6,823	29.7	424.1	14,729	509
イ ギ リ ス	330,000	59.1	975	17.5	338.5	1,581	479
フ ラ ン ス	169,486	31.4	450	8.3	376.6	...	...
西 ド イ ツ	133,359	21.7	...	...	...	...	...
イ タ リ ア	112,052	19.6	172	3.0	651.5	360	321
オーストラリア	107,885	72.6	117	7.9	922.1	829	768
カ ナ ダ	79,263	32.7	694	28.7	114.2	1,666	2,102
ニュージーランド	20,332	65.0	45	14.4	451.8	...	...
デンマーク	17,161	33.5	...	...	...	...	...
オーストリア	15,491	20.6	70	9.3	221.3	219	1,416
ノルウェー	11,000	26.8	71	17.3	154.9	501	4,556

- (注) 1 資料については、外国政府の協力等による。  
 2 西ドイツについては、1980年の統計である。  
 3 オーストラリアについては、1980年7月～1981年6月、それ以外の各国は1月～12月の資料である。  
 4 人口は国連調べ、為替相場はIMF調べによる。

オーストラリアの72.6件、ニュージーランドの65.0件と続いている。日本は5.2件と最も低く、最も高いアメリカの約24分の1である。人口100万人当たりの死者数では、アメリカの29.7人が最も高く、次いでカナダの28.7人となっている。日本は16.8人でアメリカの約5分の3であるが、最も少ないイタリアと比較すると約5倍となっている。また、出火件数に対する死者数の割合では、日本は30.8件に1人で最も高く、最も率の低いオーストラリアの約30倍となっている。さらに、火災1件当たりの損害額でも、日本は247万3,000円でノルウェーに次いで高く、最も低いイタリアの約8倍となっている。

火災の定義等に違いがあり、一概にはいえないが、日本は、これらの諸外国に比べて、人口単位当たりの出火件数が低く、国民の防火に関する意識が高いことを物語っている。しかし、いったん火災が発生すると、建物構造、

地勢，都市環境等が影響して火災1件当たりの死者発生率が高く，また，損害額も大きいことがうかがえる。

また，諸外国の最近の主な火災事例としては，1983年2月13日，イタリアのトリノで起きた映画館火災（死者64人），2月16日から17日にかけてオーストラリア各地で起きた山火事（死者少なくとも71人），4月18日，韓国の大邱で起きたディスコ火災（死者25人），5月7日，トルコのイスタンブールで起きたホテル火災（死者50人）などがある。

なお，1982年の世界主要都市の火災状況は，附属資料28のとおりである。

## 2 地震災害及び風水害等

### (1) 地震災害

昭和57年3月21日の浦河沖地震及び昭和58年5月26日の日本海中部地震並びに同年8月8日の神奈川県西部を震源地とする地震による主な被害状況は，第47表のとおりである。

第47表 地震による主な被害状況

区分	単位	浦河沖地震 (M7.1)	日本海中部地震 (M7.7)	神奈川県西部を震源地とする地震 (M6.0(暫定))	
人	死者	人	—	104	1
	負傷者	人	167	324	33
住	全壊	棟	13	1,584	—
	半壊	人	28	3,515	2
家	一部破損	人	675	5,962	1,001
	床上・床下浸水	人	—	1,040	—
非住家被害	棟	22	4,032	34	
り災世帯数	世帯	771	5,533	2	
り災者数	人	2,655	21,517	6	
被害額	百万円	8,759	159,184	—	

- (注) 1. 日本海中部地震の被害額は，昭和58年7月18日現在の数値である。  
 2. 被害額には，公共土木施設，農林水産施設及び農林水産業，文教施設，厚生施設，中小企業関係等が含まれ，住家及び非住家に係るものは含まれない。

昭和57年3月21日に発生した浦河沖地震による被害は，52市町村に及び，うち4町に災害対策本部が設置され，応急対策等を実施した。また，国では，関係省庁が係員を被災地に派遣し，被害状況，復旧状況等の調査を行った。

昭和58年5月26日に発生した日本海中部地震による被害は、13道府県、217市町村に及び、うち55市町村が災害対策本部を設置し、14市町村に災害救助法が適用され、応急対策等を実施した。これに対し、国は、「昭和58年（1983年）日本海中部地震非常災害対策本部」を設置し、政府調査団の派遣、激甚災害の指定をはじめとする総合的な対策を講じた。また、消防庁においても「秋田沖地震災害対策連絡室」を設置し、係官を現地に派遣して、被害状況を中心とする情報の収集連絡等を行ったほか、この地震の津波による行方不明者の捜索のため、秋田県知事から消防庁長官に対し応援要請があったので、東京消防庁の水難救助隊を秋田県能代市に派遣した。

昭和58年8月8日に発生した神奈川県西部を震源地とする地震による被害は、4都県に及んだが、施設等の損害は軽微であった。

## （2）風水害、雪害等

昭和57年中の風水害、雪害等による全国及び都道府県別の被害状況は第48表及び附属資料11のとおりである。主な風水害、雪害等は以下のとおりである。

昭和57年7月5日から8月3日にかけての梅雨前線豪雨及び台風第10号による大雨は、長崎地方を中心に、死者・行方不明者439人（うち長崎県は299人）という犠牲者を出し、その被害は、負傷者1,175人、住家の全壊・流失1,120棟、半壊1,919棟、床上浸水45,367棟に及んだ。これは伊勢湾台風以来の大きな被害であった。これに対して11道府県、800市町村において災害対策本部が設置され、延べ35万人の消防職団員が出動した。また、国は、「昭和57年7月及び8月豪雨非常災害対策本部」を設置し、政府調査団の派遣、激甚災害の指定をはじめとする総合的な対策を講じ、消防庁においても「昭和57年7月及び8月豪雨災害対策連絡室」を設置し、被害状況を中心とする情報の収集連絡等を行った。

このほか、8月8日から14日にかけての台風第11号等による大雨により、宮崎県を中心に死者・行方不明者8人、負傷者12人、住家の全壊・流失69棟、半壊74棟、床上浸水1,282棟の被害が生じた。これに対し3県、16市町村

第48表 風水害等による主な被害状況

区 分		単 位	昭 和 57 年	昭 和 56 年	増 減
人	死 者	人	502	229	273
	行 方 不 明 者	シ	22	3	19
	負 傷 者	シ	1,537	2,455	△ 918
住 家	全 壊・流 失	棟	1,373	370	1,003
	半 壊	シ	2,325	894	1,431
	床 上 浸 水	シ	89,872	39,836	50,036
	床 下 浸 水	シ	351,692	184,050	167,642
	一 部 破 損	シ	13,607	19,558	△ 5,951
非 住 家 被 害		棟	30,247	23,413	6,834
り 災 世 帯 数		世帯	90,908	41,310	49,598
り 災 者 数		人	296,254	134,875	161,379
被 害 額		百万円	1,898,609	1,473,779	424,830

- (注) 1 地震による被害を除いた数値である。  
 2 被害額には、公共土木施設、農林水産業施設及び農林水産等に係るものが含まれ、住家及び非住家に係るものは含まれない。

において災害対策本部が設置され、延べ1万人の消防職団員が出動した。

また、8月25日から28日にかけての台風第13号等による大雨では、死者・行方不明者6人、負傷者33人、住家の全壊・流失17棟、半壊48棟、床上浸水711棟の被害が生じた。これに対し9県、339市町村において災害対策本部が設置され、延べ3万人の消防職団員が出動した。

9月に入ると、9日から13日にかけての台風第18号等により、静岡県を中心に死者・行方不明者35人、負傷者194人、住家の全壊・流失130棟、半壊146棟、床上浸水38,556棟の被害が生じ、これに対し4県、709市町村に災害対策本部が設置され、延べ24万人の消防職団員が出動した。

さらに、9月22日から25日の台風第19号等でも、死者・行方不明者4人、負傷者16人、住家の全壊・流失9棟、半壊11棟、床上浸水394棟の被害が生じ、これに対し6県、160市町村で災害対策本部が設置され、延べ1万人の消防職団員が出動した。

昭和58年に入り、7月20日から29日にかけての梅雨前線に伴う豪雨により島根・山口地方を中心に大規模な災害が発生し、死者・行方不明者117人、負傷者190人、住家の全壊・流失1,098棟、半壊2,040棟、床上浸水7,488棟、床下浸水11,309棟に及ぶ被害となった。特に、島根県における被害は、死者・行方不明者107人、負傷者159人、住家の全壊・流失1,064棟、半壊1,977棟に及んだ。これに対し、国は、「昭和58年7月豪雨非常災害対策本部」を設置し、政府調査団の派遣、激甚災害の指定をはじめとする総合的な対策を講じた。消防庁においても、「島根・山口地方を中心とする集中豪雨災害対策連絡室」を置き、被害状況等情報の収集連絡等に当たった。また、1県、55市町村において災害対策本部を設置し、応急対策を実施した。

### 3 ガス等によるその他の災害

#### (1) ガスによる災害

##### ア 火 災

昭和57年中におけるLPガス、都市ガス等のガスにかかわる火災の発生件数及びそれによる死傷者の数は、第49表及び第50表のとおりである。

第49表 ガス火災件数 (昭和57年中)

形態	ガス種別	L P ガス		そ の 他 の ガ ス					計
		LPガス	都市ガス	アセチレン	水素	塩素	アンモニア	その他	
火災 A		838	227	96	2	—	—	20	1,183
火災 B		3,176	3,058	475	1	—	—	7	6,717
計		4,014	3,285	571	3	—	—	27	7,900

(注) 火災Aとは、漏えいしたガスによって発生した火災で、例えば、ガスが漏えいしたのちに電気機器の火花等が発火源となり滞留していたガスに着火して爆発的に火災になったものをいう。

火災Bとは、ガスを使用中に発生した火災で、例えば、ガスこんろを使用中、その火がカーテンに着火して火災になったものをいう。第50表において同じ。

第50表 ガス火災による死傷者数 (昭和57年中)

形態	ガス種別	L P ガス		都 市 ガ ス		そ の 他 の ガ ス		計	
		死 者	負傷者	死 者	負傷者	死 者	負傷者	死 者	負傷者
火災 A		57	617	9	107	3	53	69	777
火災 B		27	474	17	487	17	36	61	997
計		84	1,091	26	594	20	89	130	1,774

(注) 死者総数のうち、自損行為によるものは30人である。

また、LPガス及び都市ガスにかかわる火災の発生場所別及び発生原因別件数は、第51表及び第52表のとおりである。火災のほとんど(7,287件、99.8%)は、ガスの消費先において発生しており、その多くは消費者の注意不足(6,737件、92.5%)によるものである。

第51表 発生場所別ガス火災件数

(昭和57年中)

発生場所 ガス種別	ガス製ガス		消 費 先							計
	造施設	移送中	飲食店	旅 館	共 住	同 宅	専 用	工場・ 作業場	複合用途 防火等	
LPガス	1	4	199	16	557	2,485	142	276	334	4,014
都市ガス	0	7	149	11	807	1,597	37	559	118	3,285
計	1	11	348	27	1,364	4,082	179	835	452	7,299

第52表 消費元におけるガス火災の発生原因別件数

(昭和57年中)

発生原因 ガス種別	誤操作, 換気不備等 主として消費者の注 意不足によるもの				器具欠陥, 工事不良, 点検不備等主として 消費者以外の責任に よるもの				消 費 者 の 故 意	不 明	そ の 他	計
	過熱 等	漏え い等	不完 全燃 焼	その他	過熱 等	漏え い等	不完 全燃 焼	その他				
LPガス	2,745	477	104	317	33	63	6	6	162	38	58	4,009
都市ガス	2,570	167	74	283	31	29	0	11	50	10	53	3,278
計	5,315	644	178	600	64	92	6	17	212	48	111	7,287

イ 火災以外の災害等

昭和57年中におけるLPガス, 都市ガス等のガスによる災害等(火災を除く。以下同じ。)の発生件数及びそれによる死傷者の数は, 第53表及び第54表のとおりである。

第53表 ガス災害等の発生件数

(昭和57年中)

形 態	ガス種別	LPガス	都市ガス	そ の 他 の ガ ス					計
				アセチ レン	水 素	塩 素	アンモ ニア	その他	
爆 発		269	80	7	3	1	0	21	381
中 毒・酸 欠		461	1,335	0	1	4	1	17	1,819
破 裂		7	4	2	1	0	0	5	19
漏 え い		958	1,986	18	2	4	24	117	3,109
そ の 他		454	1,061	45	0	1	2	20	1,583
計		2,149	4,466	72	7	10	27	180	6,911

(注) 災害形態には, 爆発が原因となって火災となった事例を含まない。第54表において同じ。

第54表 ガス災害等による死傷者数

(昭和57年中)

形 態	ガス種別	L P ガ ス		都 市 ガ ス		そ の 他 の ガ ス		計	
		死 者	負 傷 者	死 者	負 傷 者	死 者	負 傷 者	死 者	負 傷 者
爆 発		1	300	4	40	2	41	7	381
中 毒・酸 欠		101	401	383	1,006	7	53	491	1,460
破 裂		—	2	—	—	—	4	—	6
漏 え い		—	39	—	39	8	16	8	94
そ の 他		5	46	2	21	1	6	8	73
計		107	788	389	1,106	18	120	514	2,014

(注) 死者総数のうち, 自損行為によるものは451人である。

また, LPガス及び都市ガスによる災害等の発生場所別及び発生原因別件数は, 第55表及び第56表のとおりである。災害等のほとんど(5,995件, 90.6%)は, ガスの消費先において発生しており, その多くは, 消費者の注意不足(2,766件, 46.1%)又は故意(1,756件, 29.3%)によるものである。

第55表 ガス災害等の発生場所別件数

(昭和57年中)

発生場所 ガス種別	ガス製ガス		消 費 先							計
	造施設	移送中	飲食店	旅 館	共 住	同 宅	専 用	工場・ 作業場	複合用途 防火等	
LPガス	13	32	105	11	448	968	50	69	453	2,149
都市ガス	7	568	135	15	1,414	1,662	22	223	420	4,466
計	20	600	240	26	1,862	2,630	72	292	873	6,615

第56表 消費先におけるガス災害等の発生原因別件数

(昭和57年中)

発生原因 ガス種別	誤操作、換気不備等 主として消費者の注 意不足によるもの				器具欠陥、工事不良、 点検不備等主として 消費者以外の責任に よるもの				消 費 者 の 故 意	不 明	そ の 他	計
	過熱 等	漏え い等	不完 全燃 焼	その 他	過熱 等	漏え い等	不完 全燃 焼	その 他				
LPガス	346	408	93	105	4	347	27	83	493	34	164	2,104
都市ガス	905	567	182	160	7	366	15	55	1,263	71	300	3,891
計	1,251	975	275	265	11	713	42	138	1,756	105	464	5,995

(2) 石油コンビナート災害

昭和57年中の石油コンビナート災害の発生件数は74件で、前年に比べて14件(15.9%)減少している。発生形態別には、火災(30件)と危険物等の漏えい(33件)で全体の85%を占めている。(第57表参照)

第57表 石油コンビナート災害件数の推移

形態	52		53		54		55		56		57	
	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
火災 {危険物等の火災}	59	40.7	66	44.9	49	33.3	41	35.7	23	26.1	10	13.5
火災 {その他の火災}									20	22.7	20	27.0
爆発	14	9.7	10	6.8	9	6.1	4	3.5	2	2.3	3	4.1
危険物等の漏えい	58	40.0	63	42.9	66	44.9	53	46.1	34	38.6	33	44.6
その他	14	9.7	8	5.4	23	15.6	17	14.8	9	10.2	8	10.8
計	145	100.0	147	100.0	147	100.0	115	100.0	88	100.0	74	100.0

なお、過去の主な石油コンビナート災害は第58表のとおりである。

第58表 主な石油コンビナート災害

(単位:人,百万円)

発 生 年 月 日	地 区	事 業 所	災 害 種 別	死 者	負 傷 者	損 害 額	備 考
昭48. 7. 7	徳山・新南陽	出光石油化学(株)徳山工場	プラント火災	1	—	2,500	アセチレン水添塔
48.10. 8	京葉臨海中部	チッソ石油化学(株)五井工場	プラント爆発火災	2	11	2,500	ポリプロピレン製造装置
48.10.28	直江津	信越化学工業(株)直江津工場	プラント爆発火災	1	12	520	塩化ビニルモノマー製造装置
49.12.18	水島臨海	三菱石油(株)水島製油所	タンク漏えい	—	—	50,000	重油漏えい 42,888kl
50. 2.16	四日市臨海	大協石油(株)四日市製油所	タンク火災	—	—	36	灯油中間タンク
51. 3. 9	姫路臨海	日本触媒化学工業(株)姫路製油所	タンク爆発火災	—	—	153	アクリル酸メチルエステル屋外貯蔵タンク
53. 6.12	仙台	東北石油(株)仙台製油所	タンク漏えい	—	—	4,275	宮城県沖地震による重油等漏えい 68,160kl
53.11. 8	四日市臨海	昭和四日市石油(株)四日市製油所	タンカー漏えい	—	—	770	係留中のタンカー隆洋丸
55. 4. 1	徳山・新南陽	出光興産(株)徳山製油所	プラント破裂	—	—	200	接触水添脱硫装置
56. 1. 6	京浜臨海	東亜燃料工業(株)川崎工場	タンカー爆発火災	3	2	128	係留中のタンカー第5豊和丸
57. 3.31	鹿島臨海	鹿島石油(株)鹿島製油所	プラント爆発火災	2	6	3,000	重油脱硫装置 (負傷者6名には負傷後48時間以上経過して死亡した3名を含む。)
58. 5.26	秋田	東北電力(株)秋田火力発電所	タンク火災	—	—	305	原油タンク

(3) 危険物施設等における災害

ア 火 災

(ア) 火災件数と被害

危険物施設における昭和57年中の火災発生件数は147件(前年156件)、損害額は48億7,600万円(15億8,000万円)、死者及び負傷者数はそれぞれ10人(8人)、273人(64人)となっている。(第59表参照)

第59表 危険物施設における火災の発生件数と被害状況

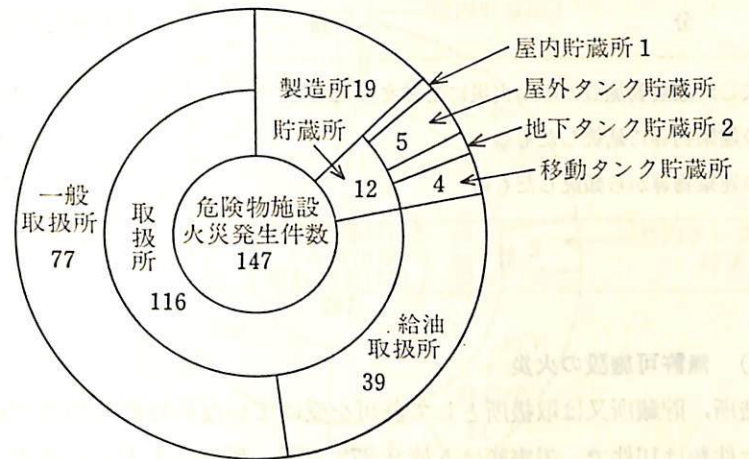
区 分	火 災 発 生 数	損 害 額 (百万円)	死 ( 人 )	負 傷 者 ( 人 )
昭和53年	162	1,208	2	96
54	160	1,176	6	57
55	154	634	8	48
56	156	1,580	8	64
57	147	4,876	10	273

事故発生件数は、前年に比べて減少したものの、損害額及び負傷者数が大幅に増加しているのは、鹿島石油(株)鹿島製油所の火災(損害額30億円)とダイセル化学工業(株)堺工場の火災(死傷者数210人)において大きな被害があったことによるものである。

また、危険物施設別の火災発生状況をみると、取扱所での火災が116件と最も多く、その中でも一般取扱所での火災が77件と全体の半数を占めている。(第60図参照)

第60図 危険物施設別火災発生状況

(昭和57年中)



出火原因となった物質を消防法別表の分類等に従って区分すると、第61表のとおり、危険物以外のもの(51件)、第4類第1石油類(38件)、第4類第3石油類(24件)の順となっている。

第61表 出火原因別(類別品名別等)火災発生件数

(昭和57年中)

分 類	危 険 物								危険物 以外の もの	計
	第1類	第2類	第 4 類				第5類			
			第1類 石油類	第2類 石油類	第3類 石油類	第4類 石油類	その他			
件 数	1	3	38	18	24	4	6	2	51	147

(注) 分類は消防法別表の分類による。

(イ) 火災の拡大状況

危険物施設の火災の拡大状況は、第62表のとおりであり、危険物施設の火災のほとんどが出火した施設にとどまっている。

第62表 危険物施設の火災の拡大状況

(昭和57年中)

分 類	火災発生施設数
出火した危険物施設のみ火災にとどまったもの	143
他の建築物等に延焼したもの	2
他の建築物等から類焼したもの	2
計	147

(ウ) 無許可施設の火災

製造所、貯蔵所又は取扱所として許可を受けていない無許可施設での火災の発生件数は16件で、損害額は5億9,372万円、死者は1人、負傷者は14人となっている。

(エ) 危険物運搬中の火災

危険物運搬中の火災は3件(前年2件)発生し、負傷者は1人となっている。また、これらの火災による損害額は、909万円となっている。

イ 危険物流出等の事故

昭和57年中の危険物施設における危険物流出等の事故発生件数(火災に至らなかったもの)は、287件(前年303件)となっている。(第63表、第64図参照)

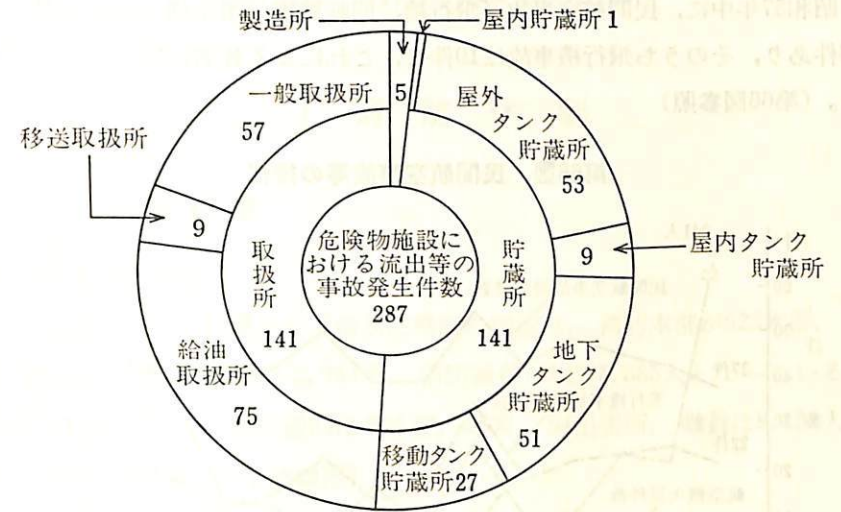
第63表 危険物施設における流出等の事故発生件数

	昭和53年	54	55	56	57
事故件数	286	218	300	303	287

このほか危険物運搬中に21件、無許可施設において12件、仮貯蔵及び仮取扱の承認中において6件の危険物流出等の事故が発生している。

第64図 危険物施設別流出等事故発生状況

(昭和57年中)



(4) 海上災害

昭和57年中の主要港湾における海上災害で消防機関が出動したものは122件あり、このうち70件(57.4%)が火災、15件(12.3%)が油の流出によるものである。

また、事故船舶の規模別では、1万トン未満の船舶が82.0%を占めている。(第65表参照)

第65表 主要港湾における消防機関の出動状況

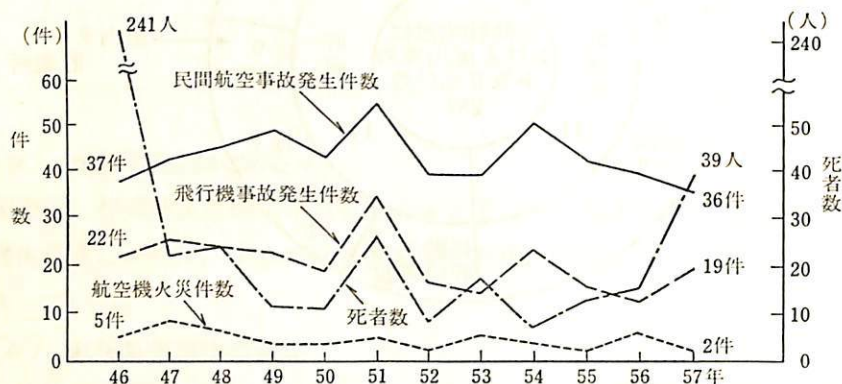
(昭和57年中)

事故種別件数		事故発生場所別件数			総トン数別事故船舶隻数							
爆発	火災	流出	その他	海上	係留中			1,000 t未満	1,000 t以上1万t未満	1万t以上10万t未満	10万t以上	不明
					修理・解体中	荷役中	その他					
3	70	15	34	22	12	30	58	89	11	15	3	4

### (5) 航空機災害

昭和57年中に、民間航空事故（飛行機、回転翼機、滑空機に係る事故）は36件あり、そのうち飛行機事故は19件で、これによる死者は39人となっている。（第66図参照）

第66図 民間航空事故等の推移



(注) 航空機火災件数以外は運輸省の資料による。

なお、昭和57年2月には、羽田空港沖の海上に日本航空(株)の大型旅客機が墜落し、乗客24人が死亡、乗客・乗員138人が負傷する事故があった。

昭和58年4月には、三重県鳥羽市菅島の山中に自衛隊輸送機2機が墜落炎上し、乗員14人が死亡する事故があった。

## 第3 消防行政の現況

### 1 消防体制

#### (1) 消防組織

##### ア 常備消防機関

昭和57年4月1日現在の常備消防機関の現況は、消防本部が923本部、消防署が1,487署、出張所が2,984所、消防職員が12万5,335人となっている。前年と比較すると、消防機関は9本部、25署、54出張所、職員は2,131人増加している。（第1-1表参照）

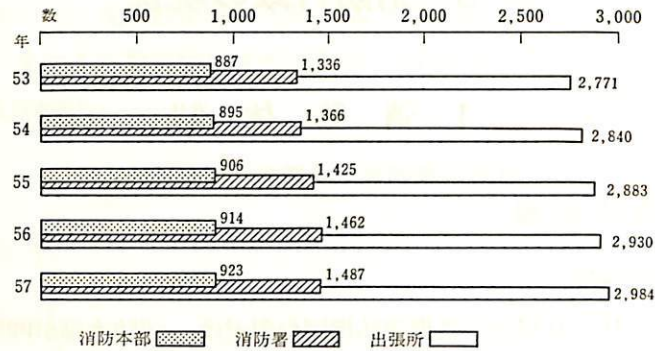
第1-1表 市町村の消防組織の現況

区 分	昭和57年 4月1日 現在	昭和56年 4月1日 現在	比 較		
			増減数	増減率 (%)	
消 防 本 部	923	914	9	1.0	
消 防 内 訳	単 独	367	369	△ 2	△ 0.5
	町・村	115	110	5	4.5
	一部事務組合	441	435	6	1.4
	消 防 署	1,487	1,462	25	1.7
出 張 所	2,984	2,930	54	1.8	
消 防 職 員 数	125,335	123,204	2,131	1.7	
消 防 団	3,656	3,645	11	0.3	
分 団	26,115	25,995	120	0.5	
消 防 団 員 (常勤消防団員を除く。)	1,057,306	1,063,624	△ 6,318	△ 0.6	
消 防 団 常 備 部	9	11	△ 2	△ 18.2	
常 勤 消 防 団 員	98	137	△ 39	△ 28.5	

常備化の進展に伴い、消防本部・署所数は着実に増加しており、消防職員数もこの10年間で1.6倍に増えている。（第1-2図、第1-3図参照）

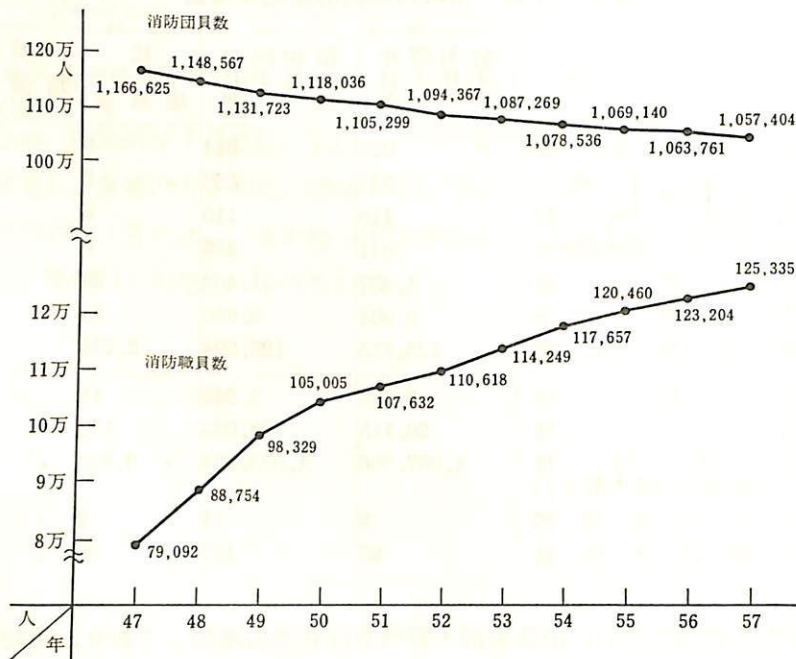
第1—2図 消防本部・消防署所数の推移

(各年, 4月1日現在)



第1—3図 消防職団員数の推移

(各年, 4月1日現在)



(ア) 常備化の現況

現在の市町村における消防体制は、大別して①消防本部及び消防署のいわゆる常備消防と消防団とが併存している地域(例外的に常備のみの市町村もある。)と②消防団のみが存する地域とがある。

消防の常備化については、「消防本部及び消防署を置かなければならない市町村を定める政令」により、市はすべて消防本部及び消防署の設置が義務付けられており、町村については、自治大臣が当該町村の人口、態容、気象条件等を考慮して指定することとされている。

現在、昭和58年4月に指定された25町村を含め、2,931市町村(652市, 1,809町, 470村)が政令指定市町村となり、常備化率は、市町村数で90.0%(市は100%, 町村は87.5%)に達し、人口の98.2%が常備消防によってカバーされており、全国的にみた場合、主に山間地、離島等にある町村の一部を除いては、ほぼ常備化されるに至っている。

なお、いまだ常備化されていない町村の多くは、人口規模が小さく、単独での常備化が困難と考えられる。したがって、今後、これらの町村のうち、火災等の災害の発生状況、救急需要、消防団の体制等の実情から将来において常備化する必要があると考えられる地域の町村においては、一部事務組合方式か、又は、事務委託方式のいずれかの方式で常備化を図ることにより消防事務の広域的処理を進める必要がある。

(イ) 広域化の現況

市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する。しかし、災害はその市町村のみにとどまるものではなく、また、大火、風水害、石油基地の災害等大規模な災害は、当該市町村の消防力のみでは防衛し得ない場合が多い。また、最近では、交通通信網の発達、自動車の普及等により住民の生活圏は市町村の区域を越えて拡大し、市町村相互間の時間的距離が著しく短縮されていることもあり、各種行政の広域化が進められているが、消防事務においても市町村が単独で処理するよりも、相互に応援し、又は、共同組織等により処理する方が効率的かつ合理的な場合が多く広域消防体制の整備が進められている。

その方法としては、地方自治法の規定に基づく一部事務組合(第284条第1項)又は事務委託(第252条の14第1項)によるものと、消防組織法の規定に基づく相互応援協定(第21条第2項)によるものがある。

一部事務組合によるものとは、消防事務を2以上の市町村で共同処理するために組合を設立する方式であり、単独で消防本部・署を設置することが困難な市町村が共同して常備化を行う場合において、最も広く利用される形態である。昭和40年代後半においてこの方式の採用が急激に増加し、その後も年々増えており、前述の常備化の進展はこの形態の普及によるところが大きい。消防事務を処理している組合数は、昭和59年4月1日までは、449組合に達する見込みであり、その構成市町村数2,322市町村(263市, 1,612町, 447村)は、常備化市町村数全体の79.2%に相当する。

また、事務委託によるものとは、消防事務を他の市町村に委託して処理する方式であり、比較的大きな都市に対し、隣接市町村が委託する形が一般的である。昭和59年4月1日までは、事務委託市町村数は130市町村(24市, 88町, 18村)に達する見込みである。

なお、相互応援協定によるものとは、消防についてそれぞれの市町村が相互に応援するため、市町村相互間で応援協定を締結する方法であり、特に大規模な災害等が発生した場合に対処しようとするものである。このような相互応援協定は、ほとんどの市町村が締結している。

また、広域的な災害に対処するため、都道府県の地域防災計画において広域的防災体制の整備が図られている。

このように消防体制の広域化は鋭意進められているところであるが、今後運用面も含めその充実を図る必要がある。

### イ 消防団

昭和57年4月1日現在、消防団数は3,656団、消防団員数は105万7,404人である。

消防本部・署が置かれていない非常備町村にあっては、消防活動は全面的に消防団に依存しており、常備市町村にあっては、特に大火災、地震等の大規模災害の場合には、その防除のために組織的に多数の人員を動員する必要

があることから、消防団に依存する面が少なくない。このようなことから、常備化の進んだ今日においても、消防団の活躍なくしては消防行政の十分な遂行は考えられないといっても過言ではない。

消防団員の数は、減少傾向にあり、最近10年間の減少人員は10万9,221人にのぼっている(第1—3図参照)。しかし、定住化が進んでいること、及び、消防団員の処遇改善に努めるなど団員確保のための各種の施策が進められていることなどにより、団員の減少率は、ここ数年鈍化している。

なお、消防団員の年齢構成は、第1—4表のとおり、40歳以上の団員が22.9%をしめ、また平均年齢は33.3歳となっている。

第1—4表 消防団員の年齢構成

(昭57.4.1現在)

年齢 区分	20歳 未満	20~29	30~39	40~49	50~59	60歳 以上	計	平均 年齢
消防団員数 (人)	6,189	329,566	479,070	176,916	58,087	7,576	1,057,404	33.3
構成比 (%)	0.6	31.2	45.3	16.7	5.5	0.7	100	

## (2) 消防施設

### ア 消防機械等

消防機関における消防機械の保有状況は第1—5表のとおりである。消防活動を行うに当たって基本的なものとなる普通消防ポンプ自動車、水槽付消防ポンプ自動車、救急自動車等の車両の充実が図られるとともに、災害の多様化に対応して、はしご車、化学車、救助工作車、放水塔車、ヘリコプター等の科学消防機械の整備が進められてきている。

また、防火衣、耐熱服、空気呼吸器、無線機等の個人装備も逐次充実されてきている。

さらに、消防団については、小型動力ポンプ付積載車、小型動力ポンプ積載車等の整備が進められ、機動力の強化が図られている。

第1—5表 消防機械の保有数(昭57.4.1現在)

(単位:台,艇,機)

区 分	消 防 本 部	消 防 団	計
普通消防ポンプ自動車	4,582	13,713	18,295
水槽付消防ポンプ自動車	2,709	584	3,293
はしご付消防ポンプ自動車	979	2	981
化学消防自動車	881	10	891
救急自動車	3,998	45	4,043
無線指揮車	1,587	274	1,861
消 防 艇	57	3	60
救助工作車	402	—	402
林野火災工作車	39	10	49
電 源 車	68	4	72
小型動力ポンプ積載車	367	19,200	19,567
手引動力ポンプ	135	1,356	1,491
小型動力ポンプ	2,532	48,918	51,450
その他の消防自動車	4,688	485	5,173
ヘリコプター	15	—	15

イ 消防水利

消防水利は、火災鎮圧のためには消防機械とともに不可欠なものである。消防水利の種類には消火栓、防火水槽、プール等の人工水利と河川、池、湖、沼、海等の自然水利がある。

自然水利は、人工水利と並んで消防水利としての重要な役割を果たしているが、季節により使用不能となったり、取水場所が制限されることがあるので、消防水利の配置に当たっては、自然水利と人工水利の適正な組み合わせを考慮することが必要である。

また、人工水利については、第1—6表のとおり、消火栓が73.3%を占めており、防火水槽の割合は24.7%にすぎないが、近年、大規模地震に対する

関心の高まりとともに、消火栓との適切な組み合わせによる水利の多元化が要請され防火水槽の設置が促進されてきている。

第1—6表 消防水利(人工水利)の保有数

区 分	昭57.4.1現在	昭56.4.1現在	比 較		
			増 減 数	増 減 率 (%)	
全国の現有数	1,132,565 (100)	1,086,588 (100)	45,977	4.2	
消 火 栓	830,618 (73.3)	798,325 (73.5)	32,293	4.0	
防 火 水 槽	280,280 (24.7)	266,920 (24.6)	13,360	5.0	
井 戸	{20~40m <sup>3</sup> 未満	97,342	95,214	2,128	2.2
	{40m <sup>3</sup> 以上	182,938	171,706	11,232	6.5
	{20~40m <sup>3</sup> 未満	21,667 (1.9)	21,343 (2.0)	324	1.5
	{40m <sup>3</sup> 以上	11,170	11,004	166	1.5
	10,497	10,339	158	1.5	

(注) ( )内は構成比を示し、単位は%である。

ウ 消防通信施設

火災等の被害を最小限に食い止めるためには、火災等を早期に覚知し、消防機関がすばやく現場に到着するとともに、現場においては、情報の収集及び指揮命令の伝達を迅速かつ的確に行うことが重要である。この面で、消防通信施設の果たす役割は大きい。消防通信施設には、火災報知専用電話(119番)、火災報知機、消防電話及び消防無線電話がある。

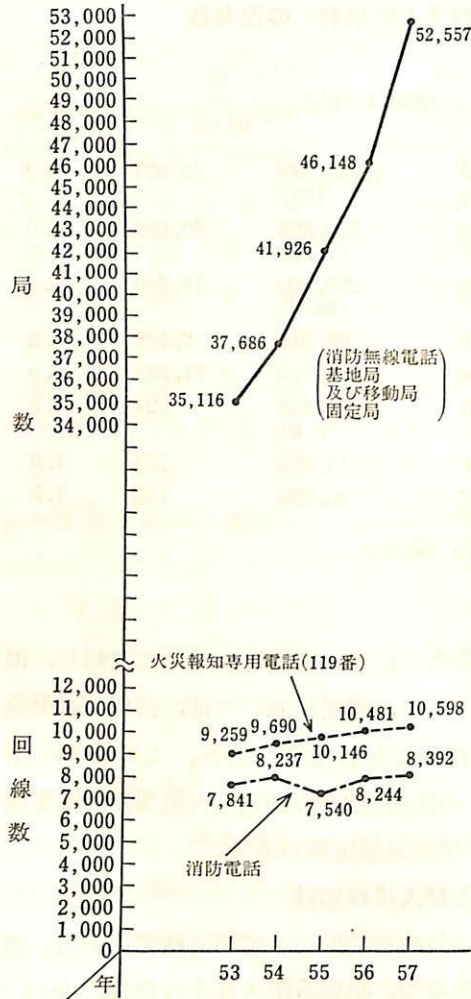
(ア) 火災報知専用電話(119番)及び火災報知機

火災報知専用電話は、加入電話又は公衆電話によって消防機関に火災、救急、その他災害の発生等を通報するもので、昭和57年4月1日現在、全国で1万598回線が設置され、逐年増加してきている。(第1—7図参照)

火災報知機は、直接消防機関に火災の発生を連絡するものであり、昭和57年4月1日現在、全国で、受信装置が152基、発信機が984基設置されている。火災報知専用電話の普及による代替が進み、その数は過去減少の傾向にあったが、近年はあまり増減していない。

第1-7図 消防通信施設等の状況

(各年、4月1日現在)



(1) 消防電話及び消防無線電話

消防電話は、消防本部・署等の消防機関相互間の緊急連絡、指令等情報の伝達に使われる専用電話であり、消防機関相互の連絡に大きな役割を果たしている。また、消防無線電話は、消防機関から災害現場で活動する消防隊、救急隊等に対する指示を行う場合、あるいは、火災現場における命令伝達、情報収集を行う場合に必要とされる重要な施設である。

近年の災害の態様の複雑化及び救急業務の増大に対処するため、消防機関は、特に消防無線電話の増強に努めており、使用機材についても高性能化が進められている。

(3) 関係行政機関との協力

国民生活を大規模な災害や特殊な災害から守るためには、ひとり消防機関のみならず、防災関係行政機関が協力して災害防止に努める必要があり、また、災害が発生した場合に関係行政機関の協力が得られる防災体制を確立する必要がある。

このため、災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法、石油コンビナ-

ト等災害防止法等に基づき、中央防災会議、非常災害対策本部、地震災害警戒本部、石油コンビナート等防災本部等の組織により、国及び地方において、それぞれ必要な連絡調整を行う体制がとられている。

地震災害については、大規模地震対策特別措置法に基づき、静岡県を中心とする6県170市町村が地震対策強化地域として指定されており、国、地方公共団体、事業所、地域住民を通じて、地震災害の未然防止と被害の軽減を図るための対策が推進されている。また、総合的な地震防災対策の充実に資するため、中央防災会議、地震予知推進本部、大都市震災対策連絡会議、津波警報関係省庁連絡会議等を通じて関係省庁間の連絡調整が図られている。

石油コンビナート災害に関しては、石油コンビナート等災害防止法、消防法、高圧ガス取締法、労働安全衛生法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等多数の関係法令に基づき、総合的な観点から防災対策が進められており、また、関係省庁間においても必要な連絡調整を図っている。

海上火災については、「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」に基づいて、市町村の消防機関と海上保安庁の機関との間で、両機関が協力して領海内の船舶火災に対する消火活動を実施するための業務協定が締結されている。

原子力災害については、米国スリーマイルアイランド原子力発電所の事故を契機として、昭和54年7月、中央防災会議において国として当面とるべき措置が決定され、更に昭和55年6月、原子力安全委員会において原子力発電所等に係る防災対策特有の専門的、技術的事項についての検討結果がとりまとめられた。関係省庁においては、これらを踏まえ、必要な連絡調整をとりつつ、原子力防災対策のより一層の充実に努めている。

## 2 救急業務

### (1) 実施状況

#### ア 救急出場件数及び搬送人員の状況

昭和57年中における全国の救急業務の実施状況は、救急出場件数212万5,447件、搬送人員204万9,487人であり、これを前年と比較すると、救急出場件数が6万9,697件(3.4%)、搬送人員が7万2,284人(3.7%)増加している。特に、交通事故が件数で10.1%、人員で9.8%と高い伸びを示している。(第2-1表、附属資料23参照)

第2-1表 救急出場件数及び搬送人員の推移

区分 年	救急出場件数		搬送人員		(A)のうち 交通事故による 出場件数 (B)	(A)に対 する(B) の割合 (%)	(A)のうち 急病による 出場件数 (C)	(A)に対 する(C) の割合 (%)
	件数 (A)	対前年 増減率 (%)	人員	対前年 増減率 (%)				
38	239,393	21.3	215,804	21.5	81,387	34.0	87,676	36.6
53	1,783,458	4.3	1,696,719	4.6	356,046	20.0	874,976	49.1
54	1,869,163	4.8	1,787,651	5.4	378,248	20.2	908,663	48.6
55	2,007,731	7.4	1,928,492	7.9	406,026	20.2	993,967	49.5
56	2,055,750	2.4	1,977,203	2.5	433,687	21.1	1,004,722	48.9
57	2,125,447	3.4	2,049,487	3.7	477,638	22.5	1,018,133	47.9

(注) 昭和38年の数は4月1日から12月31日までのものである。

このことは、全国で1日平均5,823件(前年5,632件)、14.8秒(前年15.3秒)に1回の割合で救急隊が出場したことになり、救急業務を実施している市町村においては56人に1人が救急隊によって搬送されたことになる。

救急出場件数を事故種別ごとにみると第1位が急病によるもので約半数を占め、次いで交通事故、一般負傷の順となっている。(附属資料24参照)

また、急病と交通事故の割合を11大都市とその他の市町村に分けてみると、第2-2表のとおりである。

第2-2表 急病と交通事故による出場件数の全件数に対する割合

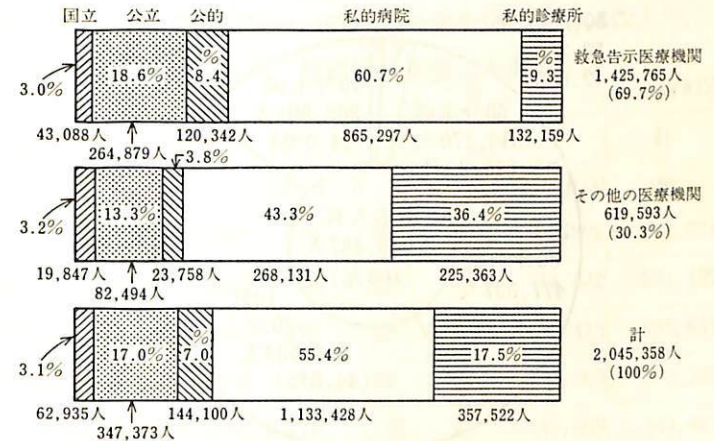
区分 年	11 大 都 市				そ の 他 の 市 町 村			
	急 病		交 通 事 故		急 病		交 通 事 故	
	件 数	全件数に 対する割 合 (%)	件 数	全件数に 対する割 合 (%)	件 数	全件数に 対する割 合 (%)	件 数	全件数に 対する割 合 (%)
53	293,743	53.6	84,883	15.5	581,233	47.1	271,163	22.0
54	298,020	52.8	91,475	16.2	610,643	46.8	286,773	22.0
55	326,288	53.1	103,641	16.9	667,679	47.9	302,385	21.7
56	327,293	52.3	113,474	18.1	677,429	47.4	320,213	22.4
57	330,707	51.2	127,858	19.8	687,426	46.4	349,780	23.6

- (注) 1 11大都市とは、札幌市、東京都特別区(事務委託団体を含む。)、川崎市、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市及び福岡市をいう(以下の表について同じ)。  
2 11大都市欄の昭和54年以前の件数には、広島市に係る分は含まれていない。

#### イ 医療機関別搬送人員の状況

昭和57年中の搬送人員204万9,487人のうち医療機関に搬送された救急患者は204万5,358人であり、その69.7%に当たる142万5,765人が救急告示医療機関へ、残りの30.3%に当たる61万9,593人が救急告示医療機関以外の医療機関へ搬送されている。また、救急患者の医療機関別搬送人員の状況は、第2-3図のとおりである。

第2-3図 医療機関別搬送人員の状況 (昭和57年中)



第2—4表 傷害程度別

事故種別	11 大 都 市					そ の	
	死 亡	重 症	中等症	軽 症	計	死 亡	重 症
急 病	4,022 (1.3%)	32,166 (10.8%)	123,331 (41.3%)	139,004 (46.6%)	298,523 (100%)	12,968 (2.0%)	118,291 (18.3%)
交 通 事 故	705 (0.5%)	7,098 (5.2%)	34,610 (25.5%)	93,153 (68.7%)	135,566 (100%)	4,308 (1.1%)	47,436 (11.9%)
一 般 負 傷	290 (0.3%)	3,358 (4.0%)	22,044 (26.3%)	58,256 (69.4%)	83,948 (100%)	1,095 (0.6%)	18,768 (10.5%)
そ の 他	842 (1.1%)	17,337 (22.0%)	35,715 (45.3%)	25,018 (31.7%)	78,912 (100%)	3,421 (1.5%)	81,536 (36.6%)
計	5,859 (1.0%)	59,959 (10.0%)	215,700 (36.1%)	315,431 (52.8%)	596,949 (100%)	21,792 (1.5%)	266,031 (18.4%)

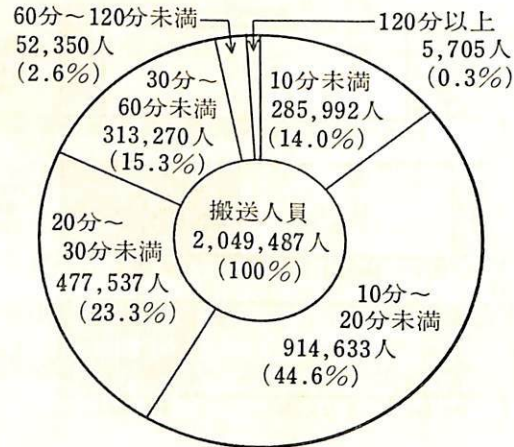
(注) 1 死亡とは、初診時において死亡が確認されたものをいう。  
 3 中等症とは、傷害程度が重症又は軽症以外のものをいう。

ウ 傷害程度別搬送人員の状況

昭和57年中の搬送人員204万9,487人のうち、医師の診断を受け傷害程度の判明した204万5,548人の状況は第2—4表のとおりであり、軽症患者の割合は47.1%を占め、特に11大都市においてその割合が高くなっている。

第2—5図 収容所要時間別搬送人員の状況

(昭和57年中)



搬 送 人 員 の 状 況

(昭和57年中)

他 の 市 町 村			全 体				
中等症	軽 症	計	死 亡	重 症	中等症	軽 症	計
250,505 (38.7%)	266,175 (41.1%)	647,939 (100%)	16,990 (1.8%)	150,457 (15.9%)	373,836 (39.5%)	405,179 (42.8%)	946,462 (100%)
121,236 (30.4%)	225,262 (56.6%)	398,242 (100%)	5,013 (0.9%)	54,534 (10.2%)	155,846 (29.2%)	318,415 (59.6%)	533,808 (100%)
52,579 (29.3%)	107,070 (59.6%)	179,512 (100%)	1,385 (0.5%)	22,126 (8.4%)	74,623 (28.3%)	165,326 (62.8%)	263,460 (100%)
87,588 (39.3%)	50,361 (22.6%)	222,906 (100%)	4,263 (1.4%)	98,873 (32.8%)	123,303 (40.9%)	75,379 (25.0%)	301,818 (100%)
511,908 (35.3%)	648,868 (44.8%)	1,448,599 (100%)	27,651 (1.4%)	325,990 (15.9%)	727,608 (35.6%)	964,299 (47.1%)	2,045,548 (100%)

2 重症とは、傷害程度が3週間の入院加療を必要とするもの以上のものをいう。  
 4 軽症とは、傷害程度が入院加療を必要としないものをいう。

エ 収容所要時間別搬送人員の状況

昭和57年中の搬送人員204万9,487人について、収容所要時間(救急隊の出場から医療機関等に収容するまでに要した時間)別の搬送人員の状況は、第2—5図のとおりである。

オ 転送の状況

昭和57年中の搬送人員204万9,487人について転送の状況を見ると、転送なしに収容された救急患者は全体の97.6%に当たる199万9,622人で、残りの

第2—6表 転送回数別搬送人員の状況

(昭和57年中)

事故種別	転送回数	転 送					計	転送率 A/(B) ×100 (%)	
		1	2	3	4	5以上			
急 病	921,796	25,057	726	39	6	—	25,828	947,624	2.7
交 通 事 故	522,189	11,536	393	13	—	—	11,942	534,131	2.2
一 般 負 傷	257,432	6,226	176	10	—	—	6,412	263,844	2.4
そ の 他	298,205	5,489	176	15	3	—	5,683	303,888	1.9
計	1,999,622	48,308	1,471	77	9	—	49,865	2,049,487	2.4

2.4%に当たる4万9,865人が転送されている。この転送された人員の転送回数別の状況は、第2-6表のとおりである。

また、転送の理由は第2-7表のとおりであり、処置困難、専門外、ベッド満床の順となっている。

第2-7表 医療機関別転送理由の状況

(昭和57年中)

理由	収容できなかった医療機関	救急告示	非告示	計
処置困難	10,434 (36.4%)	10,514 (45.9%)	20,948 (40.7%)	
専門外	6,293 (22.0%)	4,543 (19.8%)	10,836 (21.0%)	
ベッド満床	5,609 (19.6%)	2,358 (10.3%)	7,967 (15.5%)	
医師不在	2,058 (7.2%)	1,008 (4.4%)	3,066 (6.0%)	
手術中	1,255 (4.4%)	258 (1.1%)	1,513 (2.9%)	
その他	2,981 (10.4%)	4,206 (18.4%)	7,187 (14.0%)	
計	28,630 (100%)	22,887 (100%)	51,517 (100%)	

カ 救急隊員の行った応急処置の状況

昭和57年中の搬送人員204万9,487人のうち、救急隊員が応急処置を行った救急患者は114万8,951人（搬送人員の56.1%、前年は56.0%）であり、前年に比較し、4万2,326人増加している。その内容は保温が最も多く、次いで酸素吸入、被覆となっている。（第2-8表参照）

キ 交通事故に対する実施状況

昭和57年中の人身事故を伴う交通事故発生件数は50万2,261件（前年48万5,578件、警察庁交通統計による。）であり、これに対する救急出場件数は47万7,638件で95.1%（前年89.3%）の出場率となっている。また、搬送された負傷者数は53万4,131人で前年の48万6,334人に比較して4万7,797人（9.8%）

第2-8表 救急隊員の行った応急処置の状況

(昭和57年中)

事故種別	急病	交通事故	一般負傷	その他	計
応急処置対象搬送人員	536,969	277,154	162,276	172,552	1,148,951
処置項目					
止血	5,756 (0.8%)	92,844 (23.9%)	50,178 (22.8%)	25,554 (10.5%)	174,332 (11.0%)
固定	3,296 (0.5%)	36,892 (9.4%)	22,471 (10.2%)	15,541 (6.4%)	77,700 (4.9%)
人工呼吸	15,794 (2.2%)	2,094 (0.5%)	1,403 (0.6%)	3,543 (1.4%)	22,834 (1.4%)
心マッサージ	16,597 (2.3%)	2,216 (0.6%)	1,897 (0.6%)	3,464 (1.4%)	23,674 (1.5%)
酸素吸入	143,207 (19.6%)	17,430 (4.5%)	8,193 (3.7%)	45,719 (18.7%)	214,549 (13.5%)
気道確保	77,740 (10.6%)	11,932 (3.1%)	5,677 (2.6%)	18,927 (7.7%)	114,276 (7.2%)
保温	375,850 (51.3%)	68,839 (17.7%)	46,656 (21.2%)	75,941 (31.1%)	567,286 (35.8%)
被覆	7,844 (1.1%)	105,690 (27.2%)	57,912 (26.3%)	27,097 (11.1%)	198,543 (12.5%)
その他	85,970 (11.7%)	51,377 (13.2%)	25,984 (11.8%)	28,598 (11.7%)	191,929 (12.1%)
計	732,054 (100%)	388,814 (100%)	219,871 (100%)	244,384 (100%)	1,585,123 (100%)

(注) 1人につき複数の応急処置を行うこともあるため、応急処置対象搬送人員数と事故種別ごとの処置項目の計の数とは一致しない。

の増加となっている。（附属資料24,25参照）

(2) 実施体制

ア 救急体制の現状

救急業務実施市町村数は、昭和58年4月1日現在、2,965市町村（652市、1,824町、489村）で、前年の2,926市町村（652市、1,790町、484村）に比較して39市町村（1.3%）の増加となっている。救急業務が消防の業務として

法制化されて以来、実施市町村数も年々増加し、昭和38年を100とした指数で、昭和58年は、1,386と大幅に伸びている。(第2-9表参照)

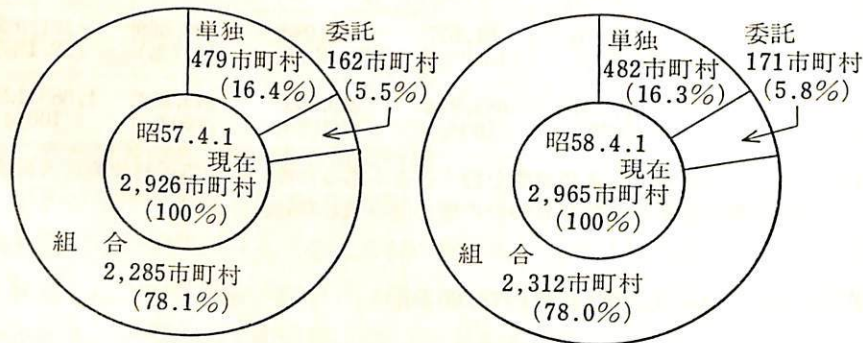
第2-9表 救急業務実施市町村数の推移

区分	年	38	54	55	56	57	58
市町村数		214	2,776	2,841	2,884	2,926	2,965
対前年増加数		45	32	65	43	42	39
対前年増加率(%)		26.6	1.2	2.3	1.5	1.5	1.3
指数		100	1,297	1,328	1,348	1,367	1,386

(注) 実施市町村数は昭和38年(1月1日現在)を除き、各年とも4月1日現在による。

この結果、全市町村3,256のうち、91.1%(前年89.9%)に当たる市町村で救急業務が実施され、全人口の98.3%(前年98.0%)がカバーされることとなった(附属資料23参照)。なお、救急業務実施形態の内訳は第2-10図のとおりである。

第2-10図 救急業務実施形態の内訳



また、実施市町村のうち、2,906市町村は、消防法施行令第43条により救急業務の実施を義務付けられた政令指定市町村であるが、59町村は救急業務の実施を義務付けられていない任意実施町村である。

#### イ 救急隊

救急隊は、昭和58年4月1日現在3,502隊設置されており、前年の3,409隊

に比べて93隊(2.7%)増加している(第2-11表参照)。救急業務を実施している市町村では、人口3万2,872人につき救急隊が1隊配置されていることになる。

第2-11表 救急隊数の推移

区分	年	54	55	56	57	58
救急隊数		3,075	3,268	3,297	3,409	3,502
対前年増加数		90	193	29	112	93
対前年増加率(%)		3.0	6.3	0.9	3.4	2.7

(注) 各年とも4月1日現在の数値である。

#### ウ 救急隊員

救急隊員は、人命救護という重要な任務に従事することから、都道府県及び指定都市の消防学校等において実施される救急業務に関する一定の講習を修了した者等をもって充てるようにしなければならないとされており、この資格要件を満たす消防職員のうち、昭和58年4月1日現在、全国で3万8,719人が救急隊員として救急業務に従事している。

#### エ 救急自動車

全国の消防本部における救急自動車の保有台数は、予備車を含め、昭和58年4月1日現在4,141台で前年の3,998台に比べ143台(3.6%)増加している。

#### オ 救急指令装置

救急指令装置は、救急事故の覚知から傷病者を病院へ搬送するまでの救急業務の処理を迅速かつ的確に行うため、救急病院等の医療機関と無線又は有線によって連絡を保ち、救急隊に必要な指示をするための通信制御装置である。昭和58年4月1日現在、救急指令装置の整備基数は全国で596基となっており、このうち国庫補助によるものは386基である。

#### カ 救急医療情報収集装置

救急医療情報収集装置は、医療機関と消防本部とを電電公社の公衆通信回線で結び、それで得た病院情報を病院運用表示盤に表示し、救急自動車の出

場又は地域住民からの病院情報の照会に対し、迅速かつ的確に指示を行うためのものであり、昭和57年度までに国庫補助制度により3基が整備された。

キ 救急医療情報センター

都道府県全域を対象とした救急医療情報センターは、救急医療情報の的確な収集と提供を行うためのもので、昭和57年度までに厚生省の補助制度を活用し、25都府県に整備された。

ク 高速自動車国道における救急体制

高速自動車国道における救急業務は、市町村の規模、救急処理体制その他の実情を勘案して、一定の基準に基づき日本道路公団とインターチェンジ所在市町村がそれぞれ実施している。

高速自動車国道における救急業務の実施状況は昭和58年3月31日現在、総延長3,232.4kmのうち市町村の消防機関が実施しているのは3,161.5kmであり、日本道路公団が自主救急基地を設けて実施しているのは70.9km（中央自動車道恵那山トンネル8.5km、中国自動車道佐用I.C～落合I.C間62.4km）である。また、同公団においては、前記救急業務実施市町村に対し、高速自動車国道の特殊性を考慮して、一定の財政措置を講じている。

(3) 救急医療体制

救急患者を受け入れるべき救急病院及び救急診療所の告示状況は、全国で5,353か所となっている。(附属資料26参照)

救急病院及び救急診療所の推移をみると、第2-12表のとおり、救急業務の法制化当時と比較して約4.5倍に増加している。

また、厚生省においては、このほか、昭和52年度から次のような救急医療体制の整備強化が進められている。

① 初期救急医療体制の整備

休日、夜間における救急医療の需要増大に対処するため休日夜間急患センターを人口5万人以上の市に整備することとし、昭和57年度までに450か所整備された。このほか、在宅当番医制の普及と定着化が図られている。

第2-12表 救急病院及び救急診療所の推移

年	病 院	診 療 所	計	指 数
39	719	463	1,182	100
54	3,034	1,859	4,893	414
55	3,147	1,891	5,038	426
56	3,265	1,873	5,138	435
57	3,354	1,881	5,235	443
58	3,471	1,882	5,353	453

(注) 昭和39年(8月1日現在)以外は各年とも4月1日現在の数値である。

② 第二次救急医療体制の整備

病院群輪番制方式及び共同利用型病院方式による第二次救急医療施設は、初期救急医療施設との連携の下に休日又は夜間の重症救急患者の医療を確保するためのもので、昭和57年度までに317地区が整備された。

③ 第三次救急医療体制の整備

救命救急センターを整備し、初期及び第二次救急医療施設との連携の下に、重篤救急患者の医療を確保するためのもので、昭和57年度までに79か所整備された。

### 3 救助活動

#### (1) 実施状況

##### ア 救助活動件数及び救助人員の状況

昭和57年中における全国の救助活動の実施状況は、救助活動件数1万5,953件、救助人員1万5,016人であり、これを前年と比較すると、救助活動件数が1,520件(10.5%)、救助人員が2,609人(21.0%)増加している。(第3-1表参照)

第3-1表 救助活動件数及び救助人員の推移

区分	年	53	54	55	56	57
救助活動件数		12,378	13,234	13,995	14,433	15,953
救助人員		8,772	9,415	10,126	12,407	15,016

第3-2表 事故種別救助活動の状況

(昭和57年中)

区分	事故種別	救助活動									計
		火災	交通事故	水難事故	風水害等	機械による事故	建物等による事故	ガス及び酸欠事故	爆発事故	その他の事故	
救助活動件数		6,104	5,383	744	842	554	526	380	26	1,394	15,953
救助人員		805	7,559	580	3,120	740	545	235	56	1,376	15,016
救助活動出動人員	消防職員	316,702	73,082	14,309	9,879	10,703	8,108	7,314	1,270	27,905	469,272
	消防団員	221,832	674	7,400	12,165	19	50	53	638	4,677	247,508

- (注) 1 「機械による事故」とは、エレベーター、プレス機械、回転機械、ベルトコンベアー、コンクリートミキサー車その他の建設機械、工作機械等による事故をいう。  
 2 「建物等による事故」とは、建物若しくは門、柵、へい等の建物に付帯する施設、その他これらに類する工作物の倒壊による事故、建物等に閉じ込められる事故又は建物等にはさまれる事故をいう。

#### イ 事故種別救助活動の状況

事故種別の救助活動の状況は、第3-2表のとおりであり、救助活動件数では、火災が最も多く、救助人員では、交通事故が最も多くなっており、これは前年と同じである。また、消防職団員の救助活動出動人員は71万6,780人となっている。

#### (2) 実施体制

昭和58年4月1日現在、救助隊は507消防本部(前年502消防本部)において、1,525隊設置され、救助隊員数は1万9,337人で、そのうち専任救助隊員は7,717人(専任率39.9%)、兼任救助隊員は1万1,620人である。(第3-3表参照)

第3-3表 救助隊の設置状況

区分	救助隊設置団体数	設置団体人口	救助隊数	救助隊員数			救助隊員が搭乗する車両					
				専任	兼任	計	救工作助車	はしき車	消防車	ポンプ車	タンク車	その他
昭58.4.1現在	507	92,290,400	1,525	7,717	11,620	19,337	379	434	782	323	256	2,174
昭57.4.1現在	502	91,897,086	1,319	6,749	12,145	18,894	367	398	919	211	208	2,103
対前年増 加率(%)	1.0	0.4	15.6	14.3	△4.3	2.3	3.3	9.0	△14.9	53.1	23.1	3.4

救助隊は、空気呼吸器等の保護用具、エンジンカッター等の破壊用具、その他油圧式救助器具、救命索発射銃等の救助用具を装備して救助活動を実施している。

消防職員の救助活動に関する教育訓練については、消防学校の警防科のなかに救助課程をおき、災害救助対策、救助基本訓練等について計70時間の教育訓練を行うこととしている。

また、複雑多様化する災害に対応できる救助技術の向上を図るため、救助活動、救助訓練時の安全対策に十分配慮した「消防救助操法の基準」が制定されている。

## 4 防 災 対 策

### (1) 防 災 体 制

#### ア 防 災 組 織

災害対策基本法は、防災に関する組織として、国に中央防災会議、都道府県に都道府県防災会議、市町村に市町村防災会議を設置し、これら行政機関のほか、日本赤十字社等関係公共機関の参加を得て、災害予防、災害応急対策及び災害復旧の各局面に有効適切に対処するために、防災計画の作成とその円滑な実施を推進することとしている。また、災害に際して防災上必要がある場合には、国は非常災害対策本部（災害が特に異常かつ激甚な災害緊急事態においては、緊急災害対策本部）、都道府県及び市町村は災害対策本部を設置して災害対策を推進するものとしている。

#### (ア) 防 災 会 議

都道府県防災会議は全都道府県に設置されており、市町村防災会議は、昭和58年4月1日現在、全国3,278市区町村のうち3,270団体で設置されており、災害対策基本法に基づき設置を免除されている5村を除くと、設置率は99.9%である。

昭和57年度中の開催状況は、都道府県38団体（80.9%）で50回、市区町村1,433団体（43.8%）で1,824回開催され、防災計画の修正、防災訓練実施の検討等を行い、防災関係機関相互の連絡調整を図っている。

また、防災会議の部会として、地震対策部会、救急医療対策部会、原子力防災部会等が設置されている。

#### (イ) 災 害 対 策 本 部

昭和57年中に、都道府県においては、20団体で延べ46回、市区町村においては、延べ2,233団体で災害対策本部が設置されている。（附属資料11参照）

#### (ウ) 防 災 主 管 部 課

全都道府県において、消防防災を所管する課が設けられ、災害対策基本法等に基づく事務、消防に関する市町村の指導等の消防組織法に基づく事務な

どを処理している。また、大規模地震に備えて地震対策を専管する課を設置したところもある。特に近年都道府県の防災に果たす役割が重要視されており、消防防災主管課はその中心となって各種災害対策の推進に努めている。

市町村においては、消防本部等の消防機関のほか、市町村長部局の部課が防災会議、防災計画等に関する事務を所掌し、防災対策の総合的かつ計画的な推進を図っているものが多く、これらの事務を専管する部課を設置する団体も増えている。

#### イ 地 域 防 災 計 画 の 整 備

地域防災計画は、都道府県又は市町村が地域の実情に即し、当該地域の防災機関が防災に関して処理すべき事務又は業務の大綱並びに災害予防、災害応急対策、災害復旧に関する事項等を定めた防災に関する総合的な計画である。

都道府県地域防災計画は、全都道府県において作成されており、昭和57年度において全体の76.6%に当たる36都道府県が修正を行っている。市町村地域防災計画は、全国3,278市区町村の98.8%に当たる3,240市区町村において作成しており、昭和57年度においては、その30.3%に当たる981団体が計画の修正を行っている。修正の内容は、近年の局地的で激しい災害の発生の傾向を反映して、災害危険箇所、情報連絡体制、避難救護対策等に関するものが多くなっている。

地域防災計画の修正に当たっては、地域開発の進展等に伴い、地域社会が災害に対してぜい弱な体質になっていることに加えて、従来の災害の常識をはるかに超えた局地的な激しい災害が発生していることにかんがみ、地域の災害危険性について徹底した見直しを行い、住民に対する危険性の周知、警報及び避難の指示等の情報伝達、避難訓練等について地域の実情に即して、あらゆる角度から見直しを行う必要がある。消防庁としても、この趣旨に沿って、地域防災計画の作成及び修正を指導しているところであり、また、昭和57年度から地域の災害危険性等を総合的かつ科学的に評価する手法を開発するため防災アセスメントに関する調査研究に着手している。

## ウ 防災訓練の実施

災害時に迅速かつ的確な対応をするには、日ごろから実戦的な対応力をかん養しておく必要があり、消防庁では、地方公共団体に対して、防災関係機関及び住民と連携して、総合的かつ実践的な防災訓練を実施するよう指導している。

昭和57年度においては、都道府県が延べ166回の防災訓練を実施したほか、市区町村においてもそれぞれ地域の実情に応じて防災訓練を実施した。訓練に際しての災害想定は、都道府県では、地震が最も多く、次いで風水害、コンピナート災害、林野火災、大火災の順になっており、市区町村では、地震、大火災、風水害の順となっている。また、訓練形態は地域住民等の参加を得た総合(実働)訓練が圧倒的に多くなっている。(附属資料15参照)

なお、昭和56年度から防災訓練における住民の事故に備えて、防火防災訓練災害補償等共済制度が発足し、住民が安心して訓練に参加できる体制が確立された。昭和58年6月1日現在、全国3,278市区町村のうち2,111市区町村が共済に加入し、災害補償等の対象となる住民は7,551万人となっている。昭和57年中の防火防災訓練災害補償等共済でん補金の支払状況は合計20件、256万円となっている。

## (2) 防災無線通信網

近年、震災対策における地震予知情報等の伝達をはじめとする各種の災害情報の収集及び伝達に万全を期すことが急務となっている。このため、消防庁は地方公共団体と一体となり、その伝達媒体となる無線通信施設の整備に努力してきた。消防防災行政の遂行に不可欠な無線通信網は、①国(消防庁)と都道府県②都道府県と市町村③市町村とその区域内(集落等)を結ぶものに大別される。

### ア 国(消防庁)と都道府県を結ぶ消防防災無線通信網

消防庁と47都道府県を結ぶ無線通信網は、地震、風水害等をはじめとする災害対策全般にわたる防災業務の遂行に必要な国と地方公共団体との間の情報の収集、伝達のかなめとして、ますます重要性を増している。

現在、電話機能のほか、ファクシミリを併用し、文書・図面の電送が可能であるとともに、地域別に一斉に伝達する機能を備えており、複雑多様化してきている防災業務に必要な災害情報を迅速かつ的確に交換することが可能である。また、災害時に強い伝送路として、昭和59年より通信衛星「さくら2号」を利用すべく、衛星通信地上施設の整備を進めている。

### イ 都道府県と市町村を結ぶ防災行政無線通信網

都道府県においては、市町村を含む災害情報の一元的な収集・伝達体制を確立するため、総合的機能を果たす防災行政無線通信網の整備が進められており、指令機能の活用による気象予警報等の全市町村に対する一斉伝達あるいは災害対策本部と県域内いずれの地点からも交信し得る移動局による地域情報の収集等運用の高度化、効率化が進められている。

消防庁は、この整備事業に対し、現在1都道府県当たり平均4億円を補助し、整備の促進を図っており、昭和58年9月1日現在で39都道府県が運用中、1県が一部運用中で、整備率は85%となっている。

### ウ 市町村の区域内における消防・防災行政無線通信網

市町村の区域内における消防・防災行政無線通信網としては、市町村の消防機関が自らの消防・救急活動を効率的に行うために用いる消防・救急無線通信網と、市町村が行政区域全般にわたる防災対策に用いる防災行政無線通信網とがある。

#### (ア) 市町村の消防・救急無線通信網

消防本部及び消防署等に基地局を、消防ポンプ自動車、救急自動車等に移動局を設置し、移動局を主体として情報の収集・伝達、指揮及び連絡等に活用しており、昭和57年4月1日現在における無線局数は5万2,557局でこの1年間に6,409局増加した。

#### (イ) 市町村と出先機関、集落等を結ぶ防災行政無線通信網

市町村役場に送信用の固定局(親局)、集落等に受信用の子局を設置し、地域住民に対して行政広報をも含めた一斉情報伝達を行ういわゆる同報無線方式は、昭和58年5月の日本海中部地震及び7月の集中豪雨等で実証されたように、災害時における予警報、避難勧告等の伝達手段として極めて有効であ

る。

しかし、この方式は単方向的な情報伝達手段にすぎないため、市町村の災害対策本部が災害時における集落等の情報を迅速かつ的確に把握するためには、双方向的な移動無線系を併せて整備し、総合的かつ効率的な災害情報の収集・伝達体制を強化する必要がある。

このため、消防庁は、防災対策の強化が特に急がれる台風常襲地域、特別豪雪地域、地震観測強化地域、活動火山周辺地域、沖縄県の地域、地震特定観測地域等において、同報通信機能と相互交信機能を併用する無線システムを整備しようとする市町村を対象として、昭和53年度から国庫補助制度（補助率1/3、限度額2,000万円、人口おおむね10万人以上の市については限度額3,000万円、政令指定都市については限度額2億円）により整備の促進を図っている。昭和53年度から昭和57年度までの間に250市町村に対して34億2,491万円の補助金を交付した。

#### エ その他の防災無線通信網

地震災害、石油コンビナート災害等の大規模な災害が発生した場合、災害現場において消防機関をはじめとする防災関係行政機関、公共機関等がそれぞれ災害応急活動を行うこととなるが、異なる組織体が協力して効果的な防災活動を行うためには、相互の情報交換に必要な連絡無線通信網が必要である。このため、防災関係機関が専用共通波を具備した可搬型無線機を常備して相互連絡を行う防災相互用無線が活用されている。

消防庁は、都道府県を通じ、特に大規模災害等の発生が想定される市町村あるいは石油コンビナート地帯等の市町村にあっては、この無線設備を常備し、かつ、災害時にその機能を発揮させるため、あらかじめ関係機関と調整してその運用体制を確立しておくよう指導している。

### (3) 風水害対策等

台風、集中豪雨等による風水害は毎年のように全国各地で発生しているが、昭和57年7月末長崎地方を中心として近年まれにみる集中豪雨災害に見舞われたのに続いて、昭和58年7月には、島根・山口地方を局部的豪雨が襲

い、多大な人的・物的被害を生ずるに至った。

これらの災害では、主としてがけ崩れ、土石流等により多くの人命が失われていることにかんがみ、消防庁としては今後、風水害対策を進めるに当たって、改めて人命の保護を第一義とし、関係機関と連絡調整を図りつつ、災害危険箇所の把握の徹底、警戒避難体制の確立強化等に努めるよう指導している。

#### ア 防災体制の強化

都道府県及び市町村においては、積極的に防災会議を開催し、防災関係諸機関の連携協調を徹底するとともに、地域防災計画を効果的に運用するため実態に即した見直しを行い、計画事項が円滑かつ的確に推進されるよう配慮する必要がある。また、特に災害時における情報の収集伝達の重要性にかんがみ、今後とも防災行政無線網、電気通信施設等の整備促進及び活用を図り災害情報等の的確な住民への伝達体制を整備する必要がある。

#### イ 災害危険箇所に対する措置

最近、山崩れ、土石流等の災害が地域防災計画に掲記された災害危険箇所以外の箇所においても発生していることにかんがみ、都道府県及び市町村は関係機関と十分協議調整のうえ、地形、地質、土地利用等の状況を十分考慮して災害危険箇所の再点検を行い、危険箇所の把握の徹底に努め、地域防災計画に明示するとともに、災害危険箇所の住民に対して災害の危険性について周知を図る必要がある。なお、昭和53年度以降地域防災計画に掲記されている災害危険箇所で行われる自然災害防止事業に対しては、地方債措置が講じられている。

#### ウ 警戒避難体制の整備

豪雨災害では、降り始めから短時間で山崩れ、土石流等が発生している事例がみられる。このため、市町村長は、雨量情報を的確に把握するとともに、災害危険箇所の住民に対し、適切に予警報及び避難の指示等が行えるよう、関係機関と連絡調整を図りつつ、これらの発令の基準、時期及び方法並びに避難場所及び避難経路等を詳細に再検討し、地域防災計画に明確に定めるものとし、更にこれを住民に周知徹底する必要がある。また、都道府県に

おいては、気象通報等が速やかに市町村及び消防機関に伝達されるよう関係機関との連携強化を図る必要がある。

#### (4) 活動火山対策

火山の噴火活動等に伴う災害に対しては、活動火山対策特別措置法に基づき対策が講じられてきており、消防庁では、同法の避難施設緊急整備地域に指定された桜島火山及び阿蘇山の周辺地域に対して、退避壕、退避舎等の避難施設の整備に要する費用の一部を補助するとともに、警戒避難体制の整備等に関して地方公共団体を指導している。

## 5 震 災 対 策

### (1) 消防庁の震災対策

消防庁は、地震災害を防止し、被害の軽減を図るため、消防の制度、人員、施設、装備、資機材等の整備充実に努めるとともに、災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法等の趣旨に基づき、震災対策に係る国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡、地域防災計画、地震防災強化計画及び地震防災応急計画の作成等に関する指導・助言、防災訓練の指導及び実施、防災知識の普及啓発、地震防災に関する調査研究等の施策を推進している。

また、昭和58年(1983年)日本海中部地震の経験にかんがみ、津波対策、情報連絡体制等についての指導を強化した。

#### ア 震災対策施設等の整備

地震時における出火防止、初期消火の徹底及び火災の延焼拡大の防止のため、消防庁は、出火危険物に関する規制の強化、消防用設備の設置の義務付け、消防力の充実等の施策を実施している。特に、震災時に予想される同時多発の火災に対処し、初期消火、延焼拡大の防止、避難誘導、救急救護体制の整備等を促進するため、昭和47年度以降、耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ、電源車等の特殊車両及び備蓄倉庫等の整備について逐次補助を行い、大震火災対策施設の整備を図っている。

昭和58年度においては、市街地における耐震性貯水槽設置のための用地確保が困難になりつつある現状等にかんがみ、大震火災対策施設の補助対象に新たに60立方メートル型耐震性貯水槽を加え、補助事業の一層の拡充を図られた。なお、昭和57年度末までの補助事業による大震火災対策施設の整備状況は第5-1表のとおりである。

#### イ 地震防災対策強化地域に係る震災対策

大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域(第5-2表、第5-3図参照)においては、県及び市町村の地方防災会議が地震防災強化

第5-1表 大震火災対策施設の整備状況

(単位：百万円)

区分	昭和47年度～昭和57年度		左のうち昭和57年度分	
	数量	補助金額	数量	補助金額
耐震性貯水槽 (100m <sup>3</sup> )	2,423 (343)	6,694 (1,404)	240 (75)	844 (319)
〃 (飲料水兼用1,500m <sup>3</sup> )	13	886	3	222
〃 (飲料水兼用100m <sup>3</sup> )	29 (13)	119 (59)	12 (2)	48 (10)
可搬式小型動力ポンプ	3,878 (1,190)	1,410 (611)	470 (295)	221 (155)
電源車 (大型)	42	360	2	19
電源車 (小型)	6	21	2	7
起震車	39	114	5	16
防災指導車	8	51	—	—
震災救援車	4	20	1	5
備蓄倉庫	8	227	1	16
その他	8	224	—	—
計	—	10,126 (2,074)	—	1,398 (484)

(注) 1 ( ) 内の数値は、地震防災対策強化地域分で内数である。  
 2 「その他」は、地域防災センター、移動無線電話車、耐火避難車及びヘリコプターによるテレビ電送システムで、昭和54年度以降は補助の対象とされていない。

計画を、また、病院、百貨店、劇場、地方鉄道業等、地震防災上重要な施設又は事業を管理、運営する者がそれぞれ地震防災応急計画を作成し、地震防災応急対策に関する事項等を定めることとされている。消防庁では、地震防災強化計画及び地震防災応急計画において定めるべき事項を示し、所要の指導・助言を行っている。現在、地震防災強化計画は関係地方公共団体においてすべて作成されているが、地震防災応急計画についても、約2万8千の対象事業所のうち8割強の事業所において作成済みとなっている。

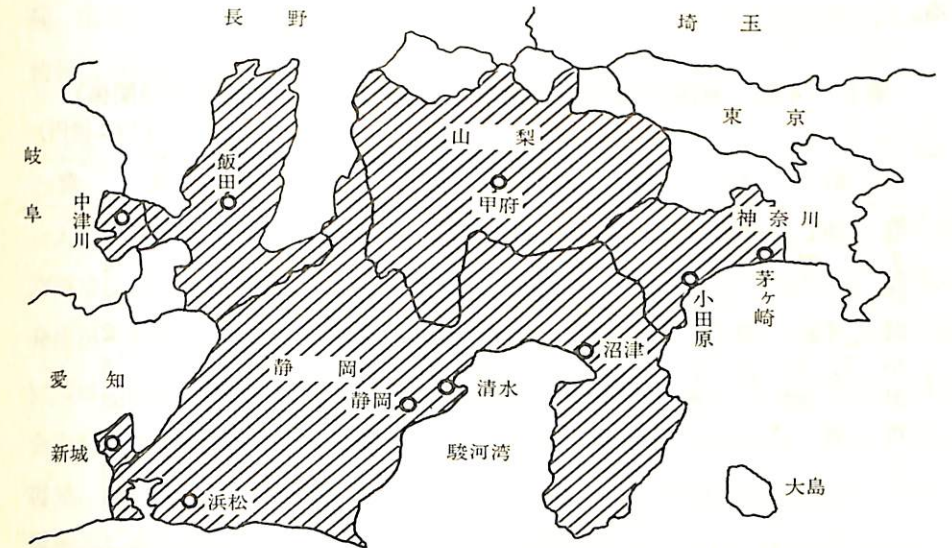
さらに、地震防災対策強化地域については地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の促進を図るため、「地震防災対策強化地域における地震対策緊

第5-2表 地震防災対策強化地域一覧表

県名	区 域
神奈川県	平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、南足柄市、高座郡、中郡、足柄上郡及び足柄下郡の区域
山梨県	甲府市、富士吉田市、塩山市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、東山梨郡春日居町、同郡牧丘町、同郡勝沼町、同郡大和村、東八代郡、西八代郡、南巨摩郡、中巨摩郡、北巨摩郡双葉町、同郡明野村、同郡白州町、同郡武川村、南都留郡及び北都留郡上野原町の区域
長野県	飯田市、伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡飯島町、同郡中川村、同郡宮田村、下伊那郡鼎町、同郡松川町、同郡高森町、同郡阿南町、同郡上郷町、同郡阿智村、同郡下条村、同郡天竜村、同郡泰阜村、同郡喬木村、同郡豊丘村及び同郡南信濃村の区域
岐阜県	中津川市の区域
静岡県	全域
愛知県	新城市の区域

(注) この表に掲げる区域は、昭和54年8月7日における行政区画その他の区域によって表示されたものとする。

第5-3図 地震防災対策強化地域の指定状況



地震防災対策強化地域 (斜線部分)

急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が昭和55年度から施行されたことに伴い、地方公共団体等が実施する地震対策緊急整備事業に対し、国の負担又は補助の割合の特例その他の国の財政上の特別措置が講じられている。また、この法律に基づき、地震防災対策強化地域内の知事は地震対策緊急整備事業計画を作成し、内閣総理大臣の承認を受けているが、この計画には、昭和55年度からの5か年間に地震防災上緊急に整備すべき避難地、避難路、消防用施設、緊急輸送路、通信施設、社会福祉施設、公立の小・中学校等の整備に関する事項が定められている。なお、この計画の総事業費は4,180億円となっている。

この計画に基づいて整備される消防用施設は第5-4表のとおりである。このうち、消防施設強化促進法第3条に規定する消防施設のほか小型動力ポンプ付積載車、可搬式小型動力ポンプ及び耐震性貯水槽については、国の負担割合が2分の1（地震防災対策強化地域以外の地域においては3分の1）とされている。また、これらの施設整備の財源に充てるために起こした地方債で自治大臣が指定したものに係る元利償還金の2分の1については、地方交付税の基準財政需要額に算入されるなど財政上の特別措置が講じられている。

第5-4表 地震対策緊急整備事業計画の内容（消防用施設関係）

（単位：億円）

消 防 用 施 設	事 業 費
消 防 ポ ン プ 自 動 車	46
小 型 動 力 ポ ン プ	4
防 火 水 槽	68
消 防 専 用 電 話 装 置	2
小 型 動 力 ポ ン プ 付 積 載 車	5
耐 震 性 貯 水 槽	53
可 搬 式 小 型 動 力 ポ ン プ	14
そ の 他	30
計	222

（注）「その他」は、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第4条の適用を受けないものである。

ウ 震災対策に関する研究

消防庁は、大地震が発生した場合、都市の秩序維持機能が阻害されるとともにパニック現象が生じ、それ自体が大規模な災害の要因となるおそれがあるところから、昭和57年度は、警戒宣言発令時のターミナル駅におけるパニック防止対策について検討を行った。

エ 総合防災訓練の実施

大規模地震対策特別措置法及び災害対策基本法に基づき、東海地域に大規模地震が発生するとの想定の下に、昭和57年度から新設された防災週間の一環として、昭和57年9月1日（防災の日）に中央防災会議主催の総合防災訓練を実施した。当該訓練には、20省庁、10指定公共機関、地震防災対策強化地域と周辺地域の合計10都県が参加し、発災前の地震防災応急対策の実施訓練を中心に発災後の訓練も併せて行った。

消防庁においても、自治省・消防庁防災業務計画及び消防庁応急体制整備要領に基づき、職員の参集訓練、地震災害警戒本部及び災害対策本部の設置及び運営訓練のほか、警戒宣言、津波警報等の伝達、応急対策実施状況の把握、応急物資の要請等について消防防災無線を運用した国と都道府県の間的情報伝達訓練等を実施した。

（2）地方公共団体における震災対策

人口、産業の都市への集中等、近年における都市化の進展により、社会経済環境は大きく変化し、これに伴って、災害の態様も複雑多様化し、災害の発生が市民生活に多大の被害をもたらしている。このため地方公共団体においては、震災対策をより充実するため地方防災会議の部会として震災対策部会を設置するなどして、消防力の充実強化、地域住民に対する防災知識の啓発、防災資機材の備蓄及び地震防災訓練等、震災対策計画の策定について積極的に取り組んでいる。

特に、昭和53年6月に制定された大規模地震対策特別措置法によって指定

された地震防災対策強化地域及びその周辺都県においては1978年宮城県沖地震、昭和57年（1982年）浦河沖地震及び昭和58年5月に発生した昭和58年（1983年）日本海中部地震等の大規模な地震による被害状況を踏まえ、日ごろから各般にわたる震災対策が進められている。

昭和57年度における都道府県及び調査対象都市（県庁所在市、県庁所在市以外の人口20万以上の市及び特別区の合計125団体。以下「都市」という。）を対象に調査した震災対策の現況は次のとおりである。

ア 地域防災計画（震災対策）の作成状況

都道府県においては、震災対策に関する事項を地域防災計画のなかで、「震災対策編」として独立の項目を設けているものが19都府県、火災、水害等と同列の「節」を設けているものが26道県、「その他災害等」として扱っているものが2県という状況となっている。なお、昭和58年度においては、地域防災計画のなかの震災対策に関する事項について、27県が修正を予定している。

次いで都市においては、「震災対策編」として独立の項目を設けているものが45都市、「節」等を設けているものが66都市、「その他災害等」として扱っているものが13都市となっている。

なお、地域防災計画で震災対策編を設けて「警戒宣言に伴う対応措置」を定めているのは都道府県で10団体、都市で34団体となっている。

イ 避難場所・避難路の指定状況

避難場所の指定については、都市においては逐年進んでおり、都道府県においては東京都、山口県及び香川県の3都県が指定している。

この3都県の昭和58年4月1日現在の指定箇所数は1,573か所、都市では、調査対象都市125都市のうち98都市において10,961か所が指定されている。その内容は第5-5表のとおりである。

また、避難路の指定については、都道府県では東京都のみであるが、都市では17団体が指定している。

第5-5表 都市における避難場所の指定状況

(昭58. 4. 1現在)

指定箇所数	総面積	規模別		用途別			
		規模	箇所数	面積	用途	箇所数	面積
10,961 (指定している都市、98団体)	30,167 <sup>ha</sup> (公有地 25,587 私有地 4,580)	20ha以上	225	10,980 <sup>ha</sup>	学校校庭・グラウンド	5,911	13,783 <sup>ha</sup>
		20ha~10ha	212	2,456	公園・広場	2,719	8,625
		10ha未満	10,524	16,731	河川敷	116	1,701
					グラウンド(学校グラウンドを除く)	139	1,037
				その他	2,076	5,021	

ウ 震災訓練・震災対策啓発事業の実施状況

昭和57年度においては、35都道府県と98都市が震災訓練を実施している。都道府県では、行政機関、公共機関、自主防災組織等が参加する総合防災訓練が主であるが、都市にあっては、総合防災訓練のほか、消火訓練、避難誘導訓練、救急救助訓練等の実践的な個別訓練をも実施している例が多い。(第5-6表参照)

また、これらの訓練のほか日ごろから地域住民等に対し、36都府県と101都市において、起震車による地震体験等のほかパンフレットの配布、講演会、映画会の開催等、防災知識の普及啓発事業を実施し、防災意識の高揚に努めている。

第5-6表 都市における震災訓練の実施状況

(昭和57年度)

区分	総合訓練	個別訓練							
		職員参集訓練	情報伝達訓練	消火訓練	避難誘導訓練	救急救助訓練	給食・給水訓練	応急物資輸送訓練	その他の訓練
訓練実施延回数	208	54	2,064	11,989	5,057	4,437	1,074	46	2,004
参加人員	3,444,070	27,444	302,076	955,522	984,310	469,670	194,758	12,866	245,005

(注) その他の訓練には起震車体験、地震に関する講演会等が含まれている。

エ 資機材等の備蓄状況

災害に備えて地方公共団体は、食糧、飲料水等の生活必需品、医薬品及び応急対策や災害復旧に必要な防災資機材等の確保を図るため、自ら公的備蓄を行うほか、民間事業者等と協定を結び必要な資機材等の流通在庫を確保するための施策の実施に努めている。

昭和58年4月1日現在、資機材等の備蓄を行っている地方公共団体の状況は、第5—7表のとおりである。

第5—7表 資機材等の備蓄状況

(昭58. 4. 1現在)(団体数)

区分	公 的 備 蓄							
	生活必需品			医薬品 医療器具	防 災 資 機 材			その他
	食 糧	飲料水	日用品		初 期 消火用	情 報 連絡用	避 難 救出用	
都道府県	8	1	29	12	9	18	24	6
都 市	66	22	86	63	49	86	90	27

区分	流 通 在 庫 備 蓄							
	生活必需品			医薬品 医療器具	防 災 資 機 材			その他
	食 糧	飲料水	日用品		初 期 消火用	情 報 連絡用	避 難 救出用	
都道府県	9	1	6	7	1	2	2	2
都 市	41	5	25	13	—	1	2	1

オ 震災対策施設に対する助成措置等

昭和57年度において市町村における震災対策施設の整備促進のため都道府県が単独の助成制度により実施した主な事業は、第5—8表のとおりである。

カ 震災時における相互応援協定等の締結状況

大規模な地震は、甚大な被害を広域にわたって及ぼすことが予想されるところから、対策を迅速かつ的確に遂行するため、地方公共団体においては、地方公共団体相互間又はその他の公共的機関等との間に震災時における相互応援協定等を締結するなど、各種の応援協力対策を講じている。このうち都道府県相互間の応援協定の締結状況は、第5—9表のとおりである。

第5—8表 震災対策施設整備に係る助成措置状況

(単独事業)

(昭和57年度)(団体数)

事 業 名	都 道 府 県
防災資機材等(食糧、医薬品等を含む。)整備事業	7
耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ整備事業	6
防災行政無線整備事業	6
備蓄倉庫、防災倉庫整備事業	4
避難地、避難路整備事業(誘導標識、案内板等を含む。)	3
コミュニティ防災センター整備事業	3
大震用車両(震災救援車、照明電源車等)整備事業	—
その他の整備事業	7

第5—9表 震災時相互応援協定の締結状況

(昭58. 4. 1現在)

名 称	都 道 府 県 名
震災時等の相互応援に関する協定	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡 (10)
災害応援に関する協定	富山、石川、福井、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀 (9)
東北地方防災対策連絡協議会	北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、新潟 (8)
近畿府県災害対策協議会	福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山 (7)
災害相互応援協定	岡山、香川 (2)

なお、地方公共団体のほか応援協定等を締結している公共的機関としては、放送機関、医療機関、輸送機関等がある。

キ 調査研究の実施状況

地域の実態に即した有効な震災対策計画を策定するため、地方公共団体は、それぞれ調査研究を実施しているが、昭和57年度には22都府県と37都市が研究を実施している。なお、その内容等は第5—10表のとおりである。

第5—10表 震災対策関係調査研究事業の実施状況

(昭和57年度) (団体数)

調査研究内容 団体	被害想定 に関する もの	地震予知 に関する もの	避難地・ 避難路に 関する もの	建造物の 安全性に 関する もの	危険物施 設に関す るもの	応急対策 に関する もの	その他
都府県	15	5	1	5	2	6	9
都市	15	3	12	14	2	4	9

## 6 防災意識の高揚と自主防災体制

### (1) 防災意識の高揚

#### ア 火災予防運動

##### (ア) 全国火災予防運動

近年、建築物の密集、高層化並びに生活様式の変化などに伴い、災害の要因は複雑多様化し、その危険性も著しく増大している。

このような状況において、火災等の災害を未然に防止するためには、国民の一人ひとりが日ごろから防災の重要性を自覚し、自主的な防災活動を積極的に実践することがなによりも大切なことである。

このような観点から、消防庁は、毎年春と秋の年2回、全国火災予防運動の実施を提唱し、国民に対する防火思想の普及宣伝に努め、国民による火災予防の実践を促進している。

##### a 秋季全国火災予防運動（昭和57年11月26日～12月2日）

昭和57年秋季全国火災予防運動では、「火の用心 心で用心 目で用心」を全国統一標語とし、次の4点を重点項目に掲げて運動を展開した。

- ① 火災による死者のなかで、身体不自由者や幼児・老人などの身体的弱者の占める割合が高いことから、これらの人々が生活する家庭や施設を中心に焼死防止対策の徹底を図ること。
- ② 建物火災のうち過半数が住宅火災であることから、家庭での出火を防止するため、婦人を対象として火災予防の知識及び火災時における行動に関する知識の普及を図ること。
- ③ 旅館、ホテル、百貨店等不特定多数の者が出入りする防火対象物において火災が発生した場合、多大な人命危険が予想されることから、防火安全体制の確立及び消防法違反對象物に対する法的措置の強化を図るとともに、表示・公表制度の普及の徹底を図ること。また、消防用機械器具に係る型式承認の失効制度による失効期日が到来している消防用機械器

具等の取り替えを推進すること。

④ 一般家庭において、防火安全を更に向上させるため消火器、ガス漏れ警報器、防災製品等の家庭用防災機器等の普及推進を図ること。

b 春季全国火災予防運動（昭和58年2月28日～3月13日）

春季の運動では、前年秋季の運動と同一の全国統一標語の下に、季節的観点から異常乾燥時及び強風時の火災防止対策の推進を前年秋季の運動の目標に加え実施した。

(イ) 全国山火事予防運動（昭和58年2月28日～3月6日）

全国山火事予防運動は、予防活動をより効果的なものとするため、昭和44年から消防庁と林野庁の共唱により、原則として春季全国火災予防運動の実施期間に合わせて実施されている。

昭和58年の全国山火事予防運動では、「山火事をなくしてきづく豊かな緑」を統一標語として、広報活動、消防訓練、研究会の開催等を通じ、林野火災の未然防止を訴えた。

(ウ) 車両火災予防運動（昭和58年2月28日～3月6日）

車両火災は年々増加の傾向にあることから、昭和58年の車両火災予防運動では、車両、車庫等について査察指導を行うとともに、初期消火、避難などの消防訓練の実施及び消防用設備等の点検整備を推進し、車両火災防止の徹底を図った。また、自家用乗用車に対する消火器の普及を図った。

(エ) 文化財防火デー

昭和24年1月26日の法隆寺金堂火災及びその後の金閣寺火災等による貴重な文化財の焼失を契機として、昭和30年以来、消防庁と文化庁の共唱により毎年1月26日を「文化財防火デー」としている。

昭和58年の文化財防火デーは、第29回目に当たるが、国では、広報活動により「文化財防火デー」の趣旨の徹底を図った。

また、文化財の所有者及び管理者は、管轄する消防本部の指導の下に重要物件の搬出や消火、避難の訓練などを積極的に実施し、文化財の防火対策に努めている。

### イ 防災知識の普及啓発

災害による被害を最小限に食い止めるためには、国、都道府県及び市町村が一体となって防災対策を推進しなければならないことはもちろんであるが、災害から身を守り、財産を守るためには、国民一人ひとりが防災知識を確実に身につけ、自主防災に心掛けることが極めて重要であり、防災のための学習会や防災訓練に積極的に参加し、地域ぐるみ、事業所ぐるみの防災体制を確立してゆく必要がある。このため、地方公共団体は、防火教室の開催、自主防災組織の活動などを通じて住民、事業所等に対する防災知識の普及啓発に努めている。消防庁においては、テレビ及びラジオ放送を利用して、地震、風水害、火災対策を中心とした防災知識の普及啓発を行っており、昭和57年度に行った普及啓発事業の内容は、第6-1表のとおりである。

第6-1表 テレビ、ラジオによる防災知識普及啓発事業の実施状況  
(昭和57年度)

放送内容等	放送局	放送月日
テレビ5分番(ご存じですか?) 組 防災ミニ百科	日本テレビほか30局	毎週木曜日
テレビ5分番(そのときあなたは?) 組 くらしの中の防災	フジテレビほか31局	毎週土曜日(一部地域は(土)以外の曜日)
特別番組(ファミリー防災作戦)	フジテレビほか31局	昭和57年9月1日
ラジオスポット(おやすみの前に火の) ト(15秒) 点検	文化放送ほか31局	昭和58年2月28日から 3月7日まで毎晩

### (2) 自主防災体制

#### ア 地域の自主防災体制

##### (ア) 自主防災組織

災害に有効に対処するためには、国、都道府県及び市町村において防災体制を整備するのみならず、地域住民の連帯の精神に基づく自発的な防災組織が整備されていなければならない。昭和58年4月1日現在では、全国3,278

市区町村のうち1,359市区町村で4万1,004の自主防災組織が設置されており、組織率（全国の総世帯数に対する組織されている地域の世帯数の割合）は29.2%となっている。組織率の高いところは、静岡県93.3%、山梨県93.1%、神奈川県65.8%、東京都65.3%、愛知県60.7%、岐阜県55.4%等であり、東海地震に係る地震防災対策強化地域及びその周辺地域が高くなっている。一方組織率が10%未満のところも20県あり、地域によって差が大きい。（附属資料19参照）

自主防災組織は、平常時においては、防災訓練の実施、防災知識の啓発、資機材等の共同購入、防火巡視等を行っており、災害時においては、初期消火、住民等の避難誘導、情報の収集伝達、負傷者等の救出救護、給食・給水、災害危険箇所等の巡視等を行うこととしている。また、ほとんどの組織が、消火器、三角バケツ等の初期消火用資機材をはじめ、情報連絡、避難、救出、救護等のための防災資機材を保有している。

これらの自主防災組織を育成するため、延べ940市区町村において、資機材購入及び運営費等に対する補助制度を設け、また、延べ974市区町村において、資機材等の現物支給を行っており、これに要した経費は昭和57年度で合計28億3,030万円に達している。消防庁としても、地域ぐるみの防災体制を確立するため、関係団体と連携し、都道府県及び市町村による自主防災組織の育成指導を一層推進することとしている。

(イ) コミュニティ防災センターの整備

消防庁では、住民の自主防災活動の基盤を強化するため、その拠点施設としてコミュニティ防災センターの整備を促進することとし、昭和54年度から市町村に対して補助を行っている。これは、市町村が資機材の備蓄・保管及び展示・教育のための施設、貯水槽あるいは初期消火用等各種資機材のいずれかを整備しようとする場合、事業費1か所当たり7,500万円の範囲内で補助を行うものであり、昭和57年度には、全国で39団体が事業の実施を行っている。また、昭和56年度に、自主防災組織等に対して高度な防災教育・訓練を行うとともに、防災資機材等を備蓄し、災害時における物資の中継輸送拠点となる広域防災センターの整備に対する補助制度を創設し、57年度は2市

がこの事業を実施した。

(ウ) 婦人防火クラブ・少年消防クラブ

民間の防火組織には、家庭の主婦を対象とした婦人防火クラブと小・中学生を対象とした少年消防クラブがあり、それぞれ地域における防火思想の普及等に貢献している。消防庁としても、自主防災体制整備の一環として、両クラブの未設置地域の解消、クラブ員数の増加に努めるよう地方公共団体を指導しており、昭和58年4月1日現在（少年消防クラブについては5月1日現在）の組織数及びクラブ員数は、第6-2表のとおり、婦人防火クラブが1万1,248団体、177万7,535人、少年消防クラブが5,848団体、65万7,787人となっている。

婦人防火クラブは、日ごろ家庭で火気使用器具を取り扱う機会の多い婦人が火災予防の知識を修得することはもとより、地域全体の防火意識の高揚を図り、万一の場合に婦人同士がお互いに協力して活動できる体制を整えるため、各家庭の防火診断、初期消火訓練、防火防災思想の普及等の活動を行っている。また、少年消防クラブは、少年の頃から火災予防に関する知識を身につけさせ、学校や家庭における火災の予防を図るために組織づくりが進められており、防火防災に関する研究発表会、ポスター等の作成・掲示、実地見学等の活動を行っている。なお、全国少年消防クラブ運営指導協議会（会長消防庁長官）では、毎年優良なクラブと指導者の表彰を行っており、昭和58年3月には、15クラブに対して表彰旗、21クラブ及び指導者11名に対して記念品を授与して表彰を行った。また、広く幼年期からの防火教育の徹底を図るため、幼年消防の組織化が進められており、婦人防火クラブ、少年消防クラブとともに、地域の防火防災意識の高揚に大きく寄与することが期待さ

第6-2表 婦人防火クラブ及び少年消防クラブの推移

(単位：団体、人)

区分 年別	婦人防火クラブ				少年消防クラブ			
	組織数	指数	クラブ員数	指数	組織数	指数	クラブ員数	指数
56	9,775	100	1,536,136	100	4,596	100	526,605	100
57	10,740	110	1,646,700	107	5,039	110	590,734	112
58	11,248	115	1,777,535	116	5,848	127	657,787	125

れている。

## イ 施設の自主防災体制

### (ア) 自主防火体制

火災の発生を防止し、また、火災が発生した場合にその被害を最小限に食い止めるには、消防機関の充実、消防用設備等の整備だけでは十分でなく、国民が自らを守るため自主防火管理体制を確立しておくことが必要である。

このため、消防法令では、一定の施設に対して防火管理者の選任、消防計画の作成を義務付け、当該消防計画に自衛消防組織に関することを定めることとしている。

しかし、現在の自衛消防組織は法令上、編成、装備等の内容について規定されておらず、施設の実態に即したものが少ないことから、自衛消防組織の活動が十分な効果をあげているとはいえず、近年の複雑多様化した火災等の災害に十分対応できないこともありうる状況となっている。

このことから、現行の法令を補完する意味で東京都をはじめとする幾つかの地方公共団体では、火災予防条例で施設の用途、規模に応じた自衛消防隊の設置を義務付けるとともに、その人員、装備についても一定の義務を課し、施設の防災体制の強化を図っている。

今後、施設やその地域における影響力等を勘案して、その危険性の程度や社会的責任に応じた実効ある自衛消防組織を整備していく必要がある。

### (イ) 危険物施設の自衛消防組織

石油精製事業所等の危険物施設のうち、一定数量以上の危険物を取り扱う事業所にあつては、化学消防自動車とこれを操作するための人員とにより構成される自衛消防組織を設置しなければならないこととされている。ただし、石油コンビナート等災害防止法による自衛防災組織が設置された事業所については、消防法による自衛消防組織の設置の義務はないこととされている。

### (ウ) 石油コンビナート施設の自衛防災組織等

危険物、高圧ガス等の可燃性物質が大量に集積し、災害の発生及び拡大の危険性が大きい石油コンビナートでは、石油コンビナート施設の設置者自身が十分な防災体制をとり、地域の安全を確保する必要がある。

このため、石油コンビナート等災害防止法においては、石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業者に対し、所定の防災要員及び防災資機材等からなる自衛防災組織の設置並びに自衛防災組織を統括すべき防災管理者の選任を義務付けている。また、石油コンビナート等特別防災区域内の各事業所は一体的な工場群を構成し、相互に密接な関連を有することから、石油コンビナート等災害防止法では、共同防災組織及び石油コンビナート等特別防災区域協議会の設置についても定めている。

## 7 予 防 行 政

### (1) 防火管理制度

消防法第8条は、学校、病院、工場、百貨店、地下街等の多数の者が勤務し、又は出入りする防火対象物の管理について権原を有する者に、一定の資格を有する者の中から防火管理者を選任し、その旨を届け出なければならないこと及び防火管理者に消防計画を作成させ、その消防計画に基づき、消火、通報及び避難の訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備、火気の使用又は取扱いの監督等の防火管理上必要な業務を実施させなければならないことを定めている。さらに、これらの防火対象物のうち、大規模地震対策特別措置法に基づき地震防災応急計画の作成を義務付けられているものについては、消防計画の中に大規模地震の防災対策に関する事項を定めなければならないこととしている。

昭和58年3月31日現在の全国の防火管理実施状況は、第7-1表のとおりであり、防火管理者選任率75.1%(前年同期74.0%)、消防計画作成率56.0%(前年同期53.8%)となっており、前年に比較し若干の改善はみられるものの、依然として低い状況にある。業種別にみると、表示制度の実施もあって旅館等の改善が進んでいる一方、公会堂、バー、キャバレー、飲食店、特定複合用途防火対象物が著しく低率となっている。しかし、この種の用途に供される防火対象物は、階段、避難口等建物内部に不案内な不特定多数の者を収容するため、火災の際の人命損傷の危険性が高いので、消防機関としても、これらの対象物の違反の早期是正に努めている。

また、消防法第8条の2では、高層建築物(高さが31mを超える建築物)、地下街、準地下街、一定規模以上の複合用途防火対象物で、その管理権原者が分かれている場合は、各管理権原者は共同防火管理協議会を設け、そこで統括防火管理者の選任、防火対象物全体にわたる消防計画の作成、消火、通報及び避難の訓練の実施等について協議し、統括防火管理者を中心として防

第7-1表 全国の防火管理実施状況

(昭58. 3.31 現在)

防火対象物の区分	項目	防火管理 実施義務 対象物数	防火管理者を選任し ている防火 対象物数		消防計画を作成して いる防火 対象物数	
			選任率 (%)	作成率 (%)		
(一) {イ	劇場等	2,490	2,118	85.1	1,607	64.5
	公会堂等	36,973	22,261	60.2	14,202	38.4
(ロ) {イ	キャバレー等	2,722	1,508	55.4	992	36.4
	遊技場等	9,533	6,943	72.8	4,663	48.9
(ハ) {イ	料理店等	7,608	5,684	74.7	3,769	49.5
	飲食店等	41,927	28,526	68.0	18,462	44.0
(ニ) {イ	百貨店等	46,893	32,579	69.5	23,845	50.8
	旅共同住宅等	47,222	40,366	85.5	33,532	71.0
(ホ) {イ	病院等	21,080	18,197	86.3	15,585	73.9
	社会福祉施設等	30,417	27,949	91.9	25,092	82.5
(ヘ) {イ	幼稚園等	14,776	13,445	91.0	11,887	80.4
	学校等	43,183	40,162	93.0	36,700	85.0
(ニ) {イ	図書館等	1,760	1,341	76.2	1,057	60.1
(ロ) {イ	特殊浴場	1,438	1,102	76.6	914	63.6
	一般浴場	7,199	6,499	90.3	5,308	73.7
(ロ) {イ	停車場	954	780	81.8	605	63.4
(ロ) {イ	神社・寺院等	15,856	10,952	69.1	6,780	42.8
(ロ) {イ	工場等	43,569	36,990	84.9	27,645	63.5
	テレビスタジオ等	112	109	97.3	95	84.8
(ロ) {イ	駐車場等	1,081	923	85.4	701	64.8
	航空機格納庫等	51	40	78.4	37	72.5
(ロ) {イ	倉庫	3,712	2,876	77.5	2,144	57.8
(ロ) {イ	事務所等	61,223	49,816	81.4	37,413	61.1
(ロ) {イ	特定複合用途 防火対象物	121,496	74,939 (86,794)	61.7 (71.4)	49,609 (52,698)	40.8 (43.4)
	一般複合用途 防火対象物	17,396	12,137 (13,430)	69.8 (77.2)	8,286 (8,743)	47.6 (50.3)
(六の二) {イ	地下街	62	50	80.6	48	77.4
(ロ) {イ	文化財	756	616	81.5	499	66.0
	計	655,004	491,588	75.1	367,001	56.0

(注) 1 防火対象物の区分は、消防法施行令別表第1による区分であり、施設の名称はその例示である(以下の表について同じ)。

2 防火対象物の管理権原者が複数であるときは、そのすべてが防火管理者の選任又は消防計画の作成をしている場合のみ計上している。( )内は、部分的には、選任又は作成されている防火対象物をも含めた数値である。

火対象物全体の安全の確保を図ることとしている。

昭和58年3月31日現在の全国の共同防火管理実施状況は、第7-2表のとおりであり、地下街を除き、共同防火管理の協議事項の届出率は、非常に低率である。このように、防火対象物の共同防火管理が不十分なままでは、火災発生の際の人命損傷の危険性が一層高くなるので、消防機関は、これらの管理権原者に対して積極的な指導を行い、共同防火管理体制の確立に努めている。

第7-2表 全国の共同防火管理実施状況

(昭58. 3.31現在)

項目	区分	高層建築物	複合用途防火対象物		指定地下街	準地下街	計
			特定(3階以上)	一般(5階以上)			
防火対象物数		3,312	43,923	6,319	55	8	53,617
協議事項届出数		1,710	17,291	2,210	51	5	21,267
届出率(%)		51.6	39.4	35.0	92.7	62.5	39.7

(2) 消防用設備規制

ア 防火対象物の実態

昭和58年3月31日現在における全国の防火対象物の数(消防法施行令別表第1(一)項から(六)項に掲げるもので、(七)項及び(六)項を除き延面積150㎡以上のもの。第7-3表において同じ。)は228万2,664件である。また、11大都市の防火対象物数は64万7,833件で、全国の防火対象物数の28.4%を占めている。特に集中しているものは地下街(73.8%)、一般複合用途防火対象物(61.9%)、準地下街(50.0%)、テレビスタジオ等(45.9%)等である。(第7-3表参照)

イ 消防用設備等の規制の現況

消防用設備等とは、消火設備、警報設備、避難設備、消防用水及び連結送水管等の消火活動上必要な施設をいい、火災による被害の軽減を図るという消防の目的を達成するために不可欠のものである。

消防法の規定により、一定の防火対象物の関係者は、当該防火対象物の用

第7-3表 防火対象物数(150㎡以上)

(昭58. 3.31現在)

防火対象物の区分	(一)		(二)		(三)		(四)		(五)		(六)		(七)		計													
	劇場等	公会堂等	キレキ等	バレー等	遊技場等	料店等	飲食店	百貨店等	旅館等	共同住宅等	病院等	社福施設	幼稚園等	学校		図書館等	特定複合用途防火対象物	一般複合用途防火対象物	準地下街	地下街	停車場	神寺院等	工場等	テレビスタジオ等				
全	3,055	37,023	3,505	10,210	2,162	47,572	69,886	84,142	450,164	47,548																		
11大都市	498	2,155	842	2,431	2,162	9,246	10,224	7,800	181,320	7,476																		
割合(%)	16.3	5.8	24.0	23.8	21.3	19.4	14.6	9.3	40.3	15.7																		
防火対象物の区分	(一)		(二)		(三)		(四)		(五)		(六)		(七)		計													
区分	駐車場等	航空機格納庫	倉庫	事務所等	特定複合用途防火対象物	一般複合用途防火対象物	地下街	準地下街	停車場	神寺院等	工場等	テレビスタジオ等																
	全	19,687	288	195,134	220,255	259,957	165,063	61	8	3,086	3,951	430,959	255	1,248	2,282,664													
11大都市	4,981	42	33,743	60,476	115,125	102,225	45	4	893	5,785	71,603	117	484	647,833														
割合(%)	25.3	14.6	17.3	27.5	44.3	61.9	73.8	50.0	28.9	15.7	16.6	45.9	38.8	28.4														

(注) 割合は、全国の防火対象物数を100とした場合における11大都市の占める%である。

途、規模、構造及び収容人員に応じ、一定の基準に従って消防用設備等を設置し、かつ、それを適正に維持しなければならないとされている。

全国における主な消防用設備等の設置状況を特定防火対象物についてみると、第7-4表に示すとおりであり、昭和58年3月31日現在、屋内消火栓設備の設置率が91.1%（前年90.1%）、スプリンクラー設備の設置率が96.1%（前年94.4%）になっている。また、過去5年間の主な防火対象物におけるスプリンクラー設備の設置率の推移は第7-5図のとおりである。

第7-4表 全国における特定防火対象物の屋内消火栓設備及びスプリンクラー設備の設置状況  
(昭58. 3.31現在)

消防用設備 事項	屋内消火栓設備				スプリンクラー設備			
	設置 必要数	設置数	違反数	設置率 (%)	設置 必要数	設置数	違反数	設置率 (%)
特定防火対象物								
劇場等	1,438	1,278	160	88.9	234	221	13	94.4
公会堂等	3,757	3,399	358	90.5	262	255	7	97.3
キャバレー等	136	115	21	84.6	16	14	2	87.5
遊技場等	858	782	76	91.1	315	296	19	94.0
料理店等	740	542	198	73.2	4	4	—	100.0
飲食店	905	722	183	79.8	27	25	2	92.6
百貨店等	8,948	7,595	1,353	84.9	2,226	2,164	62	97.2
旅館等	12,613	11,404	1,209	90.4	609	585	24	96.1
病院等	8,189	7,888	301	96.3	1,162	1,109	53	95.4
社会福祉施設	2,652	2,511	141	94.7	35	34	1	97.1
幼稚園等	1,593	1,411	182	88.6	17	17	—	100.0
特殊浴場	49	46	3	93.9	1	—	1	0.0
特定複合用途防火対象物	11,956	11,331	625	94.8	2,663	2,549	114	95.7
地下街	58	57	1	98.3	48	47	1	97.9
準地下街	—	—	—	—	7	7	—	100.0
計	53,892	49,081	4,811	91.1	7,626	7,327	299	96.1

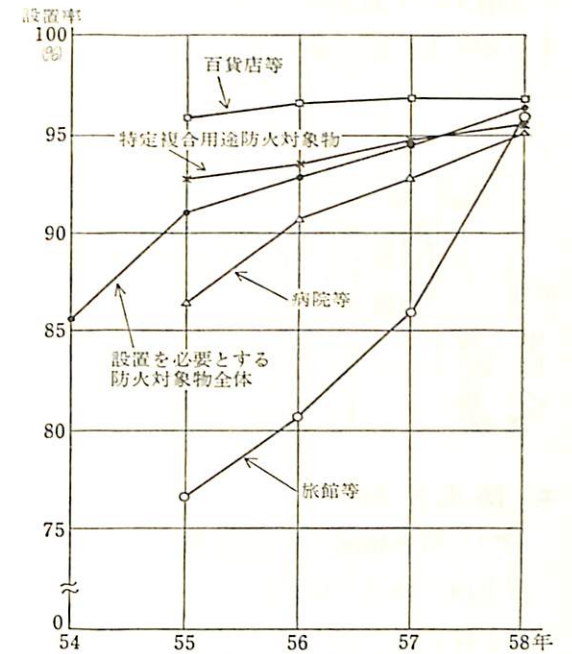
(注) 「違反数」は、法令に違反し、屋内消火栓設備又はスプリンクラー設備が設置されていない防火対象物数である。

これらの違反対象物の一つで、スプリンクラー設備がほとんど設置されていなかったホテル・ニュージャパンの火災の惨事にもかんがみ、消防庁は、

表示制度をより推進するとともに、違反対象物についての指導を一層徹底し、悪質なものについては、措置命令を発する等厳正な措置を講ずるよう指導している。これらの指導の徹底による旅館等の防災対策の改善状況は、第7-5図にも示すとおり顕著である。

なお、静岡駅前ゴールデン街ガス爆発火災を契機として、昭和56年1月に行われた消防法施行令の改正の結果、地下街等に設置を義務付けられたガス漏れ火災警報設備の設置状況は第7-6表のとおりである。

第7-5図 過去5年間の主な防火対象物等におけるスプリンクラー設備の設置率の推移



(注) 各年とも3月31日現在の数である。

第7-6表 地下街等におけるガス漏れ火災警報設備の設置状況  
(昭58. 3.31現在)

防火対象物の区分	設置状況区分	設置必要数	設置数	違反数	設置率(%)
地下街		51	50	1	98.0
準地下街		7	6	1	85.7
計		58	56	2	96.6

ウ 消防用設備等の性能の確保

消防用設備等については、消防用機械器具等に対する検定制度、設置の際の消防機関による検査制度、設置及び整備を行う者に対する資格（消防設備士）制度、点検を行う者に対する資格（消防設備点検資格者）制度並びに定

期点検結果報告制度等を設け、性能確保のため総合的な規制を行っている。

昭和58年3月31日現在、消防設備士の数は延べ47万6,789人となっており(第7-7表参照)、また、消防設備点検資格者の数は第1種(機械系統)4万357人、第2種(電気系統)3万9,827人になっている。

第7-7表 消防設備士の数

(昭58. 3.31現在)

種別	類別							計
	第1類 (屋内消火栓設備・スプリンクラー設備等)	第2類 (泡消火設備)	第3類 (二酸化炭素消火設備等)	第4類 (自動火災報知設備等)	第5類 (金属製避難はしご等)	第6類 (消火器)	第7類 (漏電火災警報器)	
甲種 (工事)	61,850 (人)	17,314	14,696	155,046	10,391	—	—	259,297
乙種 (整備)	11,988 (人)	3,976	3,588	18,876	5,778	66,658	106,628	217,492

エ 防災規制

(ア) 防災物品の使用状況

居室内の物品を燃えにくいものにしておき、出火時の燃焼の進行を抑制することは火災予防上特に有効であることから、消防法第8条の3の規定により、高層建築物、地下街、準地下街等構造及び形態上、防火に特に留意する必要のある防火対象物並びに劇場、キャバレー、旅館、病院等不特定多数の者や老幼弱者が利用する防火対象物(防災防火対象物)において使用するカーテン、どん帳、展示用合板、じゅうたん等の物品(防災対象物品)には、所定の防災性能を有するもの(防災物品)を使用することが義務付けられている。

昭和58年3月31日現在、全国の防災物品の使用状況は、第7-8表に示すとおりであるが、いまだ規制が十分徹底していない現状にかんがみ、防災規制の重要性を関係者に認識させ、なお一層の普及徹底を図っている。

(イ) 防災表示者の認定

防災対象物品又はその材料が所定の防災性能を有するかどうかを容易に判別できるようにするため、消防法第8条の3の規定により、防災物品として販売し、又は販売のため陳列しようとする場合には、消防法施行規則で定め

第7-8表 防災防火対象物数及び防災物品の使用状況

(昭58. 3.31現在)

防火対象物の区分	使用状況区分	防災防火対象物数	カーテン・どん帳等を使用している防火対象物数	左のうちに防災物品を全部使用しているもの(適合率%)	じゅうたん等を使用している対象物数	左のうちに防災物品を全部使用しているもの(適合率%)	展示用及び道具用の合板等を使用しているもの(適合率%)	左のうちに防災物品を全部使用しているもの(適合率%)	展示用及び道具用の合板等を使用しているもの(適合率%)
(一) 劇場	劇場	2,888	2,147	1,584(73.8)	677	348(51.4)	191	120(62.8)	120(62.8)
(二) 公会堂	公会堂	36,815	24,001	16,809(70.0)	8,672	4,348(50.1)	1,289	775(60.1)	775(60.1)
(三) 遊技場	遊技場	3,373	2,077	1,226(59.0)	1,652	663(40.1)	61	45(73.8)	45(73.8)
(四) 飲食店	飲食店	9,761	4,838	3,292(88.0)	2,385	1,060(44.4)	188	118(62.8)	118(62.8)
(五) 百貨店	百貨店	9,713	6,317	3,939(62.4)	4,000	1,583(39.6)	145	82(56.6)	82(56.6)
(六) 旅館	旅館	46,111	27,863	17,997(64.6)	14,444	6,466(44.8)	813	418(51.4)	418(51.4)
(七) 病院	病院	67,913	29,935	19,085(63.8)	15,358	6,655(43.3)	3,052	1,749(57.3)	1,749(57.3)
(八) 福祉施設	福祉施設	82,779	67,094	50,113(74.7)	43,072	18,414(42.8)	2,622	1,511(57.6)	1,511(57.6)
(九) 幼稚園	幼稚園	46,772	37,455	29,371(78.4)	13,493	6,571(48.7)	680	388(57.1)	388(57.1)
(十) 特殊浴場	特殊浴場	35,840	28,881	22,637(78.4)	11,840	5,296(44.7)	807	468(58.0)	468(58.0)
(十一) 特殊浴場	特殊浴場	19,165	14,925	11,246(75.4)	5,430	2,428(44.7)	391	231(59.1)	231(59.1)
(十二) 特殊浴場	特殊浴場	1,652	1,322	1,019(77.1)	1,280	681(53.2)	3	3(100.0)	3(100.0)
(十三) 複合用途防火対象物	複合用途防火対象物	255	158	108(88.4)	65	34(52.3)	100	57(57.0)	57(57.0)
(十四) 一般複合用途防火対象物	一般複合用途防火対象物	183,897	99,965	59,577(59.6)	57,172	22,628(39.6)	2,684	1,465(54.6)	1,465(54.6)
(十五) 地下街	地下街	4,405	1,997	1,218(61.0)	1,178	404(34.3)	53	34(64.2)	34(64.2)
(十六) 準地下街	準地下街	66	61	47(77.0)	47	32(88.1)	11	9(81.8)	9(81.8)
(十七) 高層建築物	高層建築物	8	6	3(50.0)	6	3(50.0)	1	—(0.0)	—(0.0)
計	計	6,370	4,692	2,036(43.4)	3,119	1,183(37.9)	233	164(70.4)	164(70.4)
計	計	557,783	353,734	241,307(88.2)	183,890	78,797(42.9)	13,324	7,637(57.3)	7,637(57.3)

(注) 防災防火対象物とは、高層建築物、地下街及び消防法施行令第4条の3に定める防火対象物をいう。

られた防災表示を付すこととされている。

また、この防災表示の制度を適正に運用するため、消防庁長官の認定を受けた者でなければ防災表示を付すことができないこととされている。

昭和58年7月31日までの防災表示者の認定数は2万349業者（このうち裁断・施工・縫製業者が94.5%を占めている。）で、前年同期と比較すると1,193業者（6.2%）の増加となっている。

（ウ）寝具類等の防災化

消防法で定められている防災対象物品以外の寝具類等についても、防災化を推進することにより火災予防の徹底を図る必要があることから、防災製品認定委員会を設け、防災性能、耐洗たく性、経口毒性、接触皮膚障害性などの試験基準を作成し、認定業務を実施している。なお、ここで認定された製品には、(財)日本防災協会の発行する「防災製品」の表示ラベルを貼付し、消費者の利便を図っている。

昭和57年4月1日、新たに、大震火災時等の避難の際に用いられる非常持出袋及び防災頭巾を対象品目に加え、その充実を図っているところである。

（3）防火基準適合表示制度

ア 「適マーク」交付状況

表示対象とされた収容人員30人以上、3階建以上の旅館・ホテル等の数は

第7-9表 表示制度の実施状況

区 分	表示対象物が管内に存在する消防本部等の数 (A)	左のうち、立入調査を完了した消防本部等の数 (B) [B/A]	表示制度の対象となった旅館、ホテル等の数 (C)	左のうち、立入調査を完了した旅館、ホテル等の数 (D) [D/C]	「適マーク」が交付された旅館、ホテル等の数 (E) [E/C]
昭57. 3.31現在	880	810 [92.0%]	16,411	15,854 [96.6%]	7,001 [42.7%]
昭57. 9.30現在	903	882 [97.7%]	16,754	16,700 [99.7%]	11,016 [65.8%]
昭58. 3.31現在	906	906 [100%]	16,873	16,873 [100%]	12,435 [73.7%]

全国で16,873であるが、本年3月までにそのすべてについて立入調査を完了し、そのうちの73.7%に当たる12,435対象に対して「適マーク」を交付している。第7-9表に示すとおり、昭和57年3月からの1年間に急速な改善が進んでいる。

イ 表示基準に係る不備事項の状況

表示基準に基づく24の点検項目のうち、不適合の割合が高い項目は、「防火区画の不備」（該当する防火対象物全体の17.2%）、「避難訓練の未実施」（11.4%）、「建築構造の不備」（9.5%）、「消防用設備等の点検報告の未実施」（9.0%）などとなっている。（第7-10表参照）

第7-10表 判定項目別不備率

(単位：%)

判定項目	不備率		判定項目	不備率	
	昭57.3.31現在	昭58.3.31現在		昭57.3.31現在	昭58.3.31現在
1 防火管理等			⑥ 非常ベル・サイレン	6.2	2.2
① 防火管理者	6.9	2.0	⑦ 放送設備	5.7	1.7
② 消防計画	14.4	4.7	⑧ 避難設備	11.3	4.8
③ 避難訓練	26.4	11.4	⑨ 誘導灯	18.7	6.8
④ 共同防火管理協議事項	12.6	7.2	3 危険物施設等	13.1	3.3
⑤ 防火避難施設等	10.5	3.9	4 少量危険物・準危険物・特殊可燃物	12.3	5.1
⑥ 裸火使用	0.6	0.1	5 火気使用設備器具	8.5	3.0
⑦ 防災対象物品	20.6	7.8	2 消防用設備等		
⑧ 点検報告	24.0	9.0	① 消火器	5.7	2.3
			② 屋内(外)消火栓	20.0	8.6
			③ スプリンクラー	17.0	5.3
			④ 自動火災報知設備	18.7	6.9
			⑤ 漏電火災警報器	10.4	4.3
			7 建築構造等 (既存不適格を)含む		
			① 建築構造	15.2	9.5
			② 防火区画	28.9	17.2
			③ 階 段	11.6	5.4







項が依然として履行されない場合は、当該防火対象物の関係者に対して、機を失することなく告発等の措置を講じ、防火対象物における安全性の確保を図らなければならない。

なお、昭和58年10月から消防庁予防救急課内に違反処理指導官が設けられ、全国の違反処理や措置命令等の執行を指導することとなり、この面での改善を推進する体制を整備した。

(5) 消防用機械器具等の検定等

ア 検 定

消防用機械器具等は、消防法第21条の2の規定により、検定に合格し、その旨の表示が付されているものでなければ販売し、又は販売の目的で陳列する等の行為をしてはならない。

検定は特殊法人である日本消防検定協会で行っており、検定の対象となる消防用機械器具等は、消防法施行令第37条の規定により、消火器等の16種類とされている。

この検定は、「型式承認」（形状等が自治省令で定める技術上の基準に適合している旨の承認）と「個別検定」（個々の器具等が、型式承認を受けたものと同一である旨を確認する検定）とからなっており、検定を受けようとする者は、型式承認を得た後個々の製品について個別検定を受けなければならない。昭和57年度の検定申請数量は第7—16表のとおりである。

なお、消防機器等の規格、基準及び認証制度を技術水準の向上に対応したものとするとともにその適正な運用を図るため、昭和58年7月15日消防庁に消防機器等規格検討委員会を設置した。

イ 鑑定及び受託試験

日本消防検定協会は消防用機械器具等の検定の業務を行うほか、検定の対象とされていない消防の用に供する機械器具等について、依頼により鑑定及び受託試験を行っている。鑑定の対象として昭和58年1月からエアゾール式簡易消火具が加わった。

第7—16表 検 定 申 請 数 量

(昭和57年度)

種 別	区 分	型 式 試 験	型 式 変 更 試 験	個 別 検 定
		件	件	個
① 消 火 器	大 型	2	2	22,426
	小 型	457	11	4,086,866
② 消 火 器 用 消 火 薬 剤	大 型	—	—	28,727
	小 型	13	—	1,771,683
③ 泡 消 火 薬 剤		7	—	154,376
④ 動 力 消 防 ポ ン プ	消防ポンプ自動車	18	65	1,781
	手引消防ポンプ	—	—	3
	重可搬消防ポンプ	—	—	—
	軽可搬消防ポンプ	4	3	8,894
⑤ 消 防 用 ホ ー ス	ゴ ム 引	20	29	438,821
	濡 れ	—	—	2,548
⑥ 消 防 用 吸 管		1	1	11,390
⑦ 結 合 金 具		9	5	503,127
⑧ 火 災 報 知 設 備	感 知 器	41	20	4,624,571
	発 信 機	1	6	250,422
	中 継 器	22	8	37,099
	受 信 機	23	32	71,177
⑨ 漏 電 火 災 警 報 器		2	20	129,335
⑩ 閉 鎖 型 ス プ リ ン ク ラ ー ヘ ッ ド		14	14	1,268,932
⑪ 流 水 検 知 装 置		5	2	6,615
⑫ 一 斉 開 放 弁		4	4	9,899
⑬ 金 属 製 避 難 は し ご		14	2	86,910
⑭ 緩 降 機		3	1	11,518
計		660	225	13,527,120

昭和57年度のこれら品目別の鑑定申請件数及び受託試験申請件数は第7—17表のとおりである。

第7—17表 鑑定及び受託試験の申請件数

特殊消防ポンプ自動車の鑑定										その他の鑑定	受託試験	計
水槽付	化学付	はしご付	屈折はしご付	大型化学	大型高所放水	放水塔付	放水車	大型化学高所	高所放水車はしご付大型			
275	70	34	10	9	7	2	1	—	2	11	35	456

(その2)

種別	区分	型式鑑定試験	型式変更鑑定試験	個別鑑定
		件	件	個
簡易型火災警報器	差動式	1	1	8,600
	定温式	—	—	400
	イオン化式	—	1	—
	光電式	1	1	9,690
予備電源		2	—	111,042
音響装置		2	—	32,170
消火器及び消火器加圧用ガス容器の容器弁		2	—	53,035
消火器加圧用ガス容器		6	—	4,859,712
蓄圧式消火器用指示圧力計		1	—	516,727
エアゾール式簡易消火具		75	—	462,920
計		90	3	6,054,296

## 8 危険物行政

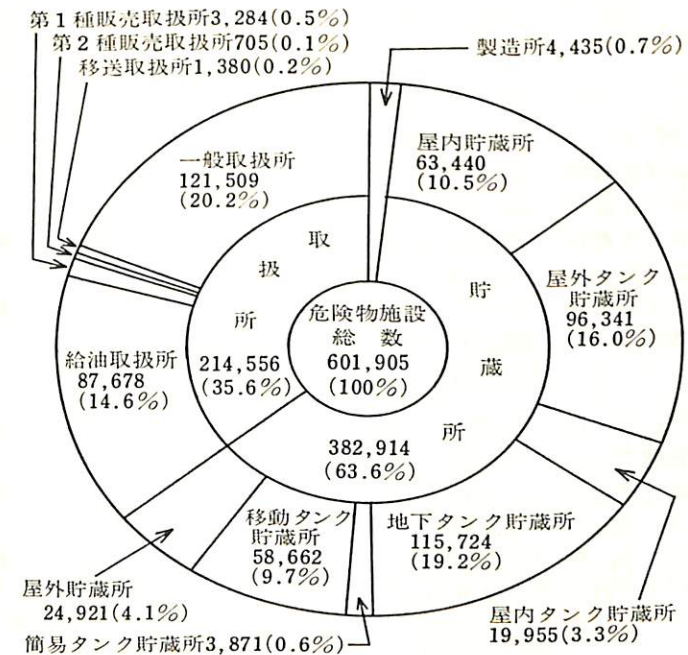
### (1) 危険物規制

消防法は、同法別表に掲げる発火性又は引火性を有する物品（危険物）について保安上の規制を定めている。

一定数量以上の危険物は、危険物施設（製造所、貯蔵所、取扱所）以外の場所で貯蔵し、又は取り扱ってはならず、このような危険物施設を設置しようとする者は、その位置、構造及び設備を一定の基準に適合させ、市町村長等の許可を受けなければならない。また、当該施設の使用に当たっては完成検査（特定の危険物施設については、その前に完成検査前検査）を受けなければならないとされている。

第8—1図 危険物施設数の状況

(昭58. 3. 31現在)



ア 危険物施設（製造所，貯蔵所，取扱所）

（ア） 危険物施設の数

昭和58年3月31日現在における危険物施設の総数は、60万1,905施設で前年同期（59万6,575施設）に比べて5,330施設（0.9%）増加している。施設別にみると一般取扱所が12万1,509施設（全体の20.2%）と最も多く、次いで地下タンク貯蔵所の11万5,724施設（19.2%）、屋外タンク貯蔵所9万6,341施設（16.0%）等となっている。（第8-1図参照）なお、これらのうち、石油製品を中心とする第4類の危険物を貯蔵し、又は取り扱う危険物施設は58万6,055施設と全体の97.4%を占めている。

危険物施設数の最近における推移は第8-2表にみられるとおり、第二種販売取扱所，地下タンク貯蔵所及び移動タンク貯蔵所が高い伸びを示しているが、簡易タンク貯蔵所，第一種販売取扱所及び屋外タンク貯蔵所は減少傾向にある。

第8-2表 危険物施設数の推移

（各年3月31日現在）

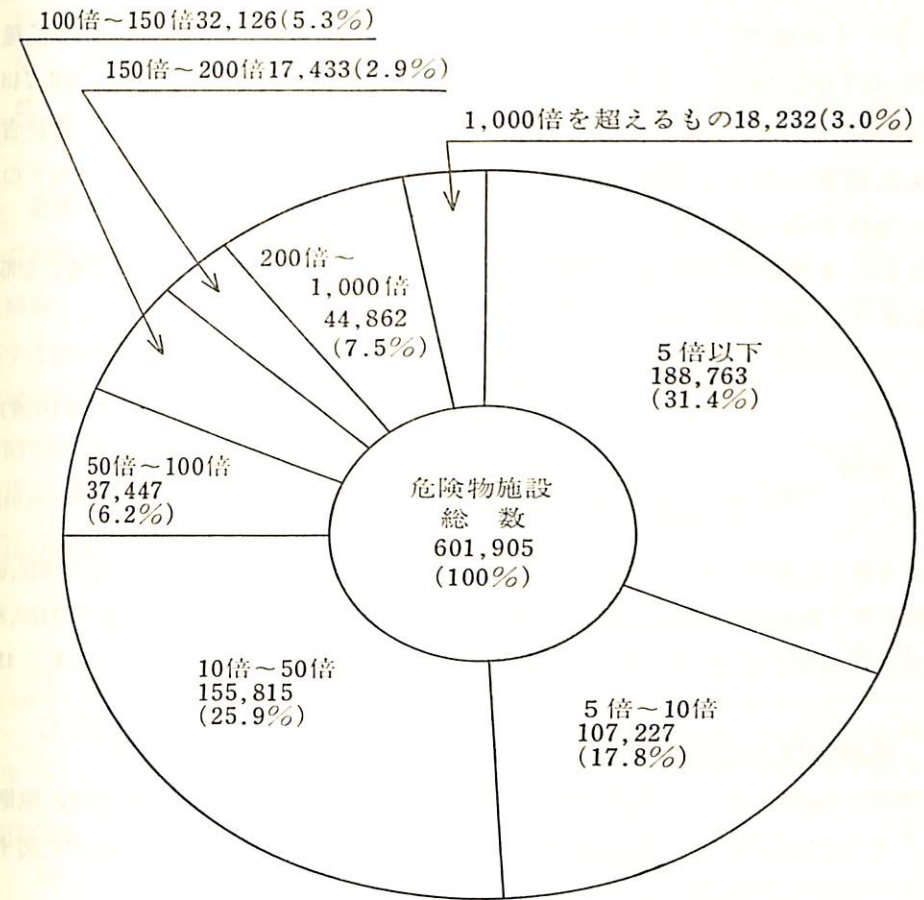
施設	年	54(A)	55	56	57(B)	58(C)	増減率(%)	
							$\frac{(C/A-1)}{\times 100}$	$\frac{(C/B-1)}{\times 100}$
製造所		4,184	4,272	4,346	4,393	4,435	6.0	1.0
貯蔵所	屋内貯蔵所	58,528	60,165	61,554	62,789	63,440	8.4	1.0
	屋外タンク貯蔵所	98,984	100,373	97,509	97,007	96,341	△ 2.7	△ 0.7
	屋内タンク貯蔵所	18,929	19,451	19,923	20,013	19,955	5.4	△ 0.3
	地下タンク貯蔵所	95,823	104,193	109,755	113,398	115,724	20.8	2.1
	簡易タンク貯蔵所	4,194	4,187	4,076	3,953	3,871	△ 7.7	△ 2.1
	移動タンク貯蔵所	49,427	52,350	54,986	57,126	58,662	18.7	2.7
	屋外貯蔵所	23,892	25,637	25,662	25,466	24,921	4.3	△ 2.1
	小計	349,777	366,356	373,465	379,752	382,914	9.5	0.8
取扱所	給油取扱所	82,900	84,588	86,056	86,962	87,678	5.8	0.8
	第一種販売取扱所	3,538	3,462	3,416	3,351	3,284	△ 7.2	△ 2.0
	第二種販売取扱所	541	604	647	667	705	30.3	5.7
	移送取扱所	1,316	1,357	1,366	1,382	1,380	4.9	△ 0.1
	一般取扱所	110,341	114,737	117,756	120,068	121,509	10.1	1.2
	小計	198,636	204,748	209,241	212,430	214,556	8.0	1.0
計	552,597	575,376	587,052	596,575	601,905	8.9	0.9	

（イ） 危険物施設の規模別構成

昭和58年3月31日現在における危険物施設総数の規模別（貯蔵最大数量又は取扱最大数量によるもの）の構成は、第8-3図のとおりであり、規模別の構成比は、前年同期とほとんど変わっていない。

第8-3図 危険物施設の規模別構成比

（昭58.3.31現在）



（注） 倍数は貯蔵最大数量又は取扱最大数量を消防法別表で定める指定数量で除して得た数値である。

イ 危険物取扱者試験

危険物取扱者試験は、都道府県知事が毎年1回以上実施することとされている。試験は、甲種、乙種及び丙種に区分され、これらの試験の合格者は、危険物取扱いの資格を得ることができる。

昭和57年度において危険物取扱者試験は全国で162回（前年度164回）実施されている。受験者数は31万6,845人（前年度31万5,706人）、合格者は13万2,831人（13万728人）で平均の合格率は41.9%（41.4%）となっている。（第8-4表参照）この状況を試験の種類別にみると、受験者数では乙種第4類が17万6,340人（全体の55.7%）と最も多く、次いで丙種の11万6,743人（36.8%）となっており、この両者で全体の92.5%を占めている。合格者数でも乙種第4類（5万8,162人、43.8%）と丙種（6万796人、45.8%）の両者で全体の89.6%を占めている。

なお、本制度発足以来の合格者総数は、昭和58年3月31日現在、266万9,476人となっている。

第8-4表 危険物取扱者試験実施状況

（昭和57年度）

区分	種別 甲種	乙種							丙種	計
		第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類	小計		
受験者数	8,825	2,315	2,139	2,768	176,340	1,321	6,394	191,277	116,743	316,845
合格者数	3,316	1,726	1,638	1,893	58,162	1,086	4,214	68,719	60,796	132,831
合格率(%)	37.6	74.6	76.6	68.4	33.0	82.2	65.9	35.9	52.1	41.9

ウ 危険物取扱者保安講習

危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者は、原則として5年以内ごとに、都道府県知事が行う危険物の取扱作業の保安に関する講習を受けなければならないこととされている。

昭和57年度において、保安講習は、全国で延べ501回（前年度548回）実施され9万792人（9万872人）が受講している。受講者数及び危険物取扱者免状の種類別内訳は、第8-5表のとおりである。

第8-5表 危険物取扱者保安講習受講者数及びその危険物取扱者免状の種類別内訳

区分 年度	受講者数	甲種	乙種						小計	丙種	種類別 総計
			第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類			
53	107,789	5,576	2,535	2,029	2,397	94,373	1,136	6,918	109,388	7,641	122,605
54	108,728	5,793	2,793	2,435	2,824	95,892	1,448	7,200	112,592	7,639	126,024
55	108,811	5,421	2,435	2,387	2,469	93,777	1,203	7,271	109,542	8,577	123,540
56	90,872	4,806	2,185	1,950	2,141	81,569	1,038	6,102	94,985	9,206	108,997
57	90,792	4,724	2,169	2,025	2,218	76,157	1,020	5,761	89,350	9,840	103,914

エ 自衛消防組織等を設ける事業所

石油精製事業所等の一定規模以上の危険物施設の所有者等には、化学消防自動車と人員によって編成される自衛消防組織の設置、施設の維持管理を担当する要員としての危険物施設保安員等の指定又は施設の災害防止のための事業所内の予防規程の作成が義務付けられている。

昭和58年3月31日現在における事業所総数25万6,032のうち、これらの義務付けがなされている危険物施設をもつ事業所数は、1万2,144であり、その状況は第8-6表のとおりである。

第8-6表 自衛消防組織等を設ける事業所数の推移

（各年3月31日現在）

区分 年	危険物保安統括 管理者を要する 事業所	危険物施設保安 員を要する事業 所	予防規程の作成 を要する事業所	自衛消防組織を 要する事業所
昭和54年	—	1,567	9,951	150
55	—	1,664	9,961	47
56	261	1,559	10,531	48
57	237	1,607	11,496	54
58	236	1,623	12,130	62

オ 仮貯蔵、仮取扱いの承認

指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、危険物施設として許可を受けた場所で行わなければならないが、臨時に指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、所轄の消防長又は消防署長の承認を受ければ、10日以内の期間に限り、危険物施設以外の場所での仮の貯蔵又は仮の取扱いが認められている。

昭和57年度においてこの承認を受けた件数は、仮貯蔵が7,633件（前年度7,893件）、仮取扱いが8,449件（8,510件）となっている。

カ 仮使用の承認

危険物施設の位置、構造又は設備を変更したときは、市町村長等が行う完成検査を受け、これに合格した後でなければ当該施設の使用が認められていないが、当該変更工事に係る部分以外の部分の全部又は一部について市町村長等の承認を受けたときは、完成検査を受ける前においても、当該承認を受けた部分を仮に使用することができる。

昭和57年度においてこの承認を受けた件数は、4万2,545件（前年度4万4,966件）となっている。

キ 保安検査

一定の規模以上の屋外タンク貯蔵所及び移送取扱所の所有者等は、その規模等に応じた一定の時期ごとに市町村長等が行う危険物施設の保安に関する検査を受けることが義務付けられている。昭和57年度に実施された保安検査は428件であり、そのうち特定屋外タンク貯蔵所に関するものは418件、特定移送取扱所に関するものは10件となっている。（第8-7表参照）

第8-7表 保安検査の実施状況

年度	53	54	55	56	57
区分					
特定屋外タンク貯蔵所に関するもの	213	301	340	434	418
特定移送取扱所に関するもの	6	10	10	9	10
計	219	311	350	443	428

ク 立入検査及び措置命令等の実態

市町村長等は、危険物の貯蔵又は取扱いに伴う火災防止のため必要があると認めるときは、危険物施設等に対して施設の位置、構造若しくは設備及び危険物の貯蔵若しくは取扱いが消防法に従っているかについて立入検査を行うことができる。

昭和57年度においては、36万1,941（前年度35万7,677）の危険物施設について、延べ47万7,555回（47万4,828回）の立入検査が行われている。（第8-8表参照）

第8-8表 危険物施設に対する立入検査の実施状況

年度	53	54	55	56	57
区分					
検査施設数	337,150	360,876	350,877	357,677	361,941
検査延回数	470,469	510,620	481,743	474,828	477,555

立入検査を行った結果、危険物施設等における危険物の貯蔵又は取扱い、若しくは当該施設の位置、構造又は設備が消防法に違反していると認められる場合、市町村長等は、危険物施設等の所有者等に対して、施設の位置、構造、設備の基準に関する措置命令等の命令をすることができる。

昭和57年度において市町村長等がこれらの措置命令等を発した件数は、2,473件（前年度3,119件）となっている。（第8-9表参照）

第8-9表 危険物施設等に関する措置命令等の推移

命令の区分	危険物の貯蔵取扱いに関する遵守命令（法第11条の5）	施設の位置、構造、設備に関する措置命令（法第12条第2項）	製造所等の使用停止命令（法第12条の2）	製造所等の緊急使用停止命令（法第12条の3）	危険物の無許可貯蔵、取扱いに関する措置命令（法第16条の6）	計
年度						
53	3,677	3,655	30	—	524	7,886
54	3,537	2,734	50	—	929	7,250
55	1,781	2,066	51	78	377	4,353
56	1,213	1,505	49	54	298	3,119
57	1,126	899	39	97	312	2,473

## (2) 石油パイプライン事業の保安規制

石油パイプラインの保安を確保するため、自治大臣は、石油パイプライン事業法の定めるところにより、①工事計画の認可、完成検査、保安規程の認可、立入検査等を行うこと、②基本計画の策定及び事業の許可に当たって意見を述べること等により、石油パイプライン事業の規制に関与している。

新東京国際空港航空燃料パイプラインの基本計画は、昭和53年9月に告示され、同年10月には工事計画が、57年12月には保安規程が認可されている。二系統のパイプラインのうち一系統については、58年3月末に完成検査が完了し、同年8月からその事業用施設の供用が開始されている。消防庁は、運輸省とともに事業用施設の保安に関し、これらの認可、検査等を実施している。

なお、石油パイプライン事業法の適用外のパイプラインは、別途消防法において移送取扱所として規制されている。

## 9 石油コンビナート災害対策

危険物、高圧ガス等の可燃性物質が大量に集積している石油コンビナートにおいては、災害の発生及び拡大を防止するため、危険物の貯蔵所、取扱所及び製造所に係る危険物災害の発生防止に関し必要な規制を行っている消防法、高圧ガスを取り扱う事業所に係る災害の発生防止について必要な規制を行っている高圧ガス取締法及び労働災害防止の見地から必要な規制措置を設けている労働安全衛生法のいわゆる保安三法や大量の油の排出に対する措置、海上火災の発生に対する措置、海上災害に対する消防機関と海上保安庁の機関との協力等について定めた海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等による各種規制措置に加えて、石油コンビナート等災害防止法による特別の規制が行われ、総合的な防災体制の確立が図られている。

### (1) 石油コンビナート災害対策区域の状況

#### ア 石油コンビナート等特別防災区域の現況

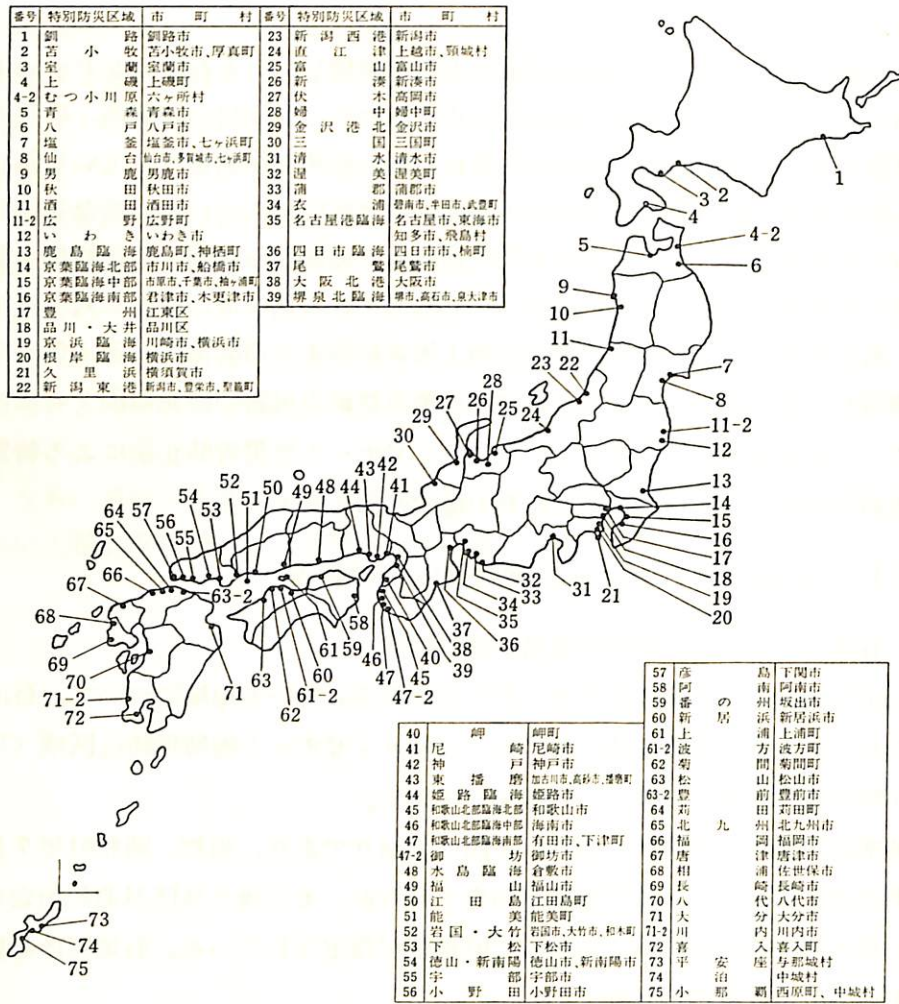
一定量以上の石油又は高圧ガスが大量に集積している地域について、石油コンビナート等災害防止法に基づき、石油コンビナート等特別防災区域（以下「特別防災区域」という。）を指定している。

特別防災区域の現況は、第9—1図のとおりであり、当初、昭和51年7月に33都道府県にわたって75地区が指定されたが、その後6地区が追加指定され、現在は、33都道府県にわたって81地区が指定されている。各地区は必要に応じて区域変更が行われている。

特別防災区域内にあって石油コンビナート等災害防止法による規制を受ける事業所は、昭和58年4月1日現在、第一種事業所が529事業所（このうちレイアウト規制対象事業所は252）、第二種事業所が409事業所ある。なお、石油等の貯蔵・取扱・処理の量等については、附属資料22のとおりである。

第9-1図 石油コンビナート等特別防災区域の指定状況

(昭58. 8. 1 現在)



イ 防災緩衝緑地等の整備状況

特別防災区域に係る災害が周辺の地域に及ぶことを防止するうえで、緑地帯が果たす役割は大きい。このため、石油コンビナート等災害防止法では、地方公共団体が防災上の見地から整備する防災緩衝緑地等について、国、地方公共団体及び第一種事業者の費用分担の下にその設置を推進することとし

ている。昭和58年3月、宮城県の上釜地区において上釜港緩衝緑地が完成した。

(2) 防災体制

石油コンビナート等災害防止法に基づき、都道府県石油コンビナート等防災本部を中心として関係機関等が一致協力して防災体制の確立を推進している。

ア 石油コンビナート等防災本部

特別防災区域が所在する都道府県には、石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）が置かれ、石油コンビナート等防災計画（以下「防災計画」という。）の作成、災害時における関係機関の連絡調整、防災に関する調査研究等の防災業務が行われている。

防災計画は、特別防災区域が所在する33都道府県すべての防災本部で作成されており、これをもとに防災体制の整備が推進されている。

イ 消防本部等

特別防災区域で災害が発生した場合、その応急対策は、防災計画の定めるところにより一般的には市町村の消防本部等が消防活動を指揮し、大規模災害に拡大した場合には防災本部が中心となって、関係機関等をも含めた防災活動の総合的な連絡調整を行うこととなっている。

大規模かつ特殊な災害が発生するおそれのある特別防災区域に係る消防力は、早急に整備することが必要であり、消防庁は、市町村の消防機関が、特別防災区域に係る災害に対処するため保有すべき消防力について、昭和51年7月に消防力の基準を改正してこれを強化した。

昭和58年4月1日現在、特別防災区域の所在市町村には、大型化学消防車97台、大型高所放水車82台、泡原液搬送車88台、その他の消防車2,801台、泡消火薬剤3,490kL、消防艇47艇等が配備されている。

消防庁は、昭和51年から特別防災区域の所在市町村に対し、石油コンビナート等消防施設等整備費補助を行っている。この補助を受けて昭和57年度までに73団体で、大型化学消防車65台、大型高所放水車69台、泡原液搬送車

61台が整備されている。

また、市町村の消防力を補完し、特別防災区域の防災体制を充実強化するため、特別防災区域の所在都道府県に対しても、石油コンビナート等防災資機材施設整備費補助を行っており、昭和57年度までに22道府県で、泡原液貯蔵設備20基、泡原液搬送車26台、泡放水砲36基、高発泡器12基等が整備された。

#### ウ 自衛防災組織等

特別防災区域に所在する特定事業者に対し、石油コンビナート等災害防止法では、自衛防災組織の設置及び防災管理者等の選任を義務付けている。また、一の特別防災区域に所在する特定事業所は一体的な工場群を構成し、相互に密接に関連して地域的連帯関係を有していることから、石油コンビナート等災害防止法は、共同防災組織及び石油コンビナート等特別防災区域協議会の設置について定めている。

昭和58年4月1日現在、938の全事業所に自衛防災組織がおかれ、このほか101の共同防災組織、61の区域協議会が設置されている。これらの自衛防災組織及び共同防災組織には常時6,966人の防災要員、196台の大型化学消防車、143台の大型高所放水車、157台の泡原液搬送車、44隻の油回収船等が配備されている。

このほか特定事業所は、災害の拡大を防止するため、特定事業所の施設の規模等に応じて流出油等防止堤、消火用屋外給水施設及び非常通報設備(「特定防災施設等」)を設置しなければならないこととされている。昭和58年4月1日現在、流出油等防止堤が182事業所に、消火用屋外給水施設が640事業所に、非常通報設備が940の全事業所に設けられている。

なお、石油コンビナートの災害は多様であり、また大規模化の可能性が高いことから、災害発生時には、自衛防災組織や共同防災組織による迅速かつ的確な対応が要求されるが、これらの防災組織は実際の防災活動経験に乏しい面もある。このため消防庁では、昭和56年度から過去の災害事例について、災害の態様別に防災活動の状況及びその問題点を把握、検討し、自衛防災組織等における防災教育、防災訓練及び防災活動のあり方を調査研究して

いたところであるが、昭和58年5月に「自衛防災組織等のための防災活動の手引(屋外タンク編)」としてとりまとめ、消防機関を通じて自衛防災組織等の防災体制の充実について指導している。

### (3) 事業所のレイアウト規制

石油コンビナート災害の拡大を防止するには、石油コンビナートを形成する事業所の個々の施設を単体として規制するだけでは十分でなく、事業所内の施設地区等の配置及び他の事業所等との関係について、災害防止の観点からレイアウト規制を行う必要がある。

このため、石油コンビナート等災害防止法では、石油と高圧ガスを併せて取り扱う第一種事業所については、当該第一種事業所の新設又はこれらの事業所内の施設地区等の配置を変更しようとする際に、レイアウトに関する計画の届出を義務付け、これらに対する規制を実施している。

#### ア レイアウト対象事業所の実態

特別防災区域内における第一種事業所のうち、レイアウト規制の対象となる第一種事業所は、昭和57年度に新たに対象となった5事業所を含め、252事業所となっている。

また、レイアウト対象事業所の石油及び高圧ガスの貯蔵・取扱量及び処理量の特別防災区域全体の量に占める割合は、石油にあっては69%、高圧ガスにあっては98%となっており、大部分がレイアウト対象事業所において保有されている。

#### イ 第一種事業所の新設等の届出の現況

昭和57年度における事業所の新設及び変更の届出件数は、24件あった。新設又は変更の届出がなされ、工事が完了したものについては、消防法及び高圧ガス取締法の許可施設に係るものを除き確認を行わなければならないこととされている。昭和57年度の確認件数は64件で、新設又は変更の計画に適合していなかったものはなかった。(第9—2表参照)

なお、関係省庁の協力を得て新設等の届出から指示又は不指示の通知までの審査期間の短縮を図るとともに、届出を必要としない軽微な変更の範囲を

明確にする等により事務の簡素合理化を図った。

第9-2表 第一種事業所の新設等の届出の現況

区分	件数 年度		新設・変更届出件数					処 理 件 数					確 認 件 数				
	53	54	55	56	57	53	54	55	56	57	53	54	55	56	57		
新 設	5	3	5	3	1	6	1	5	3	2	2	4	2	2	3		
変 更	80	99	105	52	23	73	93	114	60	25	44	64	81	93	61		
計	85	102	110	55	24	79	94	119	63	27	46	68	83	95	64		

## 10 林野火災対策

### (1) 林野火災特別地域対策事業

#### ア 林野火災特別地域対策事業の実施

消防庁は、昭和45年度から林野庁と共同して林野火災特別地域対策事業を推進してきた。

この事業は、林野占有面積が広く、林野火災の危険度が高い地域において、関係市町村が共同して事業計画を樹立し、①防火思想の普及宣伝、巡視・監視等による林野火災の予防、②火災予防の見地からの林野管理、③消防施設等の整備、④火災防御訓練等を総合的に行おうとするものであり、昭和57年度までに、27都道府県の605市町村にわたる139地域において実施されている。

しかし、事業の実施要件を備えていながら、いまだに実施していない市町村も多数ある。

#### イ 林野火災用消防施設等の整備

消防庁は、昭和45年度から林野火災特別地域対策事業を実施する市町村に対して、優先的に消防無線、防火水槽、可搬式消火機材及び林野火災用工作機器の整備に補助を行っている。

昭和57年度までに交付された国庫補助金による林野火災用消防施設等の整備は、第10-1表のとおりである。

第10-1表 国庫補助金による林野火災用消防施設等の整備状況

区 分	消防無線	防火水槽	林野火災用可搬式消 火機材		林野火災用工作機器	
			可搬式散水 装置	軽可搬式消 防ポンプ	林野火災工 作車	ブッシュカ ッター
数 量	589台	1,215基	220組	28組	50台	1台

## (2) 広域消防体制の整備

### ア 広域消防体制の整備

林野火災は、一般に焼損範囲が広く、ときには隣接市町村、隣接都道府県に及ぶ場合があり、また、林野の分布状況、地形、気象条件を考慮すると、一市町村の消防力だけでは十分に対処できない場合がある。

消防庁は、このような林野火災に対処するため、消防の一部事務組合等による広域消防体制の整備及び都道府県を中心としたヘリコプターによる空中消火を実施するための体制の整備を進めてきた。

林野火災の空中消火方法は、消防研究所が昭和39年以来大震火災対策の一環として実施してきた空中消火方法の研究成果をもとに、昭和44年から林野庁林業試験場及び自衛隊の協力を得て開発したものであり、昭和50年から実用化されている。

空中消火方法は、従来の林野火災の消火が多数の消防職団員による長時間の困難かつ危険な作業によって行われたのに比べて、極めて効果的な消防戦術である。

この開発に伴い、消防庁では昭和49年度から都道府県における空中消火用資機材の整備に対し消防施設等整備費補助金を交付し、昭和57年度までに24道府県において空中消火体制の整備を進めた。

これに独自で整備した16都府県を合わせると、40都道府県において空中消火体制が整備されたことになる。

### イ 空中消火の実施状況

空中消火は、自ら保有するヘリコプターを活用している一部の地方公共団体を除き、自衛隊法に基づく都道府県知事からの災害派遣の要請による自衛隊のヘリコプターの出動により行われ、地形や気象の変化に伴って燃焼の様相が激変することが多い林野火災の特性から、自衛隊との緊密な連絡による機動的な空中消火方法の運用が図られている。

昭和50年以降の空中消火の実施状況は第10—2表のとおりである。

第10—2表 空中消火の実施状況

年	50	51	52	53	54	55	56	57
実施件数	1	10	9	22	11	36	15	42

## (3) 出火防止対策等

### ア 出火防止対策の徹底

林野火災の出火原因は、人為的なものが大部分であり、特に、たき火、たばこ、火あそび、マッチによる失火が大半を占めている。

昭和57年中の20ha以上の林野火災をみると、失火者が出火場所へ来た理由としては、農作業、山菜取り等で、出火原因については、たばこ、たき火等となっている。

したがって、出火防止対策を講ずるに当たって、これらの出火原因を排除することに重点を置き、次の事項を強力に推進している。

- ① 入山者及び林野周辺住民の防火意識の醸成を図ること。
- ② 火災警報発令中における火の使用制限の徹底等を図るとともに、監視パトロールを強化すること。
- ③ 「火入れ」に当たっては、必ず消防機関に連絡をとらせ、指導の徹底を図ること。
- ④ 林野所有者に対して、林野火災予防措置の指導を強化すること。

また、毎年、林野庁と共同で、林野火災の多発期に当たる春先の2月末日から3月6日までを全国山火事予防運動の統一期間とし、統一標語を定め、テレビ、新聞、ポスター等を用いて広報活動や消火訓練などを通じて山火事防止を呼びかけている。

### イ 林野火災に係る調査研究

林野火災は、いったん発生すると、気象、地形、林況等の自然的条件により特異な延焼形態をたどる場合が多い。

このため、消防庁では、大規模な林野火災に発展する危険性の高い地域を予測することにより、今後の林野火災対策を重点的に講ずる地域を把握する

ため、林野火災の拡大予測の調査を行っている。

また、林野庁と共同して、昭和58年4月の東北地方を中心とした大規模林野火災の状況を調査し、異常乾燥・強風下における林野火災対策を検討することとしている。

## 11 特殊災害対策

### (1) ガス災害対策

ガスによる災害を予防するため、消防機関は、LPガスの販売業者がその事業の許可を受ける際に意見を述べるとともに、LPガス等に係る事業許可等を行った行政庁から通報を受けており、圧縮アセチレンガス等を貯蔵し、又は取り扱う者はその旨を消防機関に届け出なければならないこととされている。

また、昭和55年8月16日の静岡駅前ゴールデン街ガス爆発事故の教訓に基づき、一定規模以上の地下街等についてはガス漏れ火災警報設備の設置が義務付けられており、昭和57年度から新たに日本開発銀行による融資制度を設けるなど設置の促進に努めている。

LPガス等の消費先における火災、爆発、中毒等の災害の特徴としては、消費者の不注意が原因となる場合が多いので、消防機関は、日常の予防査察を通じ、一般家庭等に対しガスの性状、ガス器具の使用上の安全対策等について周知徹底を図っている。

なお、消防関係者に対しては、ガス漏れ事故に際しての警防活動要綱を示すとともに、消防大学校、各都道府県消防学校等において、LPガス等の規制に関する講座を設け、その資質の向上に努めている。

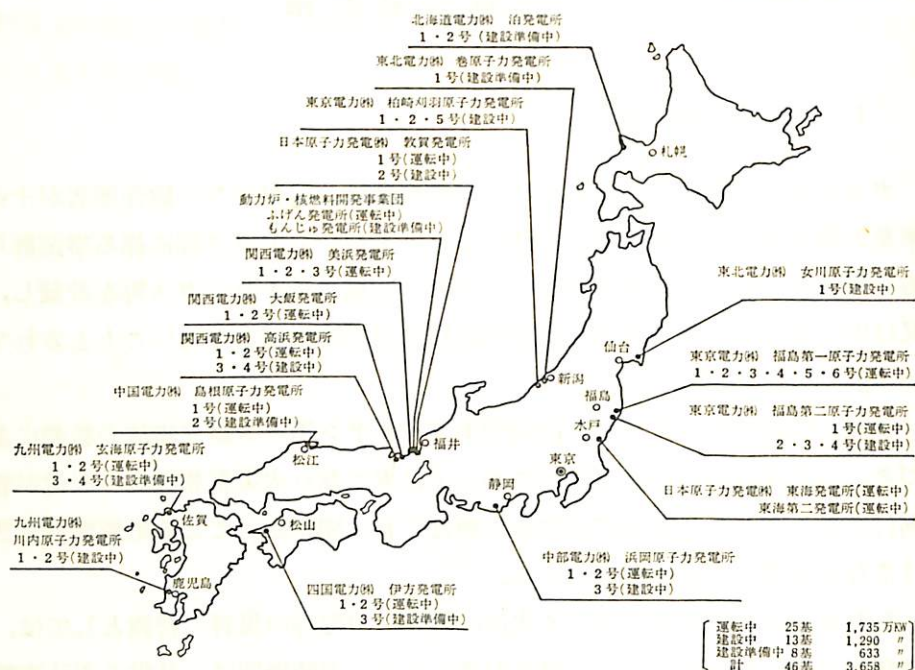
### (2) 原子力災害対策

#### ア 原子力発電所等の防災対策

原子力は、石油に代替するエネルギー源としての重要性がますます高まっているが、原子力発電所（第11—1図参照）等の原子力施設については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律又は電気事業法に基づき、安全審査、使用前検査、定期検査等が実施され、また、管理体制についても保安規定の認可等が行われ、安全の確保が図られている。

### 第11-1図 原子力発電所立地図

(昭58.9.1現在)



(注) 科学技術庁の資料による。

原子力発電所等所在の都道府県と市町村は、災害対策基本法に基づく地域防災計画において、原子力災害に関する災害予防、災害応急対策及び災害復旧について所要の措置を定め、原子力災害時における住民の安全確保に備えているが、昭和54年3月の米国スリーマイルアイランド原子力発電所の事故の経験にかんがみ、国において防災体制の再点検作業が進められ、同年7月の中央防災会議で、緊急時連絡体制の常時整備・維持、緊急技術助言組織の設置等国として当面とるべき措置が決定された。

さらに、昭和55年6月、原子力安全委員会において、防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲、災害応急対策の実施のための指針、緊急時の環境モニタリング、緊急時医療等原子力発電所等に係る防災対策特有の専門的・技術的事項について「原子力発電所等周辺の防災対策について」が決定された。

これらを踏まえて、関係地方公共団体においては、一部の市町村を除き、

既に地域防災計画の見直しを完了している。

さらに、これら関係地方公共団体では、地域防災計画に基づいて防災業務関係者に対する教育、防災訓練の実施等原子力防災対策のより一層の整備充実が進められている。

なお、消防庁においては、原子力発電所等所在市町村及び周辺市町村に対し、原子力災害に対処するための防災資機材として放射能測定器等の資機材を積載した住民の避難誘導用の広報車に係る助成措置を昭和57年度まで講じ、これにより13台が整備されている。

#### イ 放射性物質輸送の安全対策

我が国では、放射性物質の輸送頻度は年々高くなっており、従来にも増してその対策は重要なものになっている。

核燃料物質の安全輸送の確保については、昭和53年7月の原子炉等規制法の改正に伴い、同年12月に関係法令の整備が図られ、これにより関係省庁の規制責任分担が明確にされ、核燃料物質の安全輸送に万全を期している。

また、放射性同位元素(RI)の輸送については、昭和55年5月の放射線障害防止法の改正及びこれに伴う関係政省令の改正により、運搬の技術上の基準が整備され、また危険時における消防機関等への通報義務を含む応急措置等が定められ、一層の安全の確保が図られている。

#### (3) 高層建築物及び地下街等の火災対策

##### ア 高層建築物

大都市においては、都市環境の整備、都市空間の有効利用等の理由から、現在、建築物の高層化が著しく進展し、その使用形態も複雑化している。

このような高層建築物は、一般的に火災発生時の避難に長時間を要する上、建築構造などから煙の流動状況が複雑であり、かつ、消防隊による外部からの救助や消火活動等が著しく制限される。このため、消防法上他の防火対象物に比べて、共同防火管理体制(消防法第8条の2)、防災規制(同法第8条の3)、消防用設備等の規制(同法第17条)が強化されているほか建築基準法令においても防災上の基準が強化されており、火災の予防、早期発

見、初期消火、早期通報及び安全避難が確実に出来るよう、ハード、ソフトの両面から厳しい規制が行われている。

なお、最近では、防災に関する情報や防災機器の操作を防災センターで一括制御する総合防災システムの開発が進んできているので、消防庁としても、その有効性及び改善方法等について検討している。

また、消防機関においては、高層建築物の火災に対応できる装備の科学化を図るとともに訓練を更に強化する一方、非常の場合に防災センターを適切に活用できるよう努めている。

イ 地下街及び準地下街

地下街等では、いったん火災になると内部に煙が充満し、中にいる人たちがパニック状態に陥ることも予想されるため、災害時の危険性は非常に高い。

地下街の安全対策に関しては、建設省、消防庁、警察庁、運輸省等により構成される地下街中央連絡協議会において、地下街の新設は原則として認めないこととし、公益上真に建設がやむを得ないものについては、防災上可能な限りの安全策を講じさせること等、厳しい規制を行ってきた。

また、消防法令上、地下街については、高層建築物と同様共同防火管理規制、防災規制等の基準が強化されているほか、消防用設備等の設置については、地下街に接続する建築物の地階部分を含めてその安全性を確保するため最大限の規制が行われている。

昭和55年8月の静岡駅前ゴールデン街ガス爆発火災を契機に、建築物の地階で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせた、いわゆる「準地下街」の危険性が新たにクローズアップされるとともに、地下街等におけるガス保安対策の不備が明らかになった。このため、地下街中央連絡協議会に新たに資源エネルギー庁が加わり、ガス保安対策について具体的な基準を策定するとともに、関係5省庁により、準地下街の新設は厳に抑制する旨を申し合わせた。また、消防庁では、消防法施行令を改正して準地下街について地下街と同様の規制を行うこととし、さらに、一定規模以上の地下街等についてガス漏れ火災警報設備の設置を義務付けた。昭和58年3月末日現

第11-2表 準地下街の防災改修の進ちょく状況 (昭58.3.31現在)

項目	消防用設備等の名称									
	消火器	スプリンクラー設備	水噴霧消火設備	自動火災報知設備	ガス漏れ火災警報設備	非常警報設備	放送設備	設置	誘導灯	
設置義務を有する準地下街	8	3	2	4	5	6	3	7		
設置義務のない準地下街	—	3	1	2	1	—	2	1		
設置義務のない準地下街	—	—	—	—	1	—	—	—		
設置義務のない準地下街	—	2	5	2	1	2	3	—		

在の準地下街の防災改修の進ちょく状況は第11-2表に示すとおりである。

消防機関の活動については、地下街等の火災に対して特別の部隊運用を計画したり、空気呼吸器などの救助資器材を使用した救助訓練を行うなど特別の対策を行ってきたが、前述の火災にかんがみ地下街等のガス保安対策に関する消防機関とガス事業所との連携強化及び地下街等でのガス漏れ事故に関する消防戦術についてそれぞれ通達を出し、ガス保安対策を強化している。

また、地下街と隣接する地下鉄の変電所が火災となった昭和58年8月の名古屋地下鉄栄駅変電所火災では、防火区画が有効に作用して、幸い地下街の利用者等には被害がなかったが、猛煙が立ち込める地下での消防活動において消防士2名が殉職し、改めて地下での火災の恐ろしさを認識することとなった。

(4) 海上災害対策

近年、タンカー等危険物積載船舶の大型化、海上交通のふくそう化、臨海コンビナートの大規模化等により、海上災害発生危険性が増大してきており、海上災害が発生した場合には、海洋汚染等により周辺住民にも重大な被害を及ぼすおそれがある。

このため、港内又は沿岸部における海上災害の発生に備え、地方公共団体においても、地域防災計画に防災関係機関との連絡、情報の収集、応援要請、防災資器材の調達等の緊急措置がとれるような事前対策等を定め、防災体制の強化を図るとともに、大規模な災害となった場合には、災害対策本部

の設置等により所要の対策を講ずることとしている。

また、昭和51年9月施行の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律により、海上災害に対する消防機関と海上保安官署との協力関係がより一層整備され、その推進が図られている。

さらに、船舶火災の消火活動については、消防庁と海上保安庁の間で締結されている「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」に基づき、港湾所在市町村の消防機関と海上保安官署間で業務協定を締結し、海上災害の防止に万全を期している。

## (5) 大規模交通災害対策

### ア 長大トンネル等火災対策

消防庁は、昭和54年7月11日に発生した東名高速道路日本坂トンネル内の車両火災を教訓として、総理府、運輸省、建設省、警察庁等と協力し、昭和54年12月25日「トンネル等における自動車の火災事故防止対策」を示した。

この後、トンネルの非常用施設の設置基準が定められ、管内に長大トンネル等を有する消防機関は、この基準に基づき、非常用施設の設置について指導するとともに、車両火災予防運動に合わせて、警察機関及び長大トンネル等の管理者と共同で長大トンネル等内における非常用施設の点検及び火災等の発生を予想した各種訓練を実施して、長大トンネル等の安全確保に努めている。

### イ 航空機災害対策

航空機事故は、いったん発生すれば、大参事を招来するおそれがあり、初期における消火救難活動は極めて重要である。

空港の消防力は、第1種空港及び第2種空港においては、国際民間航空条約第14附属書の消防力の基準（ICAO基準）に準拠し、また、第3種空港においては、「第3種空港における消防力の基準」に従って防災体制の整備を推進しているが、地方公共団体が管理する第3種空港の消防体制は、一部の空港を除き、なお消防力の整備基準を満足するに至っていない状況にある。

消防庁では、これらの状況を踏まえ、最近の航空機利用の増加、航空機の大形化及びジェット化の傾向、また、ICAO基準が改正されたこと等を契機に、空港災害に対する防災体制のあり方を検討してきたが、昭和54年に、整備すべき消防力の基準、航空機火災の消防戦術などからなる空港災害対策研究会議報告書を取りまとめ、空港管理者、地方公共団体等関係機関に配布し今後の航空機災害に対する消防防災体制の整備に資している。

また、消防庁及び運輸省は、市町村消防機関と空港管理者との間で、空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定を締結するように指導しており、昭和58年4月1日現在、空港所在市町村の55消防機関が協定を締結している。

さらに、昭和52年9月に横浜市内で発生した米軍航空機墜落事故にかんがみ、消防庁は都道府県に対し、自衛隊又は在日米軍が使用する飛行場の周辺地域における航空事故に関する連絡調整体制の整備を図るよう指導している。

なお、消防庁としては、昭和54年度から空港所在市町村に対し、空港災害用の大型化学消防ポンプ自動車の配備について助成措置を講じている。

## (6) その他

### ア 毒劇物災害対策

毒劇物による災害の形態には、それ自体の毒性による中毒のみならず、火災、爆発又はそれらの複合したものなどがある。

現在、これらの毒劇物に対しては、毒物及び劇物取締法、高圧ガス取締法、道路法、労働安全衛生法、消防法及び石油コンビナート等災害防止法等により、それぞれの側面から規制がなされている。

昭和57年中に消防機関が出動した毒劇物事故件数は56件（前年56件）、死傷者数は53人（108人）であり、前年に比べて事故件数は同数であるが、死傷者数は半減している。事故の形態としては漏えいが36件と最も多く、また被害の形態としては中毒が大半を占めている。

事故発生の際に消火、救急・救助及び事故の拡大防止の処置等に従事する

消防機関としては、毒性物質の取扱い状況及び事故、災害の実態の把握を含めて、今後とも毒物、劇物の災害対策を講じていく必要がある。

イ 合成樹脂類倉庫災害対策

昭和57年8月23日三重県四日市市において発泡性ポリスチレンビーズ等を貯蔵していた倉庫が爆発炎上し、負傷者26名、全焼2棟、全壊8棟、半壊10棟、部分壊331棟におよぶ大きな事故が発生したことにかんがみ、消防庁は、「合成樹脂類倉庫保安対策検討委員会」を設置し、この種の物品を貯蔵する倉庫における保安対策のあり方等について調査研究を行った結果、昭和57年12月24日、発泡性ポリスチレンビーズ等に係る防火安全対策についての指導指針を通達した。

12 消防の教育訓練等

(1) 消防大学校における教育訓練及び技術的援助

ア 教育訓練

消防大学校は、昭和23年に消防講習所として創設され、昭和34年に大学校に昇格したものであり、国及び都道府県の消防事務に従事する職員又は市町村の消防職団員に対し、幹部として必要な高度の教育訓練を行うことを任務としている。

消防大学校（消防講習所を含む。）の卒業生は、昭和57年度末までに1万3,186人となっている。（第12-1表参照）

第12-1表 卒業生数の推移

区分	消防講習所	消防大学校							計
	23~33	34~52	53	54	55	56	57	小計	
卒業生数	3,120	6,676	615	664	704	719	688	10,066	13,186

(注) 上記のほか、教員短期講習及び実務講習（救助科）としてこれまで530人が卒業している。

(ア) 教育訓練の課程

消防大学校の教育課程は、消防大学校校則の定めるところにより、4部9学科となっている。

なお、各部の教育訓練の重点は、次のとおりである。

第1部 消防に関する総合的かつ高度の知識及び技術の修得

第2部 消防実務に関する専門的かつ高度の知識及び技術の修得

第3部 消防行政及び消防の指揮運用に関する高度の知識及び技術の修得

第4部 特定の消防実務に関する高度の知識及び技術の修得

(イ) 教育訓練の実施状況

昭和57年度及び昭和58年度における各部各学科別の実施回数、学生数及び

実施期間等の教育訓練の実施状況は、第12-2表のとおりであり、昭和57年度には総数 688 人が卒業し、また、昭和58年度には 733 人が卒業する見込みである。

なお、急増する入校希望者に対して、昭和58年度において警防科の実施回数を 1 回増加させた。

第12-2表 教育訓練の実施状況

教育課程		昭和57年度		昭和58年度		備考 (昭和58年度)	
部	学科	実施回数	学生数	実施回数	学生数		
第1部	本科	1	53	1	49	4月6日～9月2日 49人	
第2部	警防科	2	120	3	172	前期 4月6日～6月7日 58人 中期 8月23日～10月22日 54人 後期 1月18日～3月16日 60人(見込)	
	予防科	2	118	2	119	前期 4月6日～7月1日 59人 後期 9月27日～12月21日 60人(見込)	
第3部	上級幹部科	2	98	2	99	前期 6月2日～7月1日 44人 後期 10月26日～11月25日 55人(見込)	
	消防団長科	1	33	1	20	7月19日～8月3日 20人	
第4部	救急科	2	103	2	120	前期 10月20日～12月21日 60人(見込) 後期 1月18日～3月16日 60人(見込)	
	危険物保安科	1	36	1	34	7月19日～10月14日 34人	
	教員科	1	34	1	30	2月17日～3月16日 30人(見込)	
	救助科	2	93	2	90	前期 4月6日～5月28日 44人 後期 8月23日～10月14日 46人	
計		14	688	15	733		

イ 消防学校等に対する技術的援助

消防大学校では、消防組織法の規定に基づき、消防学校又は消防職員及び消防団員の訓練機関（以下「消防学校等」という。）に対し、必要に応じたような技術的援助を行っている。

(ア) 講師の派遣及びあっせん

都道府県の消防学校における教育内容の充実を図るため、消防学校等から

の要請を受け、消防行政及び予防技術、警防技術、救助技術等の実務面の指導について消防大学校教官又は講師の派遣あるいはあっせんを行っている。

(イ) 教員用指導資料の作成と視聴覚教材の貸出

消防学校等の教員用指導資料の編集、作成を行っており、現在までに33種類を作成しているが、なお消防事象の変化に即応した内容の再検討、改定作業を進めている。また、視聴覚教育の重要性にかんがみ、教材の整備を進めるとともに、消防大学校の視聴覚教材を必要に応じ消防学校等に貸し出している。

(ウ) 消防教育訓練研究会

消防教育に携わる者の共通の研究の場として、教育訓練研究会を毎年開催している。この研究会には、消防教育に携わる職員が参加し、教育訓練上の具体的な問題点を課題とした研究発表及び研究討議を行い、教育技術の向上に努めている。

(2) 消防学校における教育訓練

ア 消防学校の設置状況

都道府県は、「財政上の事情 その他特別の事情のある場合を除く外、単独に又は共同して」消防学校を設置しなければならないが、また、政令指定都市は、「単独に又は都道府県と共同して」消防学校を設置することができることとされている（消防組織法第26条）。

現在、消防学校は、全国47都道府県と政令指定都市である横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市及び福岡市の6市並びに東京消防庁に設置されている。

イ 教育訓練の基準

消防学校の教育訓練の基準として、「消防学校の教育訓練の基準」が定められている。これによると、消防学校における教育訓練には、消防職員に対する初任教育、専科教育、幹部教育及び特別教育と消防団員に対する普通教育、専科教育、幹部教育及び特別教育がある。

(ア) 「初任教育」とは、新たに採用された消防職員のすべての者に対して

行い基礎的な教育訓練をいい、教育期間は6か月以上とされている。

(イ)「普通教育」とは、消防団員のすべての者に対して行い基礎的な教育訓練をいい、教育期間は4日以上とされている。

(ウ)「専科教育」とは、現任の消防職員及び主として普通教育を修了した消防団員に対して行い特定の分野に関する専門的な教育訓練をいう。

(エ)「幹部教育」とは、幹部及び幹部昇任予定者に対して行い消防幹部として一般的に必要な教育訓練をいう。

(オ)「特別教育」とは、上記(イ)~(エ)に掲げる以外の教育訓練で、特別の目的のために行いものをいう。

このうち、消防団員は自分の職業を持っているため、消防学校における教育が十分行いがたいと認められる場合には、教員を現地に派遣して、教育訓練を行うことができるものとされており、多くの消防学校でこの方法が採用されている。

なお、最近における災害の複雑多様化及び消防業務の質的高度化に対処し、消防職団員の知識及び技能の一層の向上を図るため、消防庁では消防学校教育訓練研究会を設置し、消防学校における教育訓練の基準について、所要の見直しを行っている。

#### ウ 教育訓練の実施状況

消防学校における消防職員に対する教育訓練の科別受講状況は第12-3表のとおりである。幹部教育、専科教育のうち予防科及び警防科の受講者の増加が顕著である。昭和57年度の専科教育のうち救急科の受講者が少なくなった理由は、昭和53年11月に消防法施行令の一部が改正され、救急隊員となる消防職員は所定の教育訓練を修了していることとされたので、昭和57年4月の施行に合わせて昭和56年度まで救急科が重点的に実施された結果、これが一段落したためである。

初任教育の期間別実施状況は第12-4表のとおりであり、昭和57年度に初任教育を行った53校のうち、消防学校の教育訓練の基準に定める6か月の教育訓練を実施したのは、43校(うち政令指定都市の消防学校は6校)で前年より4校増加し、また、4か月の教育訓練を実施した学校は2校で4校減

第12-3表 科別受講状況

(単位:人,%)

区 分	昭 和 56 年 度	昭 和 57 年 度
初 任 教 育	4,820( 18.7)	4,391( 18.8)
専 科 教 育	14,389( 55.9)	11,737( 50.2)
警 防 科	2,818( 11.0)	3,120( 13.3)
予 防 科	2,540( 9.9)	3,075( 13.1)
機 関 科	989( 3.8)	831( 3.6)
救 急 科	8,042( 31.3)	4,711( 20.1)
幹 部 教 育	3,141( 12.2)	4,017( 17.2)
特 別 教 育	3,379( 13.1)	3,246( 13.9)
計	25,729(100.0)	23,391(100.0)

第12-4表 初任教育期間別消防学校数

初任教育の期間	昭 和 56 年 度	昭 和 57 年 度
6 か 月	39	43
5 か 月	8	8
4 か 月	6	2
計	53	53

(注) 1 初任教育期間の異なる教育を数次にわたり実施している場合には、一番期間の長いものを1校としてとらえ、計上している。

2 鳥取県消防学校は昭和58年度に開校している。

少しており、年々改善されつつあるが、いまだ十分とはいえない状況にある。

新規採用者の初任教育受講状況は、第12-5表のとおりであり、昭和57年度における新規採用者のうち初任教育の受講者は、3,731人で前年度に比べ235人減少したが、これは新規採用者が減少したためであり、受講率は87.7%と前年度の83.2%に比べて4.5%高くなっている。また、消防学校の教育訓練の基準に定める6か月の教育訓練を受講した者は、3,065人で前年度に対し387人増加し、新規採用者に占める割合も前年度を15.9%上回り72.1%となっている。

第12—5表 新規採用者の初任教育受講状況

(単位：人，%)

区		分		昭和56年度		昭和57年度	
初任教育を受けた者	6	か	月	2,678( 56.2)	3,065( 72.1)		
	5	か	月	880( 18.5)	528( 12.4)		
	4	か	月	391( 8.2)	138( 3.2)		
	3	か	月	17( 0.4)	—		
	2	か	月	—	—		
	1	か	月	—	—		
小		計		3,966( 83.2)	3,731( 87.7)		
初任教育を受けなかった者				799( 16.8)	521( 12.3)		
計				4,765(100.0)	4,252(100.0)		

エ 教職員の状況

昭和57年度の消防学校教職員数の状況は第12—6表のとおりである。専任教員537人のうち派遣教員が116人に及んでいる。これは、直接消防活動を行っていない道府県が消防学校を設置しているため、多くの道府県が、専門的な知識及び技能を必要とする教員を直接消防活動に携わっている市町村の消防職員の中から迎えているためである。

第12—6表 消防学校教職員数

(昭58. 4. 1. 現在)

教 員				事 務 職 員			そ の 他			計	
専 任		兼 任		専任	兼任	小計	専任	兼任	小計		
実員	派遣	実員	派遣								
421	116	57	4	598	115	21	136	120	13	133	867

(3) 全国消防救助技術大会等の実施

ア 全国消防救助技術大会の実施

多様化する都市災害及び自然災害等に対処し、人命救助技術の一層の充実を図るため、全国の消防職員が日ごろ錬成した技術を相互交換し、研さんす

る場として全国消防救助技術大会が、財団法人全国消防協会の主催で毎年実施されている。第12回大会は昭和58年8月19日に大阪市で開催され、「消防救助操法の基準」に従い、種目内容、安全管理等について一層の配慮が払われ実施された。

イ 全国消防操法大会の実施

消防団員の消防操法技術の向上と士気の高揚を図り、消防活動の進歩充実に寄与することを目的として、全国消防操法大会が財団法人日本消防協会の主催で隔年実施されており、昭和57年10月11日、東京において第8回大会が開催された。

(4) 国際交流

ア アジア諸国等消防職員の研修等

消防庁では、日本政府のコロンボ計画に基づいて、国際協力事業団の協力の下に発展途上にあるアジア諸国等の消防職員を対象とした集団研修（消防行政セミナー）を実施している。この研修は、昭和45年度以降毎年実施されており、昭和58年度においても例年どおり約2か月にわたって実施された。これまでの受講状況は第12—7表のとおりである。

イ アジア消防長協会総会

アジア消防長協会（International Fire Chiefs Association of Asia）は、アジア各国の消防機関の長を会員とする団体であり、アジア地域の消防の発展を図ることを目的として設立された。昭和57年11月10日、東京において第12回総会が開催された。

第12—7表 アジア諸国等消防職員研修受講状況

(単位:人)

年 度		45~51	52	53	54	55	56	57	58	計
国 名										
1	アフガニスタン	1	—	1	—	—	—	—	—	2
2	バングラデシュ	—	—	1	1	1	1	1	—	5
3	ビ ル マ	—	1	—	—	—	—	1	1	3
4	イ ン ド	5	1	1	1	—	—	—	—	8
5	インドネシア	10	1	1	1	1	—	1	2	17
6	カンボジア	1	—	—	—	—	—	—	—	1
7	ク メ ー ル	1	—	—	—	—	—	—	—	1
8	ラ オ ス	5	—	—	—	—	—	—	—	5
9	マレーシア	8	1	1	1	—	1	1	—	13
10	ネ パ ー ル	1	1	1	—	—	—	—	—	3
11	パキスタン	2	—	—	—	—	—	—	—	2
12	フィリピン	7	1	1	2	1	1	1	1	15
13	シンガポール	7	2	1	1	1	1	1	1	15
14	スリランカ	—	—	—	—	—	1	1	—	2
15	タ イ	6	—	—	—	1	1	1	—	9
16	ベ ト ナ ム	1	—	—	—	—	—	—	—	1
17	韓 国	3	—	—	—	—	—	—	—	3
18	台 湾	3	—	—	—	—	—	—	—	3
19	エジプト	2	1	—	—	—	—	—	—	3
20	イ ラ ン	3	1	1	—	—	—	—	—	5
21	ヨ ル ダ ン	—	—	—	1	—	—	1	—	2
22	サウジアラビア	—	—	—	—	—	1	—	—	1
23	ス ー ダ ン	—	—	1	1	—	—	—	—	2
24	ト ル コ	2	—	—	—	—	—	—	—	2
25	パプアニューギニア	—	—	—	—	—	1	—	—	1
26	ブ ラ ジ ル	2	—	—	1	3	3	2	2	13
27	チ リ	—	—	—	—	—	—	1	—	1
28	ホ ン コ ン	—	—	—	—	—	—	—	1	1
29	コロンビア	—	—	—	—	—	—	—	1	1
30	シ リ ア	—	—	—	—	—	—	—	1	1
31	ジャマイカ	—	—	—	—	—	—	—	1	1
32	リベリア	—	—	—	—	—	—	—	1	1
計		70	10	10	10	8	11	12	12	143

### 13 消防職員及び消防団員の活動状況と処遇

#### (1) 活動状況

昭和56年中における全国の消防職団員の活動状況は、第13—1表のとおりである。

そのうち火災等（火災、救助活動、風水害等の災害、特別警戒、遭難及びその他（警察への協力、危険排除等）、ただし救急業務を除く。）への出動回数は54万8,733回で、前年を7万1,979回上回り、また出動延人員では823万3,305人である。1日当たりの出動回数は1,503回、約1分に1回の割合で出動したことになる。

火災等への出動回数をその出動形態別にみると、特別警戒が26.3%で一番多く、次いで火災出動が19.7%となっているが、火災出動回数は前年と比べ0.8%の増となっている。

なお、救急業務は、昭和58年4月1日現在、2,965市町村において実施されており、昭和57年中の出場件数は212万5,447件で前年と比べ3.4%の増となっている。

#### (2) 公務災害の状況

消防職団員は、生命の危険を顧みず身をていして職務遂行に当たらなければならない場合があり、そのため不幸にしてその職に殉じ、あるいは負傷する者も少なくない。

昭和56年中における火災等の災害防除、演習訓練等に出動し、職務遂行中に死亡した消防職団員は28人、同じく負傷した者は4,022人である。前年に比べて負傷者は8人減少したものの殉職者は、2人増加している。

殉職の原因を出動形態別にみると、演習訓練によるものが32.1%と最も多く、次いで火災によるものが21.4%、風水害等の災害によるものが14.3%となっている。また、同じく負傷の原因をみると、火災によるものが40.2%、

第13—1表 消防職員及び

区分	火 災		救 助 活 動		風水害等の災害	
	回 数	延 人 員	回 数	延 人 員	回 数	延 人 員
消防職員	61,067	1,240,972	24,883	150,300	9,670	62,689
消防団員	46,916	2,084,197	1,472	25,462	4,728	274,472
計	107,983	3,325,169	26,355	175,762	14,398	337,161
火災等構成比(%)	19.7	40.4	4.8	2.1	2.6	4.1
構成比(%)	2.3	13.8	0.6	0.7	0.3	1.4

区分	演 習 訓 練		訓 練 指 導		警 防 調 査	
	回 数	延 人 員	回 数	延 人 員	回 数	延 人 員
消防職員	115,048	908,402	97,366	393,652	423,261	1,495,384
消防団員	87,142	3,855,883	14,968	427,852	15,521	249,575
計	202,190	4,764,285	112,334	821,504	438,782	1,744,959
構成比(%)	4.4	19.7	2.4	3.4	9.5	7.2

第13—2表 消防職員及び消防

区分	計		火 災		風水害等の災害		救 急	
	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者
消防職員	4	2,324	1	712	—	11	—	124
消防団員	24	1,698	5	903	4	60	—	—
計	28	4,022	6	1,615	4	71	—	124
構成比(%)	100	100	21.4	40.2	14.3	1.8	—	3.1

(注) 演習訓練には、訓練指導も含む。

消防団員の活動状況

(昭和56年中)(単位:回,人)

特別警戒		遭 難		そ の 他		火 災 等 小 計	
回 数	延 人 員	回 数	延 人 員	回 数	延 人 員	回 数	延 人 員
94,986	424,011	1,284	11,493	163,115	827,358	355,005	2,716,823
49,062	1,482,390	1,347	47,952	90,203	1,602,009	193,728	5,516,482
144,048	1,906,401	2,631	59,445	253,318	2,429,367	548,733	8,233,305
26.3	23.2	0.5	0.7	46.2	29.5	100	100
3.1	7.9	0.1	0.2	5.5	10.1	11.9	34.1

火災原因調査		予 防 査 察		救 急 業 務		計	
回 数	延 人 員	回 数	延 人 員	回 数	延 人 員	回 数	延 人 員
62,634	235,621	1,141,064	2,034,048	2,055,750	6,041,341	4,250,128	13,825,271
368	2,038	45,384	257,940	3,533	8,320	360,644	10,318,090
63,002	237,659	1,186,448	2,291,988	2,059,283	6,049,661	4,610,772	24,143,361
1.4	1.0	25.7	9.5	44.7	25.1	100	100

団員の公務による死傷者数

(昭和56年中)(単位:人)

演習訓練		特別警戒		遭 難		そ の 他	
死 者	負 傷 者	死 者	負 傷 者	死 者	負 傷 者	死 者	負 傷 者
1	516	—	2	—	3	2	956
8	510	2	27	1	5	4	193
9	1,026	2	29	1	8	6	1,149
32.1	25.5	7.1	0.7	3.6	0.2	21.4	28.6

次いで演習訓練によるものが25.5%となっている。殉職、負傷ともにその原因は火災及び演習訓練によるものが多い。(第13—2表参照)

なお、消防庁では、これらの公務災害を防止するため、昭和56年12月、消防活動安全対策研究会を設置し、訓練時及び現場活動時等の安全管理について検討を重ねているが、同研究会で結論を得た消防本部における安全管理体制及び訓練時の安全管理体制については、それぞれ一例を示し、その整備を進めるとともに訓練時の安全管理マニュアルを作成し、公務災害防止の徹底を図っている。

また、職員の健康管理の徹底等を期すため、衛生管理体制の一例を示し、その整備の推進を図っている。

### (3) 処 遇

#### ア 消防職員の処遇

消防職員の処遇は、勤務の特殊性や職務の危険性を配慮したものでなければならないが、具体的な給与、勤務時間その他の勤務条件については、それぞれ市町村(消防事務組合を含む。)の条例によって定められている。

##### (ア) 給料及び諸手当

勤務条件のうち給料についてみると、消防本部において採用されている給料表は、消防(公安)職給料表と行政職給料表に区分され、行政職給料表を採用している団体では、号給調整等により一般行政職員に比べて優遇しているところが多い。消防職員の平均給料月額、昭和57年4月1日現在の地方公務員給与実態調査によると、平均年齢33.6歳で18万7,335円であり、一般行政職員の場合は平均年齢36.8歳で20万1,027円となっている。

また、平均諸手当月額は、消防職員が5万5,545円であり、一般行政職員は4万2,573円となっている。これは、消防職員には、出動手当、通信手当等の諸手当が支給されていることによるものである。

##### (イ) 勤務体制等

消防職員の勤務体制は、毎日勤務と交替制勤務とに大別され、更に交替制勤務は2部制と3部制に分けられる。2部制は、職員が2部に分かれ、当

番・非番の順序に隔日ごとに勤務する制度であり、大部分の市町村でこの制度を採用している。3部制は、職員が3部に分かれ、日勤・当番・非番を組み合わせて勤務する制度であり、出勤頻度等業務の実態を勘案し、東京消防庁をはじめ一部の団体や、通信指令部門・救急部門等において採用されている。

週休2日制については、国家公務員の本格実施に伴い各地方公共団体においてもその導入を図っているところである。消防職員については、交替制勤務という特殊な勤務に就いていることから、原則通り画一的に適用することは困難であるが、各消防本部においても、一般行政職員への週休2日制の実施状況を勘案しつつ、消防業務に支障を来たさない方法(16週18休、8週9休等)で順次実施している。

また、消防職員の勤務時間の特例規定(1日10時間、1週60時間までの労働時間を認めた規定)は、経過措置により昭和58年3月末日をもって廃止された。

さらに、地方公務員法の一部を改正する法律(昭和56年法律第92号)が公布され、昭和60年3月31日から消防職員についても60歳定年制が施行されることとなっている。

##### (ウ) 勤務条件の改善

消防職員の勤務条件については、これまでも処遇改善の措置が講じられてきたが、消防職員の任務の重要性は年ごとに増大し、業務内容も複雑多様化しており、消防職員をとりまく勤務環境は著しい変化をみせている。これに即応して、消防職員の勤務条件についても、勤務の特殊性や職務の危険性を配慮しつつ適切な改善がなされるよう引き続き検討を進めている。

##### (エ) 公務災害補償

消防職員は、公務により災害を受けた場合、地方公務員災害補償法の規定に基づき、療養補償、休業補償、傷病補償年金、障害補償、遺族補償及び葬祭補償並びに休業援護金等の福祉に関して必要な施設を受けることができる。また、消防吏員が身体に対し高度の危険が予測される状況の下において消防活動に従事し、そのため公務災害を受けた場合には、特殊公務災害補償

として100分の50以内を加算することとされている。

昭和57年度の地方公務員災害補償基金の公務災害認定請求受理件数は、消防職員について2,386件であり、職員1,000人当たりの受理件数は19.3件となっている。ちなみに、警察職員は33.0件であり、最も多いのは清掃事業職員(83.4件)である。

イ 消防団員の処遇

(ア) 報酬・出動手当

非常勤の消防団員は市町村の特別職の職員であり、市町村は条例に基づきこれらの消防団員に対し、役務の対価としての報酬及び出動した場合の費用弁償としての出動手当を支給することとなっている。しかし、その支給額、支給方法は市町村の財政事情や地域の特殊事情に基づく団運営の相違により、それぞれの市町村で必ずしも同一ではないが、支給額の極めて低い市町村や出動手当等を団員個人に支給していない市町村に対しては、支給額の引上げあるいは条例の改正等その適正化を図るよう指導しており、支給状況は逐次改善されてきている。

昭和58年度においては、地方交付税の単位費用の積算に当たって、団員の出動手当等について、第13—3表のとおり改善措置が講じられた。

第13—3表 消防団員報酬等の地方交付税算入額

(単位：円)

項目	年 度	
	57	58
報 酬		
団 員 (年 額)	14,500	14,500
団 長 (年 額)	50,000	50,000
出 動 手 当 (1回当たり)	4,100	4,200
県内出張旅費 (1回当たり)	5,450	5,530
公務災害補償負担金		
人口1人当たり	2	3
団員1人当たり	1,600	1,600
退職報償金負担金		
団員1人当たり	10,380	10,380

(イ) 公務災害補償

消防活動は、しばしば危険な状況の下で遂行されるため、消防団員が死傷する事例は決して少なくない。過去5年間に公務遂行中に死傷した消防団員の数は、第13—4表のとおりである。消防組織法第15条の7の規定により、市町村は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令に従って、条例で定めるところにより消防団員が公務上の災害によって被った損害を補償しなければならないとされており、他の公務災害補償制度に準じて療養補償、休業補償、傷病補償年金、障害補償、遺族補償及び葬祭補償の制度が設けられている。

なお、消防団員が身体に対し高度の危険が予想される状況の下において消防活動に従事し、そのため公務災害を受けた場合には、特殊公務災害補償と

第13—4表 公務上における消防団員の死傷者数の推移

(単位：人)

区分	年	52	53	54	55	56
	死 者		12	14	15	13
負 傷 者		2,027	2,099	1,783	1,697	1,698
計		2,039	2,113	1,798	1,710	1,722

第13—5表 補償基礎額改定状況

(単位：円)

年 度	階 級	勤 務 年 数		
		10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
56	団 長, 副 団 長	8,000	8,650	9,300
	分 団 長, 副 分 団 長	6,700	7,350	8,000
	部 長, 班 長, 団 員	5,400	6,050	6,700
57	団 長, 副 団 長	8,440	9,120	9,800
	分 団 長, 副 分 団 長	7,070	7,750	8,440
	部 長, 班 長, 団 員	5,700	6,390	7,070
58	団 長, 副 団 長	8,440	9,120	9,800
	分 団 長, 副 分 団 長	7,070	7,750	8,440
	部 長, 班 長, 団 員	5,700	6,390	7,070

して100分の50以内を加算することとされている。

公務災害補償については、療養補償を除く各種補償の額の算定の基礎となる補償基礎額について第13-5表のとおり逐次その適正化が図られているところである。また、昭和58年度は、葬祭補償について引上げが行われた。

火災、風水害における民間の消防協力者等の死傷者数（消防団員等公務災害補償等共済基金（以下「消防基金」という。）が扱ったものに限る。）は第13-6表のとおりである。これらの消防協力者等についてもほぼ同様の措置が講じられている。

第13-6表 消防協力者等の死傷者数の推移

(単位:人)

年度 区分	53	54	55	56	57
死者	1	1	2	2	8
負傷者	261	256	205	202	238
計	262	257	207	204	246

(注) 昭和58年7月末日までに、消防基金の支払対象となった者の数である。

(ウ) 福祉施設

公務災害補償を受ける被災団員の福祉に関して必要な施設は市町村が行うものであるが、消防基金に加入している市町村については、消防基金が当該市町村に代わって行うこととなっている。

福祉に関して必要な施設の内容は、外科後処置、休養又は療養、リハビリテーション、義肢、義眼、補聴器等の補装具の支給、その他必要と認める施設として休業援護金、奨学援護金、就労保育援護金、介護料、特別支給金、特別援護金、特別給付金の支給及びアフターケアの実施となっている。

(エ) 退職報償金

非常勤消防団員が退職した場合、市町村は当該団員の階級及び勤務年数に応じ、条例で定めるところにより退職報償金を支給することとされている。

ほとんどの市町村で、その金額は、勤務年数5年以上10年未満の団員で5万円、勤務年数30年以上の団長で60万円となっている。

(オ) 公務災害補償等の共済制度

昭和31年に非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が制定されるとともに、市町村の支給責任の共済制度として、同年消防基金が設けられ、統一的な損害補償制度が確立された。その後、昭和39年には、非常勤消防団員の退職報償金の支払いについても基金の共済制度が確立し、さらに、

第13-7表 公務災害補償費の支払状況

(昭和57年度)

補償の種類	支払人員(人)	支払額(千円)
療養補償	2,258	242,114
休業補償	1,408	172,353
傷病補償	10	15,091
障害補償	163	197,711
遺族補償	416	483,004
葬祭補償	22	5,026
計	4,277	1,115,299

第13-8表 福祉施設の実施状況

(昭和57年度)

福祉の種類	支給人員(人)	支給額(千円)
外科後処	5	10
療養	6	1,121
補装具	1	27
休業援護金	1,270	56,334
奨学援護金	158	20,470
就労保育援護金	7	284
介護料	15	5,881
アフターケア	4	877
障害特別支給金	33	7,300
遺族特別支給金	13	38,000
遺族特別援護金	13	25,000
傷病特別給付金	8	2,893
障害特別給付金	144	39,768
遺族特別給付金	313	86,568
計	1,990	284,533

昭和47年には、消防基金による福祉施設の制度が確立した。また、昭和58年度からは消防協力者等に係る基金の支払額について、従前、市町村の支給額の二分の一の額であったものが全額となった。

昭和58年3月31日現在、消防基金との間に共済契約を締結している市町村の数は、公務災害補償業務については2,914市町村（全市町村の89.5%）、退職報償金支払業務については3,227市町村（全市町村の99.3%）となっている。消防基金は、これらの契約市町村からの掛金と退職報償金支払事務に要する経費に対する国庫補助金とによりその業務を運営している。

昭和57年度の消防団員等に対する公務災害補償費の支払状況は第13—7表のとおりであり、福祉施設の実施状況は第13—8表のとおりである。

昭和57年度の退職報償金の支払額は、7万4,269人（遺族を含む。）に対し117億881万円となっている。

#### （4） 消防表彰等

消防関係者について、現在国が行っている表彰等には、叙位進階内則に基づく叙位、叙勲内則に基づく叙勲、褒章条例に基づく褒章、閣議決定に基づく表彰並びに消防表彰規程に基づく表彰及び退職消防団員報償規程に基づく報償がある。これらの表彰等は、消防吏員、消防団員、消防教育職員及び消防機関並びに消防作業に協力した個人及び団体を対象として行われている。

##### ア 叙 位

現在、死没者に対してのみ運用されている。

##### イ 叙 勲

叙勲内則（明治25年12月23日閣議決定）に基づき、国家又は社会公共に対して功労のある者を広く叙勲することとされ、死没者に対する叙勲については随時に、生存者に対する叙勲については、毎年、春（4月29日）と秋（11月3日）に発令されている。

##### ウ 褒 章

褒章条例（明治14年太政官布告第63号）に基づき運用されており、消防に関係のあるものは次の4種類である。

- 紅綬褒章 自己の危険を顧みず、人命を救助した者に授与される。
- 黄綬褒章 業務に精励し、他の模範と認められる者に授与される。
- 藍綬褒章 公共の事務に精励し、その功績顕著な者に授与される。
- 紺綬褒章 公益のために私財を寄附し、功績顕著な者に授与される。

#### エ 閣議決定に基づく表彰

国民安全の日（7月1日）に行われる安全功労者表彰と防災の日（9月1日）に行われる防災功労者表彰があり、内閣総理大臣がそれぞれ表彰している。

##### （ア） 安全功労者に対する表彰

災害予防の組織的活動体制及び職域の安全体制の確立又は適切な運営、安全のための研究又は教育を通じた安全思想の普及に関し、顕著な成績をあげ又は功績があった個人及び団体に授与される。

##### （イ） 防災功労者に対する表彰

災害時における防災活動及び防災思想の普及又は防災体制の整備に関し、顕著な成績をあげ又は功績があった個人及び団体に授与される。

#### オ 消防表彰規程に基づく表彰

事案の発生の都度表彰する随時表彰と、積年にわたる功労に対し毎年定例的に表彰する定例表彰がある。

##### （ア） 随 時 表 彰

- a 特別功労章 災害において消防作業に従事し、功労抜群で他の模範となると認められる者に授与される。
- b 顕 功 章 災害において消防作業に従事し、功労特に顕著な者に授与される。
- c 功 績 章 災害において消防作業に従事し、功労多大な者に授与される。
- d 顕 彰 状 職務遂行中死亡した者に授与される。
- e 表 彰 状 功労顕著な者で、上記3章（a～c）を授与されるに至らない者及び功労顕著な消防機関又は部外の個人、団体に功績顕著な者に授与される。

f 賞 状 功勞顕著な隊に授与される。

(イ) 定例表彰

a 功 勞 章 防災思想の普及，消防施設の整備その他の災害の防御に関する対策の実施について特に成績優秀な者に対して行う表彰であり，具体的には，消防吏員にあっては消防司令長以上の階級に，消防団員にあっては消防団長の階級に，消防教育職員にあっては消防学校の教頭以上の職に，それぞれ10年以上在職している者で，かつ，成績特に優秀な者に授与される。

b 永年勤続功勞章 25年以上勤続し，その勤務成績が優秀で，かつ，他の模範と認められる消防吏員，消防団員及び消防教育職員に授与される。

c 表 彰 旗 防災思想の普及，消防施設の整備その他の災害の防御に関する対策の実施について特に成績優秀な消防機関で竿頭綬が授与されている機関に授与される。

d 竿 頭 綬 表彰旗が授与される消防機関に準ずる機関に授与される。

e 表 彰 状 国民安全の日及び防災の日に際し，閣議決定に基づく内閣総理大臣表彰の趣旨を体し，安全又は防災思想の普及等に功績顕著な個人及び団体に授与される。

(ウ) 賞じゅつ金等

消防庁長官表彰の副賞として，消防表彰規程に基づく賞じゅつ金，殉職者特別賞じゅつ金及び報賞金がある。

a 賞じゅつ金 災害に際し，一身の危険を顧みることなくその職務を遂行して傷害を受け，そのため死亡し又は障害の状態となった場合で，その功勞により特別功勞章，顕功章，功績章が授与されたときに支給される。

b 殉職者特別賞じゅつ金 災害に際し，特に生命の危険が予想される現場へ出動し生命の危険を顧みることなく職務を遂行し，

第13—9表 消防関係者の表彰者数等

表彰等の種類	年度				
	53	54	55	56	57
叙 位	67	59	61	73	92
特 別 叙 勲 等	75	70	73	88	88
生 存 者 叙 勲	676	724	752	724	721
銀 杯	1	—	—	—	—
木 杯	—	—	1	1	2
紅 綬 褒 章	—	—	—	—	—
黄 綬 ≧	(54.4.29) 2	(55.4.29) 2	(56.4.29) 1	(57.4.29) 2	(58.4.29) 1
藍 綬 ≧	(54.4.29) 52	(55.4.29) 42	(56.4.29) 50	(57.4.29) 44	(58.4.29) 50
紺 綬 ≧	169	163	176	80	14
総 理 大 臣 表 彰					
安 全 功 勞	4	4	4	5	5
防 災 功 勞	6	2	10	11	9
消 防 庁 長 官 表 彰					
安 全 功 勞	11	17	14	21	15
防 災 功 勞	19	3	10	19	7
消 防 庁 長 官 表 彰 (随 時)					
特 別 功 勞 章	—	—	6	2	3
顕 功 章	4	2	2	4	5
功 績 章	1	9	—	8	11
顕 彰 状	8	7	—	5	3
表 彰 状	2	2	4	7	9
賞 状	—	—	—	3	—
消 防 庁 長 官 表 彰 (定 例)					
功 勞 章	100	116	109	122	140
永 年 勤 続 功 勞 章	1,203	1,476	1,497	1,603	1,618
表 彰 旗	43	44	42	42	43
竿 頭 綬	79	84	82	79	76
賞 じゅ つ 金	5人 3,150万円	7人 2,950万円	8人 8,500万円	12人 6,480万円	11人 6,410万円
報 賞 金	6人 140万円	8人 510万円	7人 1,150万円	4人 240万円	5人 190万円
退 職 消 防 団 員 報 償					
1 号 報 償	7,993	12,483	10,784	11,591	10,003
2 号 報 償	19,225	27,014	22,224	22,386	19,736

死亡した場合で、その功勞により特別功勞章が授与されたときに支給される。

c 報 賞 金 賞 じゅう 金等に該当しない殉職者等に対して支給されるほか、随時表彰に際し付与される。

#### カ 退職者報償

非常勤消防団員の勤務の特殊性にかんがみ、その勞に報いるため、退職消防団員報償規程に基づき15年以上勤続して退職した者に授与される。

この報償には、1号報償と2号報償とがあり、25年以上勤務して退職した者には1号報償として銀杯（大）と賞状が、15年以上25年未満勤務して退職した者には2号報償として銀杯（小）と賞状が、それぞれ授与される。

なお、消防関係者の表彰者数等は第13—9表のとおりである。

## 14 消防の科学技術の研究

消防研究所は、昭和23年に創設され、現在は消防庁の附属機関であり、消防の科学技術に関する研究を総合的、組織的に行うことを任務としている。

昭和57年度の研究体制は、職員57人（うち研究職員37人）、予算は、科学技術庁からの移替えによる原子力試験研究費911万円、科学技術振興調整費関連の研究費2,934万円を含め、5億4,264万円となっている。

昭和57年度に実施した主な研究は次のとおりである。

### (1) 大震火災対策に関する研究

#### ア 水幕設備等による市街地火災の防御に関する研究

大震時における市街地火災拡大防御と避難路確保のために、水幕設備と樹木等との併用による放射熱の遮断及び延焼防止効果についての研究を行った。

放射熱遮断効果は、樹木の投影面積に比例し予備注水すると樹木間を通る気流の温度は低下し、延焼防止効果は更に有効になることがわかった。

#### イ 地震時における危険物施設の挙動に関する研究

石油タンクの耐震設計基準の作成及び既設タンクの耐震補強方法の開発に資するため、地震動によるタンク内の石油類のスロッシング、タンク本体の座屈、亀裂等の現象を力学的に解析しようとするものである。このため、模型タンクによる振動実験及び実タンクの地震時の挙動を観測するための予備実験を行った。

#### ウ 大震火災における消防力による延焼の抑制阻止に関する研究

「首都圏における直下型地震の予知及び総合防災システムに関する研究」の一環として実施しているもので、市街地で火災延焼シミュレーションにおいて消防力の効果を考慮した手法を開発した。

#### エ 地震時における避難行動及び誘導に関する研究

地震に伴う火災時の避難群集を誘導する一手段として、ヘリコプターから

の音声による避難誘導実験を行った。その結果、平坦地だけでなく住宅や商店などの密集した市街地においても利用し得ることを確かめた。

## (2) 石油コンビナート等の災害防止に関する研究

### ア タンク材料の腐食条件下における強度と破壊に関する研究

石油タンク底板付近の水分による腐食は、タンクの強度を弱め破壊しやすくする。この強度低下の状況を調べるため側板と底板との継手部における低サイクル疲労強度と水中におけるタンク底板の疲労強度を調べた。

### イ アコースティック・エミッション計測によるタンク診断法の研究

石油タンクから放出されるアコースティック・エミッション(AE)を計測してその発生特性を把握することにより、石油タンクの疲労を非破壊的に診断する手法を開発しようとするものである。新設石油タンクの水張試験時のAEをエネルギー解析した結果は異常が認められなかったもので、これを正常のものとして古くなったものとの比較を行うことにより異常を発見する手法を研究している。

### ウ タンク火災の燃焼性状とタンク規模に関する研究

この研究は、タンク火災時の炎の温度、流入空気量、ガス組成等を調べ、タンク直径の増加による放射熱の減衰を明らかにする研究である。今までの研究によれば、タンク直径が増すにつれ相対的に流入空気量が少なくなり、黒煙が増し放射熱が減少した。

### エ 漏えいガス及び液化ガスの流出性状と消火法の研究

漏えい及び流出液化ガスの流出拡散性状をしらべるとともに、その火災に対する最適の消火法を確立するため、液化ガスの流出量測定実験と液化プロパンガス等の火災の二酸化炭素による消火実験を行った。

### オ 管内爆発に関する研究

高引火点物質が附着した配管内での爆発現象を解明し、配管内の燃料成分、酸素濃度、圧力と管径その他の限界条件を明確に求めて、この種の災害の防止に役立てようとするものである。この現象はフィルムデトネーションと考えられ、内径30mmφの鋼管での実験では酸素限界濃度は、炭素数が12

の燃料を使ったとき最低になった。

## カ 新備蓄方式の防災対策に関する研究

石油の新備蓄方式である地下タンク、地中タンク、海上タンクによる石油類の貯蔵中発生する漏えい火災等の防災対策に資するため、海上タンクでは、張水による放射熱防護と不活性ガスによる防火及び消火効果、地中地下タンクでは、地中に漏えいした石油類の浸透の性状、伝達経路及び速さ等の挙動について、実地観測のデータをもとにモデル計算手法を開発し予測する方法を研究している。

## (3) その他の火災対策に関する研究

### ア 雪寒地消防技術に関する研究

多雪酷寒地における消防活動の障害を軽減するため、昭和53年度より次の研究を行ってきた。①消火栓の凍結を防止するため断熱材を有効に利用した工法の開発、②防火水槽の凍結防止法の開発、③消防ホースの凍結を防止するために必要な流量決定、④雪を利用した消火法の実験、⑤ホースの展張方法として雪上ホース・カーの試作、⑥消防車の雪上走行性能を改良するため各種タイヤチェーンの効果の比較試験、⑦消防用車両のフロントガラスの凍結防止法の研究を行いおのおのについて相当の効果をえた。

### イ 住宅火災感知システムに関する研究

住宅火災では、幼児、老人等が犠牲になることが多く、火災を早期に確実に感知する感知システムが望まれている。

このため、いくつかの都市でモニターの家屋に簡易型火災警報器を設置して、使用に伴う問題点の調査を行うとともに、実験用住宅を建てて各種の非火災報防止対策等の実証的研究を行っている。

### ウ 放射性物質輸送容器の耐火性に関する研究

核燃料、放射性同位元素の輸送容器の火災に対する耐火安全性の評価の一環として、これら輸送容器の断熱材として使用されている木材の含水率の熱的影響を調べるため、バルサ材、米松材、なら材の3種類について実験を行った。この結果、これら木材の含水率の影響についての熱的基礎資料が得

られた。

#### エ 盛火期における混在家具の燃焼過程に関する研究

この研究は、昭和57年度より米国とカナダとの三国国際協力の下に実施することとなった「火災時の燃焼ガスの毒性評価と建築材料等の安全性向上のための研究」の一環として行っている。流入空気の多少により火災室内の混在家具類等から発生するガス成分の変動を定量的にとらえる研究を開始した。

#### オ 初期発生煙による人間の心理的影響等に関する研究

エと同じく三国国際協力の研究の一環として、火災初期に発生する煙による心理的動揺、判断の乱れ等の障害度を実験的に評価する研究を開始した。

#### カ その他の研究

以上のほかに次の研究を行った。

地震時や火災時に建物内の人間が避難する場合の心理行動特性を実験により、火災時の煙や熱気の流動性状を、模型実験とコンピュータシミュレーションによって研究を行っている。

石油タンクではエポキシ樹脂内面コーティングが、内面防食の目的で使用されているが、それが石油類の静電気帯電に及ぼす影響についての研究を行っている。

現在、石油類及び水溶性液体類の火災に使用されているたん白系泡消火剤中の起泡成分を限外炉過法によって分離し、その物理化学的性質を調べた。

防災対策の研究として、高分子に対するハロゲン系物質の難燃機構について基礎的実験を継続している。

林野火災の消防技術に関しては現象面、予防面、警防面より研究を進めた。

その他、火災の被害想定と協力に関する統計的研究、特殊物品の危険性の評価、火災時の発生ガスの組成と有毒性に関する研究を行った。

### (4) そ の 他

昭和57年10月、第30回全国消防技術者会議を開催した。今回は、第30回を

記念して主に当研究所の研究活動の状況を中心に2日間にわたり研究発表が行われ、約600名の消防防災関係者が参加して、有意義な意見交換及び討議が行われた。

昭和57年5月第6回UJNR（天然資源の開発利用に関する日米会議）防火専門部会が日本で開催され、3日目は、当研究所において日米両国の火災研究に関する情報交換及び研究成果の発表が行われた。

また他省庁の研究機関及び地方公共団体等における各種委員会、研究会に積極的に参加し、情報交換を活発に行う等により、研究開発の効果的な推進を図っている。

## 15 消 防 財 政

### (1) 市町村の消防費

#### ア 消防費の決算状況

市町村の普通会計（公営事業会計以外の会計をいう。）における消防費の状況は第15—1表のとおりである。昭和56年度の消防費歳出決算額は8,382億円（前年度7,784億円）で、前年度と比べ598億円（7.7%）の増加となっている。

なお、市町村の普通会計歳出決算額25兆4,241億円（前年度23兆6,846億円）に占める消防費決算額の割合は3.3%（前年度3.3%）となる。

#### イ 1世帯当たり及び住民1人当たりの消防費

昭和56年度の1世帯当たりの消防費の全国平均額は2万2,741円（前年度2万1,416円）であり、住民1人当たりでは7,117円（前年度6,652円）となっている。これを前年度と比較すると1世帯当たりでは1,325円（6.2%）、住民1人当たりでは465円（7.0%）の増加となっている。（第15—1表参照）

第15—1表 普通会計決算額と消防費決算額との比較並びに  
1世帯当たり及び住民1人当たり消防費の推移

年 度	普通会計 決算額 (百万円)(A)	消防費 決算額 (百万円)(B)	1世帯当 り消防費 (円)	住民1人 当たり消防費 (円)	$\frac{(B)}{(A)} \times 100$ (%)
54	21,481,773	711,706	19,863	6,125	3.3
55	23,684,581	778,356	21,416	6,652	3.3
56	25,424,133	838,190	22,741	7,117	3.3

(注) 1 世帯数及び人口は当該年度の3月31日現在による。

2 各決算額は純計額であり、消防に関する一部事務組合等に対する負担金等は除く。

#### ウ 経費の性質別内訳

昭和56年度消防費歳出決算額8,382億円の性質別内訳は、人件費5,868億円（全体の70.0%、前年度69.7%）、物件費745億円（同8.9%、前年度

8.9%）、普通建設事業費1,358億円（同16.2%、前年度16.6%）、その他411億円（同4.9%、前年度4.8%）となっている。これを前年度と比較すると、人件費が443億円（8.2%）、物件費が55億円（8.0%）、普通建設事業費が65億円（5.0%）それぞれ増加している。（第15—2表参照）

第15—2表 市町村消防費の性質別歳出決算額の推移

(単位：億円，%)

区 分	昭和54年度		昭和55年度		昭和56年度		対前年度比較	
	金額	構成比	金額 (A)	構成比	金額 (B)	構成比	増加額 (B)-(A) (C)	増加率 (C)/(A)×100
人 件 費	4,980	70.0	5,425	69.7	5,868	70.0	443	8.2
物 件 費	615	8.6	690	8.9	745	8.9	55	8.0
普通建設事業費	1,169	16.4	1,293	16.6	1,358	16.2	65	5.0
補助事業費	460	—	491	—	561	—	—	—
	708	—	800	—	792	—	—	—
	1	—	2	—	5	—	—	—
そ の 他	353	5.0	376	4.8	411	4.9	35	9.3
計	7,117	100.0	7,784	100.0	8,382	100.0	598	7.7

### (2) 市町村消防費の財源

#### ア 財源構成

昭和56年度の消防費決算額の財源内訳は第15—3表のとおりである。一般

第15—3表 市町村消防費決算額の財源内訳

(単位：億円，%)

区 分	昭 和	昭 和	昭和56年度		対前年度比較		
	54年度	55年度 (a)	金 額 (b)	構成比	増減額 (b)-(a) (c)	増減率 (c)/(a)×100	
決 算 額(A)	7,117	7,784	8,382	100.0	598	7.7	
一 般 財 源(B)	6,268	6,874	7,396	88.2	522	7.6	
特 定 財 源	国庫補助金	169	179	198	2.4	19	10.6
	地方債	485	516	568	6.8	52	10.1
	使用料、手数料	22	24	22	0.3	2	8.3
	そ の 他	173	191	198	2.4	7	3.7
	計 (C)	849	910	986	11.8	76	8.4
(B)/(A)×100	88.1	88.3	88.2	—	—	—	
(C)/(A)×100	11.9	11.7	11.8	—	—	—	

財源（地方税，地方交付税，地方譲与税）が7,396億円（全体の88.2%，前年度88.3%），次いで，地方債568億円（同6.8%，前年度6.6%），国庫補助金198億円（同2.4%，前年度2.3%）となっている。

### イ 地方交付税

地方交付税における消防費の基準財政需要額については，市町村における消防費の実情を勘案して算定されており，第15—4表のとおり逐年増加している。昭和57年度の単位費用は5,410円（対前年度伸び率5.9%），基準財政需要額は8,845億円（対前年度伸び率6.1%）であったが，昭和58年度は，消防職員の訓練に伴う安全確保のための所要経費を増額したほか，消防団員の処遇改善等により単位費用が5,520円（対前年度伸び率2.0%）に引き上げられ，基準財政需要額は9,091億円（対前年度伸び率2.8%）に増加している。

第15—4表 消防費の単位費用及び基準財政需要額の推移

年 度	単 位 費 用 (円)	対前年度伸率 (%)	基準財政需要額 (百万円)	対前年度伸率 (%)
54	4,450	105.5	700,231	106.5
55	4,710	105.8	756,879	108.1
56	5,110	108.5	833,894	110.2
57	5,410	105.9	884,503	106.1
58	5,520	102.0	909,116	102.8

(注) 57年度は当初の金額であり，補正後の単位費用は5,360円，基準財政需要額は876,329百万円である。

### ウ 国庫補助金

市町村の消防施設整備に対する補助金としては，国庫補助金と都道府県補助金とがある。国は，消防施設強化促進法による補助に予算補助を加え，市町村の消防施設の整備について，補助基準額の3分の1以内（人口急増地域，地震防災対策強化地域の市町村及び石油コンビナート所在市町村に対しては2分の1以内，過疎地域，離島地域，地域改善対策地域，新東京国際空

港周辺地域及び沖縄県の市町村に対しては3分の2以内）の補助を行っている。

昭和57年度までに市町村に対して交付された国庫補助金による消防施設の整備状況は，第15—5表のとおりである。最近における整備状況をみると，消防常備化市町村の増加により，基本的な消防施設である消防ポンプ自動車や防火水槽の整備が進展するとともに特殊火災や人命救助のための化学消防ポンプ自動車，はしご付消防ポンプ自動車，救助工作車等の科学消防施設の整備が進んでいる。

昭和58年度の市町村に対する国庫補助金予算額は，国の厳しい財政状況を反映し，前年度より4.6%減の171億2,120万円（前年度179億3,805万円）となったが，限られた補助金を重点的，効率的に配分するため，都市災害に対応するためのはしご付消防ポンプ自動車については前年度と同数量を確保し，人命救助のための救助工作車及び消防力の機動化を強化するための小型動力ポンプ積載車については前年度より数量増を図ったほか，日常時における消防訓練の促進を図るための訓練塔及び救急出場の迅速化を図るための救急業務用地図等検索装置を新たに補助対象事業に加えることとした。

また，都道府県に対する補助の対象としては，消防防災無線通信施設（昭和58年度予算額6億600万円）がある。

### エ 地 方 債

消防施設整備のためには多額の経費を必要とするので，補助金や一般財源に加えて重要な役割を果たしているのが地方債である。市町村における消防施設整備事業に対する地方債の許可額の状況は，第15—6表のとおりである。

### オ そ の 他

市町村の消防費の財源としては，前記イ～エのほか，特に消防費に関係する財源として，交通安全対策特別交付金，入湯税，航空機燃料譲与税，電源立地促進対策交付金，石油貯蔵施設立地対策等交付金，高速自動車国道救急業務実施市町村支弁金，防衛施設周辺整備助成補助金等がある。

第15—5表 国庫補助金による

区 分	昭和55年度		昭和		
	数 量	補 助 金	数 量		
消防施設整備費補助金	消防ポンプ自動車	1,006	3,139,201	1,017	
	手引動力ポンプ	—	—	—	
	小型動力ポンプ	1,538	640,543	1,460	
	火災報知機	発信機	—	—	—
		受信機	—	—	—
	消防専用無線電話装置	1,137	233,571	928	
	防火水槽	6,594	7,120,424	6,618	
	積載車	1,179	1,098,764	1,125	
	水槽車	36	205,122	29	
	可搬式散水装置	31	21,533	26	
	ガス災害等対策用資機材	—	—	51	
	小 計	—	12,459,158	—	
	科学消防施設整備費補助金	化学消防ポンプ自動車	44	324,433	38
		はしご付消防ポンプ自動車	47	916,346	57
救急車		10	14,673	8	
消防艇		1	145,000	1	
ヘリコプター		2	121,600	1	
ヘリコプター附帯施設		—	—	1	
救助工作車		34	156,248	39	
屈折放水塔車		—	—	—	
高発泡車		1	4,380	2	
林野火災工作車		1	6,282	—	
ブッシュカッター		1	2,980	—	
大型化学消防ポンプ自動車		1	10,186	3	
大型高所放水車		—	—	4	
泡原液搬送車		3	9,369	3	
原子力災害広報車	4	7,900	6		
空港災害用化学消防ポンプ自動車	2	24,974	1		
小 計	—	1,744,371	—		
救急指令装置	33	129,356	39		
救急医療情報収集装置	—	—	—		
消防吏員待機宿舍	43	73,144	62		
合 計	—	14,406,029	—		

(注) 大震火災対策施設等整備費補助金に係る分は含まれていない。

年度別消防施設等整備状況

(単位：千円)

56年度	昭和57年度		昭和28年度～昭和57年度	
	補助金	数 量	補助金	数 量
3,279,291	943	3,003,327	23,111	31,751,965
—	—	—	507	79,787
645,886	1,268	570,443	40,985	7,504,334
—	—	—	2,088	42,916
—	—	—	39	8,520
190,352	765	164,334	19,616	3,046,623
7,580,983	5,847	6,961,083	74,245	45,111,068
1,082,463	995	955,864	9,468	7,162,621
181,139	30	217,801	172	1,011,177
19,228	47	34,090	212	152,164
50,964	44	43,904	95	94,868
13,030,306	—	11,950,846	—	95,966,043
280,588	26	177,211	800	2,794,723
1,191,883	45	1,027,120	946	10,833,748
10,754	8	11,424	475	387,447
72,800	1	18,845	33	769,245
63,536	1	64,616	14	576,502
50,000	—	—	1	50,000
195,158	37	183,468	321	1,108,043
—	2	23,940	18	138,880
9,156	—	—	36	89,536
—	1	3,283	50	175,090
—	—	—	1	2,980
47,898	4	59,538	66	868,010
107,644	5	105,941	69	1,425,559
13,053	6	23,232	61	238,510
14,362	1	2,113	11	24,375
28,708	1	26,540	4	80,222
2,085,540	—	1,727,271	—	19,562,870
15,115,846	—	13,678,117	—	115,528,913
138,730	24	100,520	387	1,034,430
—	—	—	3	20,979
101,609	35	62,294	1,820	995,777
15,356,185	—	13,840,931	—	117,580,099

第15-6表 市町村の消防施設整備事業に対する地方債許可額の推移

(一般単独事業, 指定都市及び市町村分)

(単位: 百万円, %)

区 分	年 度			対前年度比率	
	54	55	56	増 加 額 (B)-(A)	増 加 率 (C)/(A)×100
政 府 資 金	1,586	5,075	5,621	546	10.8
共 済 組 合 資 金	7,897	8,503	9,757	1,254	14.7
損 保 債	8,659	7,766	9,638	1,872	24.1
生 保 債	3,510	3,407	1,987	△ 1,420	△ 41.7
市 有 物 件 債	4,817	5,224	5,636	412	7.9
全国自治協会資金	2,345	2,946	3,037	91	3.1
共 済 農 協 連 債	2,000	2,000	1,800	△ 200	△ 10.0
そ の 他	3,034	3,218	4,617	1,399	43.5
計	33,848	38,139	42,093	3,954	10.4

(3) 都道府県の消防防災費

都道府県の消防防災費の状況は、第15-7表のとおりである。昭和56年度における歳出決算額は400億16百万円であり、昭和56年度都道府県普通会計歳出決算額に占める割合は0.15%である。その内容は、危険物・高圧ガス取締り、火災予防等に要する事務費、消防学校費、防災資機材施設の建設・管理運営費等である。

第15-7表 都道府県の消防防災費決算額と消防関係補助金等の推移

(単位: 百万円, %)

年 度	普通会計総額 (A)	消防防災費 (B)	(B)/(A)×100	消 防 関 係 補 助 金	消 防 関 係 貸 付 金
54	22,851,516	26,694	0.12	3,288	2,267
55	24,568,926	34,721	0.14	5,499	1,535
56	26,371,803	40,016	0.15	6,647	1,602

市町村の消防費に対する都道府県の助成措置としては、補助金と貸付金がある。

昭和56年度における補助金の総額は66億47百万円で前年度に比べ11億

第15-8表 昭和58年度消防庁関係予算主要事項別一覧

(単位: 千円, %)

事 項	昭和58年度 予 算 額 (A)	昭和57年度 当初予算額 (B)	差引増減額 (A)-(B)	対前年度 比 (A)/(B)×100
◎主 要 事 項				
1 大震火災対策に必要な経費	4,407,384	4,620,377	△ 212,993	95.4
(1) 大震火災対策施設等整備費補助金	3,998,605	4,302,929	△ 304,324	92.9
ア 大震火災対策施設等整備費	1,592,605	1,652,929	△ 60,324	96.4
イ 消防防災無線通信施設整備費	1,636,000	1,880,000	△ 244,000	87.0
ウ コミュニティ防災センター整備費	770,000	770,000	—	100.0
コ コミュニティ分	570,000	570,000	—	100.0
ク 広 域 分	200,000	200,000	—	100.0
(2) 防災知識啓発委託費等	293,092	317,448	△ 24,356	92.3
(3) 衛星通信地上施設整備費	115,687	—	115,687	—
2 消防施設等整備費補助に必要な経費	13,728,596	14,506,123	△ 777,527	94.6
(1) 消防施設等整備費補助金	13,381,764	14,103,955	△ 722,191	94.9
(2) 特殊災害用消防施設等整備費補助金	346,832	373,774	△ 26,942	92.8
ア 林 野 分	174,112	167,062	7,050	104.2
イ 石油コンビナート分	172,720	206,712	△ 33,992	83.6
(3) 防災資機材施設整備費補助金	—	21,000	△ 21,000	—
(4) 原子力災害用防災資機材整備費補助金	—	7,394	△ 7,394	—
小 計	18,135,980	19,126,500	△ 990,520	94.8
◎上記以外の重点事項				
1 (財)日本消防協会補助に要する経費	41,000	41,000	—	100.0
2 消防団員等公務災害補償等共済基金補助に必要な経費	57,882	57,882	—	100.0
3 無線通信施設整備に要する経費	16,851	17,870	△ 1,019	94.3
小 計	115,733	116,752	△ 1,019	99.1
◎その他の経費	1,449,590	1,483,560	△ 33,970	97.7
合 計	19,701,303	20,726,812	△ 1,025,509	95.1

48百万円(20.9%)の増加となっている。補助対象、補助率については、各都道府県により必ずしも同一ではないが、各地の実情に応じ、小型動力ポンプ、消防無線、防火水槽、科学消防施設等を対象に国庫補助に準じて定率又は定額により補助しているか、あるいは、国庫補助の上積み補助の方法によっている。

また、貸付金の総額は16億2百万円で前年度より67百万円(4.4%)増加している。

このように、都道府県の市町村に対する助成は、国の補助金の交付及び地方債のあっせんとともに、地域の実情に即した助成措置として市町村の消防力の充実強化に大いに役立っており、なお一層の拡充が望まれている。

#### (4) 国の消防費

消防庁の昭和58年度予算額は、第15—8表に示すとおり、前年度より4.9%減の197億130万円となっている。

総額のうち177億2,720万円(90%)は、大震火災対策施設等整備費補助金及び消防施設等整備費補助金に充てられている。

## 附 属 資 料

(注) 表のみかた等

- 1 各表の数値は、表示単位未満を四捨五入したものである。したがって、計の数値がその内訳を合算した数値と一致しない場合がある。
- 2 各表の記号等は次のとおりである。

—又は空欄	: 皆無(該当なし)	0	: 単位未満
△	: 負数	...	: 不明
- 3 「11大都市」とは、札幌市、東京都特別区、川崎市、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市及び福岡市をいう。

附属資料1 昭和57年度の法令の制定

昭和57年度に制定された法律（消防関係）

法 律 名	施行年月日	要 旨（消防関係分）
警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律及び消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部を改正する法律（昭和57年法律第46号） （警察庁所管）	57.10.1	消防作業従事者等に係る年金たる補償を受ける権利について、国民金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫から小口の資金の貸付けを受けるための担保に供することができることとした。
行政事務の簡素合理化に伴う関係法律の整理及び適用対象の消滅等による法律の廃止に関する法律（昭和57年法律第69号） （行政管理庁所管）	57.7.23	消防法第13条の4に定める危険物取扱者試験委員について、必置規制を廃止することとした。

昭和57年度に制定された政令（消防関係）

政 令 名	施行年月日	要 旨（消防関係分）
非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（昭和57年政令第98号）	57.4.6	非常勤消防団員等に係る損害補償について、補償基準額の引上げを行い補償の基準の改善を図るとともに、配偶者等に係る扶養加算額を改定した。
消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令の一部を改正する政令（昭和57年政令第99号）	57.4.6	基金が市町村等に支払う消防団員退職報償金の支払額を増額するとともに、消防団員等公務災害補償等の改善に伴い、基金に対する掛金の額を改定した。
石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令（昭和57年政令第162号）	57.6.8	石油コンビナート等特別防災区域として、新たに川内地区を指定するとともに、三国地区等について区域の表示の改正、拡張等を行った。
石油コンビナート等災害防止法施行令の一部を改正する政令（昭和57年政令第315号）	57.12.21	自衛防災組織に係る大型化学消防車等を備え付けるべき基準を改めることとした。

政 令 名	施行年月日	要 旨 (消防関係分)
非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令(昭和58年政令第54号)	58. 4. 1	非常勤消防団員等が公務等により死亡した場合における葬祭補償の定額部分について引き上げを行った。
消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令の一部を改正する政令(昭和58年政令第55号)	58. 4. 1	基金が市町村等に支払う消防作業従事者等に係る損害補償について、支払額を補償基準額の2分の1の額から全額とするともに、基金に対する掛金の額を改定した。

附属資料2 昭和57年中の主な火災等

月 日	事 項
1 18	千葉県我孫子市の住宅から出火、4人死亡、原因は放火。
22	愛知県日進町の新聞店から出火、6人死亡、1人負傷、原因は給油中のガソリンに引火。
24	石川県加賀市の店舗兼共同住宅の物置から出火、11人負傷。
26	東京都練馬区の共同住宅から出火、3人死亡、1人負傷、原因は放火。
29	高知県高知市の住宅から出火、3人死亡、1人負傷、原因は電気コタツの使用誤り。
30	大阪府大阪市の共同住宅から出火、3人死亡、原因は火あそび。
31	大阪府貝塚市の織布工場の仕上室から出火、隣接建物10棟に延焼、焼損面積4,474m <sup>2</sup> 、損害額4億3,446万円。
2 2	静岡県本川根町の電気店から出火、隣接建物11棟に延焼、損害額3億6,045万円、原因は電気器具の電流過多。
6	秋田県湯沢市の書店から出火、隣接建物3棟に延焼、損害額3億413万円、原因は石油ストーブに可燃物落下。
8	東京都千代田区のホテル・ニュージャパンの9階宿泊室から出火、32人死亡、34人負傷、焼損面積4,186m <sup>2</sup> 、損害額17億2,613万円、原因はタバコ。
8	青森県板柳町の住宅から出火、4人死亡、原因は石油ストーブの輻射熱。
9	東京羽田沖、日航機墜落事故、24人死亡、147人負傷。
9	岩手県盛岡市の住宅から出火、3人死亡、3人負傷、原因は放火の疑い。
14	茨城県下館市の住宅から出火、4人死亡、原因は放火。
16	京都府京都市の共同住宅から出火、3人死亡、2人負傷、原因はマッチ。
18	静岡県三島市の書店から出火、5人死亡、2人負傷、隣接建物8棟に延焼。
26	東京都練馬区の機械器具倉庫から出火、1人負傷、損害額3億4,478万円、原因はタバコ。
3 3	宮城県仙台市の住宅から出火、4人死亡。
5	北海道札幌市の住宅から出火、3人死亡。
7	福岡県行橋市の原野1万5,000a焼失。
8	東京都北区の寝具店から出火、8人負傷、隣接建物14棟に延焼、り災者数44人、損害額3億6,030万円、原因は放火。
9	青森県尾上町の公衆浴場から出火、4人死亡、原因はストーブ。
10	兵庫県尼崎市の共同住宅から出火、4人死亡、2人負傷。
17	埼玉県八潮市の商品倉庫から出火、5人負傷、焼損面積3,550m <sup>2</sup> 、損害額6億6,428万円。
18	長崎県佐世保市で船舶の機関室から出火、10人死亡、2人負傷。

月 日	事 項
21	昭和57年(1982年)浦河沖地震 M7.3, 167人負傷。
24	群馬県大胡町の製材工場から出火, 37人負傷, 隣接建物10棟に延燃, 原因は焼却炉の火の粉が飛火。
27	山梨県富士吉田市の木工工場から出火, 焼損面積 3,745m <sup>2</sup> , 原因はマッチ。
27	東京都江戸川区の共同住宅から出火, 5人死亡, 5人負傷。
29	秋田県大内町の住宅から出火, 4人死亡, 原因はタバコ。
29	奈良県東吉野村の閉鎖中の山小屋から出火, 4人死亡。
31	茨城県神栖町の鹿島製油所から出火, 2人死亡, 6人負傷, 損害額 1億7,112万円, 原因は自然発火。
4 9	奈良県御所市の履物製造業の倉庫から出火, 損害額 5億8,823万円。
14	秋田県角館町の住宅から出火, 4人死亡, 原因はストーブの過熱。
5 4	福井県芦原町の製材作業所から出火, 焼損面積 4,067m <sup>2</sup> , 損害額 4億2,435万円, 原因はたき火。
12	新潟県与板町の住宅から出火, 3人死亡, 原因は風呂釜の消し忘れ。
27	大阪府摂津市の住宅から出火, 4人死亡, 1人負傷, 原因はプロパンガスの爆発。
6 4	青森県青森市の住宅から出火, 3人死亡, 原因は石油ストーブに可燃物落下。
20	埼玉県岩槻市の住宅から出火, 3人死亡, 原因はローソクの転倒。
21	静岡県蒲原町の冷蔵倉庫から出火, 損害額 3億8,135万円, 原因はアセチレンガス溶接機の火花。
7 5	神奈川県綾瀬市のアメリカ軍倉庫から出火, 焼損面積 4,059m <sup>2</sup> 。
7 5	昭和57年7月及び8月豪雨, 死者・行方不明者439人(うち長崎県299人), 負傷者1,175人住家の全壊・流出1,120棟
(8 3)	
7 12	熊本県田浦町の黒鉛製造工場から出火, 焼損面積 7,751m <sup>2</sup> , 原因は電気炉の火が発生ガスに引火。
8 7	大阪府東大阪市の共同住宅から出火, 10人負傷, 隣接建物4棟に延燃, り災者数88人, 原因はプロパンガスの爆発。
8	群馬県榛名町の住宅から出火, 3人死亡。
12	兵庫県姫路市のなめし皮製造作業場から出火, 1人負傷, 焼損面積 3,922m <sup>2</sup> , 損害額 5億9,661万円。
14	埼玉県杉戸町の家具製造工場から出火, 1人負傷, 焼損面積 3,205m <sup>2</sup> , 損害額 5億1,430万円。
17	北海道留萌市の共同住宅から出火, 1人死亡, 10人負傷, 原因は電気冷蔵庫の火花がプロパンガスに引火。
21	大阪府堺市のダイセル化学工場から出火, 4人死亡, 206人負傷, り災世帯数2,167世帯, り災者数6,793人, 損害額 9億9,971万円。
23	三重県四日市市の生川倉庫から出火, 26人負傷, 焼損面積 4,458m <sup>2</sup> , 損害額 11億7,693万円, 原因は電気器具のスパーク。

月 日	事 項
23	群馬県館林市の住宅から出火, 3人死亡。
24	東京都江東区の作業所から出火, 3人死亡, 損害額 3億3,029万円。
26	沖縄県石垣市で旅客機の燃料タンクから出火, 損害額 7億7,246万円。
9 6	大阪府茨木市の雑居ビルから出火, 2人負傷, 損害額 3億3,761万円, 原因は放火の疑い。
9	長崎県長崎市の金属製品製造工場から出火, 焼損面積 5,247m <sup>2</sup> , 原因はアセチレンガス溶接機の火花。
11	広島県呉市で船舶の船そうから出火, 6人死亡, 8人負傷。
13	栃木県栗山村で車両火災, 5人死亡。
29	石川県押水町の織物検査場の製品置場から出火, 損害額 3億4,134万円, 原因はタバコ。
30	愛知県東海市の家具販売店から出火, 1人負傷, 損害額 3億2,178万円。
10 3	宮崎県清武町の半導体集積回路製造工場から出火, 5人負傷, 損害額 3億3,534万円。
27	山口県岩国市の住宅から出火, 3人死亡, 1人負傷, 原因は放火。
11 8	兵庫県明石市の共同住宅から出火, 3人死亡, 2人負傷, 原因は風呂釜の火がプロパンガスに引火。
11	千葉県木更津市の住宅から出火, 3人死亡, 原因は石油ストーブ。
14	静岡県浜松市で自衛隊機墜落, 1人死亡, 10人負傷, 建物7棟に延燃, 損害額 20億5,101万円。
18	富山県庄川町の温泉旅館から出火, 2人死亡, 8人負傷, 焼損面積 3,980m <sup>2</sup> , 損害額 4億7,278万円。
21	福井県池田町の住宅から出火, 4人死亡, 1人負傷。
12 6	福井県勝山市の住宅から出火, 3人死亡, 2人負傷。
9	山口県下関で冷蔵貨物船の船そうから出火, 3人死亡, 1人負傷。
19	北海道根室市の店舗から出火, 1人死亡, 3人負傷, 損害額 4億5,860万円, 原因はマッチ火が商品に引火。
26	大阪府高槻市の倉庫の休憩室から出火, 1人死亡, 3人負傷, 損害額 4億5,561万円, 原因は石油ストーブの輻射熱。

附属資料3 都 道 府 県 別

区分 都道府県	出 火 件 数						
	計	建 物	林 野	車 両	船 舶	航空機	その他
北海道	2 441	1 914	88	178	15	—	246
青森	898	667	108	56	10	—	57
岩手	576	423	79	32	3	—	39
宮城	991	646	95	59	8	—	183
秋田	662	427	132	30	1	—	72
山形	591	435	52	28	1	—	75
福島	1 001	676	170	33	1	—	121
茨城	1 556	830	187	83	2	—	454
栃木	1 143	603	156	89	—	—	295
群馬	1 003	683	66	67	1	—	186
埼玉	2 269	1 566	38	193	—	—	472
千葉	2 379	1 255	171	180	1	—	772
東京都	7 112	4 004	33	601	5	—	2 469
神奈川県	2 979	1 787	38	306	11	—	837
新潟	1 083	744	117	66	1	—	155
富山	300	235	24	17	1	—	23
石川	488	280	71	32	3	—	102
福井	306	199	32	33	2	—	40
山梨	387	246	43	31	—	—	67
長野	835	557	102	44	—	—	132
岐阜	1 353	638	148	70	—	—	497
静岡県	1 736	1 004	90	123	6	1	512
愛知県	4 166	2 013	172	298	2	—	1 681
三重	1 099	482	134	65	3	—	415
滋賀	502	280	33	45	—	—	144
京都	594	440	48	38	—	—	68
大阪	5 273	3 612	120	572	8	—	961
兵庫県	3 099	1 765	356	228	3	—	747
奈良	245	194	17	22	—	—	12
和歌山	292	205	45	22	3	—	17

火 災 損 害 状 況

(昭和57年中)

計	焼 損 棟 数			焼 損 面 積	
	全 焼	半 焼	部 分 焼	建 物(m <sup>2</sup> )	林 野(a)
2 217	733	363	1 121	141 183	12 053
900	373	132	395	66 644	8 073
616	305	53	258	39 625	3 353
883	291	74	518	37 618	2 118
628	280	73	275	57 530	6 640
549	188	56	305	28 137	2 148
927	390	102	435	50 981	12 279
1 121	466	102	553	50 101	3 402
904	371	74	459	49 124	5 931
1 054	432	97	525	55 132	1 139
2 152	561	201	1 390	76 519	588
1 613	440	127	1 046	47 187	2 349
5 746	568	388	4 790	86 250	1 371
2 330	441	174	1 715	57 484	455
974	296	119	559	60 765	3 788
331	100	51	180	30 985	949
412	97	38	277	17 816	1 423
275	99	26	150	17 910	2 417
344	128	39	177	21 112	1 608
695	255	77	363	33 788	4 582
789	185	73	531	29 818	2 357
1 364	354	148	862	50 846	1 299
2 533	481	222	1 830	75 269	9 033
616	170	55	391	24 276	4 829
333	92	26	215	16 027	907
649	193	95	361	31 147	1 862
4 593	497	388	3 708	105 974	9 711
2 236	408	197	1 631	73 061	8 289
299	145	40	114	27 544	2 954
318	129	47	142	20 515	12 812

附属資料3 都 道 府 県 別

区 分	出 火 件 数						
	計	建 物	林 野	車 両	船 舶	航空機	その他
鳥 取	320	217	43	13	—	—	47
島 根	465	254	91	14	6	—	100
岡 山	1 095	654	159	60	2	—	220
広 島	1 726	883	272	109	17	—	445
山 口	911	548	127	33	7	—	196
徳 島	463	302	45	23	3	—	90
香 川	705	418	70	42	2	—	173
愛 媛	704	499	84	35	6	—	80
高 知	459	286	64	21	3	—	85
福 岡	2 043	1 370	135	153	6	—	379
佐 賀	366	273	24	21	1	—	47
長 崎	685	427	92	43	11	—	112
熊 本	619	458	57	38	6	—	60
大 分	529	369	60	31	4	—	65
宮 崎	544	375	77	30	1	—	61
鹿 児 島	1 009	598	129	57	5	—	220
沖 縄	566	255	85	53	2	1	170
全 国 計	60 568	36 996	4 579	4 417	173	2	14 401
札 幌	492	348	2	42	—	—	100
東 京	5 344	3 131	—	472	4	—	1 737
横 浜	1 268	680	—	95	3	—	490
川 崎	412	298	—	63	3	—	48
名 古 屋	1 262	641	23	124	1	—	473
京 都	227	201	5	11	—	—	10
大 阪	1 727	1 188	—	211	4	—	324
神 戸	728	409	67	74	2	—	176
広 島	537	267	61	43	7	—	159
北 九 州	315	219	15	35	3	—	43
福 岡	436	338	8	52	3	—	35
11大都市計	12 748	7 720	181	1 222	30	—	3 595

(注) 1 11大都市計は、全国計の内数である。  
 2 「11大都市」における東京とは、東京都の特別区である。

火 災 損 害 状 況 (つづき)

(昭和57年中)

計	焼 損 棟 数			焼 損 面 積	
	全 焼	半 焼	部分焼	建 物(m <sup>2</sup> )	林 野(a)
311	92	41	178	15 119	943
339	109	36	194	15 925	2 547
891	267	88	536	35 400	17 636
1 194	272	115	807	36 797	9 402
733	193	75	465	28 652	3 349
410	125	42	243	16 655	16 289
530	139	49	342	19 214	4 528
670	215	76	379	24 606	2 290
388	160	35	193	14 634	5 060
1 767	428	162	1 177	63 076	77 534
359	121	36	202	16 422	460
574	227	55	292	36 733	5 691
599	223	57	319	39 131	1 925
493	190	45	258	29 092	2 136
523	173	38	312	20 019	6 175
854	349	46	459	32 289	4 008
295	81	39	175	8 277	22 914
49 331	12 832	4 692	31 807	1 932 409	313 606
384	42	54	288	7 145	160
4 538	374	308	3 856	66 591	—
863	150	54	659	17 380	—
429	68	34	327	9 292	—
831	92	60	679	12 935	2 844
338	76	56	206	11 543	175
1 570	97	151	1 322	29 440	—
546	72	44	430	12 665	1 104
350	33	25	292	5 085	231
290	70	47	173	12 205	54 583
467	83	35	349	11 826	82
10 606	1 157	868	8 581	196 107	59 179

附属資料3 都道府県別

区分	死傷者数		り災世帯数				り災人員数
	死者	負傷者	計	全損	半損	小損	
北海道	102	329	1 641	515	263	863	4 676
青森	53	110	681	308	70	303	2 400
岩手	22	82	343	142	32	169	1 246
宮城	33	101	516	157	49	310	1 912
秋田	37	48	393	166	41	186	1 462
山形	24	106	351	105	47	199	1 380
福島	33	106	480	193	46	241	1 851
茨城	45	127	574	215	54	305	2 047
栃木	43	134	473	171	31	271	1 697
群馬	37	212	578	191	48	339	2 096
埼玉	78	365	1 509	408	120	981	5 038
千葉	73	278	1 108	284	89	735	3 691
東京都	169	1 156	5 146	886	466	3 794	14 303
神奈川県	86	384	1 936	414	138	1 384	5 930
新潟	36	172	630	203	71	356	2 301
富山	23	67	182	47	36	99	679
石川	18	79	287	91	23	173	981
福井	16	30	148	50	16	82	533
山梨	13	48	203	66	28	109	594
長野	30	114	380	110	38	232	1 412
岐阜	21	140	497	98	52	347	1 808
静岡県	62	256	833	243	85	505	2 961
愛知県	96	354	1 649	265	157	1 227	5 750
三重	28	134	352	86	35	231	1 205
滋賀	12	64	209	62	20	127	780
京都	52	107	481	136	72	273	1 163
大阪	115	914	6 721	1 022	402	5 297	20 162
兵庫県	73	295	1 815	408	163	1 244	5 930
奈良	15	45	150	67	19	64	514
和歌山	6	47	186	90	24	72	500

火災損害状況(つづき)

(昭和57年中)

計	損 害 額 (千円)							
	建 物			林 野	車 両	船 舶	航 空 機	そ の 他
	建 物	収 容 物	小 計					
7 864 385	3 581 947	4 126 631	7 708 578	15 981	63 326	57 022	—	19 478
3 747 232	1 930 033	1 708 471	3 638 504	42 228	15 532	33 015	—	17 953
1 880 389	1 205 819	581 911	1 787 730	23 637	50 806	3 887	—	14 329
2 550 191	1 442 154	1 030 095	2 472 249	6 861	43 723	12 415	—	14 943
3 154 685	1 633 110	1 474 749	3 107 859	30 422	11 600	466	—	4 338
1 502 635	817 083	666 952	1 484 035	3 021	11 504	152	—	3 923
2 244 826	1 156 788	917 112	2 073 900	100 568	39 946	200	—	30 212
3 711 945	1 919 171	1 562 525	3 481 696	14 188	27 076	1 030	—	187 955
2 953 329	1 405 977	1 439 974	2 845 951	44 854	53 896	—	—	8 628
3 114 939	1 509 540	1 549 508	3 059 048	4 833	20 383	150	—	30 525
7 561 227	3 682 817	3 715 002	7 397 819	2 355	54 052	—	—	107 001
4 076 065	2 536 822	1 464 321	4 001 143	6 934	45 039	45	—	22 904
18 873 012	6 561 916	12 018 174	18 580 090	421	108 591	1 139	—	182 771
5 274 103	2 956 443	2 064 354	5 020 797	3 951	105 710	34 072	—	109 573
3 342 490	1 812 388	1 456 775	3 269 163	11 962	27 080	2 289	—	31 996
1 712 661	1 014 377	692 771	1 707 148	2 572	1 258	300	—	1 383
1 570 331	674 618	863 700	1 538 318	4 230	23 059	1 793	—	2 931
1 176 394	695 080	437 302	1 132 382	10 460	18 598	13 900	—	1 054
1 327 196	646 591	656 749	1 303 340	3 091	13 815	—	—	6 950
2 101 969	1 005 029	1 046 625	2 051 654	23 406	9 785	—	—	17 124
1 444 989	780 413	593 351	1 373 764	12 263	48 863	—	—	10 099
6 389 855	2 056 986	2 071 513	4 128 499	17 932	116 208	2 902	2 000 000	124 314
4 876 080	2 438 173	2 275 081	4 713 254	14 778	63 520	8 064	—	76 464
2 383 214	1 166 287	1 119 903	2 286 190	24 278	40 275	5 289	—	27 182
1 063 263	493 813	530 179	1 023 992	2 262	26 494	—	—	10 515
2 069 909	1 109 569	937 164	2 046 733	6 488	10 750	—	—	5 938
12 150 969	5 540 141	6 290 988	11 831 129	37 211	92 597	26 160	—	163 872
5 772 791	2 987 610	2 695 643	5 683 253	9 797	55 738	6 094	—	17 909
2 435 620	869 390	1 479 401	2 348 791	35 352	21 327	—	—	30 150
1 656 993	823 604	722 214	1 545 818	64 147	12 768	8 367	—	25 893

附属資料3 都道府県別

区分	死傷者数		り災世帯数				り災 人員数
	死者	負傷者	計	全損	半損	小損	
鳥取	13	38	183	50	26	107	659
島根	11	26	216	61	19	136	749
岡山	34	143	539	175	42	322	1 834
広島	47	192	810	190	67	553	2 521
山口	35	112	533	146	50	337	1 681
徳島	15	57	227	61	22	144	747
香川	17	82	348	101	25	222	1 136
愛媛	32	127	430	153	54	223	1 316
高知	24	54	254	104	31	119	709
福岡	49	306	1 311	397	120	794	4 251
佐賀	10	72	227	76	16	135	884
長崎	22	102	391	151	30	210	1 290
熊本	20	87	398	144	30	224	1 372
大分	14	71	336	116	43	177	1 099
宮崎	16	84	311	101	14	196	1 024
鹿児島	26	123	581	228	30	323	1 740
沖縄	13	32	170	54	22	94	548
全国計	1 849	8 112	37 717	9 507	3 376	24 834	120 562
札幌	19	61	339	52	54	233	860
東京	132	900	4 229	730	405	3 094	11 542
横浜	30	143	780	162	55	563	2 358
川崎	17	73	387	78	25	284	1 170
名古屋	31	117	662	74	58	530	2 076
京都	30	61	309	77	54	178	594
大阪	38	277	1 843	430	225	1 188	4 843
神戸	10	77	527	114	59	354	1 534
広島	14	55	288	55	20	213	769
北九州	11	61	267	101	37	129	789
福岡	12	87	380	110	32	238	1 096
11大都市計	344	1 912	10 011	1 983	1 024	7 004	27 631

火災損害状況(つづき)

(昭和57年中)

計	損 害 額 (千円)							
	建 物			林 野	車 両	船 舶	航空機	その他
	建 物	収容物	小 計					
698 764	400 643	291 385	692 028	1 243	1 112	—	—	4 381
753 653	493 108	216 288	709 396	8 282	6 924	27 279	—	1 772
2 305 733	1 217 270	1 009 777	2 227 047	20 537	31 856	966	—	25 327
2 060 311	1 053 453	956 394	2 009 847	14 965	16 337	5 066	—	14 096
1 797 465	907 049	625 323	1 532 372	5 345	4 458	250 886	—	4 404
941 176	375 849	470 226	846 075	74 321	7 682	640	—	12 458
1 634 676	668 955	925 886	1 594 841	7 757	19 660	1 044	—	11 374
1 279 420	740 651	518 109	1 258 760	4 617	6 757	1 410	—	7 876
1 106 825	570 325	486 354	1 056 679	40 096	3 757	323	—	5 970
3 611 419	1 733 657	1 775 382	3 509 039	31 009	46 951	3 140	—	21 280
791 435	495 653	266 233	761 886	5 007	8 095	20	—	16 427
1 702 907	727 103	784 169	1 511 272	107 687	9 171	69 893	—	4 884
1 778 159	1 036 300	693 307	1 729 607	10 711	12 626	2 001	—	23 214
1 563 849	684 655	857 145	1 541 800	6 867	7 545	5 835	—	1 802
4 302 942	581 147	3 669 653	4 250 800	44 612	3 290	362	—	3 878
1 555 939	831 031	676 069	1 507 100	25 172	8 962	3 007	—	11 698
1 204 438	205 698	199 129	404 827	2 296	14 744	200 772	464	9 907
149 072 798	69 176 236	72 609 967	141 786 203	991 007	1 443 246	590 823	2 772 464	1 489 055
541 857	300 851	236 056	536 907	—	4 346	—	—	604
15 987 679	5 374 521	10 482 340	15 856 861	—	87 356	1 139	—	42 323
1 718 232	1 066 938	601 693	1 668 631	—	20 636	18 000	—	11 015
1 032 103	423 873	482 036	905 909	—	19 197	15 862	—	91 135
1 078 025	466 933	531 051	997 984	120	20 567	49	—	59 305
752 418	455 708	287 739	743 447	3 255	4 534	—	—	1 182
2 491 133	1 165 933	1 258 486	2 424 469	515	24 935	22 714	—	18 500
1 355 195	688 552	635 735	1 324 287	2 731	21 447	4 594	—	2 136
509 485	246 862	253 569	500 431	315	4 008	1 617	—	3 114
553 857	246 567	298 897	545 464	15	5 684	1 230	—	1 464
888 889	400 756	472 177	872 933	1 012	9 733	1 910	—	3 301
26 908 923	10 837 544	15 539 779	26 377 323	7 963	222 443	67 115	—	234 079

附属資料 4 月 別 火 災

区分 月	出 火 件 数						
	計	建 物	林 野	車 両	船 舶	航空機	そ の 他
1 月	6 461	3 753	415	364	13	—	1 916
2 月	6 993	3 901	593	346	23	—	2 130
3 月	8 009	4 051	1 020	409	14	—	2 515
4 月	6 552	3 641	946	379	12	—	1 574
5 月	5 326	3 126	488	455	18	—	1 239
6 月	4 269	2 675	268	371	11	—	944
7 月	3 842	2 488	211	349	14	—	780
8 月	3 446	2 417	101	325	16	1	586
9 月	3 308	2 261	121	325	14	—	587
10 月	3 866	2 575	191	377	12	—	711
11 月	3 555	2 616	75	300	11	1	552
12 月	4 941	3 492	150	417	15	—	867
計	60 568	36 996	4 579	4 417	173	2	14 401

附属資料 4 月 別 火 災

区分 月	り 災 世 帯 数				り 災 人員数	損	
	計	全 損	半 損	小 損		計	建
							小 計
1 月	4 020	1 112	357	2 551	12 511	13 821 824	13 529 747
2 月	4 160	1 242	399	2 519	12 924	17 577 812	17 257 540
3 月	4 030	1 132	425	2 473	12 954	16 639 149	15 650 539
4 月	3 519	1 016	370	2 133	11 257	13 791 814	13 348 061
5 月	2 975	736	266	1 973	9 836	12 143 450	11 659 176
6 月	2 303	556	221	1 526	7 489	7 650 824	7 433 648
7 月	2 192	512	193	1 487	7 046	8 387 756	8 040 583
8 月	4 385	547	225	3 613	14 125	12 552 042	11 504 427
9 月	2 044	495	206	1 343	6 427	8 610 785	8 232 975
10 月	2 279	622	194	1 463	7 428	12 309 494	12 061 760
11 月	2 340	607	221	1 512	7 644	11 832 047	9 667 036
12 月	3 470	930	299	2 241	10 921	13 755 801	13 400 711
計	37 717	9 507	3 376	24 834	120 562	149 072 798	141 786 203

損 害 状 況

(昭和57年中)

計	焼 損 棟 数			焼 損 面 積		死 傷 者 数	
	全 焼	半 焼	部 分 焼	建物(m <sup>2</sup> )	林 野(a)	死 者	負 傷 者
5 064	1 408	463	3 193	203 472	33 476	220	811
5 373	1 521	488	3 364	212 027	26 397	232	915
5 567	1 555	546	3 466	227 555	117 156	245	901
5 025	1 404	504	3 117	197 959	55 035	177	752
4 309	1 148	407	2 754	168 896	26 755	123	702
3 447	799	347	2 301	113 361	11 073	116	550
3 112	673	272	2 167	117 469	10 944	84	518
3 106	704	294	2 108	122 778	3 822	81	767
2 936	711	278	1 947	115 624	19 941	99	463
3 373	884	315	2 174	142 709	6 512	112	498
3 379	840	328	2 211	129 195	1 171	135	528
4 640	1 185	450	3 005	181 364	1 324	175	707
49 331	12 832	4 692	31 807	1 932 409	313 606	1 849	8 112

損 害 状 況 (つづき)

(昭和57年中)

害 額 (千円)						
建 物	収 容 物	林 野	車 両	船 舶	航空機	そ の 他
7 321 969	6 207 778	39 106	86 346	22 430	—	144 195
8 494 414	8 763 126	97 927	95 571	55 632	—	71 142
8 320 209	7 330 330	233 349	192 738	107 150	—	455 373
6 682 850	6 665 211	203 815	107 990	28 251	—	103 697
5 889 652	5 769 524	128 311	150 549	84 147	—	121 267
3 714 416	3 719 232	47 314	111 369	9 229	—	49 264
3 717 992	4 322 591	37 391	131 280	10 760	—	167 742
5 129 762	6 374 665	7 454	122 332	17 238	772 464	128 127
4 093 554	4 139 421	158 443	105 833	12 449	—	101 085
4 328 478	7 733 282	24 389	134 589	24 850	—	63 906
5 100 723	4 566 313	3 543	99 713	19 429	2 000 000	42 326
6 382 217	7 018 494	9 965	104 936	199 258	—	40 931
69 176 236	72 609 967	991 007	1 443 246	590 823	2 772 464	1 489 055

附属資料5 出火原因別

出火原因	区分	出火件数	焼損面積 (m <sup>2</sup> )	焼損棟数	り世帯 災数	損害額 (千円)
たばこ	こ	7 556	6 488 738	4 984	4 382	15 681 316
火あそび	び	6 103	1 025 516	3 407	2 047	5 251 707
たき火	火	6 013	5 890 418	1 459	412	2 984 692
こんろ	ろ	5 166	146 799	6 036	5 572	8 515 976
放火	火	4 258	168 350	3 068	2 378	7 581 063
放火の疑い	い	3 123	1 141 185	2 158	1 203	4 847 945
風呂かまど	ど	2 673	70 598	3 112	2 835	3 438 988
ストーブ	ブ	2 341	157 495	3 171	2 867	10 889 534
マッチ・ライター	ター	1 672	574 608	1 145	992	2 529 817
煙突・煙道	道	1 012	61 059	1 158	783	2 323 745
電灯・電話等の配線	線	712	31 156	615	341	1 853 990
灯火	火	627	41 387	806	743	2 200 866
取灰	灰	544	25 390	624	346	987 144
交通機関内配線	線	465	245	30	12	124 141

附属資料6 主な出火

出火原因	昭和52年			昭和53年			昭和54年	
	順位	件数	構成割合%	順位	件数	構成割合%	順位	件数
たばこ	1	9 069	14.2	1	9 920	14.1	1	8 347
たき火	2	6 850	10.7	2	9 877	14.0	2	7 649
火あそび	3	5 850	9.1	3	6 335	9.0	3	6 258
放火(疑いを含む)	4	5 417	8.5	4	5 369	7.6	4	5 944
こんろ	5	4 434	6.9	5	4 514	6.4	5	4 797
風呂かまど	6	3 224	5.0	6	3 665	5.2	6	3 752
ストーブ	7	2 581	4.0	7	2 766	3.9	7	2 515
マッチ・ライター	8	2 188	3.4	8	2 268	3.2	8	1 840
煙突・煙道	9	1 253	2.0	9	1 305	1.9	9	1 094
電灯電話等の配線	10	748	1.2	10	782	1.1	10	811
こたつ	13	577	0.9	13	558	0.8	14	462
取灰	12	585	0.9	11	587	0.8	13	512
灯火	14	567	0.9	12	560	0.8	12	558
電気装置	11	591	0.9	14	542	0.8	11	564
炉	15	510	0.8	15	520	0.7	15	450
		63 974			70 423			63 794

火災損害状況

(昭和57年中)

出火原因	区分	出火件数	焼損面積 (m <sup>2</sup> )	焼損棟数	り世帯 災数	損害額 (千円)
電気装置	置	425	15 213	356	80	1 307 035
こたつ	つ	419	33 127	619	535	1 829 978
内燃機関	関	397	33 104	71	12	2 393 722
配線器具	具	359	8 530	330	182	733 245
電灯・ネオン	ン	342	15 454	355	208	758 396
炉	炉	330	27 182	358	91	1 515 980
かまど	ど	321	58 836	413	162	805 428
電気アイロン・電気こてい	て	105	7 434	136	117	768 700
いろり	り	48	7 167	78	35	107 393
火ばち	ち	33	3 190	59	43	147 645
その他の電気		1 573	62 200	1 618	1 026	6 630 460
その他・不明		13 951	17 198 628	13 165	10 313	62 863 892
計		60 568	33 293 009	49 331	37 717	149 072 798

原因の推移

年	昭和55年			昭和56年			昭和57年			
	構成割合%	順位	件数	構成割合%	順位	件数	構成割合%	順位	件数	構成割合%
	13.1	1	7 338	12.3	1	7 510	12.4	1	7 556	12.5
	12.0	3	5 805	9.7	4	5 407	8.9	4	6 013	9.9
	9.8	2	6 012	10.0	3	6 148	10.1	3	6 103	10.1
	9.3	4	5 747	9.6	2	6 529	10.7	2	7 381	12.2
	7.5	5	4 909	8.2	5	5 190	8.5	5	5 166	8.5
	5.9	6	3 783	6.3	6	3 261	5.4	6	2 673	4.4
	3.9	7	2 675	4.5	7	2 780	4.6	7	2 341	3.9
	2.9	8	1 720	2.9	8	1 666	2.7	8	1 672	2.8
	1.7	9	1 073	1.8	9	1 097	1.8	9	1 012	1.7
	1.3	10	800	1.3	10	751	1.2	10	712	1.2
	0.7	12	509	0.8	14	507	0.8	14	419	0.7
	0.8	14	498	0.8	11	600	1.0	12	544	0.9
	0.9	11	544	0.9	12	565	0.9	11	627	1.0
	0.9	13	502	0.8	13	536	0.9	13	425	0.7
	0.7	15	434	0.7	16	408	0.7	15	330	0.5
			59 885			60 788			60 568	

附屬資料7 用途別の主な火災事例

出火年月日	出火場所	事業所名	死者数	負傷者数	損害額(千円)	出火原因
昭和48年9月25日	大阪府高槻市	カキヤ洋行	6	14	7,061,800	放火
昭和48年11月29日	大阪府高槻市	ツキヤ	100	124	1,747,396	不明
昭和49年2月7日	大阪府高槻市	パピヤ	—	5	192,400	不明
昭和49年7月17日	大阪府高槻市	パピヤ	—	40	1,086,574	不明
昭和51年2月16日	大阪府高槻市	パピヤ	—	—	247,000	不明
昭和51年6月22日	大阪府高槻市	パピヤ	—	—	211,720	不明
昭和51年11月9日	大阪府高槻市	パピヤ	—	—	213,266	不明
昭和55年12月23日	大阪府高槻市	パピヤ	—	—	356,954	不明
昭和56年3月4日	大阪府高槻市	パピヤ	—	—	330,238	不明
昭和56年3月4日	大阪府高槻市	パピヤ	—	—	353,929	不明

(病院)

出火年月日	出火場所	事業所名	死者数	負傷者数	損害額(千円)	出火原因
昭和35年1月6日	神奈川県横浜市	立科会	16	—	19,122	石油ストーブの消し忘れ
昭和35年3月19日	神奈川県横浜市	立科会	11	5	1,636	不明
昭和39年3月30日	神奈川県横浜市	立科会	9	3	2,270	不明
昭和44年11月19日	神奈川県横浜市	立科会	6	5	7,015	不明
昭和44年6月29日	神奈川県横浜市	立科会	17	5	10,908	不明
昭和46年8月6日	神奈川県横浜市	立科会	5	1	2,365	不明
昭和48年2月2日	神奈川県横浜市	立科会	6	1	2,793	不明
昭和48年3月8日	神奈川県横浜市	立科会	6	—	3,782	不明
昭和48年5月13日	神奈川県横浜市	立科会	13	3	57,593	不明
昭和52年5月13日	神奈川県横浜市	立科会	7	5	7,178	不明

(劇場・映画館)

出火年月日	出火場所	事業所名	死者数	負傷者数	損害額(千円)	出火原因
昭和29年9月15日	大阪府大阪市	S映画	—	28	65,262	不明
昭和31年11月20日	大阪府大阪市	S映画	5	5	17,181	不明
昭和31年12月22日	大阪府大阪市	S映画	—	16	44,559	不明

昭和33年2月1日	東京都千代田区	東宝	3	25	272,038	火取の粉の飛余
昭和34年1月27日	東京都千代田区	東宝	12	23	11,730	不明
昭和43年3月18日	東京都千代田区	東宝	3	7	17,950	不明
昭和44年12月14日	東京都千代田区	東宝	3	3	18,160	不明
昭和49年2月16日	東京都千代田区	東宝	3	3	20,786	不明
昭和51年10月29日	東京都千代田区	東宝	1	1,003	40,500,000	不明
昭和54年4月13日	東京都千代田区	東宝	—	—	218,430	不明

(ホテル・旅館)

出火年月日	出火場所	事業所名	死者数	負傷者数	損害額(千円)	出火原因
昭和44年2月5日	福島県郡山市	磐石	30	41	1,098,261	石油ストーブ
昭和44年5月18日	福島県郡山市	磐石	—	16	2,321,732	不明
昭和46年10月11日	福島県郡山市	磐石	6	15	216,637	不明
昭和48年3月10日	福島県郡山市	磐石	4	5	14,919	不明
昭和50年8月15日	福島県郡山市	磐石	7	64	99,477	不明
昭和53年6月4日	福島県郡山市	磐石	3	24	60,116	不明
昭和54年1月15日	福島県郡山市	磐石	3	2	5,498	不明
昭和55年11月20日	福島県郡山市	磐石	45	22	533,751	不明
昭和57年2月8日	福島県郡山市	磐石	32	34	1,726,126	不明
昭和57年11月18日	福島県郡山市	磐石	2	8	472,780	不明

[複合用途防火対象物(雑居ビル)]

出火年月日	出火場所	事業所名(火元事業所名)	死者数	負傷者数	損害額(千円)	出火原因
昭和47年5月13日	大阪府豊島区	日サビビル	118	81	1,649,693	不明
昭和48年12月19日	大阪府豊島区	日サビビル	5	17	256,336	不明
昭和50年3月1日	大阪府豊島区	日サビビル	6	2	57,789	不明
昭和51年12月4日	大阪府豊島区	日サビビル	3	2	7,810	不明
昭和51年12月16日	大阪府豊島区	日サビビル	15	8	10,270	不明
昭和53年3月10日	大阪府豊島区	日サビビル	11	2	38,781	不明
昭和54年11月19日	大阪府豊島区	日サビビル	4	3	10,483	不明
昭和54年11月20日	大阪府豊島区	日サビビル	4	3	17,685	不明
昭和55年8月16日	大阪府豊島区	日サビビル	14	223	48,988	不明
昭和56年2月28日	大阪府豊島区	日サビビル	3	2	564,236	不明
昭和56年2月28日	大阪府豊島区	日サビビル	3	2	140,964	不明

附属資料8 昭和21年以降

区分 年	出火件数							焼 計
	計	建物	林野	車両	船舶	航空機	その他	
昭和21年	14 460	14 460	...	...	...	...	...	...
22	18 806	15 888	2 918	...	...	...	...	...
23	17 022	15 099	1 923	...	...	...	...	...
24	18 484	16 346	1 334	261	111	432	...	...
25	19 243	16 663	1 161	470	102	847	...	...
26	21 223	18 130	1 582	1 511			...	...
27	22 075	18 350	1 501	974	150	1 100	...	...
28	25 677	21 214	1 726	1 299	167	1 271	...	...
29	27 870	22 618	1 579	1 674	179	1 820	35 083	...
30	29 947	23 769	1 840	2 054	192	2 092	36 231	...
31	33 312	25 814	2 109	2 531	251	2 607	41 418	...
32	34 650	26 170	2 844	2 408	257	2 971	37 705	...
33	36 178	27 861	2 229	2 637	257	3 194	39 196	...
34	36 913	28 218	2 093	2 883	321	3 398	41 446	...
35	43 679	31 187	3 941	3 411	347	4 793	41 014	...
36	47 106	32 573	4 209	3 801	364	6 159	46 265	...
37	49 644	33 532	5 049	3 981	342	6 740	44 867	...
38	50 478	33 546	5 443	4 120	330	7 039	42 930	...
39	49 020	33 647	4 572	4 107	354	6 340	43 688	...
40	54 157	34 614	7 842	3 888	357	7 456	45 116	...
41	48 057	32 983	4 336	3 924	337	6 477	41 103	...
42	54 506	35 687	6 833	3 732	330	7 924	45 840	...
43	53 654	34 453	6 628	3 784	261	8 528	43 864	...
44	56 797	37 653	5 348	4 176	300	7 9 313	51 328	...
45	63 905	39 845	7 033	4 182	317	6 12 522	55 266	...
46	64 019	39 549	7 101	4 057	306	5 13 001	53 810	...
47	58 291	38 868	4 541	3 774	313	8 10 787	51 900	...
48	73 072	42 551	8 311	3 986	301	7 17 916	57 243	...
49	67 712	39 143	8 351	3 420	303	4 16 491	52 539	...
50	62 212	38 455	5 517	3 078	248	4 14 910	50 275	...
51	62 304	38 796	5 549	3 099	233	5 14 622	52 956	...
52	63 974	39 302	5 227	3 392	215	2 15 836	51 828	...
53	70 423	39 912	7 208	3 590	254	5 19 454	53 552	...
54	63 794	38 291	5 534	3 639	244	4 16 082	51 925	...
55	59 885	38 014	4 120	3 773	155	2 13 821	51 317	...
56	60 788	38 882	3 709	4 050	157	7 13 983	53 239	...
57	60 568	36 996	4 579	4 417	173	2 14 401	49 331	...

(注) 火災報告取扱要領の改正に伴う、昭和44年以降の火災と昭和43年以前の火災  
 (1) 航空機火災をその他の火災から分離した。

の火災損害状況

損棟数			焼損面積		死傷者数	
全焼	半焼	部分焼	建物(m <sup>2</sup> )	林野(a)	死者	負傷者
...	...	...	3 533 924	...	420	1 695
...	...	...	3 891 485	3 909 947	485	2 695
...	...	...	2 551 689	3 065 084	407	2 046
...	...	...	3 032 367	2 236 649	425	4 333
...	...	...	2 286 742	3 271 516	423	4 269
...	...	...	2 368 582	1 637 308	678	6 475
...	...	...	2 353 260	6 054 526	471	7 844
...	...	...	2 167 810	5 289 788	499	4 392
21 161	5 135	8 787	2 301 493	1 112 726	525	6 523
20 300	5 798	10 133	2 211 096	555 849	694	6 764
25 368	5 709	10 341	2 650 923	1 515 085	640	7 511
20 909	5 552	11 244	2 094 371	1 638 211	626	7 313
20 860	5 828	12 508	1 984 887	614 885	583	7 584
17 073	5 484	18 889	1 812 226	1 144 534	655	7 937
19 765	6 251	14 998	2 056 123	1 253 790	780	8 113
23 877	6 632	15 756	2 472 998	18 266 307	806	8 774
21 433	7 038	16 396	2 409 001	1 274 708	861	8 610
19 881	6 793	16 256	2 334 986	1 945 517	853	8 622
19 717	6 711	17 260	2 530 362	821 496	940	9 145
20 882	7 092	17 142	2 490 196	2 099 485	965	9 308
18 041	6 230	16 832	2 318 555	890 964	1 111	8 210
19 383	6 790	19 667	2 436 970	1 129 115	1 106	9 370
17 579	6 450	19 835	2 245 673	1 270 689	1 160	8 807
18 680	5 589	27 059	2 555 551	1 508 517	1 334	9 302
19 278	5 627	30 361	2 705 789	1 462 299	1 595	9 725
17 604	5 350	30 856	2 514 028	1 247 049	1 483	9 208
15 896	5 230	30 774	2 434 485	471 847	1 672	9 692
17 736	5 800	33 707	2 571 700	840 278	1 870	9 789
15 842	5 150	31 547	2 289 580	1 093 723	1 646	9 070
14 423	4 980	30 872	2 082 624	698 419	1 674	8 232
16 441	5 113	31 402	2 267 147	567 919	1 648	9 365
14 387	5 090	32 351	2 124 268	555 642	1 909	8 506
15 317	5 155	33 080	2 209 124	773 054	1 854	8 718
14 291	4 917	32 717	2 043 066	395 933	2 070	8 157
13 890	4 954	32 473	2 128 326	530 685	1 947	8 049
14 441	5 166	33 632	2 094 854	196 866	1 971	8 004
12 832	4 692	31 807	1 932 409	313 606	1 849	8 112

の取扱い区分の主な相違点は次のとおりである。

附属資料8 昭和21年以降

区分 年	り 災 世 帯 数			り 災 人 数 員 数	損	
	計	全 焼	半 焼		計	建 計
昭和21年	23 954	21 193	2 761	...	3 333 057	...
22	34 283	30 162	4 121	...	10 864 194	...
23	22 561	18 664	3 897	...	13 323 769	...
24	25 908	21 597	4 311	...	26 997 306	26 153 038
25	20 589	16 694	3 895	...	21 812 185	21 206 878
26	20 234	16 121	4 113	...	22 228 151	21 847 986
27	21 368	17 998	3 370	...	38 613 883	37 704 725
28	17 585	13 853	3 732	...	24 255 833	23 394 394
29	27 567	16 829	10 738	133 668	32 859 786	32 329 667
30	29 234	16 717	12 517	139 117	31 859 417	31 301 021
31	31 250	18 417	12 833	150 795	37 128 320	35 566 526
32	28 385	15 116	13 269	138 397	26 251 287	23 522 522
33	30 942	16 109	14 833	144 247	21 749 898	21 198 296
34	35 067	12 868	22 199	167 710	20 803 401	20 307 075
35	34 220	14 961	19 259	156 564	24 433 611	23 410 593
36	37 804	17 757	20 047	171 272	43 020 927	36 092 254
37	37 070	16 580	20 490	166 802	40 199 998	38 174 597
38	35 624	15 210	20 414	158 978	39 020 771	36 481 762
39	35 387	15 363	20 024	152 363	52 908 641	46 876 331
40	35 935	16 290	19 645	151 258	51 203 175	44 807 241
41	33 764	15 152	18 612	138 364	48 865 228	43 964 947
42	36 440	15 533	20 907	143 827	53 294 553	49 792 014
43	34 164	14 113	20 051	143 195	54 252 470	50 061 631
44	39 533	15 506	4 502	145 372	70 171 860	64 988 676
45	41 782	15 697	4 820	151 103	83 387 083	77 142 149
46	42 636	15 158	4 588	148 152	78 569 529	73 759 751
47	40 176	13 291	4 266	137 966	84 106 133	80 955 770
48	43 464	14 458	4 507	147 650	113 795 975	105 831 401
49	40 153	12 305	4 371	135 595	112 305 713	104 960 973
50	39 030	11 976	3 921	128 561	110 148 495	106 427 660
51	40 716	13 034	4 002	134 604	160 953 944	152 946 191
52	39 693	11 614	4 023	129 990	129 393 052	122 063 870
53	39 789	11 770	3 933	131 927	130 538 604	123 666 835
54	37 801	10 617	3 701	123 051	136 827 438	131 130 601
55	37 948	10 595	3 640	123 467	150 707 250	144 991 002
56	38 385	10 885	3 523	124 120	150 302 972	145 473 914
57	37 717	9 507	3 376	120 562	149 072 798	141 786 203

(2) 建物の焼損程度の区分の基準を、延べ床面積に対する焼損床面積の割合から建  
 (3) り災世帯の焼損程度の区分を改めた。

の 火 災 損 害 状 況 (つづき)

害		額 (千円)					
建 物	収 容 物	林 野	車 両	船 舶	航空機	そ の 他	
							小 計
...	...	...	...	...	...	...	...
...	...	202 730	...	...	...	...	...
...	...	280 845	...	...	...	...	...
...	...	198 128	68 676	365 300	212 164		...
...	...	343 607	77 845	123 847	60 008		...
...	...	152 172	227 993			...	...
...	...	731 901	79 564	64 708	...	32 985	...
...	...	655 216	83 846	104 084	...	18 293	...
13 976 474	18 353 193	386 375	64 657	55 805	...	23 282	...
12 644 431	18 656 590	212 575	227 786	87 232	...	30 803	...
16 631 028	18 935 498	890 006	110 097	106 733	...	454 958	...
9 689 987	13 832 535	1 693 325	85 290	200 244	...	749 906	...
8 960 668	12 237 628	305 388	128 664	69 774	...	47 776	...
8 211 205	12 095 870	127 555	110 263	104 990	...	153 518	...
9 139 485	14 271 108	528 606	153 553	107 769	...	233 090	...
13 184 610	22 907 644	5 826 308	187 777	165 125	...	749 463	...
15 268 732	22 905 865	954 962	210 625	134 348	...	725 466	...
14 239 854	22 241 908	1 103 613	254 215	169 223	...	1 011 958	...
17 307 802	29 568 529	431 906	299 906	181 801	...	5 118 697	...
17 598 957	27 208 284	3 393 137	312 592	296 844	...	2 393 361	...
17 096 026	26 868 921	499 555	281 577	152 188	...	3 966 961	...
19 342 703	30 449 311	1 842 062	423 371	348 586	...	888 520	...
19 026 977	31 034 654	2 709 421	502 821	240 714	...	737 883	...
26 964 044	38 024 632	2 652 718	531 654	779 980	...	503 170	715 662
31 674 117	45 468 032	2 496 673	618 796	702 362	...	679 465	1 747 638
29 321 666	44 438 085	2 680 367	700 125	416 660	...	283 343	729 283
29 783 453	51 172 317	843 362	746 547	487 230	...	152 782	920 442
41 414 311	64 417 090	2 324 963	970 063	659 786	...	126 580	3 883 182
40 271 212	64 689 761	3 400 455	978 744	1 389 356	...	133 520	1 442 665
44 816 523	61 611 137	879 275	913 124	447 877	...	462 140	1 018 419
68 017 902	84 928 289	2 393 271	1 002 986	1 185 988	...	238 959	3 186 549
53 465 524	68 598 346	4 858 170	1 053 960	436 940	...	...	980 112
56 796 244	66 870 591	3 059 104	1 263 886	494 794	...	868 025	1 185 960
58 688 581	72 442 020	1 471 970	1 780 214	610 374	...	5 106	1 829 173
67 330 883	77 660 119	2 080 916	1 419 022	761 926	...	209	1 454 175
71 314 250	74 159 664	741 897	1 441 273	1 075 687	...	223 633	1 346 568
69 176 236	72 609 967	991 007	1 443 246	590 823	...	2 772 800	1 488 719

物の評価額に対する当該建物の焼損損害額の割合によることとした。

附属資料9 昭和21年以降

区分 年	総出火 案件指 数	出火率 (指数)	死者 数指	負傷者 数指	損害額 数指	出火件数		
						建物	林野	車両
昭和21年	100	1.9(100)	100	100	100	...	...	...
22	130	2.4(126)	115	159	326	...	...	...
23	118	2.2(116)	97	121	400	...	...	...
24	128	2.4(126)	101	256	810	88.4	7.2	1.4
25	133	2.3(121)	101	252	654	86.6	6.0	2.4
26	147	2.5(132)	161	382	667	85.4	7.5	...
27	153	2.6(137)	112	463	1 159	83.1	6.8	4.4
28	178	3.1(163)	119	259	728	82.6	6.7	5.1
29	193	3.3(174)	125	385	986	81.2	5.7	6.0
30	207	3.4(179)	165	399	956	79.4	6.1	6.9
31	230	3.7(195)	152	443	1 114	77.5	6.3	7.6
32	240	3.8(200)	149	431	788	75.5	8.2	6.9
33	250	3.9(205)	139	447	653	77.0	6.2	7.3
34	255	4.0(211)	156	468	624	76.4	5.7	7.8
35	302	4.7(247)	186	479	733	71.4	9.0	7.8
36	326	5.0(263)	192	518	1 291	69.1	8.9	8.1
37	343	5.2(274)	205	508	1 206	67.5	10.2	8.0
38	349	5.2(274)	203	509	1 171	66.5	10.8	8.2
39	339	5.0(263)	224	540	1 587	68.6	9.3	8.4
40	375	5.5(289)	230	549	1 536	63.9	14.5	7.2
41	332	4.8(253)	265	484	1 466	68.6	9.0	8.2
42	377	5.5(289)	263	553	1 599	65.5	12.5	6.8
43	371	5.3(279)	276	520	1 628	64.2	12.4	7.1
44	393	5.5(289)	318	549	2 105	66.3	9.4	7.4
45	442	6.2(326)	380	574	2 502	62.4	11.0	6.5
46	443	6.0(316)	353	543	2 357	61.8	11.1	6.3
47	403	5.5(289)	398	572	2 523	66.7	7.8	6.5
48	505	6.8(358)	445	578	3 414	58.2	11.4	5.5
49	468	6.2(326)	392	535	3 369	57.8	12.3	5.1
50	430	5.6(295)	399	486	3 305	61.8	8.9	4.9
51	431	5.6(295)	392	553	4 829	62.3	8.9	5.0
52	442	5.7(300)	455	502	3 882	61.4	8.2	5.3
53	487	6.2(326)	441	514	3 916	56.7	10.2	5.1
54	441	5.5(289)	493	481	4 105	60.0	8.7	5.7
55	414	5.1(268)	464	475	4 522	63.5	6.9	6.3
56	420	5.2(274)	469	472	4 509	64.0	6.1	6.7
57	419	5.1(268)	440	479	4 473	61.1	7.6	7.3

の火災損害比較

構成比 (%)			火災損害額構成比 (%)						
船舶	航空機	その他	建物	林野	車両	船舶	航空機	その他	
...	...	...	...	...	...	...	...	...	
...	...	...	...	...	...	...	...	...	
...	...	...	...	...	...	...	...	...	
0.6	2.3	...	96.9	0.7	0.3	1.4	0.8	...	
0.5	4.4	...	97.2	1.6	0.4	0.6	0.3	...	
7.1	...	...	98.3	0.7	...	1.0	...	...	
0.7	5.0	...	97.6	1.9	0.2	0.2	0.1	...	
0.7	4.9	...	96.4	2.7	0.3	0.4	0.1	...	
0.6	6.5	...	98.4	1.2	0.2	0.2	0.1	...	
0.6	7.0	...	98.2	0.7	0.7	0.3	0.1	...	
0.8	7.8	...	95.8	2.4	0.3	0.3	1.2	...	
0.7	8.6	...	89.6	6.5	0.3	0.8	2.9	...	
0.7	8.8	...	97.5	1.4	0.6	0.3	0.2	...	
0.9	9.2	...	97.6	0.6	0.5	0.5	0.7	...	
0.8	11.0	...	95.8	2.2	0.6	0.4	1.0	...	
0.8	13.1	...	83.9	13.5	0.4	0.4	1.7	...	
0.7	13.6	...	95.0	2.4	0.5	0.3	1.8	...	
0.7	13.9	...	93.5	2.8	0.7	0.4	2.6	...	
0.7	12.9	...	88.6	0.8	0.6	0.3	9.7	...	
0.7	13.8	...	87.5	6.6	0.6	0.6	4.7	...	
0.7	13.5	...	90.0	1.0	0.6	0.3	8.1	...	
0.6	14.5	...	93.4	3.5	0.8	0.7	1.7	...	
0.5	15.9	...	92.3	5.0	0.9	0.4	1.4	...	
0.5	0.0	16.4	92.6	3.8	0.8	1.1	0.7	1.0	
0.5	0.0	19.6	92.5	3.0	0.7	0.8	0.8	2.1	
0.5	0.0	20.3	93.9	3.4	0.9	0.5	0.4	0.9	
0.5	0.0	18.5	96.3	1.0	0.9	0.6	0.2	1.1	
0.4	0.0	24.5	93.0	2.0	0.9	0.6	0.1	3.4	
0.4	0.0	24.4	93.5	3.0	0.9	1.2	0.1	1.3	
0.4	0.0	24.0	96.6	0.8	0.8	0.4	0.4	0.9	
0.4	0.0	23.5	95.0	1.5	0.6	0.7	0.1	2.0	
0.3	0.0	24.8	94.3	3.8	0.8	0.3	...	0.8	
0.4	0.0	27.6	94.7	2.3	1.0	0.4	0.7	0.9	
0.4	0.0	25.2	95.8	1.1	1.3	0.4	0.0	1.3	
0.3	0.0	23.1	96.2	1.4	0.9	0.5	0.0	1.0	
0.3	0.0	23.0	96.8	0.5	1.0	0.7	0.1	0.9	
0.3	0.0	23.8	95.1	0.7	1.0	0.4	1.9	1.0	

附屬資料10 昭和 21 年 以 降

番号	出火場所	出火年月日及び時刻	死者数	負傷者数	災り世帯数	災り人員数	焼損棟数
2	新潟県村松町	21年6月8日18時30分	2	59	1 208	4 000	1 337
3	飯田市	21年7月15日12時15分	—	4	185	850	198
4	青森県五所川原町	21年11月23日19時40分	—	9	716	4 654	594
5	新潟県両津町	22年4月17日15時40分	—	—	435	1 868	315
6	飯田市	22年4月20日11時48分	—	—	4 010	17 771	3 742
7	茨城県那珂湊町	22年4月29日17時20分	—	6	1 210	6 080	1 508
8	北海道三笠町	22年5月16日10時20分	2	4	977	5 081	488
9	宮崎	22年12月7日5時10分	—	—	130	684	65
10	北海道喜茂別村	23年5月11日2時5分	1	2	317	969	180
11	能代市	24年2月20日0時30分	3	874	2 239	8 790	2 238
12	北海道古平町	24年5月10日11時30分	2	52	521	—	721
13	山梨県谷村町	24年5月13日2時30分	—	17	339	1 586	334
14	熱海	25年4月13日17時23分	—	3 277	979	5 808	1 461
15	長野県上松町	25年5月13日23時50分	18	153	619	2 797	615
16	秋田県鷹巣町	25年6月1日21時40分	—	242	705	3 400	599
17	山形県温海町	26年4月24日23時ごろ	—	225	513	1 583	376
18	松山県坂市	26年12月16日23時30分	—	195	874	3 565	1 155
19	鳥取市	27年4月17日15時ごろ	3	3 963	5 714	20 451	7 240
20	北海道岩内町	29年9月26日20時20分	33	551	3 398	17 223	3 299
21	大館市	30年5月3日13時25分	1	20	264	1 226	345
22	新潟県潟上市	30年10月1日2時50分	1	275	1 193	5 901	892
23	新名市	30年12月3日4時30分	—	—	1 452	5 845	1 361
24	能代市	31年3月20日22時50分	—	19	1 263	6 087	1 475
25	福井県芦原町	31年4月23日6時40分	1	349	348	1 653	737
26	大館市	31年8月18日23時45分	—	16	770	4 323	1 344
27	魚津市	31年9月10日19時45分	5	170	1 597	7 078	1 677
28	新潟県分水町	32年4月2日1時0分	—	176	304	1 315	378
29	鹿児島県瀬戸内町	33年12月27日23時30分	—	48	1 357	5 311	1 628
30	岩手県新里村(三陸大火)	36年5月29日13時39分	5	97	1 078	4 310	1 062
31	八戸市	36年5月29日23時40分	—	—	664	3 627	720
32	北海道森町	36年10月23日23時30分	—	80	506	2 238	554
33	福江市	37年9月26日2時10分	—	28	811	3 936	486
34	新潟市(昭和石油KK)	39年6月16日18時0分	—	—	348	1 407	346
35	各務原市(川崎航空KK工場火災)	39年10月1日1時50分	—	1	—	—	6
36	東京都大島町	40年1月11日23時10分	—	—	408	1 273	585
37	三沢市	41年1月11日14時15分	—	26	817	2 132	282
38	大館市	43年10月12日11時16分	—	1	248	917	281
39	加賀市	44年5月18日13時10分	—	16	115	270	68
40	酒田	51年10月29日17時40分	1	1 003	1 023	3 300	1 774
41	滋賀県甲西町(東洋ガラスKK倉庫火災)	55年1月12日20時50分	—	—	—	—	2

(注) 大火とは、建物の焼損面積が3万3,000m<sup>2</sup>(1万坪)以上の火災をいう。

の 大 火 記 録

焼損面積	損害額	出火原因	気象状況				
			天気	風向	平均風速	最大風速	相対湿度
m <sup>2</sup>	千円				m	m	%
44 781	56 990	マッチの火が油に引火	晴後小雨	WNW	3.3	11.3	77
135 231	16 541	煙突の火の粉	晴	SE	8.0	15.0	50
33 500	20 000	台所の煙突の過熱	晴	SE	4.0	12.0	39
76 303	81 433	ばこの吸が	曇	NW	10.0	15.0	49
57 806	100 000	煙突の過熱	曇	SW	4.0	15.0	...
481 985	1 500 000	煙突の火の粉	晴	W	5.5	13.0	33
80 451	150 000	煙突の火の粉	晴	NW	4.3	11.7	64
40 260	1 060 891	煙突の過熱	晴	SW	13.0	20.0	42
33 000	108 900	煙突の過熱	晴	NW	1.8	4.3	59
35 805	300 000	ストーブの不始末	晴	ESE	3.0	12.0	64
210 411	3 025 590	ストーブの残火の不始末	晴	NW	15.7	15.7	59
103 274	1 119 050	ストーブの不始末	...	SW	15.0	30.0	30
60 222	558 420	モーターの過熱	薄雲	WSW	7.1	14.3	54
141 900	5 467 169	たばこの吸が	薄雲	SE	15.0	30.0	55
85 000	801 870	ストーブの残火の不始末	曇	NW	10.0	15.0	26
61 727	899 563	取灰の不始末	晴	NE	10.0	10.0	74
45 124	1 517 492	不始末	晴	W	13.0	15.0	66
52 315	2 180 000	ばこの吸が	晴	WNW	7.1	12.0	48
449 295	19 324 390	機関車の飛火	薄雲	SSW	10.8	22.5	28
321 311	3 914 110	火鉢の残火	曇	SSE	21.7	33.0	82
38 211	710 572	不始末	晴	ENE	13.0	13.0	39
214 447	6 987 069	不始末	曇	WSW	20.2	33.6	59
65 997	1 512 050	ばこの吸が	曇	N	5.4	8.0	52
178 933	2 016 380	七りんこんろ	曇	NNE	14.5	21.7	61
72 498	建物5 088 259	こたつ	曇	SSE	14.8	25.0	50
32ha	林野143 000	こたつ	曇	SSE	14.8	25.0	50
156 984	4 022 041	たばこ	曇	SE	8.7	12.2	87
175 966	1 590 140	不始末	曇	SSW	9.3	17.0	53
36 274	360 000	煙突	曇	SW	7.4	...	82
建物66 314	建物1 000 000	七りんこんろの不始末	曇	NNW	10.0	15.0	47
林野600ha	林野980						
建物53 047	建物2 155 350	かまど	晴	WSW	30.0	...	...
林野40 366ha	林野3 784 596						
51 752	774 317	放たばこ	晴	SW	14.2	...	60
44 664	2 221 191	たばこ	晴	W	5.5	...	72
64 698	3 975 200	マッ	晴	NNE	7.5	15.0	66
57 282	3 174 136	不始末	晴	W	5.2	...	60
34 116	300 000	不始末	晴	NE	1.0	...	96
37 453	2 069 455	たばこ	晴	WSW	22.0	...	40
53 537	1 565 605	スガ	晴	W	22.0	25.0	53
37 790	1 203 268	たばこ	曇	WSW	5.7	...	52
33 846	2 321 732	たばこ	曇	S	8.0	...	44
152 105	40 500 000	不始末	雨	WSW	12.2	26.3	68
47 871	2 199 457	不始末	曇	E	0.0	...	83

附属資料11 風水害等による

都道府県	区分	人的被害(人)				建物	
		死者	行方不明者	負傷者		全壊・流失	半壊
				重傷	軽傷		
北海道	道	—	—	23	151	14	32
	青森	1	—	4	15	—	2
	岩手	2	—	—	—	2	3
	宮城	—	—	1	6	7	9
	秋田	—	—	—	3	—	1
	山形	4	—	9	23	1	2
福島県	福島	6	—	7	6	9	27
	茨城	—	—	1	—	—	8
	栃木	—	—	1	7	1	11
	群馬	8	1	13	65	60	220
	埼玉	5	—	2	8	6	38
	千葉	—	—	4	6	6	10
神奈川県	神奈川	4	—	4	26	20	18
	東京	12	—	15	42	46	55
	新潟	6	—	—	5	3	10
	富山	4	3	—	5	—	2
	石川	—	5	3	1	—	4
	福井	—	—	1	—	—	1
山梨県	山梨	7	1	7	28	34	41
	長野	6	—	12	42	28	64
	岐阜	—	—	—	3	2	4
	静岡	18	2	15	50	65	74
	愛知	1	—	4	6	1	5
	三重	23	2	9	24	69	106
東京都	東京	—	—	—	1	2	1
	大阪	—	—	1	4	3	4
	兵庫	8	—	—	4	31	28
	奈良	7	—	3	24	2	1
	和歌山	14	2	8	30	144	272
	鳥取	5	—	1	3	9	4
岡山県	岡山	—	—	1	—	—	—
	広島	—	—	1	—	—	1
	山口	2	—	—	3	3	9
	徳島	8	—	—	3	7	9
	香川	4	—	—	3	2	2
	高松	2	1	—	2	1	4
愛媛県	愛媛	—	—	—	—	2	1
	高知	2	—	4	8	3	3
	福岡	—	—	1	3	3	17
	佐賀	—	—	—	—	1	1
	長門	3	—	2	4	7	9
	熊本	295	4	16	789	586	956
鹿児島県	熊本	23	1	9	51	83	149
	大分	10	—	14	18	36	34
	宮崎	11	—	3	3	45	39
	鹿儿岛	1	—	—	5	7	10
	沖縄	—	—	—	4	33	52
	合計	502	22	207	1 497	1 386	2 353
地震災害を除いた計		502	22	185	1 352	1 373	2 325

(注) 風水害等とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、その他異常な自然現象により生じる被害をいう。

都道府県別被害状況

(昭和57年中)

一部破損	被害(棟)			り災世帯数	り災者数
	床上浸水	床下浸水	非住家		
929	24	209	200	90	235
11	559	1 880	268	601	1 890
13	1 230	4 273	2 087	1 457	4 648
20	549	4 774	160	595	2 157
41	13	119	73	14	69
355	72	508	360	87	278
845	791	5 917	961	843	3 294
34	306	2 308	17	306	1 167
88	320	2 538	182	350	1 125
3 628	1 225	10 927	4 349	1 483	5 297
701	14 002	54 421	373	6 674	22 828
97	1 567	6 311	423	1 631	5 447
177	6 358	25 535	287	7 636	24 852
874	5 234	11 740	1 827	6 209	19 419
848	1 320	2 448	112	1 333	5 086
11	30	527	43	32	135
36	4	51	111	8	34
2	44	665	168	45	155
185	798	1 979	511	877	3 041
618	2 112	5 575	385	2 294	8 323
23	13	340	83	19	56
915	7 685	23 810	4 977	7 537	27 564
95	694	19 149	95	698	2 310
113	2 121	10 731	1 433	2 133	7 514
15	121	1 171	7	100	365
36	226	2 504	512	259	766
71	10 127	62 746	1 867	10 708	32 299
9	492	5 260	7	495	1 713
716	3 418	9 892	1 487	3 794	11 593
15	991	6 089	—	1 019	3 150
11	3	33	19	1	6
7	6	50	—	7	19
43	68	898	—	80	232
19	342	3 468	—	458	1 474
9	7	262	6	11	24
7	77	1 054	3	82	284
—	23	603	1	3	9
60	68	1 351	46	86	310
88	156	553	145	186	537
15	274	4 486	—	306	961
3	495	6 623	—	511	1 723
1 132	17 924	19 294	3 131	21 150	64 103
405	6 072	21 207	2 782	6 435	22 150
409	846	3 328	207	830	2 867
109	609	2 701	211	708	2 388
233	146	1 051	250	168	477
211	310	283	103	614	1 973
14 282	89 872	351 692	30 269	90 963	296 397
13 607	89 872	351 692	30 247	90 908	296 254

(注) 風水害等とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、その他異常な自然現象により生じる被害をいう。

附属資料11 風水害等による

都道府県	区分	その						の 道路(箇所)
		田 (ha)		畑 (ha)		冠	水	
		流失・埋没	冠	流失・埋没	冠			
北海道	道	39.0	1 165.0	10.0	2 010.0		305	
	青森	169.0	14 745.6	95.5	4 676.2		538	
	岩手	143.1	—	346.2	—	1	114	
	宮城	—	16 582.5	—	470.3	1	118	
	秋田	2.0	321.0	—	—	—	484	
	山形	30.6	704.7	8.5	178.6	—	235	
	福島	244.0	3 425.0	98.0	1 360.0	2	518	
	茨城	11.6	6 093.1	—	1 418.0	—	359	
	栃木	—	67.1	—	13.7	—	761	
	群馬	11.9	2 563.4	16.3	4 716.6	2	299	
	埼玉	283.1	13 607.3	184.9	10 591.3	5	255	
	千葉	55.4	4 036.9	27.5	805.6	1	355	
	東京都	2.8	7.5	0.5	4 797.6	—	813	
	神奈川	4.9	870.6	0.9	565.5	—	604	
	新潟	85.2	2 868.0	—	—	—	622	
	富山	—	1 106.5	—	209.0	—	232	
	石川	—	—	—	—	—	182	
	福井	0.5	512.7	0.1	63.9	—	272	
	山梨	103.1	306.0	40.7	143.0	1	434	
	長野	—	1 273.0	—	1 056.0	4	292	
	岐阜	30.0	—	1.9	—	—	458	
	静岡県	248.5	5 616.5	491.2	1 230.6	2	527	
	愛知県	56.5	4 412.0	269.3	2 106.8	1	364	
	三重	634.6	17 385.0	—	1 918.0	3	505	
	滋賀	43.9	2 983.0	3.1	208.9	—	334	
	京都	47.4	3 588.5	17.5	1 049.9	1	731	
	大阪	83.0	649.0	22.3	390.9	1	788	
	兵庫県	195.1	—	—	—	—	901	
	奈良	434.1	2 338.7	204.8	223.8	4	027	
	和歌山	11.4	2 632.6	7.0	667.0	1	572	
	鳥取	4.1	232.0	0.2	97.0	—	192	
	島根	—	—	—	0.1	—	527	
	岡山	106.0	—	—	33.0	1	032	
	広島	41.3	—	0.2	—	—	823	
	山口	41.0	862.0	4.0	63.0	1	206	
	徳島	—	812.5	—	135.0	—	746	
	香川県	1.2	23.5	—	—	—	352	
	愛媛	72.2	—	16.2	—	2	369	
	高松	—	7 766.7	—	118.9	—	1 906	
	福岡	12.5	3 846.3	0.5	—	—	877	
	佐賀	347.8	1 180.0	67.3	3 549.0	1	262	
	長崎	997.4	1 472.6	440.0	37.0	5	759	
	熊本	16 093.0	—	3 418.8	—	8	439	
	大分	630.1	—	655.6	—	3	721	
	宮崎	269.7	4 352.2	357.9	226.0	4	538	
	鹿児島	—	104.6	—	13.0	—	1 931	
	沖縄	1.5	0.3	2.6	174.0	—	60	
	合計	21 588.5	130 513.9	6 809.5	45 317.2	78	739	
	地震災害を除いた計	21 577.5	130 513.9	6 809.5	45 317.2	78	702	

都道府県別被害状況(つづき)

(昭和57年中)

他					
橋りょう(箇所)	河川(箇所)	崖くずれ(箇所)	鉄道不通(箇所)	船舶被害(隻)	
18	1 155	8	184	139	
3	763	38	—	—	
50	1 104	—	16	29	
21	914	—	—	7	
7	1 530	—	—	5	
14	1 068	12	9	1	
62	3 172	62	2	—	
25	670	115	3	—	
35	1 171	11	—	—	
85	3 028	1 484	15	—	
122	432	557	15	—	
42	166	422	9	2	
23	360	284	5	20	
7	284	604	12	20	
36	1 118	53	27	39	
4	241	—	—	—	
—	71	—	—	99	
10	491	17	—	—	
78	1 728	—	—	—	
227	5 927	43	3	—	
6	904	192	—	—	
80	3 472	4 438	15	7	
11	870	500	7	2	
106	3 548	2 354	81	41	
10	798	593	3	6	
46	2 576	527	15	7	
40	562	864	17	2	
16	1 848	33	4	—	
43	4 170	4 040	26	—	
17	1 567	—	—	—	
5	198	—	1	—	
2	396	1	—	16	
7	1 166	—	20	1	
8	1 285	198	2	—	
5	1 205	4	1	3	
9	558	3	—	—	
1	788	—	—	—	
15	1 565	—	—	—	
20	3 502	180	—	108	
6	1 744	64	1	—	
11	2 041	—	1	5	
116	4 880	4 398	31	46	
103	7 741	1 132	160	10	
52	3 367	—	—	—	
38	2 424	—	—	4	
6	1 690	27	—	3	
6	16	41	—	33	
1 654	80 274	23 299	685	655	
1 646	80 241	23 297	512	649	

附属資料11 風水害等による都道府県別被害状況(つづき)  
(昭和57年中)

都道府県	区分	災害対策本部の設置		災害救助法 適用市町村 (団体)	消防職員及び 消防団員の出 動延人数	被害総額 (百万円)	
		都道府県(回)	市区町村 (団 体)				
北海道	道	—	18	—	2 867	38 344	
	青森	2	24	1	3 945	27 513	
	岩手	3	22	2	16 336	40 045	
	宮城	—	75	—	17 282	19 009	
	秋田	—	—	—	2 531	13 353	
山形	山形	—	7	—	8 142	33 352	
	福島	—	54	—	35 076	70 124	
	茨城県	城	—	21	—	16 699	15 702
		木	—	4	—	8 850	31 706
		馬	—	81	1	24 198	79 262
玉		—	72	9	23 520	31 017	
千葉県	葉	—	42	—	25 891	34 552	
	京	—	106	7	38 624	11 555	
	川	—	41	—	24 138	17 888	
	神奈川	1	—	—	—	—	
新潟県	潟	—	17	—	12 088	45 014	
	山	—	—	—	2 343	7 758	
	川	—	—	—	148	10 370	
石川県	井	—	3	—	1 187	12 798	
	山梨県	梨	2	109	3	46 727	100 858
		野	2	56	3	67 793	134 689
静岡県	阜	—	—	—	—	8 565	
	岡	2	121	9	24 654	118 392	
	知	5	175	—	15 586	16 586	
	重	3	267	5	19 920	100 074	
	滋賀県	賀	—	8	—	4 583	14 401
都		—	16	—	14 756	23 145	
阪		1	25	3	13 409	15 281	
庫		4	8	—	8 489	25 685	
良		1	35	4	30 767	89 366	
山梨県	山	—	4	1	5 857	22 382	
	取	—	1	—	431	6 413	
	根	—	9	—	—	4 386	
	山	—	3	—	2 774	9 680	
	島	—	5	—	—	11 484	
徳島県	島	—	5	—	1 375	9 911	
	川	2	30	—	678	13 239	
	媛	—	—	—	1 275	5 306	
	知	5	156	—	5 473	23 991	
	高	2	93	—	6 706	41 980	
福岡県	岡	—	49	—	3 525	12 590	
	賀	—	26	—	12 930	25 569	
	崎	2	71	10	37 302	280 716	
	本	1	102	24	60 852	97 902	
	分	3	80	1	16 690	50 078	
鹿児島県	崎	—	67	2	14 200	66 975	
	島	2	117	—	1 447	35 664	
	沖	2	8	1	604	3 003	
	計	46	2 233	86	682 668	1 907 673	
	地震災害を 除いた計	46	2 233	86	679 931	1 898 609	

附属資料12 関東大地震以後の主な地震災害

発生年月日	地震名等	規模 (マグ ニチ ュド)	家屋損失戸数				死者数
			全壊	全焼	流失	計	
大正12. 9. 1	関東大地震	7.9	128 266	447 128	868	576 262	142 807
〃 13. 1.15	丹沢山塊地震	7.2	1 298	—	—	1 298	19
〃 14. 5.23	北但馬地震	7.0	1 295	2 180	—	3 475	428
昭和2. 3. 7	北丹後地震	7.5	12 584	3 711	—	16 295	2 925
〃 5.11.26	北伊豆地震	7.0	2 165	—	75	2 240	272
〃 6. 9.21	西埼玉地震	7.0	206	—	—	206	16
〃 8. 3. 3	三陸沖地震	8.3	2 346	216	4 917	7 479	3 008
〃 10. 7.11	静岡地震	6.3	814	—	—	814	9
〃 14. 5. 1	男鹿半島地震	7.0	585	—	—	585	27
〃 18. 9.10	鳥取地震	7.4	7 485	251	—	7 736	1 083
〃 19.12. 7	東南海地震	8.0	26 130	—	3 059	29 189	998
〃 20. 1.13	三河地震	7.1	12 142	—	—	12 142	1 961
〃 21.12.21	南海地震	8.1	11 591	2 598	1 451	15 640	1 432
〃 23. 6.28	福井地震	7.3	35 420	3 691	—	39 111	3 895
〃 24.12.26	今市地震	6.4	873	—	—	873	8
〃 27. 3. 4	十勝沖地震	8.1	815	—	91	906	33
〃 35. 5.23	チリ地震津波	8.5	1 571	—	1 259	2 830	139
〃 36. 2. 2	長岡地震	5.2	220	—	—	220	5
〃 37. 4.30	宮城県北部地震	6.5	369	—	—	369	3
〃 39. 6.16	新潟地震	7.5	1 960	290	—	2 250	26
〃 43. 2.21	えびの地震	5.7	368	—	—	368	3
〃 43. 5.16	1968年十勝沖地震	7.9	673	18	—	691	52
〃 49. 5. 9	1974年伊豆大島沖地震	6.9	134	5	—	139	30
〃 53. 1.14	1978年伊豆大島近海地震	7.0	94	—	—	94	25
〃 53. 6.12	1978年宮城県沖地震	7.4	1 383	—	—	1 383	28

(注) 1 家屋損失には非住家を含む。  
2 死者には行方不明者を含む。

附属資料13 昭和21年以降の風水害等の記録

番号	被害年月日	災害種日	被害地域	人的被害(人)		住宅被害(棟)				
				死者	行方不明者	全壊	半壊	床上浸水	床下浸水	
1	23. 9. 11~12	水害	西日本	121	126	317	391	872	246	2 026
2	9. 15~17	台風	関東, 甲信, 東北, 特に岩手	512	326	1 956	5 889	12 127	44 867	75 168
3	24. 6. 18~22	台風	九州より東北部, 特に鹿児島, 愛媛	252	216	367	1 410	4 005	4 627	52 926
4	8. 13~18	台風	九州, 四国	154	25	213	569	1 966	33 680	68 314
5	8. 31~9. 1	台風	東日本, 特に関東	135	25	479	3 733	13 470	51 889	92 161
6	25. 1. 10~14	風害	九州, 北陸, 関東	11	109	—	43	56	—	—
7	9. 3~4	台風	四国, 近畿中部・北日本, 特に近畿	398	141	26 062	19 131	101 792	93 116	308 960
8	26. 7. 7~17	水害	中部以西, 特に京都	162	144	358	630	727	13 532	89 766
9	10. 13~15	台風	東北以西, 特に山口	572	371	2 644	24 716	47 948	30 110	108 163
10	27. 6. 22~24	台風	関東以西, 特に静岡	65	70	28	73	89	4 020	35 692
11	7. 10~12	水害	中国, 四国, 近畿, 東海	67	73	101	356	238	20 733	21 456
12	6. 23~30	水害	九州, 中国, 四国, 特に北九州	748	265	2 720	5 699	11 671	199 979	254 664
13	7. 16~25	水害	東北以西, 特に和歌山	713	411	5 819	7 704	2 125	20 277	66 202
14	8. 11~15	水害	東近畿, 特に京都	290	140	994	893	765	6 222	18 894
15	28. 9. 22~26	台風	全国, 特に近畿	393	85	2 559	8 604	17 467	144 300	351 575
16	29. 5. 8~12	風害	北日本, 近畿	172	498	59	606	1 471	—	23
17	9. 10~14	台風	関東以西, 特に南九州	107	37	311	2 162	5 749	45 040	136 756
18	9. 24~27	台風	全国, 特に北海道, 四国	1 361	400	1 601	8 396	21 771	17 569	85 964
19	30. 2. 19~20	風害	全国	16	104	18	42	100	77	219
20	5. 11	霧害(紫雲丸事件)	四国(高松)	166	—	—	—	—	—	—

21	31. 4. 17~18	風害	東北, 関東, 北海道	47	53	—	2	10	1 087	1 320
22	32. 7. 25~28	水害(諫早水害)	九州, 特に諫早周辺	586	136	3 860	1 564	2 802	24 046	48 519
23	33. 1. 26~27	風害(南海丸事件)	西日本	174	38	8	—	—	6	—
24	9. 26~28	台風	近畿以東, 特に静岡	888	381	1 138	2 118	2 175	132 227	389 488
25	8. 12~14	台風	近畿, 中部, 関東, 特に山梨, 長野	188	47	1 528	4 089	10 139	32 298	116 309
26	9. 26~27	台風	全国(九州を除く), 特に愛知	4 697	401	38 921	80 838	113 052	157 858	205 753
27	5. 24	風害	北海道南岸, 三陸沿岸, 志摩半島	122	17	872	6 943	2 136	23 322	18 494
28	6. 24~7. 5	台風	山陰, 四国, 近畿, 中部, 関東	302	55	1 320	1 758	1 908	73 126	341 236
29	9. 15~16	水害	全国, 特に近畿	194	8	4 972	15 238	46 663	123 103	261 017
30	10. 25~28	台風	関東以西, 特に大分	78	31	86	234	444	10 435	50 313
31	7. 1~8	水害	関東以西, 特に九州	110	17	114	263	285	16 108	92 448
32	8. 1.	雪害	北陸, 山陰, 山形, 滋賀, 岐阜	228	3	356	753	982	640	6 338
33	7. 17~20	水害	山陰, 北陸	114	18	221	669	—	9 360	48 616
34	9. 10~18	台風	全国, 特に徳島, 兵庫, 福井	153	28	1 206	1 879	3 529	46 183	258 239
35	9. 23~25	台風	中部, 関東, 東北, 特に静岡, 山梨	238	79	824	2 422	8 431	8 834	42 792
36	7. 8~9	水害	中部以西, 特に長崎, 広島, 兵庫	102	16	152	163	169	17 213	103 731
37	8. 26~29	水害	新潟, 東北南部	83	55	155	449	408	26 641	39 542
38	8. 17	水害	岐阜, 京都	106	13	29	64	79	2 061	13 460
39	7. 3~15	台風	全国, 特に北九州, 島根, 広島	421	26	1 056	2 977	10 204	55 537	276 291
40	49. 5. 29~8. 1	台風	静岡, 神奈川, 三重, 兵庫, 香川	145	1	496	657	1 131	77 933	317 623
41	9. 8~14	台風	全国, 特に香川, 岡山	161	10	537	1 669	3 674	101 103	433 392
42	1.	雪害	東北, 近畿北部, 北陸	101	—	834	56	83	177	1 367
43	54. 10. 17~20	台風	全国, 特に東海, 関東, 東北	110	5	543	139	1 287	8 156	47 943
44	55. 12~56. 3	雪害	東北, 北陸	133	19	2 158	165	301	732	7 365
45	57. 7~57. 8	集中豪雨と台風10号	全国, 特に長崎, 熊本, 三重	427	12	1 175	1 120	1 919	45 367	166 473

(注) 死者及び行方不明者の合計が100人以上のものを掲げた。

附属資料14 旅館・ホテル等に係る

区分	表示制度実施状況(消防本部等)						
	対象のある消防本部等数	立入調査実施状況			適合マーク交付状況		
		未実施 (%)	調査中 (%)	完了 (%)	未交付 (%)	一部交付 (%)	全部交付 (%)
北海道	56	—	—	56(100.0)	—	1(1.8)	55(98.2)
青森	12	—	—	12(100.0)	—	—	12(100.0)
岩手	12	—	—	12(100.0)	—	—	12(100.0)
宮城	14	—	—	14(100.0)	—	—	14(100.0)
秋田	16	—	—	16(100.0)	—	—	16(100.0)
山形	14	—	—	14(100.0)	—	—	14(100.0)
福島	11	—	—	11(100.0)	—	—	11(100.0)
茨城	26	—	—	26(100.0)	—	1(3.8)	25(96.2)
栃木	17	—	—	17(100.0)	—	—	17(100.0)
群馬	12	—	—	12(100.0)	—	—	12(100.0)
埼玉	35	—	—	35(100.0)	2(5.7)	—	33(94.3)
千代田	30	—	—	30(100.0)	—	—	30(100.0)
東京都	7	—	—	7(100.0)	—	—	7(100.0)
神奈川	26	—	—	26(100.0)	—	—	26(100.0)
新潟	30	—	—	30(100.0)	—	—	30(100.0)
富山	21	—	—	21(100.0)	—	—	21(100.0)
石川	11	—	—	11(100.0)	—	—	11(100.0)
福井	10	—	—	10(100.0)	—	—	10(100.0)
山梨	9	—	—	9(100.0)	1(11.1)	—	8(88.9)
長野	33	—	—	33(100.0)	—	—	33(100.0)
岐阜	25	—	—	25(100.0)	—	—	25(100.0)
静岡県	34	—	—	34(100.0)	—	—	34(100.0)
愛知県	36	—	—	36(100.0)	1(2.8)	1(2.8)	34(94.4)
三重	22	—	—	22(100.0)	—	—	22(100.0)
滋賀	10	—	—	10(100.0)	—	—	10(100.0)
京都	14	—	—	14(100.0)	—	—	14(100.0)
大阪	31	—	—	31(100.0)	—	—	31(100.0)
兵庫県	36	—	—	36(100.0)	—	—	36(100.0)
奈良	17	—	—	17(100.0)	—	—	17(100.0)
和歌山	24	—	—	24(100.0)	—	1(4.2)	23(95.8)
鳥取	3	—	—	3(100.0)	—	3(100.0)	—
島根	12	—	—	12(100.0)	—	—	12(100.0)
岡山	13	—	—	13(100.0)	—	—	13(100.0)
広島	27	—	—	27(100.0)	—	—	27(100.0)
山口	18	—	—	18(100.0)	—	—	18(100.0)
徳島	12	—	—	12(100.0)	—	—	12(100.0)
香川県	10	—	—	10(100.0)	—	—	10(100.0)
愛媛	15	—	—	15(100.0)	—	—	15(100.0)
高知県	15	—	—	15(100.0)	—	—	15(100.0)
福岡	23	—	—	23(100.0)	—	—	23(100.0)
佐賀	9	—	—	9(100.0)	—	—	9(100.0)
長門	11	—	—	11(100.0)	—	—	11(100.0)
熊本	14	—	—	14(100.0)	1(7.1)	—	13(92.9)
大分	15	—	—	15(100.0)	—	—	15(100.0)
宮崎	11	—	—	11(100.0)	—	—	11(100.0)
鹿児島	28	—	—	28(100.0)	—	—	28(100.0)
沖縄	19	—	—	19(100.0)	—	1(5.3)	18(94.7)
計	906	—	—	906(100.0)	5(0.6)	8(0.9)	893(98.6)
昭57.12.31	903	1(0.1)	7(0.8)	895(99.1)	6(0.7)	29(3.2)	868(96.1)
昭57.9.30	903	13(1.4)	8(0.9)	882(97.7)	126(14.0)	11(1.2)	766(84.8)
昭57.6.30	894	17(1.9)	14(1.6)	863(96.5)	166(18.6)	10(1.1)	718(80.3)
昭57.3.31	880	36(4.1)	34(3.9)	810(92.0)	305(34.7)	45(5.1)	530(60.2)

(注) 1 「消防本部等」とは、消防本部及び非常備町村をいう。

表示制度の都道府県別実施状況 (昭58. 3.31現在)

適合マークの交付状況					
A 対象とした防火対象物数	B 調査済防火対象物数	調査率 B/A (%)	適合マーク交付済防火対象物数 C	交付率 C/A (%)	
692	692	100.0	619	89.5	
179	179	100.0	147	82.1	
226	226	100.0	144	63.7	
264	264	100.0	223	84.5	
149	149	100.0	121	81.2	
338	338	100.0	293	86.7	
414	414	100.0	351	84.8	
207	207	100.0	147	71.0	
349	349	100.0	294	84.2	
404	404	100.0	335	82.9	
129	129	100.0	98	76.0	
352	352	100.0	239	67.9	
1 047	1 047	100.0	808	77.2	
863	863	100.0	679	78.7	
577	577	100.0	435	75.4	
224	224	100.0	176	78.6	
337	337	100.0	267	79.2	
215	215	100.0	184	85.6	
297	297	100.0	146	49.2	
918	918	100.0	758	82.6	
260	260	100.0	196	75.4	
1 048	1 048	100.0	898	85.7	
556	556	100.0	326	58.6	
443	443	100.0	300	67.7	
149	149	100.0	133	89.3	
373	373	100.0	303	81.2	
730	730	100.0	452	61.9	
625	625	100.0	390	62.4	
166	166	100.0	126	75.9	
292	292	100.0	203	69.5	
176	176	100.0	150	85.2	
182	182	100.0	148	81.3	
191	191	100.0	137	71.7	
393	393	100.0	252	64.1	
227	227	100.0	190	83.7	
131	131	100.0	103	78.6	
198	198	100.0	136	68.7	
262	262	100.0	196	74.8	
161	161	100.0	138	85.7	
392	392	100.0	202	51.5	
116	116	100.0	70	60.3	
336	336	100.0	188	56.0	
283	283	100.0	158	55.8	
334	334	100.0	224	67.1	
188	188	100.0	110	58.5	
293	293	100.0	167	57.0	
187	187	100.0	75	40.1	
16 873	16 873	100.0	12 435	73.7	
16 871	16 843	99.8	12 025	71.3	
16 754	16 700	99.7	11 016	65.8	
16 577	16 443	99.2	9 631	58.1	
16 411	15 854	96.6	7 001	42.7	

2 ( ) 内は、対象のある消防本部等数に対する割合である。

附属資料15 都道府県の防災

区分	回数	災害想定				
		台風等の風水害	地震	コンピュータ災害	大火災	林野火災
北海道	5	3	1	1	—	—
青森	3	1	1	1	—	1
岩手	1	1	1	—	1	—
宮城	5	2	2	1	—	1
秋田	3	1	1	1	1	1
山形	2	—	1	1	1	1
福島	11	2	9	1	—	—
茨城	1	1	1	—	—	—
栃木	1	—	1	—	—	—
群馬	1	1	1	—	—	—
埼玉	4	1	2	—	—	1
千葉	3	—	1	1	—	1
東京都	58	1	3	1	—	—
神奈川県	1	—	1	—	—	—
新潟県	1	—	1	—	—	—
富山県	3	1	1	1	2	—
石川県	3	1	—	1	—	1
福井県	2	1	1	—	—	—
山梨県	1	—	1	—	—	—
長野県	3	1	3	—	2	1
岐阜県	3	—	1	—	—	—
静岡県	4	—	3	1	—	—
愛知県	3	1	1	1	—	—
三重県	1	—	1	—	—	—
滋賀県	1	—	—	—	—	—
京都府	3	—	1	1	—	—
大阪府	2	1	1	1	—	—
兵庫県	1	1	1	—	—	—
和歌山県	4	—	2	1	—	1
鳥取県	2	1	1	—	—	—
島根県	1	—	—	—	—	—
岡山県	2	1	—	1	—	—
広島県	2	1	1	—	—	1
山口県	3	1	—	1	—	—
徳島県	3	1	1	1	—	—
香川県	1	1	1	—	—	—
愛媛県	2	2	—	—	—	—
高知県	2	2	—	—	—	—
福岡県	2	1	1	1	1	1
佐賀県	2	1	—	—	—	—
長門県	2	1	—	1	—	—
熊本県	1	1	—	1	—	—
大分県	2	1	1	—	—	—
宮崎県	1	1	—	—	—	—
鹿児島県	2	1	—	1	—	—
沖縄県	1	—	—	1	—	—
計	166	39	53	25	8	12

訓練の実施状況

(昭和57年度)

定	訓練形態				
	その他	総合(実働)	図上	通信	その他
山岳遭難		3 3 1 4 3 1 10	— — — 1 — 2 —	— — — — — — —	2 — — 1 — 1 1
防災行政無線運用訓練		1 1 1 1 3 3 3 3 1	— — — — — — — — —	— — — — — — — — —	— — — — 1 — — — 55 —
原子力災害		1 2 2 1	— — — —	— — — —	— — — —
高圧ガス防災訓練		2 2 2 3 1	— — — 1 —	— — — — —	— — — — —
原子力災害		1 1 1 2 2	— — — — —	— — — — —	— — — — —
非常通信訓練 通信訓練		2 2 2 1 2 1	— — — — — —	— — — — — —	— — — — — —
原子力災害		2 1 2 — 1 1 2 1	— — — — — — — —	— — — — — — — —	— — — — — — — —
環境モニタリング訓練		— 1 1 2 1	— — — — —	— — — — —	— 1 1 — —
計		87	7	78	

附属資料16 都道府県別市

区分	消防本部					消防署	出張所
	計	市	町	村	組合		
都道府県							
北海道	72	20	8		44	116	404
青森	16	1	2		13	27	56
岩手	14	3	1		10	18	55
宮城	14	4	1		9	27	74
秋田	17	2	1		14	20	65
山形	15	8	2		5	15	49
福島	12	2			10	25	70
茨城	29	9	5	2	13	52	55
栃木	15	4	1		10	17	47
群馬	12	2			10	27	45
埼玉	47	27	5		15	66	88
千葉	33	20	3	1	9	60	104
東京都	6(3)	3	2(2)	1(1)		77	211
神奈川県	28	19	7		2	53	165
新潟	36(1)	11	8(1)		17	44	69
富山	22	9	11		2	29	25
石川	11	3	3		5	16	39
福井	12	1	3		8	15	41
山梨	10	2	1		7	17	28
長野	20	9	2		9	39	36
岐阜	23	8	2		13	43	42
静岡県	31	14	3		14	37	90
愛知県	46	28	6		12	65	104
三重	14	8			6	18	49
滋賀	11	3			8	22	20
京都	16	9	4		3	28	48
大阪	31	22	5		4	68	156
兵庫県	32	19	1		12	55	79
奈良	14	8	1		5	20	16
和歌山	19	7	6		6	26	10
鳥取	3				3	13	13
島根	11	2	1		8	12	41
岡山	14	5			9	21	55
広島	22	6	5		11	35	57
山口	16	9	1		6	21	29
徳島	11	3			8	22	27
香川県	11	4	1		6	17	17
愛媛	16	5			11	17	31
高知県	15	6			9	19	24
福岡	27	9	2		16	43	91
佐賀	10	3			7	14	21
長門	10	3			7	15	71
熊本	14	2			12	19	50
大分	15	4	1		10	18	37
宮崎	9	6			3	12	22
鹿児島	18	5	1		12	23	39
沖縄	23	10	3	2	8	24	19
計	923(4)	367	109(3)	6(1)	441	1 487	2 984

(注) ( ) 内は、任意設置の消防本部を示し、内数である。

町村消防組織一覽

(昭57.4.1現在)

消防職員	消防団	分団	消防団常備部				消防団員
			計	市	町	村	
7 902	241	1 069				31 338	
1 979	68	786				23 489	
1 434	62	493				27 577	
2 107	77	509	1		1	25 808	
1 543	67	646	1		1	24 178	
1 357	44	364				32 332	
1 930	90	644				40 779	
3 034	92	1 168				29 632	
1 784	49	364				17 323	
1 940	74	512				14 094	
5 332	89	617				16 441	
5 673	72	1 003				34 634	
18 175	98	709				26 143	
7 443	58	523				19 153	
2 625	112	851				53 103	
1 140	41	300				9 872	
1 160	39	223	4		4	5 338	
950	32	243				5 616	
824	64	249				19 301	
1 594	122	900				47 792	
1 961	102	558				25 223	
3 334	75	649				26 708	
6 095	331	806				29 607	
1 633	69	482				14 945	
1 039	50	191				9 384	
2 686	73	387	1	1		22 179	
8 495	39	384	1		1	10 095	
4 335	117	1 838				57 803	
1 032	47	348				11 056	
991	50	301				13 160	
601	41	250				6 090	
786	59	399				15 777	
1 667	80	455				35 011	
2 846	93	695				27 996	
1 428	56	534				15 789	
791	46	500				12 266	
999	43	271				7 936	
1 196	70	523				23 294	
888	53	291				8 673	
3 791	108	726				28 232	
850	49	207				25 176	
1 498	79	885				25 242	
1 704	98	817				44 536	
1 380	58	465				19 719	
852	44	124				18 088	
1 458	96	734				17 837	
1 073	39	122	1		1	1 634	
125 335	3 656	26 115	9	1	8	1 057 404	

附属資料17 消防機関数と消防職団員数の推移

区分 年	消 防 本 部				消 防 団				
	消防本 部	うち組 合	消防署	出張所	消防職員	消防団	分 団	消防団 常備部	消防団員
昭和28年	314	8	407	612	23 547	10 073	...	113	2 015 780
29	328	6	423	638	30 493	9 337	...	120	2 023 011
30	360	6	454	683	31 194	5 951	...	106	1 944 233
31	383	6	465	713	31 861	5 332	...	101	1 830 222
32	406	6	488	735	32 745	4 481	...	107	1 737 319
33	429	6	507	778	33 729	4 304	...	104	1 677 555
34	438	6	533	831	35 168	4 153	...	93	1 633 792
35	445	3	562	833	36 627	4 016	...	102	1 591 053
36	461	3	578	889	38 489	3 957	35 463	96	1 542 406
37	484	3	597	919	40 948	3 909	35 377	100	1 488 495
38	511	3	617	961	43 169	3 852	34 323	116	1 445 508
39	544	4	641	996	45 357	3 835	33 825	117	1 413 285
40	620	4	735	1 024	48 075	3 826	31 653	123	1 330 995
41	640	4	755	1 072	50 806	3 818	30 940	125	1 301 702
42	671	5	817	1 110	53 957	3 764	29 926	107	1 283 003
43	700	9	851	1 155	56 681	3 748	29 451	94	1 258 277
44	734	26	892	1 242	60 486	3 743	28 998	89	1 234 696
45	756	58	937	1 308	64 230	3 699	28 482	71	1 210 839
46	782	129	986	1 470	70 077	3 682	27 732	61	1 189 675
47	805	221	1 094	1 769	79 092	3 659	27 638	23	1 166 625
48	829	304	1 155	2 120	88 754	3 696	27 392	25	1 148 567
49	848	359	1 230	2 407	98 329	3 682	27 081	22	1 131 723
50	859	378	1 258	2 590	105 005	3 668	26 805	22	1 118 036
51	869	387	1 286	2 665	107 632	3 673	26 650	22	1 105 299
52	878	398	1 321	2 742	110 618	3 669	26 463	17	1 094 367
53	887	408	1 336	2 771	114 249	3 669	26 324	18	1 087 269
54	895	419	1 366	2 840	117 657	3 666	26 281	12	1 078 536
55	906	427	1 425	2 883	120 460	3 641	26 084	11	1 069 140
56	914	435	1 462	2 930	123 204	3 645	25 995	11	1 063 761
57	923	441	1 487	2 984	125 335	3 656	26 115	9	1 057 404

(注) 各年とも4月1日現在の数である。

附属資料18 政令指定市町村数の推移

区分 年度	指 定 数			町村合併等による移動			差 引 累 計		
	計	市	町村	計	市	町村	計	市	町 村
昭和40年度	114	64	50	—	2	△ 2	600	532	68
41	26	2	24	△ 1	—	△ 1	625	534	91
42	42	10	32	△ 11	1	△ 12	656	545	111
43	38	6	32	△ 1	△ 1	—	693	550	143
44	95	2	93	—	—	—	788	552	236
45	218	4	214	△ 2	1 △ 1	△ 2	1 004	556	448
46	389	7	382	△ 1	28 △ 1	△ 28	1 392	590	802
47	507	18	489	△ 3	24	△ 27	1 896	632	1 264
48	365	2	363	△ 11	10	△ 21	2 250	644	1 606
49	221	—	221	△ 7	—	△ 7	2 464	644	1 820
50	68	—	68	△ 4	—	△ 4	2 528	644	1 884
51	73	—	73	—	1	△ 1	2 601	645	1 956
52	63	—	63	—	1	△ 1	2 664	646	2 018
53	50	—	50	—	1	△ 1	2 714	647	2 067
54	30	—	30	—	—	—	2 744	647	2 097
55	48	—	48	—	—	—	2 792	647	2 145
56	52	—	52	—	3	△ 3	2 844	650	2 194
57	62	—	62	—	2	△ 2	2 906	652	2 254
58(見込)	25	—	25	—	—	—	2 931	625	2 279

附属資料19 自主防災組織の

区分	市区町村数	自主防災組織を有する市区町村数	自主防災組織数	組織されている地域の世帯数	組織率 (%)	平常時の任務と活動項目別自主防災		
						防災訓練	防災知識の啓蒙	防火巡回視
北海道	212	45	706	133 054	6.9	99	86	56
青森	67	19	58	16 810	3.7	14	23	25
岩手	62	35	149	92 143	22.6	58	89	51
宮城	74	60	1 664	351 251	57.3	1 206	1 627	1 050
秋田	69	41	1 202	72 708	20.7	448	813	742
山形	44	41	619	51 169	15.5	427	543	348
福島	90	18	162	36 995	6.5	73	73	81
茨城	92	27	356	44 415	6.0	217	137	168
栃木	49	19	141	27 530	5.4	111	79	92
群馬	70	42	316	128 856	24.2	147	144	192
埼玉	92	41	829	415 448	24.8	383	274	419
千葉	80	33	653	208 271	13.8	576	582	249
東京都	64	44	4 506	2 913 911	65.3	3 415	3 470	2 330
神奈川	37	36	5 536	1 578 379	65.8	5 043	5 159	1 393
新潟	112	26	275	22 434	3.4	24	39	21
富山	35	20	295	45 045	15.2	165	69	180
石川	41	35	875	74 529	22.8	364	233	269
福井	35	24	824	56 126	26.1	368	308	175
山梨	64	64	2 335	219 719	93.1	2 323	1 885	1 074
長野	122	52	1 515	177 247	29.5	797	636	124
岐阜	100	65	2 264	302 214	55.4	1 359	1 121	160
静岡	75	75	4 679	939 779	93.3	4 288	3 818	1 984
愛知	88	47	2 396	1 160 035	60.7	2 175	1 816	557
三重	69	36	581	89 102	17.8	347	185	135
滋賀	50	40	1 191	124 248	40.6	785	496	831
京都	44	18	427	109 719	12.5	143	153	55
大阪	44	9	445	140 282	5.0	401	11	10
奈良	91	26	582	158 654	9.6	250	289	111
和歌山	47	17	292	65 143	17.7	59	20	170
鳥取	50	13	151	13 800	4.1	47	46	11
島根	39	38	935	60 711	34.3	322	190	218
岡山	59	19	376	18 930	8.2	60	294	74
広島	78	25	776	95 199	16.2	399	375	43
山口	87	18	482	241 868	26.3	448	450	13
徳島	56	21	192	25 719	4.9	125	15	17
香川	50	14	116	10 936	4.4	30	26	24
愛媛	43	22	225	20 251	6.5	30	13	5
高松	70	13	118	72 101	14.6	47	47	36
岡山	53	13	338	19 528	6.7	61	56	21
福岡	97	18	333	384 004	25.8	149	118	117
佐賀	49	3	91	10 747	4.4	3	7	4
長門	79	15	102	13 198	2.7	4	1	1
熊本	98	28	85	42 344	7.8	22	28	39
大分	58	8	23	2 053	0.5	11	11	10
宮崎	44	10	47	6 773	1.8	19	43	24
鹿児島	96	22	692	144 643	23.0	22	526	26
沖縄	53	4	49	7 731	2.4	—	—	—
全 国	3 278	1 359	41 004	10 945 802	29.2	27 864	26 424	13 735

(注) 組織率は、組織されている地域の世帯数を管内の世帯数で除したものである。

都道府県別結成状況

(昭58.4.1現在)

れている 災組織数	災害時の任務とされている活動項目別自主防災組織数										
	三角バケツ 消火器等の 頒布又は共 同購入	その他	災害危険箇所 等の視察	災害危険箇所 等の視察 以外	危険箇所 等の視察 情報伝達	初期消火	負傷者の救 護	住民の避難 誘導	給食給水	その他	
33	39	49	52	175	150	129	47	37			
13	13	9	14	18	30	25	20	3			
62	35	149	92	143	22.6	58	89	51			
74	60	1 664	351	251	57.3	1 206	1 627	1 050			
69	41	1 202	72	708	20.7	448	813	742			
44	41	619	51	169	15.5	427	543	348			
90	18	162	36	995	6.5	73	73	81			
92	27	356	44	415	6.0	217	137	168			
49	19	141	27	530	5.4	111	79	92			
70	42	316	128	856	24.2	147	144	192			
92	41	829	415	448	24.8	383	274	419			
80	33	653	208	271	13.8	576	582	249			
64	44	4 506	2 913	911	65.3	3 415	3 470	2 330			
37	36	5 536	1 578	379	65.8	5 043	5 159	1 393			
112	26	275	22	434	3.4	24	39	21			
35	20	295	45	045	15.2	165	69	180			
41	35	875	74	529	22.8	364	233	269			
35	24	824	56	126	26.1	368	308	175			
64	64	2 335	219	719	93.1	2 323	1 885	1 074			
122	52	1 515	177	247	29.5	797	636	124			
100	65	2 264	302	214	55.4	1 359	1 121	160			
75	75	4 679	939	779	93.3	4 288	3 818	1 984			
88	47	2 396	1 160	035	60.7	2 175	1 816	557			
69	36	581	89	102	17.8	347	185	135			
50	40	1 191	124	248	40.6	785	496	831			
44	18	427	109	719	12.5	143	153	55			
44	9	445	140	282	5.0	401	11	10			
91	26	582	158	654	9.6	250	289	111			
47	17	292	65	143	17.7	59	20	170			
50	13	151	13	800	4.1	47	46	11			
39	38	935	60	711	34.3	322	190	218			
59	19	376	18	930	8.2	60	294	74			
78	25	776	95	199	16.2	399	375	43			
87	18	482	241	868	26.3	448	450	13			
56	21	192	25	719	4.9	125	15	17			
50	14	116	10	936	4.4	30	26	24			
43	22	225	20	251	6.5	30	13	5			
70	13	118	72	101	14.6	47	47	36			
53	13	338	19	528	6.7	61	56	21			
97	18	333	384	004	25.8	149	118	117			
49	3	91	10	747	4.4	3	7	4			
79	15	102	13	198	2.7	4	1	1			
98	28	85	42	344	7.8	22	28	39			
58	8	23	2	053	0.5	11	11	10			
44	10	47	6	773	1.8	19	43	24			
96	22	692	144	643	23.0	22	526	26			
53	4	49	7	731	2.4	—	—	—			
8 216	4 511	14 176	22 096	29 358	23 351	23 952	22 400	3 881			

る。

附属資料20 危険物施設

施設 年	合計	製造所	貯蔵				
			小計	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所
昭和34年	95 207	2 523	63 303	23 566	19 090	2 048	5 484
37	117 479	2 564	77 016	25 762	27 872	2 900	7 542
38	133 233	2 675	87 612	26 794	32 262	3 973	9 603
39	150 823	2 759	99 264	28 125	36 342	5 109	12 478
40	171 788	2 787	113 030	30 115	41 092	6 401	15 619
41	190 122	2 899	126 597	32 344	45 010	7 605	19 553
42	213 526	3 008	140 842	34 163	48 975	8 863	23 891
43	246 767	3 164	157 456	36 523	53 938	9 993	28 243
44	279 012	3 309	175 150	38 880	59 504	11 172	33 142
45	308 784	3 459	192 155	40 709	64 693	12 334	38 852
46	346 113	3 684	213 883	43 254	71 320	13 611	45 880
47	377 123	3 789	231 972	44 872	76 090	14 667	52 132
48	410 158	3 929	251 372	46 769	81 388	15 575	58 913
49	461 500	4 037	288 771	50 253	91 596	16 840	68 423
50	495 161	3 961	312 009	53 239	97 846	17 534	75 642
51	512 675	4 035	323 827	55 140	99 401	17 936	80 906
52	527 118	4 104	333 440	56 772	99 626	18 236	85 874
53	539 532	4 124	341 341	57 819	99 456	18 632	90 734
54	552 597	4 184	349 777	58 528	98 984	18 929	95 823
55	575 376	4 272	366 356	60 165	100 373	19 451	104 193
56	587 052	4 346	373 465	61 554	97 509	19 923	109 755
57	596 575	4 393	379 752	62 789	97 007	20 013	113 398
58	601 905	4 435	382 914	63 440	96 341	19 955	115 724

(注) 昭和34年は9月30日現在である。

数の推移

(各年3月31日現在)

所			取扱所					
簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	第一種売取扱所	第二種売取扱所	移送取扱所	一般取扱所
7 237	3 527	2 351	29 381	19 937	1 702	—	—	7 742
4 383	6 221	2 336	37 899	25 213	1 700	—	—	10 986
4 433	7 918	2 629	42 946	28 254	1 716	—	—	12 976
4 332	9 992	2 886	48 800	31 697	1 903	—	—	15 200
4 565	11 868	3 370	55 971	35 481	2 088	—	—	18 402
4 596	13 292	4 197	60 626	38 443	2 135	—	—	20 048
4 648	15 190	5 112	69 676	42 347	2 059	—	—	25 270
4 731	17 856	6 172	86 147	49 041	2 478	—	—	34 628
4 793	20 556	7 103	100 553	54 060	2 907	—	—	43 586
4 767	22 645	8 155	113 170	58 096	3 274	—	—	51 800
4 849	25 396	9 573	128 546	62 749	3 553	—	—	62 244
4 805	28 484	10 922	141 362	66 638	3 722	91	—	70 911
4 748	32 139	11 840	154 857	71 049	3 697	163	—	79 948
4 774	36 049	20 836	168 692	74 697	3 763	258	—	89 974
4 578	39 364	23 806	179 191	76 879	3 727	319	1 148	97 118
4 540	41 909	23 995	184 813	78 508	3 717	374	1 225	100 989
4 496	44 266	24 170	189 574	79 998	3 675	464	1 229	104 208
4 286	46 333	24 081	194 067	81 288	3 626	513	1 251	107 389
4 194	49 427	23 892	198 636	82 900	3 538	541	1 316	110 341
4 187	52 350	25 637	204 748	84 588	3 462	604	1 357	114 737
4 076	54 986	25 662	209 241	86 056	3 416	647	1 366	117 756
3 953	57 126	25 466	212 430	86 962	3 351	667	1 382	120 068
3 871	58 662	24 921	214 556	87 678	3 284	705	1 380	121 509

附属資料21 容量別、都道府県別屋外

都道府県	容量	合計	1000kl未満の屋外	1000kl以上の屋外
			タンク貯蔵所	タンク貯蔵所
1	北海道	4 413	3 648	765
2	青森	982	755	227
3	岩手	796	761	35
4	宮城	1 140	940	200
5	秋田	934	824	110
6	山形	833	791	42
7	福島	1 519	1 374	145
8	茨城	3 205	2 933	272
9	栃木	1 569	1 546	23
10	群馬	2 484	2 465	19
11	埼玉	2 418	2 374	44
12	千叶	5 690	4 602	1 088
13	東京	1 736	1 631	105
14	神奈川	6 167	4 766	1 401
15	新潟	2 840	2 569	271
16	富山	1 560	1 435	125
17	石川	971	905	66
18	福井	843	771	72
19	山梨	452	443	9
20	長野	2 226	2 202	24
21	岐阜	2 296	2 284	12
22	静岡	3 846	3 611	235
23	愛知	6 794	6 114	680
24	三重	3 670	3 231	439
25	滋賀	1 275	1 261	14
26	京都	614	583	31
27	大阪	4 274	3 700	574
28	兵庫	4 767	4 218	549
29	奈良	413	413	—
30	和歌山	1 629	1 263	366
31	鳥取	353	326	27
32	島根	719	702	17
33	岡山	2 933	2 373	560
34	広島	2 070	1 880	190
35	山口	3 110	2 408	702
36	徳島	675	645	30
37	香川	854	718	136
38	愛媛	1 673	1 356	317
39	高知	559	522	37
40	福岡	3 757	3 451	306
41	佐賀	627	610	17
42	長門	1 035	945	90
43	熊本	1 031	970	61
44	大分	1 321	1 117	204
45	宮崎	841	782	59
46	鹿児島	1 706	1 602	104
47	沖縄	721	507	214
計		96 341	85 327	11 014
構成比 (%)		100	88.6	11.4

タンク貯蔵所の施設数

(昭58. 3.31現在)

1000kl ~5000kl	左 の 内 訳				100000kl以上
	5000kl ~10000kl	10000kl ~50000kl	50000kl ~100000kl	100000kl以上	
420	123	127	18	77	
141	24	11	—	51	
27	8	—	—	—	
118	22	43	11	6	
82	5	15	—	8	
31	6	5	—	—	
95	15	19	12	4	
126	34	73	17	22	
23	—	—	—	—	
19	—	—	—	—	
42	2	—	—	—	
484	191	287	106	20	
89	2	14	—	—	
672	320	328	77	4	
142	63	47	13	6	
83	9	26	7	—	
49	17	—	—	—	
50	2	—	4	16	
9	—	—	—	—	
24	—	—	—	—	
12	—	—	—	—	
190	36	4	5	—	
323	166	137	40	14	
243	64	94	24	14	
14	—	—	—	—	
29	2	—	—	—	
251	131	157	30	5	
291	124	118	16	—	
—	—	—	—	—	
164	76	87	24	15	
25	2	—	—	—	
17	—	—	—	—	
290	110	128	17	15	
132	26	20	12	—	
314	147	181	45	15	
18	—	12	—	—	
41	57	31	—	7	
159	94	51	9	4	
37	—	—	—	—	
251	36	19	—	—	
14	—	—	3	—	
67	17	6	—	—	
59	1	1	—	—	
83	51	56	10	4	
57	2	—	—	—	
44	—	4	2	54	
52	31	48	48	35	
5 903	2 016	2 149	550	396	
6.1	2.1	2.2	0.6	0.4	

附属資料22 石油コンビナート等特別防災区域

区分	特別防災区域	面積 (km <sup>2</sup> )	第一種 事業所	第二種 事業所	石油の貯蔵・取扱 量(万kl)	高圧ガスの処理量 (万Nm <sup>3</sup> )
北海道	1 釧路	773	7( 1)	2	32	123
	2 苫小牧	19 824	10( 5)	6	503	2 736
	3 室蘭	7 231	4( 3)	9	209	21 028
	4 上川	762	2( 1)	1	70	252
青森	4-2 青森	2 638	—	—	—	—
	5 八戸	123	5( —)	—	18	—
	6 青森	1 251	10( 2)	7	51	318
宮城	7 塩釜	352	9( 5)	3	27	695
	8 仙台	4 598	2( 1)	5	276	2 953
秋田	9 男鹿	1 041	1( 1)	1	66	52
	10 秋田	1 699	8( —)	7	60	169
山形	11 酒田	3 165	5( —)	3	27	2
福島	11-2 広野	1 099	1( —)	—	22	—
	12 いわき	7 399	10( 2)	6	177	538
茨城	13 鹿島臨海	23 835	12( 10)	12	672	26 771
千葉	14 京葉臨海北部	2 587	10( —)	4	56	369
	15 京葉臨海中部	44 660	38( 28)	33	2 105	164 678
	16 京葉臨海南部	12 512	3( 2)	1	17	1 571
東京	17 豊洲	891	3( —)	—	30	—
	18 品川・大井	322	3( 1)	—	15	1
神奈川	19 京浜臨海	33 865	56( 31)	52	1 462	108 539
	20 根岸臨海	6 340	4( 2)	6	493	28 887
	21 久里浜	708	1( —)	—	55	—
新潟	22 新潟東港	18 551	8( 1)	3	234	1 167
	23 新潟西港	6 975	7( 3)	7	167	10 396
	24 直江津	2 723	4( —)	2	12	58
富山	25 富山	738	2( 1)	4	116	198
	26 新伏木	343	1( —)	—	24	—
	27 伏木	171	6( —)	1	16	89
	28 婦木	571	1( 1)	—	1	4 858
石川	29 金沢港北	273	5( —)	4	22	484
福井	30 三国	1 416	6( —)	1	45	—
静岡	31 清水	1 130	4( 1)	11	68	1 061
愛知	32 渥美	1 079	1( —)	—	109	—
	33 蒲島	168	3( —)	2	18	181
	34 衣浦	8 870	4( 1)	8	34	1 590
	35 名古屋臨海	25 712	34( 10)	22	939	31 938
三重	36 四日市臨海	10 700	23( 18)	17	728	73 863
	37 尾鷲	801	2( 1)	2	76	36
大阪	38 大阪北臨海	4 470	11( 1)	16	73	797
	39 堺北臨海	18 177	20( 11)	28	646	97 801
	40 岬	557	2( 2)	—	29	5

(注) 第一種事業所欄の( )は、レイアウト規制対象事業所数で内数である。

域の現況と防災資機材の整備状況

(昭58.4.1現在)

大型化学 消防車 (台)	大型高所 放水車 (台)	泡原液 搬送車 (台)	液消 送車 (台)	その他の 消防ポン プ自動車 (台)	泡消火 剤 (kl)	オイル フェンス (m)	オフ イン ス 張 (隻)	ルス 船 (隻)	油回収船 (隻)	消防艇 (艇)
1	1	—	2	94	5 080	2	—	—	—	
4	1	3	4	122	9 480	2	1	—	—	
4	2	2	8	161	5 200	4	1	—	—	
2	2	2	2	63	2 240	3	—	—	—	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
1	1	1	—	49	3 240	5	—	—	—	
1	1	1	—	109	7 350	1	—	—	—	
—	—	—	3	96	5 660	14	—	—	—	
2	2	2	2	64	6 120	4	1	—	2	
1	1	1	3	34	1 740	1	—	—	—	
1	1	1	2	99	7 170	2	1	—	—	
1	1	1	2	49	3 840	1	—	—	—	
1	1	1	—	38	2 200	1	1	—	—	
2	2	2	6	255	6 240	1	1	—	—	
4	3	3	18	256	11 160	3	1	—	1	
2	2	2	1	101	6 310	5	—	—	—	
24	10	15	43	803	36 840	14	2	—	—	
1	1	1	2	34	2 520	1	—	—	—	
2	1	1	—	53	3 320	3	—	—	—	
1	1	1	1	34	2 700	2	—	—	—	
20	10	14	41	757	44 970	11	3	—	1	
5	5	5	7	215	10 550	4	1	—	1	
1	1	1	—	11	1 620	1	—	—	—	
2	2	2	—	100	7 580	1	1	—	—	
5	2	2	1	130	4 760	3	—	—	1	
—	—	—	7	52	2 700	1	—	—	—	
2	1	1	2	56	3 240	1	1	—	—	
1	1	1	—	19	1 620	1	—	—	—	
—	—	—	2	61	3 780	1	—	—	—	
—	—	—	2	7	—	—	—	—	—	
1	1	1	—	59	3 240	1	—	—	—	
1	1	1	1	57	4 860	2	—	—	—	
1	1	1	2	126	5 860	2	—	—	—	
1	1	1	—	11	2 160	1	1	—	—	
1	1	1	1	36	2 160	4	—	—	—	
1	1	1	5	35	4 260	5	—	—	1	
10	8	8	22	450	30 495	26	2	—	—	
6	4	4	17	1 010	25 833	10	2	—	3	
1	1	1	4	130	7 360	3	—	—	1	
2	1	1	10	159	8 000	1	—	—	—	
13	8	8	22	487	23 720	12	2	—	—	
1	1	1	—	28	2 280	1	—	—	—	

附属資料22 石油コンビナート等特別防災区

区分	特別防災区域	面積 (千m <sup>2</sup> )	第一種 事業所	第二種 事業所	石油の貯蔵・取扱 量(万kl)	高压ガスの処理量 (万Nm <sup>3</sup> )
兵 庫	41 尼 崎	4 309	6( 3)	14	46	334
	42 神 戸	2 900	13( 3)	6	123	2 685
	43 東 播 磨	11 441	6( 4)	11	48	5 171
	44 姫 路 臨 海	18 600	10( 9)	9	379	15 165
和歌山	45 和歌山北部臨海北部	5 083	3( 2)	—	14	2 667
	46 和歌山北部臨海中部	1 491	3( 3)	—	100	573
	47 和歌山北部臨海南部	3 071	3( 2)	—	586	13 850
	47-2 御 坊	350	—	—	—	—
岡 山	48 水 島 臨 海	25 580	16( 15)	11	910	97 049
広 島	49 福 山	9 560	4( 2)	2	26	5 370
	50 江 田	186	2( —)	—	25	—
	51 能 美	315	1( —)	—	73	—
山口・ 広 島	52 岩 国・大 竹	5 405	7( 6)	8	242	22 442
山 口	53 下 松	2 699	2( 2)	3	138	658
	54 徳山・新陽	7 772	10( 9)	8	391	35 318
	55 宇 野	4 758	6( 5)	8	23	9 118
	56 小 野	1 929	1( 1)	—	462	5 424
	57 彦 島	124	5( —)	—	31	—
徳 島	58 阿 南	800	1( —)	1	25	16
香 川	59 番 の 州	4 225	3( 2)	1	336	9 751
愛 媛	60 新 居 浜	4 428	5( 3)	6	21	18 496
	61 上 浦	112	1( —)	—	26	—
	61-2 波 方	295	—	—	—	—
	62 菊 松	565	2( 1)	—	158	1 209
	63 松 山	2 536	4( 3)	1	127	11 123
福 岡	63-2 豊 前	465	1( 1)	—	18	1
	64 菊 北	1 043	2( 1)	2	15	—
	65 北 州	23 554	20( 9)	11	84	19 783
	66 福 岡	456	9( 1)	16	30	634
佐 賀	67 唐 津	315	3( 1)	—	20	408
長 崎	68 相 浦	239	1( 1)	—	18	1
	69 長 崎	170	6( —)	3	14	87
熊 本	70 八 代	156	6( —)	—	12	—
大 分	71 大 分	10 649	12( 12)	2	325	32 728
鹿 児 島	71-2 川 内	437	1( 1)	—	13	—
	72 喜 入	1 881	1( —)	—	885	—
沖 縄	73 平 座	4 102	3( 1)	—	662	14
	74 安 泊	186	1( 1)	—	38	501
	75 小 覇	819	1( 1)	—	192	1 983
計		444 106	529(252)	409	16 436	896 763

域の現況と防災資機材の整備状況 (つづき)

(昭58.4.1現在)

大型化学 消防車 (台)	大型高所 放水車 (台)	泡原液 搬送車 (台)	その他の 消防ポン プ自動車 (台)	泡消火 剤 (kl)	オイル フェンス (m)	オフ イン ス 張 展 (隻)	油回収船 (隻)	消防艇 (艇)
1	1	1	8	63	5 960	7	—	—
2	2	2	8	148	13 320	6	—	—
1	2	1	18	80	9 080	9	—	—
3	4	4	21	216	14 900	12	2	1
1	1	—	9	60	5 580	4	1	2
2	2	2	4	88	6 210	4	—	—
7	5	5	4	244	8 840	3	2	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—
4	5	7	32	406	26 360	13	2	—
—	—	1	6	56	4 520	6	—	—
1	1	1	—	40	3 810	7	—	—
1	1	1	—	29	4 420	3	—	—
1	1	1	25	246	10 060	4	1	—
2	1	1	2	76	4 124	1	1	—
5	1	2	19	299	10 720	12	1	—
1	1	1	9	55	4 300	1	—	—
2	2	2	1	103	2 190	1	1	—
代	替	設	備	69	4 440	2	—	—
1	1	1	—	19	2 380	2	—	—
3	3	3	4	121	13 700	4	1	—
2	1	1	4	85	3 900	2	—	—
1	1	1	—	16	1 820	1	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—
2	2	2	1	36	2 880	4	1	1
2	1	1	7	134	5 400	4	1	—
1	1	1	—	12	2 300	1	—	1
1	1	1	3	23	3 240	3	—	—
3	3	3	16	214	15 580	8	—	—
2	1	2	—	141	7 590	1	—	—
1	1	1	2	20	2 820	1	—	—
1	1	1	—	15	1 620	1	—	—
—	—	—	1	63	3 780	1	—	—
1	1	1	—	60	3 780	1	—	—
4	3	4	12	220	8 280	5	1	—
—	—	—	—	5	1 220	1	—	—
2	2	2	2	133	8 310	4	3	5
2	2	2	4	45	6 900	4	2	6
1	1	1	—	30	2 350	1	1	1
2	2	2	1	88	2 480	1	1	1
196	143	157	468	10 268	568 622	306	44	30

附属資料23 都道府県別救急

区分	市町 村数	人口 (昭55. 国調)	救急業務実施市町村 <sup>①</sup>	
			市町村数	人口 (昭55. 国調)
都道府県				
北海道	212	5 575 989	212	5 575 989
青森	67	1 523 907	67	1 523 907
岩手	62	1 421 927	62	1 421 927
宮城	74	2 082 320	74	2 082 320
秋田	69	1 256 745	69	1 256 745
山形	44	1 251 917	44	1 251 917
福島	90	2 035 272	90	2 035 272
茨城	92	2 558 007	90	2 548 265
栃木	49	1 792 201	49	1 792 201
群馬	70	1 848 562	70	1 848 562
埼玉	92	5 420 480	90	5 414 002
千代田	80	4 735 424	74	4 663 522
東京都	42	11 618 281	36	11 606 448
神奈川	37	6 924 348	37	6 924 348
新潟	112	2 451 357	106	2 389 653
富山	35	1 103 459	32	1 098 339
石川	41	1 119 304	37	1 077 791
福井	35	794 354	35	794 354
山梨	64	804 256	64	804 256
長野	122	2 083 934	79	1 875 372
岐阜	100	1 960 107	89	1 930 858
静岡	75	3 446 804	67	3 395 007
愛知	88	6 221 638	77	6 157 981
三重	69	1 686 936	47	1 479 839
滋賀	50	1 079 898	50	1 079 898
京都	44	2 527 330	36	2 437 926
大阪	44	8 473 446	38	8 381 169
兵庫	91	5 144 892	85	5 070 850
奈良	47	1 209 365	34	1 125 109
和歌山	50	1 087 012	32	982 706
鳥取	39	604 221	39	604 221
島根	59	784 795	49	729 289
岡山	78	1 871 023	75	1 844 706
広島	87	2 739 161	66	2 586 299
山口	56	1 587 079	52	1 558 508
徳島	50	825 261	36	762 384
香川	43	999 864	42	994 562
愛媛	70	1 506 637	64	1 454 236
高松	53	831 275	50	823 143
福井	97	4 553 461	94	4 499 393
佐賀	49	865 574	49	865 574
長門	79	1 590 564	78	1 588 082
熊野	98	1 790 327	98	1 790 327
大分	58	1 228 913	58	1 228 913
宮崎	44	1 151 587	31	1 071 561
鹿児島	96	1 784 623	74	1 620 231
沖縄	53	1 106 559	38	1 068 453
計	3 256	117 060 396	2 965	115 116 415

(注) 東京都特別区は全体を1市として計上した。

業務実施状況

実施率		救急出場件数		対前年 増減率 $\frac{C-B}{B} \times 100$ (%)	①内における人口1万人当たりの救急出場件数
市町村数 (%)	人口 (%)	56年中 <sup>②</sup> (件)	57年中 <sup>③</sup> (件)		
100.0	100.0	93 210	96 034	3.0	172
100.0	100.0	21 849	22 323	2.2	146
100.0	100.0	20 125	20 506	1.9	144
100.0	100.0	23 865	25 207	5.6	121
100.0	100.0	14 726	15 259	3.6	121
100.0	100.0	15 709	15 808	0.6	126
100.0	100.0	30 399	30 938	1.8	152
97.8	99.6	37 922	39 801	5.0	156
100.0	100.0	25 844	26 450	2.3	148
100.0	100.0	28 606	29 343	2.6	159
97.8	99.9	95 167	97 109	2.0	179
92.5	98.5	91 956	92 875	1.0	199
85.7	99.9	286 776	292 888	2.1	252
100.0	100.0	155 089	158 070	1.9	228
94.6	97.5	35 185	35 401	0.6	148
91.4	99.5	13 425	13 501	0.6	123
90.2	96.3	14 142	14 280	1.0	132
100.0	100.0	11 459	11 492	0.3	145
100.0	100.0	16 000	16 177	1.1	201
64.8	90.0	29 239	29 991	2.6	160
89.0	98.5	27 301	29 312	7.4	152
89.3	98.5	52 839	55 329	4.7	163
87.5	99.0	95 886	102 393	6.8	166
68.1	87.7	23 397	24 277	3.8	164
100.0	100.0	20 263	20 709	2.2	192
81.8	96.5	45 311	48 679	7.4	200
86.4	98.9	201 636	209 349	3.8	250
93.4	98.6	81 031	85 306	5.3	168
72.3	93.0	21 166	22 541	6.5	200
64.0	90.4	18 870	19 569	3.7	199
100.0	100.0	8 395	8 751	4.2	145
83.1	92.9	10 427	10 843	4.0	149
96.2	98.6	28 033	29 459	5.1	160
75.9	94.4	41 952	44 768	6.7	173
92.9	98.2	27 868	28 679	2.9	184
72.0	92.4	14 133	13 844	-2.0	182
97.7	99.5	18 195	18 934	4.1	190
91.4	96.5	26 282	27 062	3.0	186
94.3	99.0	16 610	17 412	4.8	212
96.9	98.8	74 544	77 274	3.7	172
100.0	100.0	12 659	13 306	5.1	154
98.7	99.8	22 982	23 968	4.3	151
100.0	100.0	24 399	25 720	5.4	144
100.0	100.0	17 526	18 544	5.8	151
70.5	93.1	14 603	15 713	7.6	147
77.1	90.8	23 931	25 392	6.1	157
71.7	96.6	24 818	24 861	0.2	233
91.1	98.3	2 055 750	2 125 447	3.4	185

附屬資料24 都 道 府 県 別 事 故

区 分	火 災	自然 災害	水 難	交 通 事 故	勞 働 災 害	運 動 競 技
北海道	877	16	195	15 302	2 111	1 484
青森	198	—	71	4 668	444	231
岩手	128	1	57	4 241	500	294
宮城	310	5	65	5 995	462	259
秋田	32	3	39	2 967	345	216
山形	164	3	31	3 458	376	209
福島	98	10	62	6 938	616	391
茨城県	179	2	77	11 234	842	433
栃木	185	6	27	8 186	460	266
群馬	100	10	24	8 306	705	315
埼玉	655	5	82	24 247	2 093	1 119
千葉	958	3	132	21 202	1 673	774
東京都	2 088	29	101	60 594	2 818	2 582
神奈川県	1 414	35	224	33 325	2 796	1 401
新潟県	85	7	91	8 646	1 038	454
富山	22	1	43	3 227	377	170
石川	34	2	46	3 718	422	210
福井	38	3	74	3 244	397	175
山梨県	109	16	14	3 994	282	302
長野	131	27	41	7 014	712	497
岐阜	218	3	46	8 069	894	524
静岡	368	44	120	15 537	1 309	565
愛知県	928	7	97	26 700	2 405	1 089
三重県	52	7	62	6 336	660	331
滋賀県	75	—	38	5 678	670	328
京都府	242	2	53	15 073	827	537
大阪府	2 627	10	150	34 724	3 866	1 554
兵庫県	329	22	136	18 131	1 800	875
奈良県	46	22	18	5 262	513	223
和歌山	69	7	51	4 555	402	255
鳥取県	27	—	61	2 269	227	123
島根	10	1	49	2 546	371	249
岡山	78	5	66	8 714	757	296
広島	168	7	103	10 990	1 021	536
山口	186	5	57	6 351	523	331
徳島県	31	1	34	3 710	384	196
香川県	107	—	52	5 105	406	268
愛媛県	149	9	69	6 565	698	406
高知県	118	3	81	3 809	444	229
福岡県	332	4	206	16 098	1 192	664
佐賀	22	3	50	3 481	289	207
長門	102	25	97	3 948	577	259
熊野	239	15	58	5 882	470	454
大分	28	25	50	4 163	388	274
宮崎	154	3	53	3 670	232	239
鹿児島	219	4	90	5 272	450	359
沖縄	128	4	101	4 494	354	238
計	14 857	422	3 544	477 638	41 598	23 391

種 別 救 急 出 場 件 数

(昭和57年中)

一 般 負 傷	加 害	自 損 行 為	急 病	転 院 搬 送	医 師 搬 送	資 送 器 材 等 輸	そ の 他	計
12 103	1 267	1 359	46 758	12 610	336	82	1 534	96 034
2 577	268	261	10 855	2 302	99	1	348	22 323
2 489	181	200	9 799	2 223	72	14	307	20 506
2 521	356	346	10 719	3 295	352	25	497	25 207
1 739	99	202	7 986	1 380	49	9	193	15 259
1 885	146	184	7 711	1 296	117	2	226	15 808
3 672	314	334	15 264	2 532	277	91	339	30 938
4 275	525	475	18 079	2 789	250	93	548	39 801
2 447	284	346	11 759	1 972	167	25	320	26 450
3 387	325	378	13 048	2 271	150	16	308	29 343
11 965	1 744	1 043	46 104	5 051	873	118	2 010	97 109
12 307	1 674	862	43 463	7 131	596	239	1 811	92 875
45 490	7 651	2 916	150 579	14 688	2 090	142	1 120	292 888
22 006	3 103	1 462	79 114	9 462	1 116	309	2 303	158 070
4 810	341	407	15 197	3 597	206	44	478	35 401
1 632	98	155	6 377	1 022	67	22	288	13 501
1 945	159	145	6 398	986	24	25	166	14 280
1 589	101	130	4 809	721	65	7	139	11 492
2 069	161	168	7 623	921	173	74	271	16 177
4 110	231	287	13 926	2 401	227	26	361	29 991
3 611	247	323	12 668	2 129	106	84	390	29 312
6 370	584	666	24 505	4 112	295	48	806	55 329
12 136	1 451	1 160	46 984	7 053	853	262	1 268	102 393
3 141	263	225	11 326	1 363	100	103	308	24 277
2 885	201	159	9 379	1 038	39	8	211	20 709
6 119	781	562	21 972	2 173	7	8	323	48 679
28 931	5 235	2 524	113 023	13 460	149	468	2 628	209 349
11 410	1 417	1 251	42 167	5 588	537	242	1 401	85 306
3 492	293	238	10 555	1 539	43	5	292	22 541
2 651	280	276	9 021	1 302	68	32	600	19 569
1 089	93	104	4 005	632	5	5	111	8 751
1 561	59	105	5 128	622	32	2	108	10 843
3 931	300	337	12 194	2 364	55	29	333	29 459
6 088	520	473	19 372	4 468	198	143	681	44 768
3 790	378	345	13 284	2 801	161	20	447	28 679
1 685	136	129	6 182	1 089	24	22	221	13 844
2 409	210	219	8 309	1 568	88	17	176	18 934
3 785	322	375	11 735	2 310	90	5	544	27 062
2 660	260	216	7 703	1 505	24	12	348	17 412
8 660	1 217	1 103	36 773	9 293	436	17	1 279	77 274
1 591	138	163	5 423	1 615	138	26	160	13 306
2 919	287	314	11 290	3 157	135	96	762	23 968
3 155	259	347	11 451	2 832	112	23	423	25 720
2 507	185	209	8 040	2 198	180	38	259	18 544
1 585	253	235	6 908	2 029	95	11	246	15 713
2 830	295	303	11 012	3 499	153	20	886	25 392
3 233	541	310	12 156	2 575	2	—	725	24 861
279 242	35 233	24 331	1 018 133	162 964	11 431	3 160	29 503	2 125 447

附屬資料25 都 道 府 県 別 事 故

区 分	火 災	自然 災害	水 難	交 通 事 故	勞 働 災 害
北海道	259	12	166	18 876	2 056
青森	73	—	60	5 432	432
岩手	45	—	39	4 894	483
宮城	53	6	49	6 548	434
秋田	17	3	29	3 318	338
山形	57	3	15	3 962	365
福島	60	10	46	7 991	590
茨城	81	1	65	13 319	819
栃木	66	7	15	9 701	448
群馬	122	19	18	9 676	684
埼玉	243	5	55	27 202	2 074
千代田	194	2	99	24 747	1 664
東京	865	31	61	63 643	2 775
神奈川	298	44	165	36 531	2 737
新潟	82	4	72	9 621	1 005
富山	24	1	38	3 697	362
石川	37	7	42	4 129	410
福井	18	2	57	3 800	389
山梨	31	27	12	4 632	274
長野	64	29	31	8 121	694
岐阜	66	4	36	9 620	877
静岡	163	46	102	17 718	1 301
愛知	233	8	79	31 092	2 354
三重	60	12	51	7 413	639
滋賀	28	—	32	6 739	654
京都	125	2	44	16 811	813
大阪	516	9	115	36 572	3 772
兵庫	160	28	112	20 239	1 749
奈良	46	32	13	6 131	514
和歌山	23	7	36	4 966	399
鳥取	14	—	50	2 679	213
島根	11	—	34	2 851	362
岡山	77	7	52	9 490	736
広島	92	6	73	12 348	981
山口	58	5	47	7 021	507
徳島	20	1	25	4 143	374
香川	53	—	48	5 852	399
愛媛	76	10	65	7 483	686
高松	35	1	54	4 062	427
福井	161	3	147	17 622	1 156
佐賀	22	2	30	4 080	281
長門	47	33	74	4 087	557
熊本	34	15	41	6 305	447
大分	33	22	42	4 615	366
宮崎	43	4	35	4 060	229
鹿兒島	72	2	67	5 654	432
沖繩	29	4	87	4 638	353
計	4 936	476	2 725	534 131	40 611

種 別 救 急 搬 送 人 員

(昭和57年中)

運 動 競 技	一 般 負 傷	加 害	自 損 行 為	急 病	そ の 他	計
1 532	11 438	1 218	1 073	44 471	13 682	94 783
238	2 451	275	205	10 202	2 536	21 904
301	2 378	175	164	9 408	2 399	20 286
260	2 301	345	255	9 649	3 411	23 311
220	1 662	96	165	7 566	1 490	14 904
213	1 779	150	138	7 226	1 426	15 334
404	3 509	314	273	14 350	2 723	30 270
455	4 093	532	334	16 997	3 045	39 791
235	2 334	262	272	10 923	2 116	26 429
326	3 259	324	313	12 323	2 441	29 505
1 184	11 439	1 736	781	43 442	6 001	94 162
826	11 885	1 745	680	41 316	8 191	91 349
2 660	41 892	7 145	2 102	135 513	14 734	271 421
1 480	20 760	2 984	1 136	73 305	10 641	150 081
471	4 603	319	287	14 200	3 909	34 573
178	1 578	95	108	6 063	1 110	13 254
221	1 850	146	105	6 007	1 034	13 988
183	1 531	101	104	4 504	783	11 472
313	1 972	161	131	7 032	1 089	15 674
512	3 907	218	219	13 015	2 627	29 437
575	3 513	230	245	12 060	2 354	29 580
588	6 133	593	535	22 876	4 587	54 642
1 138	11 546	1 411	884	43 511	7 542	99 798
353	3 016	265	183	10 760	1 464	24 216
331	2 813	194	115	8 859	1 177	20 942
544	5 878	742	454	20 451	2 388	48 252
1 588	27 205	5 027	1 937	105 430	14 349	196 520
921	10 609	1 402	942	39 066	6 198	81 426
238	3 390	295	199	9 965	1 749	22 572
269	2 536	279	223	8 567	1 608	18 913
126	1 036	91	89	3 795	696	8 789
254	1 489	55	80	4 881	664	10 681
309	3 768	295	282	11 548	2 471	29 035
549	5 811	521	375	18 389	4 725	43 870
334	3 628	372	232	12 542	2 992	27 788
206	1 614	142	112	5 874	1 212	13 723
312	2 345	213	179	7 891	1 662	18 954
441	3 659	323	328	11 220	2 669	26 960
241	2 534	248	188	7 354	1 717	16 861
690	8 039	1 156	826	33 550	9 933	73 283
217	1 518	134	122	5 054	1 703	13 163
256	2 711	256	238	10 437	3 765	22 461
481	2 949	241	262	10 579	3 009	24 363
301	2 340	196	156	7 435	2 341	17 847
250	1 459	247	177	6 296	2 236	15 036
358	2 647	282	226	10 065	4 206	24 011
235	3 037	507	273	11 657	3 053	23 873
24 367	263 844	34 058	18 807	947 624	177 858	2 049 487

附属資料26 都道府県別経営主体別救

区分 都道府県	病院	診療所	計	国 及	
				病	
				国	国に準ずるもの
北海道	202	130	332	6	2
青森	50	41	91	2	—
岩手	59	10	69	1	—
宮城	34	15	49	1	—
秋田	26	2	28	—	—
山形	14	9	23	—	—
福島	38	—	38	1	—
茨城	92	37	129	2	—
栃木	67	64	131	2	—
群馬	59	64	123	3	—
埼玉	149	61	210	3	—
千葉	118	34	152	5	1
東京都	390	112	502	9	—
神奈川県	157	68	225	5	—
新潟	44	35	79	2	—
富山	58	40	98	—	—
石川	62	48	110	2	—
福井	44	33	77	2	—
山梨	29	37	66	1	—
長野	85	37	122	4	—
岐阜	62	25	87	—	—
静岡	82	235	317	7	—
愛知	241	203	444	3	—
三重	64	44	108	4	—
滋賀	22	1	23	1	—
京都	82	2	84	3	—
大阪	164	15	179	4	—
兵庫	115	49	164	4	—
奈良	26	1	27	1	—
和歌山	43	21	64	1	—
鳥取	17	6	23	2	1
島根	16	3	19	2	—
岡山	76	13	89	3	1
広島	109	101	210	5	1
山口	62	38	100	4	—
徳島	35	5	40	—	—
香川	50	41	91	1	—
愛媛	39	4	43	1	—
高松	23	9	32	1	—
福岡	77	44	121	5	—
佐賀	22	22	44	2	—
長門	40	—	40	5	—
熊本	53	44	97	3	—
大分	36	10	46	3	—
宮崎	42	—	42	1	—
鹿児島	89	69	158	3	—
沖縄	7	—	7	1	—
計	3 471	1 882	5 353	121	6

(注) 厚生省調べによる。

急病院及び救急診療所告示状況一覧

(昭58.4.1現在)

地区	公 的 等				私 的 等		
	院		診療所	小 計	病 院	診 療 所	小 計
	地方公共団体	公 的 等					
共	62	23	—	98	109	130	239
	24	1	1	28	23	40	63
	33	3	—	37	22	10	32
	15	2	1	19	16	14	30
	8	10	—	18	8	2	10
	8	1	—	9	5	9	14
	6	5	—	12	26	—	26
	6	6	—	14	78	37	115
	2	11	—	15	52	64	116
	9	5	—	17	42	64	106
	9	8	—	20	129	61	190
	21	3	—	30	88	34	122
	19	11	—	39	351	112	463
	14	15	—	34	123	68	191
	11	8	—	21	23	35	58
	10	6	—	16	42	40	82
	16	3	—	21	41	48	89
	5	2	—	9	35	33	68
	12	3	—	16	13	37	50
	18	15	1	38	48	36	84
	14	9	—	23	39	25	64
	20	13	1	41	42	234	276
	26	17	—	46	195	203	398
	13	9	—	26	38	44	82
	11	4	—	16	6	1	7
	7	6	—	16	66	2	68
	10	6	—	20	144	15	159
	19	5	—	28	87	49	136
	8	3	—	12	14	1	15
	9	3	—	13	30	21	51
	5	3	—	11	6	6	12
	3	5	—	10	6	3	9
	12	2	—	18	58	13	71
	16	5	1	28	82	100	182
	13	8	—	25	37	38	75
	6	5	—	11	24	5	29
	11	6	—	18	32	41	73
	6	4	—	11	28	4	32
	6	2	—	9	14	9	23
	6	5	—	16	61	44	105
	5	2	—	9	13	22	35
	15	1	—	21	19	—	19
	8	3	—	14	39	44	83
	5	2	—	10	26	10	36
	14	3	—	18	24	—	24
	9	1	—	13	76	69	145
	4	—	—	5	2	—	2
計	589	273	5	994	2 482	1 877	4 359

附屬資料27 都道府県別救助活

区分	火災		交通事故		水難事故		風水害等 自然災害		機械による 事故	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
北海道	335	57	363	450	57	41	6	9	37	48
青森	73	20	49	71	15	11	2	33	4	4
岩手	91	7	25	37	6	1	13	43	3	3
宮城	119	4	93	134	22	22	8	1	10	10
秋田	9	1	41	61	2	—	—	—	4	4
山形	11	7	52	79	5	3	3	3	7	7
福島	26	—	72	88	9	13	5	8	9	9
茨城	24	2	120	164	13	6	4	49	4	5
栃木	70	3	121	142	9	4	3	1	16	28
群馬	60	29	88	119	8	5	17	40	8	7
埼玉	164	18	196	257	22	10	41	282	24	32
千葉	233	26	276	377	27	25	10	21	18	30
東京都	911	127	743	1 265	52	38	6	8	87	158
神奈川県	349	166	244	442	57	58	41	312	24	39
新潟	97	4	104	145	15	18	7	29	8	7
富山	25	3	34	37	15	12	—	—	6	6
石川	12	4	50	65	5	4	—	—	6	6
福井	39	3	49	56	16	12	—	—	3	3
山梨	65	4	53	82	2	6	10	61	4	3
長野	90	2	79	79	7	4	7	1 207	9	22
岐阜	36	11	119	195	8	10	3	2	14	16
静岡県	104	26	195	336	25	20	35	93	9	11
愛知県	240	32	229	266	37	32	—	—	25	30
三重	41	11	96	120	14	6	12	59	3	3
滋賀	12	3	93	131	1	—	2	3	5	8
京都	142	6	104	137	16	7	—	—	13	13
大阪	1 499	63	213	264	34	26	8	50	62	70
兵庫県	385	26	164	210	32	31	—	—	18	33
奈良	4	2	156	169	6	6	58	78	3	3
和歌山	40	7	52	65	9	9	11	50	6	3
鳥取	54	6	56	65	6	5	—	—	—	—
島根	1	1	40	55	6	8	—	—	4	3
岡山	77	20	93	125	6	2	2	1	8	9
広島	120	9	149	241	25	17	5	52	7	7
山口	98	29	53	67	4	3	2	3	1	2
徳島	24	6	18	23	8	8	2	7	4	3
香川県	47	9	46	70	9	9	—	—	5	5
愛媛	30	3	60	69	6	6	3	5	10	10
高知県	—	—	22	40	13	6	1	—	4	6
福岡	112	20	202	305	38	19	14	8	23	37
佐賀	4	2	49	66	2	1	4	5	4	4
長門	24	9	53	68	6	15	443	231	8	7
熊本市	67	5	53	70	11	6	36	294	10	12
大分	46	1	70	89	12	10	12	58	6	6
宮崎	51	5	29	48	21	10	5	12	—	—
鹿児島	24	—	87	79	13	7	1	2	6	3
沖縄	19	6	30	36	12	8	—	—	5	5
計	6 104	805	5 383	7 559	744	580	842	3 120	554	740

動件数及び救助人員

(昭和57年中)

建物等に よる事故		ガス及び 酸欠事故		爆発事故		その他の 事故		計	
件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
17	13	151	46	1	3	103	82	1 070	749
5	5	2	2	2	2	8	9	160	157
1	1	2	2	1	1	10	10	152	105
3	4	32	22	1	1	38	38	326	236
2	2	—	—	—	—	4	4	60	70
1	1	2	2	—	—	14	15	94	116
6	6	7	4	—	—	15	13	139	134
3	3	—	—	—	—	15	15	193	251
—	—	—	—	—	—	26	27	248	208
13	16	—	—	—	—	16	19	197	219
24	25	3	4	2	6	33	38	495	659
245	252	34	36	2	5	56	62	649	580
41	53	23	6	4	4	215	220	2 295	2 109
3	3	—	—	—	—	75	87	858	1 167
1	1	—	—	—	—	33	28	267	234
2	2	1	1	—	—	7	5	88	64
1	1	13	2	—	—	6	9	82	91
3	—	—	—	—	—	8	6	129	83
1	—	2	3	1	1	28	38	165	194
1	1	—	—	—	—	17	15	213	1 333
5	6	6	5	1	4	19	20	202	257
21	21	10	7	—	—	30	34	410	535
5	5	3	3	1	1	28	24	590	412
—	—	—	—	—	—	8	8	183	216
8	10	2	2	—	—	8	9	121	154
38	38	28	29	2	4	35	37	320	212
20	20	11	8	1	—	127	101	2 011	645
1	1	—	—	—	—	77	78	708	406
1	1	2	2	—	—	15	13	243	272
1	1	—	—	—	—	22	27	143	164
1	1	5	1	—	—	7	9	129	87
—	—	1	2	—	—	11	10	63	79
5	9	2	4	1	1	15	13	209	184
7	6	3	3	—	—	32	28	348	363
2	1	6	10	—	—	15	8	181	123
—	—	1	4	1	1	7	7	65	59
1	1	—	—	2	7	7	7	117	108
2	2	1	1	1	5	21	27	134	128
1	1	—	—	—	—	5	6	46	59
18	24	12	14	—	—	78	72	497	499
—	—	—	—	—	—	2	2	65	80
3	3	—	—	—	—	22	35	559	368
—	—	3	2	—	—	14	17	194	406
3	3	1	3	—	—	12	12	162	182
—	—	4	3	—	—	6	6	116	84
9	1	5	—	—	—	31	15	176	107
2	2	—	—	—	—	13	11	81	68
526	545	380	235	26	56	1 394	1 376	15 953	15 016

附属資料28 1982年 世界 主要

都 市 名 (国 名)	管内面積 (km <sup>2</sup> )	人 口 (万人)	消 防 職 員 数 (人)	出火件数 (件)
北 京 (中 国)	16 800	920	2 800	762
東 京(23区) (日 本)	591	814	14 717	5 344
ニ ュ ー ヨ ー ク (ア メ リ カ)	829	707	13 025	121 196
ホ ン コ ン (イ ギ リ ス)	1 064	500	6 056	12 766
シ カ ゴ (ア メ リ カ)	584	301	5 531	30 133
ロ サ ン ゼ ル ス (ア メ リ カ)	3 132	300	3 478	26 693
横 浜 (日 本)	429	282	2 785	1 268
メ ル ボ ル ン (オ ー ス ト ラ リ ア)	811	280	2 070	9 928
大 阪 (日 本)	211	254	3 577	1 727
シ ン ガ ポ ー ル (シ ン ガ ポ ー ル)	618	249	1 026	6 093
名 古 屋 (日 本)	328	205	2 131	1 262
大 邱 (韓 国)	457	190	381	534
ベ ル リ ン (西 ド イ ツ)	480	189	3 322	7 553
ハ ン ブ ル グ (西 ド イ ツ)	755	164	2 312	7 722
ウ ィ ー ン (オ ー ス ト リ ア)	415	152	1 430	4 131
ケ ン ト (イ ギ リ ス)	373	148	827	7 478
京 都 (日 本)	611	146	1 714	227
札 幌 (日 本)	1 118	142	1 554	492
神 戸 (日 本)	543	136	1 240	728
仁 川 (韓 国)	201	118	277	263
福 岡 (日 本)	336	107	887	436
北 九 州 (日 本)	478	106	909	315
川 崎 (日 本)	136	103	1 379	412
モ ン ト リ オ ー ル (カ ナ ダ)	121	102	2 236	5 277
広 島 (日 本)	676	89	969	537
ホ ノ ル ル (ア メ リ カ)	1 563	82	1 005	3 697
ブ リ ス ベ ー ン (オ ー ス ト ラ リ ア)	1 220	73	786	3 558
サ ン フ ラ ン シ ス コ (ア メ リ カ)	78	70	1 590	6 584
ロ ッ テ ル ダ ム (オ ラ ン ダ)	270	57	678	2 799
シ ア ト ル (ア メ リ カ)	255	50	1 008	3 667
ユ ベ ン ハ ー ゲ ン (デ ン マ ー ク)	88	49	674	2 048
バ ン ク ー バ ー (カ ナ ダ)	92	41	834	1 214
ウ ェ リ ン ト ン (ニ ュ ー ジ ー ラ ン ド)	204	32	446	2 531
オ タ ワ (カ ナ ダ)	79	30	522	1 565

(海外の主要都市については、東京消防庁の協力による。)

都 市 の 火 災 状 況

出 火 率 (人口1万人 当たりの 出火件 数)	死者数 (人)	人口100万 人当たりの 死者数 (人)	死者1人当 たりの出火 件数 (件)	主 な 出 火 原 因		
				1 位	2 位	3 位
0.8	23	2.5	33.1	暖房・調理器具	たばこ	放火(疑含)
6.6	132	16.2	40.5	放火(疑含)	たばこ	火あそび
171.4	252	35.6	480.9	放火(疑含)	たばこ	火あそび
25.5	41	8.2	311.4	たばこ	電気欠陥	調理・暖房器具
100.1	130	43.2	231.8	たばこ	調 理	放 火
89.0	102	34.0	261.7	たばこ	電 気	過 熱
4.5	30	10.6	42.3	火あそび	たばこ	放火(疑含)
35.5	23	8.2	431.7	放火の疑い	電 気	ご み
6.8	38	15.0	45.4	放火(疑含)	たばこ	火あそび
24.5	8	3.2	761.6	たばこ	太 陽 熱	電 気
6.2	31	15.1	40.7	たばこ	火あそび	放火(疑含)
2.8	16	8.4	33.4	電 気	たばこ	油 脂
40.0	51	27.0	148.1	マ ッ チ	調 理 器 具	たばこ
47.1	15	9.1	514.8	調 理 器 具	放 火	電 気
27.2	13	8.6	317.8	放火の疑い・不注意	たばこ・火あそび	暖房器具
50.5	7	4.7	1 068.3	放火の疑い	自 動 車	電 気
1.6	30	20.5	7.6	放火(疑含)	こ ん ろ	たばこ
3.5	19	13.4	25.9	たばこ	放火(疑含)	こ ん ろ
5.4	10	7.4	72.8	たばこ	放火(疑含)	火あそび
2.2	7	5.9	37.6	電 気	火あそび	暖房器具
4.1	12	11.2	36.3	放火(疑含)	こ ん ろ	火あそび
3.0	11	10.4	28.6	放火(疑含)	こ ん ろ	たばこ
4.0	17	16.5	24.2	放火(疑含)	たばこ	火あそび
51.7	30	29.4	175.9	たばこ	電気配線	不 注 意
6.0	14	15.7	38.4	火あそび	たばこ	こ ん ろ
45.1	8	9.8	462.1	放火(疑含)	機 械 欠 陥	不 注 意
48.7	9	12.3	395.3	火あそび	たばこ	電 気
94.1	21	30.0	313.5	たばこ	調 理 器 具	放 火
49.1	3	5.3	933.0	火あそび	電 気	放 火
73.3	15	30.0	244.5	裸 火	たばこ	過 熱
41.8	...	...	...	...	...	...
29.6	8	19.5	151.8	放 火	電 気・機 械	不 注 意
79.1	2	6.3	1 265.5	電 気	たばこ	家 庭 器 具
52.2	5	16.7	313.0	たばこ	放 火	電 気



第2 火災等の災害の実態

第1表	火災の概況	38
第2表	1日当たり及び1件当たりの火災の概況	39
第3図	火災の傾向	39
第4表	火災種別出火件数の構成割合	40
第5表	火災種別出火件数の推移	40
第6表	四季別出火状況	40
第7表	出火率、出火件数、人口及び世帯数の変化	41
第8図	都道府県別出火率	42
第9表	覚知方法別出火件数	42
第10表	初期消火器具等の使用状況	43
第11表	損害額の推移	43
第12表	火災による死傷者の推移	44
第13表	火災種別死傷者数	44
第14表	月別死傷者発生状況	45
第15図	時間帯別死者発生状況	45
第16表	人口に対する死者数の割合	46
第17表	建物用途別及び階層別の死者発生状況	47
第18表	建物構造別・死因別死者発生状況	48
第19表	死因別死者発生状況の推移	48
第20表	死に至った経過と年齢別の死者の状況	50
第21表	高齢者(61歳以上)の人口と死者数	52
第22表	1件で3人以上の死者を出した火災の火災種別発生状況	52
第23表	1件で3人以上の死者を出した建物火災の建物用途別死者発生状況	53
第24図	放火自殺者の年齢別・性別発生状況	53
第25表	出火原因別出火件数	54
第26図	出火原因別の出火件数と損害額	55
第27表	たばこによる火災の損害状況	55
第28表	火あそび及びびたき火による火災の損害状況	56
第29表	ストーブによる火災の損害状況	57

第30表 放火及び放火の疑いによる火災の損害状況.....57

第31表 主な着火物別出火件数.....58

第32図 建物火災月別出火件数.....59

第33表 用途別建物火災の損害状況.....60

第34表 火元建物の構造別損害状況.....60

第35表 建物火災の損害額及び焼損面積の段階別出火件数.....61

第36図 建物火災の主な出火原因と経過.....62

第37図 建物火災1件当たりの焼損面積.....63

第38表 建物火災の放水開始時間別焼損状況.....64

第39図 建物火災の鎮火所要時間別焼損状況.....65

第40図 林野火災の月別出火件数.....66

第41表 林野火災の焼損面積段階別損害状況.....66

第42図 林野火災の主な出火原因と経過.....67

第43図 車両火災の主な出火原因と経過.....68

第44図 船舶火災の主な出火原因.....69

第45表 昭和58年上半年(1～6月)における火災の概況(概数).....70

第46表 1981年諸外国の火災状況.....71

第47表 地震による主な被害状況.....73

第48表 風水害等による主な被害状況.....75

第49表 ガス火災件数.....77

第50表 ガス火災による死傷者数.....77

第51表 発生場所別ガス火災件数.....78

第52表 消費元におけるガス火災の発生原因別件数.....78

第53表 ガス災害等の発生件数.....78

第54表 ガス災害等による死傷者数.....79

第55表 ガス災害等の発生場所別件数.....79

第56表 消費先におけるガス災害等の発生原因別件数.....80

第57表 石油コンビナート災害件数の推移.....80

第58表 主な石油コンビナート災害.....81

第59表 危険物施設における火災の発生件数と被害状況.....82

第60図 危険物施設別火災発生状況.....83

第61表 出火原因別(類別品名別等)火災発生件数.....83

第62表 危険物施設の火災の拡大状況.....84

第63表 危険物施設における流出等の事故発生件数.....84

第64図 危険物施設別流出等事故発生状況.....85

第65表 主要港湾における消防機関の出動状況.....85

第66図 民間航空事故等の推移.....86

### 第3 消防行政の現況

第1—1表 市町村の消防組織の現況.....87

第1—2図 消防本部・消防署所数の推移.....88

第1—3図 消防職団員数の推移.....88

第1—4表 消防団員の年齢構成.....91

第1—5表 消防機械の保有数.....92

第1—6表 消防水利(人工水利)の保有数.....93

第1—7図 消防通信施設等の状況.....94

第2—1表 救急出場件数及び搬送人員の推移.....96

第2—2表 急病と交通事故による出場件数の全件数に対する割合.....97

第2—3図 医療機関別搬送人員の状況.....97

第2—4表 傷害程度別搬送人員の状況.....98

第2—5図 収容所要時間別搬送人員の状況.....98

第2—6表 転送回数別搬送人員の状況.....99

第2—7表 医療機関別転送理由の状況.....100

第2—8表 救急隊員の行った応急処置の状況.....101

第2—9表 救急業務実施市町村数の推移.....102

第2—10図 救急業務実施形態の内訳.....102

第2—11表 救急隊数の推移.....103

第2—12表 救急病院及び救急診療所の推移.....105

第3—1表 救助活動件数及び救助人員の推移.....106

第3—2表 事故種別救助活動の状況.....106

第3—3表 救助隊の設置状況.....107

第5—1表 大震火災対策施設の整備状況.....116

第5—2表 地震防災対策強化地域一覧表…………… 117

第5—3図 地震防災対策強化地域の指定状況…………… 117

第5—4表 地震対策緊急整備事業計画の内容(消防用施設関係)…………… 118

第5—5表 都市における避難場所の指定状況…………… 121

第5—6表 都市における震災訓練の実施状況…………… 121

第5—7表 資機材等の備蓄状況…………… 122

第5—8表 震災対策施設整備に係る助成措置状況(単独事業)…………… 123

第5—9表 震災時相互応援協定の締結状況…………… 123

第5—10表 震災対策関係調査研究事業の実施状況…………… 124

第6—1表 テレビ、ラジオによる防災知識普及啓発事業の実施状況…………… 127

第6—2表 婦人防火クラブ及び少年消防クラブの推移…………… 129

第7—1表 全国の防火管理実施状況…………… 133

第7—2表 全国の共同防火管理実施状況…………… 134

第7—3表 防火対象物数(150㎡以上)…………… 135

第7—4表 全国における特定防火対象物の屋内消火栓設備及びスプリン  
クラー設備の設置状況…………… 136

第7—5図 過去5年間の主な防火対象物等におけるスプリンクラー設備  
の設置率の推移…………… 137

第7—6表 地下街等におけるガス漏れ火災警報設備の設置状況…………… 137

第7—7表 消防設備士の数…………… 138

第7—8表 防災防火対象物数及び防災物品の使用状況…………… 139

第7—9表 表示制度の実施状況…………… 140

第7—10表 判定項目別不備率…………… 141

第7—11表 消防同意事務処理状況…………… 142

第7—12表 火災予防査察実施状況…………… 143

第7—13図 過去5年間の火災予防査察実施回数の推移…………… 144

第7—14表 防火対象物に関する措置命令等(消防法第5条)の状況…………… 145

第7—15表 消防用設備等に関する措置命令等(消防法第17条の4)の状況…………… 146

第7—16表 検定申請数量…………… 149

第7—17表 鑑定及び受託試験の申請件数…………… 150

第8—1図 危険物施設数の状況…………… 151

第8—2表 危険物施設数の推移…………… 152

第8—3図 危険物施設の規模別構成比…………… 153

第8—4表 危険物取扱者試験実施状況…………… 154

第8—5表 危険物取扱者保安講習受講者数及びその危険物取扱者免状の  
種類別内訳…………… 155

第8—6表 自衛消防組織等を設ける事務所数の推移…………… 155

第8—7表 保安検査の実施状況…………… 156

第8—8表 危険物施設に対する立入検査の実施状況…………… 157

第8—9表 危険物施設等に関する措置命令等の推移…………… 157

第9—1図 石油コンビナート等特別防災区域の指定状況…………… 160

第9—2表 第一種事業所の新設等の届出の現況…………… 164

第10—1表 国庫補助金による林野火災用消防施設等の整備状況…………… 165

第10—2表 空中消火の実施状況…………… 167

第11—1図 原子力発電所立地図…………… 170

第11—2表 準地下街の防災改修の進ちょく状況…………… 173

第12—1表 卒業生数の推移…………… 177

第12—2表 教育訓練の実施状況…………… 178

第12—3表 科別受講状況…………… 181

第12—4表 初任教育期間別消防学校数…………… 181

第12—5表 新規採用者の初任教育受講状況…………… 182

第12—6表 消防学校教職員数…………… 182

第12—7表 アジア諸国等消防職員研修受講状況…………… 184

第13—1表 消防職員及び消防団員の活動状況…………… 186

第13—2表 消防職員及び消防団員の公務による死傷者数…………… 186

第13—3表 消防団員報酬等の地方交付税算入額…………… 190

第13—4表 公務上における消防団員の死傷者数の推移…………… 191

第13—5表 補償基礎額改定状況…………… 191

第13—6表 消防協力者等の死傷者数の推移…………… 192

第13—7表 公務災害補償費の支払状況…………… 193

第13—8表 福祉施設の実施状況…………… 193

第13—9表 消防関係者の表彰者数等…………… 197

第15—1表 普通会計決算額と消防費決算額との比較並びに1世帯当たり及び住民1人当たり消防費の推移…………… 204

第15—2表 市町村消防費の性質別歳出決算額の推移…………… 205

第15—3表 市町村消防費決算額の財源内訳…………… 205

第15—4表 消防費の単位費用及び基準財政需要額の推移…………… 206

第15—5表 国庫補助金による年度別消防施設等整備状況…………… 208

第15—6表 市町村の消防施設整備事業に対する地方債許可額の推移…………… 210

第15—7表 都道府県の消防防災費決算額と消防関係補助金等の推移…………… 210

第15—8表 昭和58年度消防庁関係予算主要事項別一覧…………… 211

附 属 資 料

1 昭和57年度の法令の制定…………… 215

2 昭和57年中の主な火災等…………… 217

3 都道府県別火災損害状況…………… 220

4 月別火災損害状況…………… 228

5 出火原因別火災損害状況…………… 230

6 主な出火原因の推移…………… 230

7 用途別の主な火災事例…………… 232

8 昭和21年以降の火災損害状況…………… 234

9 昭和21年以降の火災損害比較…………… 238

10 昭和21年以降の大火記録…………… 240

11 風水害等による都道府県別被害状況…………… 242

12 関東大地震以後の主な地震災害…………… 247

13 昭和21年以降の風水害等の記録…………… 248

14 旅館・ホテル等に係る表示制度の都道府県別実施状況…………… 250

15 都道府県の防災訓練の実施状況…………… 252

16 都道府県別市町村消防組織一覧…………… 254

17 消防機関数と消防職団員数の推移…………… 256

18 政令指定市町村数の推移…………… 257

19 自主防災組織の都道府県別結成状況…………… 258

20 危険物施設数の推移…………… 260

21 容量別、都道府県別屋外タンク貯蔵所の施設数…………… 262

22 石油コンビナート等特別防災区域の現況と防災資機材の整備状況…………… 264

23 都道府県別救急業務実施状況…………… 268

24 都道府県別事故種別救急出場件数…………… 270

25 都道府県別事故種別救急搬送人員…………… 272

26 都道府県別経営主体別救急病院及び救急診療所告示状況一覧…………… 274

27 都道府県別救助活動件数及び救助人員…………… 276

28 1982年世界主要都市の火災状況…………… 278

「昭和58年版消防白書」正誤表

ページ	所 在	誤	正
162	下から7行目	940	938